

サステナビリティ研究 Vol.4

目 次

<特集論文1>

解題：地域に根ざした再生可能エネルギー振興の諸課題	船橋 晴俊	3
福島県における再生可能エネルギーの関連産業政策と導入推進政策の展望	大平 佳男	7
南相馬市における「ソーラーシェアリング」のとりくみ —震災からの歩みを中心に—	中山 弘・大門 信也	17
固定価格買取制度（FIT）導入後の岩手県の再生可能エネルギー	茅野 恒秀	27
再生可能エネルギー事業の社会的普及と信用力スキーム	湯浅 陽一・大門 信也	41

<特集論文2>

解題：地域を支える暮らしの共同、女性と生活の持続性	吉野 馨子・諸藤 享子	55
農村における食の自給の変容とその現状、今日的な意味の検討	吉野 馨子	61
山村における自給的農林業の継承をめざして —鳥根県浜田市弥栄自治区における実践研究の成果と課題—	相川 陽一・福島 万紀	77
地域と暮らしに根ざした、「もう一つの働き方」の岐路 —ワーカーズコレクティブにおける仕事概念の複合性を題材に—	田中 夏子	97
農村女性起業における当事者性と持続可能性	宮城 道子	111
「生活優先社会」の実現に求められる視点 —中長期ビジョン再考—	諸藤 享子	125
日本の農家女性の農家継承 —入会としての農地・農家・農村と農業—	柳澤 隆夫	137

<投稿論文>

中国における風力発電の発展の困難と電力管理体制の欠陥 —風力発電の「消費の困難」と「接続の困難」を二つの事例として	高 瑜	151
投稿規定		167
編集後記		171

特集論文 1

解題：地域に根ざした再生可能エネルギー振興の諸課題

船橋 晴俊

1. 再生可能エネルギーと社会変革の課題

再生可能エネルギーの効果的な普及促進政策の研究は、エネルギー政策としても、環境政策としても、今日、非常に重大な課題となっている。日本社会における再生可能エネルギー普及の努力は、1990年代から次第に広がってきたが、2011年3月の東日本大震災以降は、まったく新しい歴史的段階に入ったと考えられる。

その理由は、東日本大震災、とりわけ、福島原発震災が、原子力を柱とする従来のエネルギー政策のあり方に根本的な反省を迫ったからである。福島原発震災は直接的には原子力政策の転換を緊急の政策課題として浮上させたが、単にエネルギー政策や防災政策の見直しに留まらず、日本社会に対して、非常に多元的な社会変革の課題を提起している。その理由は、福島原発震災が人災であること、それを生み出した社会的要因連関として、日本社会の意思決定のあり方、地域振興のあり方、自治体財政のあり方、科学技術のあり方、裁判のあり方、マスメディアのあり方などに、直接的、間接的な理由を探ることができるからである。

この視点から見ると、再生可能エネルギーの振興とは、エネルギーについての単なる技術的選択の問題ではなく、日本社会の望ましいあり方の選択と結びついている課題なのである。再生可能エネルギーの振興を巡っては、二重の選択肢が立ち現れている。第一の選択肢は、従来の化石燃料と原子力を柱とするハードエネルギーパスを選

ぶのか、省エネと再生可能エネルギーを柱とするソフトエネルギーパスを選ぶのかという選択であり、第二の選択肢はその担い手主体の選択である。第一の選択肢については、今や、多くの人々が、化石燃料や原子力に対する再生可能エネルギーの原理的優越性を認めるにいたっている。原理的優位性とは、①枯渇せず、持続可能性を備えていること、②放射性廃棄物や大気汚染や温暖化効果ガスというような深刻な環境負荷を伴わないこと、③さまざまな種類の再生可能エネルギーを総合的に考えれば地理的分布の平等性という点で優れていること、などである。それゆえ、日本社会においては、とりわけ震災後の2011年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（略称、再エネ特措法）に基づき、2012年の7月から開始された固定価格買い取り制の開始により、再生可能エネルギーの振興は、一種のブームとなってきたとも言える。

2. 「地域に根ざした」再生可能エネルギー普及の重要性

しかし、ここで考えなければならないのは、再生可能エネルギーの振興を基本的方向付けとした上で、その推進主体をめぐる第二の選択肢である。一方で、外来型・誘致型開発の道があり、他方で、地域に根ざした方法がある。誘致型開発は、実際には、受益の大半が、地域外部の主体に持ち去られるという意味での「植民地型開発」になりやすい。これに対して、「地域に根ざした方法」

は、「再生可能エネルギーは地域のもの」という理念に基づいて、各地域の内部で事業主体を立ち上げ、地域内部に潜在している資金力を生かし、事業の受益を地域内部に還流させ、地域内部で資金を循環させていくことである。

財政的、経済的に各地域社会の自律性と自立性を高めるべきことが、福島原発震災の教訓であることを考えれば、「地域に根ざした」再生可能エネルギーの振興は、震災後の日本社会の変革にとって、非常に重要な柱なのである。

3. 再生可能エネルギー問題への社会学の視点

以上のような理由で、「地域に根ざした再生可能エネルギーの振興」は、優先度が高く、また、魅力的な課題であるが、そのためには、さまざまな学問分野の知見が総合的に組み合わせられ駆使されなければならない。その際、社会的アプローチとしては、どのような課題が大切であろうか。

社会的視点として、第一に必要なのは、社会計画論的な視点である。すなわち、どのような制度的、政策的枠組みを設定すれば、再生可能エネルギーが普及するのか、とりわけ「地域に根ざした」事業が発展するのかを考える視点である。第二に、社会運動論的視点と組織社会学的視点も必要である。「地域に根ざした」事業を形成するためには、住民たちが事業の担い手となる必要がある。その際、環境問題の解決や脱原発を志向する住民運動から出発して、どのように再生可能エネルギー事業を担う組織経営体を形成出来るかが、課題になる。第三に、地域社会学的視点や政治社会学的視点も、社会的合意形成問題を考える際には不可欠である。再生可能エネルギー事業、とりわけ、風力発電や地熱発電事業の成否は、地域社会の特性や地域社会における人々と当該事業の関係のあり方にかかってくる。この点での知見が、第一の社会計画論的視点と、第二の組織社会学的視点に基づく知見に組み合わせられることが必要である。さらに、第四に、事業を実施するためには

資金確保が不可欠であるが、効果的な資金確保の方式（とりわけ環境金融のあり方）についての経済社会学的な検討も重要な課題となる。金融をめぐる行為と意思決定については経済学的合理性が基底的な論理としては存在するが、実際の金融行動は、国ごとに多様性を示すのであり、それは経済社会学の対象となる。

本特集は、これらの課題のすべてをカバーするものではないが、普及の実態を踏まえつつ、効果的な制度枠組みや、取り組み態勢のあり方や、地域金融のあり方について、現時点での問題状況について、事例に即して解明と考察を試みたものである。より具体的には以下の各論文で、次のような主題が取り扱われる。

4. 各論文の主題

本特集は、4点の論文からなるが、各論文の主題は以下のようなものである。

大平佳男論文「福島県における再生可能エネルギーの関連産業政策と導入推進政策の展望」は、福島県における再生可能エネルギーの普及政策・普及努力について、包括的な現状把握を試みている。本論文は福島大学に在籍する研究者によるものであり、産業政策という視点から、地域経済にとって有益な形での事業の展開を模索している。

中山弘・大門信也論文「南相馬市における「ソーラーシェアリング」のとりくみ」は、震災被災地からの地域再生の住民運動の中から、どのように再生可能エネルギーへの取り組みが動きだしたのか、どのような組織で事業を担っていったらいいのかについて、福島県南相馬市における住民グループの取り組みの歴史を分析することによって得られた知見と課題を整理している。

茅野恒秀論文「固定価格買取制度（FIT）導入後の岩手県の再生可能エネルギー」は、岩手県における再生可能エネルギーの導入の最新の実態についての報告である。「規模の経済」を志向し、地域外部から参入してくる大手資本の実績と実態を記述するとともに、「地域に根ざした事業体」

の形成が、今後どのような問題状況に直面するのかについて、考察している。

湯浅陽一・大門信也論文「再生可能エネルギー事業の社会的普及と信用力スキーム」は地域の金融力に依拠した再生可能エネルギーの事業展開の可能性と困難性を分析しようとするものであり、経済社会学的視点を柱とした論文である。ドイツの信用力スキームのあり方を紹介した上で、従来の日本の信用力付与の仕組みを、「信用保証協会」に対するアンケート調査をふまえて、再検討する。

5. 筆者グループの研究活動の経緯

本特集の諸論文は、法政大学サステナビリティ研究所の研究チームの一つとしての「再生可能エネルギー事業化支援研究会」における研究を基盤にしている。同研究会の出発点は、2009年10月から2012年9月にかけて、「科学技術振興機構」(JST)の枠組みの中で「社会技術研究開発事業」として実施された研究開発プログラム「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」(領域総括：堀尾正鞆氏)への参加にある。このプログラムの中の一つのプロジェクトとして「地域間連携による地域エネルギーと地域ファイナンスの統合的活用政策及びその事業化研究」(研究代表者：飯田哲也氏、ただし2012年6月より船橋に交代)に、船橋、湯浅、大門、茅野が、法政大学チームとして参加したことが出発点となった。このプロジェ

クトには、NPO 法人環境エネルギー政策研究所 (ISEP)、九州大学江原幸雄研究室、名古屋大学丸山康司研究室の各チームが参加し、青森県、秋田県、北海道などの諸地域での調査、シンポジウムを組織するとともに継続的に研究会活動を行ってきた。そのような活動を通して、法政チームは大学院生などの参加によりメンバーが拡大するとともに、各地(福島県南相馬市、東京都八王子市・杉並区、神奈川県大磯町など)の住民グループとの交流も広がったので、2013年度より、「事業化支援」を掲げた研究会として再編成したものである。本特集の各論文の内容上の責任は各筆者にあるが、2009年以降の研究活動においては、各地での聞き取りに協力していただいた多数の関係者の方々と、飯田哲也氏を代表とするプロジェクトのコアメンバーであった松原弘直 (ISEP)、山下紀明 (ISEP)、丸山康司、西城戸誠 (法政大学)、分山達也 (九州大学) の各氏にはたいへんお世話になりました。ここに記して感謝の意を表したい。

再生可能エネルギーの振興を主題とした研究は、その普及段階の変化にともなう、さらにさまざまな研究テーマへの取り組みが必要となっている。また、東日本大震災からの地域再生問題とも密接に絡み合っているため、さらに継続的に研究活動を通しての実践的貢献をめざして、取り組んでいきたい。

船橋 晴俊 (フナバシ・ハルトシ)

法政大学サステナビリティ研究所副所長

福島県における再生可能エネルギーの 関連産業政策と導入推進政策の展望

Perspective of Renewable Energy Policies in Fukushima: Industrial Cluster Policies and Promotion Incentive Policies

大 平 佳 男
Yoshio Ohira

Abstract

This article refers renewable energy policies in Fukushima for revival from the Great East Japan Earthquake and nuclear accident. Two policies are deployed in Fukushima, one policy is formation of industrial cluster for renewable energies and another policy is to promote renewable energy. Industrial cluster policies are to invite the National Institute of Advanced Industrial Science and Technology, Fukushima floating offshore wind farm demonstration project, human resource development, and so on. In this policy, manufacturers of renewable energy capacities are less, it is necessary to increase manufacturers to enter the industry of renewable energy capacities. Introduced and promoted policies of renewable energy are to establish Fukushima Renewable Energy-sector Net and Fukushima Airport Solar Power Project, subsidy for domestic photovoltaic power generation, and so on. This article examples renewable energy business in Shirakawa area and outlooks Feed-in Tariffs system. Further, this article studies local initiative renewable energy business in Fukushima. Finally, it is importable Fukushima citizen carry on renewable energy business on one's own initiative

Keywords: Great East Japan Earthquake, Renewable Energy, Feed-in Tariffs, Fukushima

要 旨

本論文は、福島県における東日本大震災及び原発事故からの復興に向けて、再生可能エネルギーを活用したエネルギー政策について言及したものである。福島県では再生可能エネルギー関連の産業集積を図る政策（関連産業政策）と、実際に再生可能エネルギーを導入推進する政策（導入推進政策）が展開されている。関連産業政策では、産総研の誘致や浮体式洋上風力発電の実証研究、人材育成、関連産業の集積などが行われている。この政策では再エネ設備の製造業者の参入が弱く、市場動向を踏まえた再エネの産業集積を図るためには、再エネ設備の製造業者の参入が必要不可欠である。導入推進政策では、再エネの導入支援のためのふくしま再生可能エネルギー事業ネットの創設、福島発電の設立などが行われている。本稿では白河地域での再生可能エネルギー事業モデルを例示しつつ、固定買取価格の展望を行っている。さらに福島県の地域主

導の再生可能エネルギー事業のあり方を検討している。最後に、福島県のエネルギー供給の歴史から、福島県民が主体的に再生可能エネルギーに取り組むことの重要性を論じている。

キーワード：東日本大震災、再生可能エネルギー、固定価格買取制度、福島県

はじめに

福島県は東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、原発事故）からの復興に向け、2012年12月に発表した「ふくしま新生プラン」において再生可能エネルギー（以下、再エネ）の活用を重点プロジェクトの一つに挙げている¹⁾。つまり、福島県の復興のために再エネを活用することが示されている。実際に復興に向けてどのように再エネを活用するのかを示したものが、2012年3月に発表された「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン（改訂版）」（以下、再エネビジョン）であり、その行動計画として2013年2月に「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」（以下、アクションプラン）が発表されている。福島県の復興に向けた再エネ政策はこれらに基づいて進められている。再エネビジョンでは復興とともに環境問題についても言及しており、環境問題の側面では環境負荷の少ない低炭素社会・循環型社会への転換を図るとしている。具体的には再エネとともに省エネへの取り組みについても言及しており、再エネの導入に伴って懸念される環境問題などにも配慮することが示されている²⁾。復興については、エネルギー自立を図る多極分散型モデルや経済と環境との共生が両立するモデルを提示するとしており、単にエネルギーの地産地消を図るのではなく、地域経済にとって有益な事業の展開が望まれる。再エネビジョンやアクションプランでは、「県民が主役となり、県内で資金が循環し、地域に利益が還元される仕組みを構築するとともに、エネルギーの地産地消を推進すること」を明文化している³⁾。このような目

標から、福島県の再エネモデルを構築し、福島県の復興を図り、再エネによるイメージの転換を図ることを目指している。

再エネビジョンでは2つの政策が示されている⁴⁾。1つ目が再エネの関連産業の集積を図る政策（以下、関連産業政策）であり、2つ目が実際に再エネの普及を図る政策（以下、導入推進政策）である。本稿ではこれらの2つの政策に対して課題を提示し、政策提言などを行う。まず関連産業政策では、福島県において産業集積を図るため、太陽光発電産業の先進事例と言える近畿地方や中国地方と対比し、さらに風力発電産業についても言及する。次に導入推進政策については、福島県内で展開されている再エネ事業の先進事例として白河市を取り上げつつ、福島県の復興に向けた再エネ事業のあり方について言及する。

1. 関連産業政策

1-1. 関連産業政策の概要

アクションプランによると福島県の関連産業政策では、①人材育成、②ネットワーク形成、③研究開発・技術支援、④実証試験、⑤取引拡大、⑥海外展開となっている。以下では代表的なものについて取り上げ、現状と課題を提示する。①について、福島県ではテクノアカデミー、福島高専、専修学校、大学などといった教育機関で再エネに関連する技術を有する人材の育成を行っている。これらで育成される人材は差別化を図ることができ、専修学校では就職に直結する実践的な技術を有する人材の育成が行われ、大学では研究・開発につながる人材育成が行われる。これにより再エ

ネに関する設置工事や研究開発といった技術を有する人材育成はなされるが、実際に再エネ事業を担うための人材育成はあまりなされていない。実際に再エネ事業を展開する人材育成は導入推進政策で行う必要がある。②について、再エネ事業に研究成果を効果的につなげるため、産学官の連携を形成する組織として、再エネ関連産業集積推進協議会と再エネ関連産業推進研究会を設置している。前者では再エネ関連産業に関する情報の共有や事業の方向性の検討、進捗状況の把握を目的にしており、後者は同研究会の会員同士でネットワークの形成や共同研究の検討を図り、情報交換や情報発信などを行うとしている。再エネ関連産業研究会では、再エネ関連事業の事例を紹介することで、県内企業の再エネ関連事業への参入を促す意図があると言える。③について、産業技術総合研究所（産総研）の再エネ関連部門が郡山市に研究所（福島再生可能エネルギー研究所）を開設し、再エネの技術開発を行い、事業化を図り普及につなげるというものである。具体的な研究テーマとしては、再エネネットワーク開発・実証（蓄電池なども考慮したスマート・グリッド）、水素キャリア製造・利用技術（水素を活用したエネルギー貯蓄技術）、高効率風車技術およびアセスメント技術、薄型結晶シリコン太陽光電池モジュール技術、地熱発電の適正利用のための技術、地中熱ポテンシャル評価とシステム最適化技術（地中熱を地質情報に基づいて高性能化、低コストを図る技術）、の6つとなっている。郡山市は福島県内で有数の商業都市であり、多くの企業が立地し、産業のすそ野が広い地域である。産総研の誘致に際し、福島県内に再エネの研究成果によって得られた知見を福島県内の企業に波及させる必要があることから、福島県内ですでに産業基盤を有していることが望まれ、さらに首都圏への交通の便や工業団地がすでに整備されていることなどから、郡山市が選定されたと言える。郡山市は1980年代に日本各地で推進されたテクノポリス構想の対象地域であり、テクノポリス法の特別地域の要件（母都市が存在すること、工科系大学が存在する

こと、ある程度の企業集積があること、高速交通機関の利用が容易であることなど）を満たしている⁵⁾。さらに工業団地の整備もなされている。これらの諸要件は再エネの産業集積を図る場合にも共通すると言え、これを満たせる福島県内の市町村は郡山市といわき市に限られてくる。いわき市では浮体式洋上風力発電が計画されているが福島県の南東部に位置しており、再エネの技術を県内全域に広げるためには福島県の中心に位置している郡山市の方が適している。これらのことから、産総研が郡山市に誘致されたと言える。最後に④について、福島県の復興のシンボリックに扱われている事業として浮体式洋上風力発電の実証研究である「福島復興・浮体式ウィンドファーム実証研究事業」がある⁶⁾。浮体式洋上風力発電は世界的にも事例が少ないことから、この実証研究によって世界市場への展開を目指している。また実証試験にはスマート・コミュニティの構築促進も含まれており、これは会津若松市、富士通、会津大学などで展開されている。

1-2. 再エネ製造業の必要性について

関連産業政策では、実証研究や研究機関の誘致、技術系の人材育成が中心に政策展開されているが、復興に寄与する関連産業政策を展開するためには、継続的な雇用を創出させる必要がある。研究開発や実証研究は、再エネの市場拡大や産業自体の拡大に対して重要な要素となるが、再エネ産業そのものを構築するものではないため、継続的な雇用を直接創出させるものではない。これらの研究成果から得られた新技術が再エネ関連産業研究会などを通じて福島県内で波及し、福島県内で再エネ関連製品の生産増加につなげることで、雇用の創出や拡大につながる。さらに研究開発についても、再エネ関連製品のニーズがどのようなところにあるのか、市場の動向を把握しなければならない。つまり、市場で売れる製品でなければならない。技術開発そのものが目的化してしまえば、福島県の復興につながる政策にはならない。

革新的な技術であっても市場で受け入れられるかどうかは別問題であり、場合によっては新たに市場を開拓する必要が出てくる。併せて再エネ市場はFIT制度が大きく影響していることから、FIT制度の動向も把握しておかなければならない⁷⁾。市場のニーズを捉え、それを研究開発に反映させる仕組みが必要である。

関連産業政策では、再エネ関連の企業誘致や新規参入を促すことで産業集積が図られるが、県内企業の多くはもともと部品製造や下請け企業が多く、再エネ設備機器の製造業者は少ない。産業用太陽光発電や水力発電、風力発電など総合的に製造している製造業者は北芝電機（福島市）、水力発電では中川水力（福島市）や日本工営福島事業所（須賀川市）が挙げられるが、必ずしも市場への影響力が大きいとは言い切れない。一方、部品製造を見てみると、太陽光発電パネル関連ではクレハ、スペースエナジー（以上、いわき市）、日本カーボン白河工場、アサヒ電子（伊達市）、エム・セテック相馬工場などが挙げられ、水力発電では東北中川工業（福島市）などが挙げられる。このほか、もともとの取引先が東京電力や東北電力であり、多くの発電施設のある電源地域であることから、電気事業に関連する部品製造やメンテナンス事業などを請け負っていた企業は少ない⁸⁾。このように川上産業はすそ野が広く、実績も豊富であり、再エネの関連産業への参入の障壁も低いと言える。川上産業がこのような状況である一方、再エネ設備機器の製造業の川下産業は十分な受け皿となっているわけではなく、再エネ関連産業において一連の産業集積が形成されているわけではない。また、再エネ設備機器の製造業者は再エネ市場のニーズを把握し、そのニーズに対応することができる立場にある。部品製造や下請け企業だけではそういったニーズを把握することが困難であり、市場のニーズに対応して自らの判断で製品供給を行うことができないわけではない。これは上述した研究開発にもつながる議論と言える。市場のニーズを把握するのは再エネ設備機器の製造業者であり、そこから研究開発が行われ、

その新技術に合わせて部品調達を行うことで、ようやく市場のニーズに反映できるようになる。現状として再エネ設備機器の製造業者があまり立地していないことから、そういった業種に企業立地補助金等を充当することが求められる⁹⁾。

再エネの製造に関連する企業立地について、太陽光発電の製造は主に近畿地方や中国地方などで行われているが、立地範囲が広範であり、産業集積が行われているというわけではない¹⁰⁾。福島県も広い面積を有するが、郡山市を中心に太陽光発電の部品製造だけでなく太陽光パネルの製造業を誘致したり地元企業が参入したりし、太陽光パネルの製造までの一連のサプライ・チェーンが確立することで、産業集積が図られると言える。一方、風力発電の部品製造については、日本風力発電協会（2013）において風力発電の部品ごとにナセル工場、ブレード工場、発電機工場、増速機工場、軸受工場に分けてマッピングしている。風力発電の部品製造は、全国的に見れば分散傾向にあるものの、福岡県と長崎県では上記の5つの製造工場が全て立地しており、特に西日本での製造が盛んと言える¹¹⁾。東日本では北関東や神奈川県・静岡県に製造工場が立地しているものの、軸受工場が存在しておらず、工場立地も広範にわたっている。さらに風力発電は部品の点数が1万点以上におよび、自動車産業と同じと言われるが、自動車産業は例えばトヨタ自動車を頂点とする企業城下町のようなものが確立して効率的に生産活動がなされている上、風力発電自体も自動車ほどの需要があるわけではないことから、部品の需要量も限られていることに注意しておく必要がある。福島県では浮体式洋上風力発電の実証実験を契機に産業集積を図るとしているが、風力発電の場合、ナセルやブレードなど大型の部品となるため、海上輸送が主要手段となる¹²⁾。ドイツやデンマークなどでは、風力発電の製造工場は衰退していた造船業の跡地を利用しているケースがあり、海上輸送が念頭に置かれていると言える。これらの点を踏まえると、いわき市小名浜港を中心に風力発電の産業集積を図ることが効率的と言える。小名浜港

は2011年5月に国際バルク戦略港湾に選定され、大型化が進んでいる輸送船舶の入港に対応できる港湾にすべく開発が進められるようになった。そして2013年12月には石炭の特定貨物輸入拠点港湾に指定され、荷さばき施設等の取得に係わる固定資産税などが軽減されるなどの措置が取られるようになる¹³⁾。このほか、水力発電についてはすでに中川水力といった製造業者がいるが、地熱発電やバイオマス発電については発電設備自体の需要の少なさや電源の多様さから、新たに設備製造業者を誘致することは市場の判断に委ねることになり、新たに政策として産業集積を図るには、FIT制度や電気事業の大幅な転換が求められる¹⁴⁾。

以上のことから、太陽光発電であれば郡山市を、風力発電であればいわき市を中心に産業集積を図るべく、戦略的に政策を展開していく必要がある。産業集積を図る際には、新たに企業誘致を図るか、既存の福島県内企業が新規参入するかになる。いずれのケースでも企業の判断に依存することになるが、その参入の意思決定には再エネ市場の展望や再エネ事業のリスク、企業自体の事業計画などを総合的に判断するため時間がかかる。再エネ事業自体が長期的に有望であり、製造業として新たに参入してもリスクが少ないと判断できるような市場の整備が必要である¹⁵⁾。一方、産業集積によって、県内での再エネ導入だけでなく、県外や世界に向けた再エネ設備の輸出につなげ、福島県の地域経済を活性化させ、福島県の再エネブランドとして、“FUKUSHIMA”のイメージの転換を図る機会になる¹⁶⁾。そのためにも、企業誘致のために行われている津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金や福島県企業立地資金貸付制度に関して、再エネ産業の活性化を図るため、再エネ関連に対しては雇用要件の緩和や融資利率の優遇などの措置を行うことが挙げられる。

2. 導入推進政策

2-1. 導入推進政策の概要

アクションプランによると福島県の導入推進政策では、①再エネ推進体制の充実、②県出資の発電会社の設立、③県有施設での率先導入、④分野別導入施策として住宅用太陽光発電設備への補助、風力発電の導入支援、水力発電の事業可能性調査支援など、4項目にわたる。①では、2013年2月に福島県再エネ推進センターを事務局に「ふくしま再生可能エネルギー事業ネット」を創設し、再エネ事業の支援を行いつつ、再エネ事業のノウハウを蓄積させる体制を整えている。2013年12月段階で、福島県内7か所に地域コーディネーターを配置し、各地域の再エネ導入状況の把握や再エネ導入支援が行われている。②では、福島県が中心となって福島発電株式会社を設立させ、福島空港に1,200kWのメガソーラーを導入する計画となっている。福島発電では併せて県民参加型ファンドを設立させ、そこで集められた資金をメガソーラーの建設事業費に充てることにしている¹⁷⁾。③では、県営復興公営住宅や福島県大笹生学園にて屋根貸し事業を計画している。県が率先して再エネを導入することで、民間企業などでの導入推進を促すことが目的となっている。2013年12月段階でいずれも事業者の参加を募っており、その応募資格は福島県内に営業所があること、福島県内に太陽光発電設備設置を請け負った実績が1年以上あることなどを挙げている。また、公共施設の屋根を利用することから、行政財産の使用に当たることになる。行政財産は地方自治法に基づき使用の許可が必要であるため、福島県ではFIT制度の買取期間である20年間と工事期間を加えた期間の許可を出している¹⁸⁾。④では、電源ごとに取組みが異なっており、太陽光発電であれば住宅用太陽光発電への補助、水力発電や風力発電、地熱バイナリー発電であれば事業可能性調査補助金を設けている。また、バイオマス発電については2013年3月に福島県農林水産部から「木質バイオマス安定供給指針」が示され、

埴町や相双地区、県北・県中地区の合計5か所で発電事業が検討されている。この中で放射性物質の拡散を防ぐ対策を講じ、集荷範囲における木質バイオマス燃料の部位別放射性物質濃度を確認することを掲げており、環境省の実測では99.9%以上がフィルターで除去され、森林除染も期待されていた。しかし、2013年8月鮫川村の放射性物質の減容化施設を兼ねた焼却炉で爆発事故が起き、それをきっかけに翌月に埴町の木質バイオマス発電事業計画が凍結し、その後、他の計画も軒並み凍結する事態となった。木質バイオマス発電事業計画では、フィルターでは除去し切れない放射性物質の漏えいの懸念からNIMBY問題が生じており、反対運動が起きていた。福島県は県土の7割を森林が占めており、木質バイオマス発電は雇用の創出や林業の再生、森林保全などの点からも有望な電源に位置づけられるが、放射性物質の漏えいのチェック体制の確立や安全性の担保など、NIMBY問題を解消することが課題となっている。

2.2. 復興に向けた福島県の再エネ事業

福島県では、東日本大震災や原発事故からの復興に向けて再エネを重要施策の一つに挙げており、再エネを活用して福島県の復興につなげなければならないという喫緊の課題に直面している。上記のような再エネ政策が展開されることで、再エネ導入の機運が高まり、実際に再エネの導入量も増えている。そのような中、福島県内で行われている再エネ事業を見ると、大手企業によるメガソーラー計画がある一方で、2012年度に実施された「福島実証モデル事業」の成果が出てきており、福島県内各地で再エネ（太陽光発電）事業の先進的なモデル事業となっている。福島実証モデル事業は、太陽光発電事業の先進的な事業で、事業採算性が見込まれ、将来的に何らかの波及効果が期待できるものを対象に、その有効性を検証し、自律的に太陽光発電が普及できる仕組み作りを進めることを目的に行われている。福島実証モデル事業は、民間企業だけでなく、非営利団体や地域

協議会といった組織での事業もある。ここではその中から白河地域再生可能エネルギー推進協議会（以下、白河再エネ協議会）について取り上げる。白河再エネ協議会では、震災後に中小企業家同友会のメンバーとすぐに議論を開始し、東日本大震災及び原発事故によって生じた風評被害の払拭を図るため、再エネの推進を行うこととし、協議会が立ち上がった。また、白河市といった行政にとっても、再エネ導入に伴って地元企業が活性化したり、再エネ関連の産業集積が図られることで地域が活性化したりすることで、地域経済にとってプラスに寄与する¹⁹⁾。白河再エネ協議会における事業展開の目的は、福島県の掲げる導入推進政策及び関連産業政策と合致している。市町村単位で導入推進政策と関連産業政策を行う場合、福島県の再エネ政策と合致していることから県との連携が取りやすくなり、さらに地元地域の情報をより詳しく把握していることから地元の要望をより具体的に反映しやすくなる。具体的な取組みとして、地元事業者によって設置工事を行ったり、白河再エネ協議会の有志で設立した白河エナジー株式会社が再エネ事業を展開したりしている。具体的な取組みを見ると、10～50kWの太陽光発電事業を中心に事業展開をしており、設置工事を請け負ったり、自ら設置した太陽光発電事業のオーナー制度を行ったりしている。10～50kWの区分は、電気事業に依拠する。10kW未満は余剰買取で買取期間が10年である。10kW以上の買取期間が20年であるのに対して、余剰買取では固定買取価格で買い取られる保証期間が短いことから、10kW以上に引き上げ、事業性が見出すようにしている。また、50kW以上になると高压連系や特別高压連系が求められるようになり、接続できる送電系統も限られてくる。再エネ事業の場所から接続できる送電系統までは再エネ事業者が担わなければならない、その距離が遠くなればなるほど送電系統の設置コストや用地買収等で負担が増加する。そうなれば再エネ事業計画も負担の増加で採算が合わなくなる。このほかにも専用の変圧設備の設置や電気主任技術者の選出などでさらな

る負担の増加が生じる。そのため、50kW以上の規模の太陽光発電事業であれば、採算を合わせるために大規模な太陽光発電事業を展開するようになる²⁰⁾。また、太陽光発電事業のオーナー制度については、中学校跡地を利用して白河エナジーが太陽光発電パネルを設置し、その太陽光発電パネルのオーナーを募るといったものである。オーナー制度を取ることで白河エナジーにとっては取引コストや事業コストなど追加的なコストが発生し、さらにそもそも得られたであろう売電収入の一部をオーナーに分配する状況となる。しかし、白河エナジーとしては、地域内で再エネ事業の理解を得てもらい、地域にお金が循環する仕組みを作ることで、再エネへの理解が促進されることを期待し、あえてオーナー制度を導入している。このような様々な取組みを行い、白河再エネ協議会のメンバーで総出力2MWを超えている事業が展開されている。

FIT制度は制度開始3年間をプレミアム期間としており、割高な固定買取価格が設定されている。ここから、特に太陽光発電事業についてはいち早く適地で事業が行われたり、土地の確保が行われていたりしている。このようにすばやく事業展開のできる大手企業は割高な固定買取価格のもとで太陽光発電に適した広大な土地で事業展開をして大きな利益を得ることができるが、これもFIT制度の開始初期に見られる行動と言える。このような時期が終わり、固定買取価格が引き下げられた次の時期では、低い固定買取価格のもとで事業性のある太陽光発電事業を展開する必要が求められるとともに、広大な太陽光発電の適地の確保が困難となってくる²¹⁾。つまり、生産性の悪い土地で太陽光発電事業を行うか、土地の確保自体の高コスト化に直面することになり、そこから得られる利益も小さくなるため、大手企業の参入は減少してくると言える。その一方で地域での小規模な再エネ事業の展開の可能性が見出せるようになる。太陽光発電に適した広大な土地が減少する中で、これまで大手企業が注目してこなかった小規模な土地が残されていることから、こういった

土地で当該地域の企業や住民などが太陽光発電事業を展開することが求められ、さらにこういった小規模な事業に対して支援していくことも求められる。このような背景と上記のような理由から、10～50kWの規模の太陽光発電事業が各地域で分散的に数多く展開されることが望まれる。なお、太陽光発電の適地は優良農地と重複しており、農地での太陽光発電事業のニーズが高い。しかし、農地は農業振興地域制度や農地法などによって保護され、太陽光発電事業を行うためには農地転用を行う必要がある。しかし、農地転用できる農地は限られており、大きな課題となっている。

2-3. 福島県の地域主導の再エネ事業のあり方

大手企業による地域にメリットの少ない事業参入の懸念から、地域主導の再エネ事業を念頭に、全国的に市町村を中心に条例を制定して地域貢献する枠組みを設けるケースが見られる。あるいはコミュニティ・パワーのような枠組みを用いて、再エネ事業に一定の地域貢献を求める議論もある。FIT制度のもとで高い利益を求めて大手企業の参入が今後も続くのかを考えると、上記したように適地の有限性や土地確保の高コスト化があり、さらに固定買取価格の引き下げに伴い、必然的にいずれ終局を迎えることになると言える²²⁾。よって、太陽光発電に着目して長期的に見ると、大手企業が行うメガソーラーといった大規模な太陽光発電事業と小規模な太陽光発電は競合するものではなくなる。さらに福島県の現状を考慮すると、福島県は県外への避難や移住などから県内人口そのものが減少しており、再エネ事業に限らずあらゆる分野で人手が足りず、その一方で経済活動などは風評被害をはじめとした被害が生じていることから、雇用創出も厳しい状況となっている。福島県では関連産業政策で再エネ産業の誘致を求めていることから、大手企業や地元企業などのあらゆる経済主体がどう連携していくかに重点を置き、その中で地域にメリットのある形を反映させるような枠組みを設けることも重要である。よって現在の福島県にとってこれらの既存の枠組みだ

けは不十分であり、福島県独自の地域主導のあり方を検討しなければならない。例えば福島県の地域主導のあり方として、①地域に利益が還元されること、②再エネ関連事業によって地域に継続的な雇用が生まれること、③地域で設置された再エネの電力が地域で使えること、④地域の産業・経済・文化に基づいた事業であること、などが挙げられる。①は、地域主導の再エネ事業とはいえ、何ら利益が発生しない再エネ事業は事業そのものを見直さなければならない。②は再エネ事業や電気事業、あるいは再エネの関連産業において、継続的に雇用が生まれる事業であることが求められる。③は電力自由化の進展が必要だが、福島県が有する自然資源から作られた電力を福島県民が使えることで、復興に向かって再エネが活用されていると認識できるとともに、エネルギーの地産地消に直結する。④は、上述したように FIT 制度に基づいた単独事業はいずれ困難に直面すると考えられ、また地域の既存産業は地域経済の歴史的な背景や文化に依拠するケースが多いことから、既存産業の中に再エネ事業をうまく組み合わせることが重要になってくる。

おわりに——福島県民が主役の再エネ事業に向けて

福島県は再エネビジョンの中で「県民が主役となり」と謳っている。福島県は現在も水力発電や火力発電から首都圏へエネルギー供給を担っているが、歴史的な背景から考察を加え、最後に「県民が主役」となることの意味を検討する。

福島県が係わった首都圏へのエネルギー供給や電源開発は、大きく5つの事例が挙げられる。1つ目が1877年の西南戦争を契機に開発が進んだ常磐炭鉱からの石炭供給、2つ目が1914年に成功した猪苗代水力電気（渋沢栄一などの発企で、のちに東京電力の水力発電所となる）による東京への長距離送電、3つ目が1930年代に昭和三陸地震からの復興、景気対策などを目的に行われた東北開発における東北振興電力による電源開発、

4つ目が1959年の奥只見で行われた水力発電の電源開発、そして5つ目が1970年代に始まった東京電力による原発事業などである。これらのエネルギー供給や電源開発は今日の福島県のエネルギー供給体制や地域経済に大きな影響を及ぼしているものであるが、いずれも福島県が主体となって事業開発が行われたわけではない。福島県が主体となっていないことから、外生的な影響に大きく依存することになり、また事業の判断（事業を始める、継続する、停止する、廃止するなど）も福島県にその主導権があったとは言えない。この結果、常磐炭鉱の閉山や原発事故は、地域経済などに対して大きな影響を及ぼし、福島県としては対処療法的にしか対応が取れなかった。このような歴史的な背景を持つ福島県が、再び再エネにおいても同様の過ちを繰り返してはならず、福島県民が主役となって再エネ事業を展開することが必要である。

注

- 1) 「ふくしま新生プラン」は福島県の県づくりの指針や施策を示す最上位計画である。これまで福島県では2009年に「いきいきふくしま創造プラン」を策定していたが、東日本大震災や原発事故を踏まえて全面的に改定を行った。
- 2) 例えば風力発電であれば騒音や低周波音、地熱圧電であれば温泉の枯渇などが挙げられる。また、バイオマス発電については除染を考慮した木質バイオマス発電の計画が2013年3月に「福島県木質バイオマス安定供給指針」で示されたが、鮫川町の廃棄物の焼却所での爆発事故を契機に、県内のバイオマス発電計画が凍結する事態となっている。
- 3) 県民が主役となる意味については後述する。県内で資金が循環し、地域で利益が還元される仕組みやエネルギーの地産地消については、拙著（2013）で言及している。
- 4) アクションプランでは3つの柱として「地域主導」「産業集積」「復興を牽引」を示している。地域主導は再エネビジョンの導入推進政策に、産業集積は関連産業政策にそれぞれ該当する。復興を牽引は被災地の農地転用の規制緩和や FIT 制度の固定買取価格や補助金の特例などを国に求めるものである。本稿では再エネビジョンに基づいて議

- 論を展開する。なお、拙著（2013）ではアクションプランの3つの柱で政策提言を行っているが、本稿ではこれとは異なる点について政策提言を行う。
- 5) 詳しくは武田（2011）第2章を参照されたい。テクノポリスは先端技術産業の新規参入と既存企業の当該産業への参入を促すことが目的であったことから、新たな先端技術産業として再エネに通じると言える。
 - 6) ⑤と⑥についても簡単に言及すると、⑤は再エネ関連技術などの展示会（REIF）を開催したりコーディネーターによるビジネスマッチング支援をしたりすることを計画している。⑥は再エネ関連産業推進研究会のセミナーや共同研究の支援や、海外企業のREIFへの出展と県内企業とのマッチングを図ることである。
 - 7) 現状のFIT制度の動向を見ると、固定買取価格の引下げのみに焦点をあてられていることから、再エネの技術に求められるポイントはコストの低下や発電効率の向上などが挙げられる。
 - 8) 帝国データバンク「特別企画：東京電力グループの取引先企業に関する実態調査」から東京電力と取引のある会社を都道府県別で見ると、福島県は140社で7番目に位置し、東京電力管内を除くと大阪府（185社、6番目）に次ぐ規模となっている。
 - 9) 再エネ設備機器の製造事業への参入自体、企業の意思決定に時間がかかることから、参入を促す政策としても企業立地補助金等を活用することが挙げられる。福島県では企業立地に向けて、ふくしま産業復興企業立地補助金や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、福島県企業立地資金貸付制度といった優遇制度を設けているが、このうち業種を絞り、再エネも対象に含まれているものは、ふくしま産業復興企業立地補助金だけである。
 - 10) 大阪府（2010）によると、大阪府を中心に、兵庫県や京都府、滋賀県などに京セラ、パナソニック、シャープなどの生産拠点や研究拠点が数多く立地している。
 - 11) 浮体式洋上風力発電の実証実験も長崎県五島市杵島沖や福岡県の博多湾内で進められている。
 - 12) 陸上風力発電の場合は、発電所建設地でナセルとブレードの組み立てが行われるケースが多いが、浮体式洋上風力の場合は、港に面した工場が発電設備が作られ、船にえい航されて海上に移動させることになる。福島県沖で進められている浮体式洋上風力も、三井造船千葉事業所（市原市）で製造されたものをえい航していわき市に運んでい
 - る。また、陸上風力発電でも陸上移動の際には環境アセスメントに基づき、道路法のもとで道路占有行為の許可が必要となり、陸上輸送を主とすることは効率的とは言えない。
 - 13) 特定貨物輸入拠点港湾は石炭を対象としているが、この背景には、いわき市の北部の広野町に立地する東京電力広野火力発電所6号機の稼働やいわき市南部にある常磐共同火力発電所における増設計画も大きく関係してくると言える。
 - 14) 電源の多様さについては、地熱発電で言えばフラッシュ方式なのかバイナリー方式なのかで発電設備が異なり、バイオマス発電で言えば木質バイオマスと畜産バイオマスとで燃料が異なることから、発電設備も異なってくる。
 - 15) 実際に再エネ事業そのものが普及・拡大していくことが、再エネ設備の市場参入を決定づけると言える。そのためにも実際に再エネの普及を図る必要があることから、福島県の関連産業政策と導入推進政策の連携が重要である。これについては拙著（2013）で言及している。
 - 16) NEDO・新エネルギー技術開発部（2009）では、すでにFIT制度を導入している国の多いヨーロッパにおいて太陽光発電の市場が拡大しており、もともと優位にあった日本の技術的優位性や国際的な競争力が薄れつつあると指摘している。そのような中でも太陽光発電はさらに技術向上の余地があることから、世界をリードする技術の確立を目的に、その技術開発のロードマップを示している。
 - 17) 県民参加型ファンドは福島県民を優先的に出資者にする枠組みを設けている。また分配金については元本償還金と収益配当金の2種類があり、予想売電量の増減によって配当も増減する仕組みとなっている。ただし、上限が定められており、下限は元本割れの可能性もある。
 - 18) 福島県公有財産規則によると貸付期間は原則1年以内となっているが、地方自治法第238条の4では制限なしとなっている。
 - 19) 白河市は白河再エネ協議会の「顧問」という位置づけで事務局を担当している。行政が直接メンバーとして参加せず、事務局を担当するケースは神奈川県小田原市でも見られる。
 - 20) 大手企業の多くがメガソーラー事業を展開する理由の一つとも言える。小規模な太陽光発電事業から得られる利益は小規模となるため、大手企業は参入するインセンティブがない。大規模なメガソーラー計画を実施することで、大きな利益を獲得するとともに、環境経営を行っているという環境イメージを得ることができる。ただし、実際に

<特集論文1>

そのメガソーラーから作られた電力を当該企業が使うことはFIT 制度上ではできず（自家消費ができない）、自ら新電力といった電気事業者を立ち上げて電力供給を行う必要がある。なお自家消費については拙著（2013）で言及している。

- 21) FIT 制度開始 3 年後の 2015 年度からがこの時期に該当してくると言える。
- 22) すでに福島県内で計画されているメガソーラー計画が頓挫しているケースもある。例えば国際自然エネルギー推進株式会社が相馬市で計画していたメガソーラー事業から撤退を決めた。

参考文献

・大阪府, 2010, 「大阪経済・労働白書平成 21 年版」.

- ・大平佳男, 2013, 「地域再生に向けた福島県の再生可能エネルギー政策に関する考察」『公益事業研究』（現況論文）、第 65 巻第 2 号：29-36.
- ・武田晴人, 2011, 『通商産業政策史 5 立地・環境・保安政策』経済産業調査会.
- ・東北電力, 1960, 『東北地方電気事業史』.
- ・日本風力発電協会, 2013, 「自然エネルギー白書（風力編）2013」.
- ・渡辺四郎, 1973, 「東北地方における電気事業の展開と工業の発展」『福島大学教育学部論集』第 25 号：17-31.
- ・NEDO・新エネルギー技術開発部, 2009, 「2030 年に向けた太陽光発電ロードマップ（PV2030）に関する見直し検討委員会」報告書.

大平 佳男（オオヒラ・ヨシオ）

福島大学うつくしまふくしま未来支援センター

南相馬市における「ソーラーシェアリング」のとりくみ —震災からの歩みを中心に—

A case study of a renewable energy project using “Solar Sharing” model at Minamisōma City

中山 弘
Hiroshi Nakayama

大門 信也
Shinya Daimon

Abstract

This paper aims to report the case study of a renewable energy project in Minamisōma City, Fukushima prefecture, Japan. Minamisōma City sustained multiple damages resulting from the tsunami and nuclear power plant accident that occurred with the Great East Japan Earthquake. After the disaster, the citizens were confronted with a population decline, curtailment of agricultural products, and more. Facing such difficulties, the citizens took voluntary actions towards local regeneration. As a part of these activities, a citizen group has been formed for the renewable energy project. In the spring of 2013, the group established the Eco-energy Minamisōma Research Institute, a general incorporated association. Additionally, they supported the construction of a solar power plant in the autumn of that year.

The characteristics of the Institute are as follows. Firstly, the Institute has attempted to construct a scheme so that farmers can generate a second income from the renewable energy business, as well as work on their agriculture, using a model called "solar sharing." Secondly, the Institute has attempted to provide technical and financial support to local residents who have wished to establish a renewable energy business. These attempts are made as the Institute aims to involve a wide range of local residents.

Despite struggling with the legal restraints of farmland and the establishment of operational systems, the Institute continues to proactively work toward local regeneration.

Keywords: local regeneration, solar photovoltaics, “Solar Sharing” model, farmland utilization

要 旨

本稿は、福島県南相馬市における再生可能エネルギー事業のとりくみについて報告する。南相馬市は、東日本大震災によって地震、津波、そして原発事故による被害を被った。人口減少や米の作付制限などといっ

た様々な困難を抱えながらも、地域を再生しようというとりくみが市民の間から生まれてきた。またそのなかで、再生可能エネルギー事業を進める市民グループが立ち上がった。2013年の春になると市民グループは、一般社団法人「えこえね南相馬研究機構」を設立し、事業推進体制を固めた。また秋には、実際に太陽光発電施設を完成させている。

「えこえね」の特徴は、第1に「ソーラーシェアリング」と呼ばれる手法を使って、農地を守りながら再生可能エネルギー事業によって副収入を得るためのしくみを構築しようとしている点にある。第2に、自らが事業体として利益を得るのではなく、事業立ち上げのために必要な技術や資金を支援する役割を担うことで、地域住民の再生可能エネルギー事業への多様で幅広い関わりを促そうとしている。農地利用規制の問題や、組織の管理・運営体制をどのように行っていくかなどの課題に向き合いながら、現在も地域再生をめざして積極的な活動を続けている。

キーワード：地域再生、太陽光発電、「ソーラーシェアリング」モデル、農地利用

1. はじめに

東日本大震災および福島第一原発事故は、日本社会に地域分散型のエネルギー供給体制の必要性を強く意識させた。その後、2012年7月の再生可能エネルギーに関する固定価格制度（以下FITと表記）の導入により、電力会社への売電益が確保されることになり、「地域のエネルギーを地域の利益にする」ための道筋がつけられた。

しかしFITが導入されたといっても、地方都市やその周辺部において、地域住民自らがエネルギー事業を立ち上げるのは容易なことではない。たとえば他の発電方式に比して事業化しやすい太陽光発電でも、太陽光パネルの購入費の調達はもちろん、利用できる土地の確保、土地の種目別の法的規制の存在、これにともない上乘せされてくる設備費用の調達、系統接続への自己負担金など、乗り越えるべき課題が多く存在する。そうしたこともあり、東北地域への再生可能エネルギー（以下、再エネと表記）の導入は、事業規模が大きくなるほど、東京などの大都市から資本が入ってくることとなり、結果、エネルギーもカネも地域外に出ていってしまうという事態も生じてきている。

他方で、そのような状況に抗して、地域の人び

と自らが事業を立ち上げ、それを軸としながら地域社会の再生をめざそうとするとりくみも少なからず存在する。福島県南相馬市は、地震、津波そして原発事故により、人口の激減や米の作付制限など、地域社会を支える営みに大きな打撃を被った。その後、大手資本によるメガソーラー発電所の開発計画なども発表されたが、一方で市民による再エネ事業の立ち上げも進められている。地元の市民らが設立した一般社団法人「えこえね南相馬研究機構」（以下、「えこえね」と略記）では、「農業と再エネの共生」を掲げ、農地を本来の目的で活かしながらも太陽光発電による売電益を副収入としていく「ソーラーシェアリング」と呼ばれる手法を軸とした事業モデルの普及を構想している。2013年9月、約30kWの発電事業を開始し、今後も地域主体の発電事業を増やしていく予定である。

本稿では、この「えこえね」のとりくみが震災後いかなる経緯を経て、現在の事業に行き着いたのか、また現在の運営体制や課題はいかなるものなのかについて整理し紹介する。著者のひとりである中山は、震災後すぐに南相馬入りし、長期の支援活動を行ってきた。現在は「えこえね」をはじめ南相馬で行われている様々な地域再生のとりくみを地元の人たちとともにしている。本稿の

記述の多くはその体験にもとづいている。また、もうひとりの著者である大門も、2013年初頭よりその事業化の支援グループの一員として現場とのやり取りを行っている。本稿は、そうした実践との関わりの中かで執筆されている。

2. 南相馬市の状況

2-1. 南相馬市の被災状況

2011年3月11日14時46分、震度6弱の地震が発生した。東日本大震災である。津波が南相馬市内沿岸に到達したのは15時35分ごろであった。震災後に立ち上げられた第1回南相馬市復興市民会議（平成23年7月2日開催）資料によれば（<http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/10,871,58,1,html>）、津波が襲った市域は40.8平方kmに及んでいる。また、同資料によれば5月末の時点で、市内全世帯23,898世帯中、1,509世帯が被害を受け、そのうち家屋全壊が1,164世帯に及んだという。

その後、福島第一原発事故が発生し、3月12日の5時44分には原発から10km圏内の住民に避難指示、18時25分には20km圏内の住民に避難指示、15日の11時には30km圏内の住民に避難指示がそれぞれ出されていった。南相馬市は、2006年1月1日に相馬郡小高町、原町市および鹿島町の3つの市町村が合併して誕生している。この3層のそれぞれの境界がほぼ原発からの20キロ圏と30キロ圏に対応しており、線量の高い内陸部を別として、その後の住民の避難状況の差異を生むことになった。

2011年3月11日時点で71,561人であった人口は、2013年10月1日現在で64,181人と減っている。そのうち、市内居住者46,731人と6～7割程度になっており、自宅居住者は35,210人、知人宅借上げ住宅等の居住者は6,028人、そして市内仮設住宅居住者は5,493人となっている。また市外避難者は15,086人、うち福島県外に居住する者は9,076人となっている。また、震災からの死亡者（震災以外の死亡含む）が2,663人、

転出者は6,974人、所在不明は107人にのぼっている。

次の2-2. では、支援者の目をとおして当時の市内の状況について記述していく。

2-2. 震災直後の市内の状況

中山は地震の約2週間後、3月29日に南相馬市に入った。なぜこの時期に南相馬市に行ったかという、原発事故により一時避難となったため、物資が入らずお年寄りが寒さと飢えでたいへんな思いをしているという話を聞き、なんらかの支援ができないかと考えたからだ。この訪問には、男性7名と女性1名の計8名が参加し、車2台で飯館村から南相馬市に入った。この時はすでにSPEEDIデータが公表されていた。飯館村が高線量等と聞いていたので、ここを通るときには窓を閉め切りエアコンも切り、多少の不安を持ちながら通過した。

報道などから、南相馬市は人が誰もいなくなりゴーストタウンのような様子かと想像していたが、行ってみると人はいたし、ごく少数ながら開いている個人商店とビジネスホテルがあった。南相馬市には震災前には71,000人の住民が住んでいたが、この頃は10,000人ほどに減少していた。残っていたのは、行政や消防の人、中高年が多く、子どもはさすがにほとんど見かけなかった。

屋内退避指示がでていたので、表を出歩く人は少なかった。また津波被災したエリアの搜索も進んでいなかったのも、海岸近くは震災直後とほとんど同じ状況で、海岸から3.4kmの範囲は押し寄せた10数mの高さの津波で流された家の残骸、散乱した家財、ハウスの骨格やビニール、送電線の鉄塔などが道を塞ぎ、道路も泥で覆われていた。

市役所やボランティアセンター（以下、ボラセンと表記）は開いており、ここで被害の状況や被災者の避難状況などを知ることができた。ボラセンでは支援物資を配っていたが、南相馬市には物資を積んだトラックは入ろうとせず、その量は十分ではなかった。

ボラセンでは、避難しなかったお年寄りの皆さ

んに食料や日用品を届けるための物資仕分けと配送をボランティアが分担して進めていた。このなかには、横浜からやってきた若者、地元でヘルパーをやっていた女性、街のためになにかしようとして活動している若者、などなど、多様な人たちがいた。彼らの真摯なとりくみ姿勢に刺激を受けて、今後でも継続して手伝っていくことになった。そこで、現地の人が一番欲しいものと答えた「新鮮な野菜」を、中山の住んでいる埼玉の農業関係者に声をかけて、2トントラック一杯の野菜を調達して現地に運んだ。埼玉から南相馬までは、高速道が片道270km、一般道が70kmほど、ゆえに最低でも往復700kmほどになるが、この後、月に2、3回は通う生活が始まった。

4月に入ると人が戻ってくるようになり、4月22日には学校も30km圏外の市北部の鹿島区で再開され、仮設校舎での授業が始まった。6月ぐらいには、放射能汚染の健康への影響が、当初の政府関係者の話よりもリスクが高いのではないかと、という声が大きくなってきて、あちこちで勉強会が開かれるようになった。年間20mSVでも大丈夫というメッセージに耳を貸す人は少なくなり、1mSVを目指すべきや、妊婦や子供がいるところでは、少なくとも5mSVにすべきとの話が多くなった。

そこで、7月ぐらいからは、自主的な線量測定や市民による家屋除染が始まった。また、ボラセンでの出会いがきっかけとなり、地元の若者の活動グループを紹介されて、仮設住宅での移動カフェなどを支援するようになった。このことは地元との人のネットワークが増えることに繋がった。移動カフェは仮設住宅入居者の憩いの場所としては好評だったが、会話は茶飲み話に限定されており、当初の狙いであった「復興に向けての対話の場づくり」には至らなかった。

そこで、10月から対話作りの別なアプローチとして、ファシリテーション養成講座がスタートした。これは市民活動のリーダー格の女性が「住民を中心にした対話の場をつくらう」と呼びかけて、外部のファシリテーターや支援団体の協力を

得て始めたものだ。これは市民団体や意識の高い市民の間に広まっていった。

次節ではこうした市民たちの活動から再エネのとりくみが生まれた経緯をみていこう。

3. 市民の地域再生へのとりくみ

3-1. 対話の場づくり

2011年の11月には、10組ほどの団体や個人が参加して、地域の課題やそれぞれの想いなどを共有したうえで、今後のとりくみを考える場を設けた。このなかで、「いつまでも被災地という受け身の立場にいるのではなく、自分たちの未来を自分たちで考えつくっていきたい」という合意が得られ、翌年2月に市民会館を借り切ってイベントを開くことになった。この集まりの名称は「南相馬ダイアログ」とされ、行政の協力も得て進めることとされた。数回の企画ミーティング（ダイアログ）を経て、2月に「南相馬ダイアログ・フェスティバル」を2日間にわたって開催し、延べ1,500人ほどの参加者があった。

ダイアログのテーマとしては、「2030年の暮らし」「お父さん会議」「暮らしの安心・安全」などの対話を持った。このなかで「ふくしまから始めるエネルギー革命」というセッションも開催し、桜井勝延南相馬市長、環境エネルギー政策研究所などの専門家も交えて、住民主導による再エネ導入の考え方を話し合ったが、震災から一年も経って、放射能汚染問題や目の前の生計や今後の暮らしが最重要課題であり、市民の反応はいまひとつであった。

ダイアログの中の「お父さん会議」の中から、子どもが遊べない状況をなんとかしたいという強い声が上がると、春休みに南相馬市北部の市民会館を用いて、子どもたちがのびのび遊べる屋内遊び場をつくることになった。「みんな共和国」と名付けられたこのイベントは、多くのボランティアのサポートを得ながら、開催され、たくさん子どもたちが参加した。子どもたちとのつながりも増え、春の催しの後、賛同者が増えていって、

ゴールデンウィークの遊び場づくり、さらには夏休みの屋外遊び場づくりへと発展していった。

3-2. 市民の担うエネルギー事業への着目

「みんな共和国」の成功は、市民に自らの手できにかを成し遂げた「手ごたえ」をもたらした。しかし、ここに若手の市民活動のエネルギーが向けられたため、他の検討は進まなくなり、復興に向けた住民による対話や復興プランの検討が進まなくなったのは否めなかった。

そこで、復興全体に対する検討は中断し、かねてから期待を持つ人が多かった再エネによる地域活性化と復興促進に取り組むことにした。そこで、2012年4月から同じ思いの人たちが集まり、月一回のペースで会合を持つようになった。その中から、市民の啓蒙のために映画会を開く話が出てきて、8月に、ドイツの市民による発電会社をつくる映画「シェーナウの想い」上映会と再エネを語る会を開催した。この会には30人ほどが参加し、協働して再エネの推進を始めることとなり、意欲のあるメンバーが集まって、組織をつくることになった。メンバーは、農家、街づくり活動に携わる市民、太陽光発電施工業者、外部支援者などであった。また、同じ時期に、福島県が再エネの推進協議会をつくることを検討していた。南相馬の活動もこの助成金が下りるといふ話もあり、その受け皿という意味も含めて、「エコ&未来エネルギー南相馬研究会」という任意団体を立ち上げた。発足記念イベントを2013年9月に開催したが、これには南相馬市再生可能エネルギー推進ビジョン策定有識者会議委員長の佐藤理夫（福島大学教授）に記念講演をお願いし、地元の人たちを交えたパネルディスカッションを行った。これには市民70名ほどに加え、桜井南相馬市長も参加した。

11月には、「省エネ・再エネで街づくり」というワークショップや、先進事例の見学会などを開催して、一般市民の啓発とリクルートを目指したが、期待したほどの成果にはつながらなかった。また福島県の助成金も当初の期待に反してほとん

ど使えないものとなったので、資金的な面での問題が出てきた。

そうしたなか、資源エネルギー庁の「地域活性化モデル開発支援調査事業」という新たな助成金を申請し、11月にこれを受託することができた。テーマ名は「南相馬ソーラーシェアリング『農地と太陽光発電の共存による農業再生と地域活性化』」であり、その内容は下記の3点に集約された。

- (1) ソーラーシェアリング事業における発電事業の詳細検討と、ソーラーシェアリングに適した農作物の検討などを行う。
- (2) 事業により得られる収益やそれ自体の事業価値を活かした地域活性化策の検討や各種事業との連携を考える。
- (3) 震災被災地における市民出資および地域金融機関融資、さらに地域間連携による資金調達のポテンシャルと最適な枠組を考える。

これらを推進するにあたり、法政大学のサステイナビリティ研究所（サス研）の船橋晴俊教授に支援の進め方を相談し、その基本的な考え方や具体的なマネジメント、組織形態、オペレーションなどについての詰めを行うことになった。この点については次節で述べる。

3-3. 「農業と再エネの共生」のための事業イメージの確立

以上のようなプロセスのなかで、「農業と再エネの共生」の具体像が固まっていき、最終的には、図1に示すような事業イメージへと結実した。まず「ソーラーシェアリング」とは、農作物を育てる地面の上に棚をつくり、その上に間隔をあけて太陽光パネルを設置するというもので、光の量が変化しても生育にあまり影響がない、あるいは生育のために一定の遮光が必要な作物について有効な手段である。またこのほか、生育に影響がない形でハウスの上に設置する形や、法面やハウスの周辺分に設置する形など、農地を農地のままで大

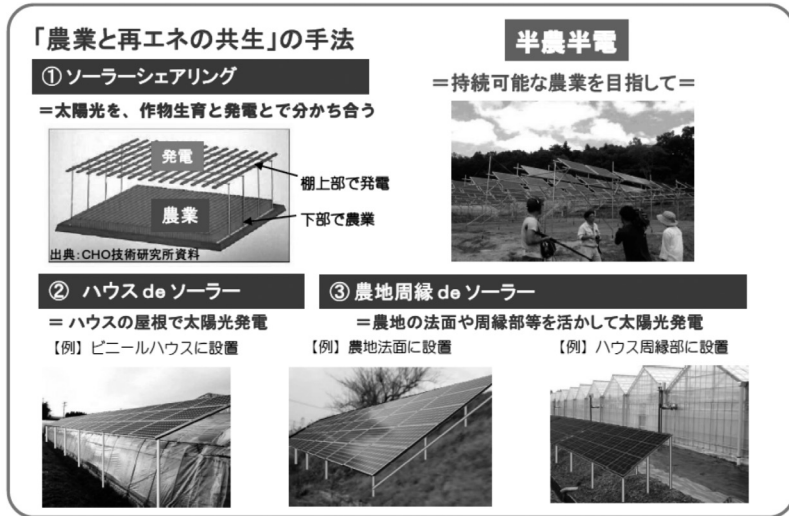


図1 農業と再エネの共生のための事業イメージ
出典：えこえね南相馬研究機構パンフレットの抜粋（2013年12月作成）

太陽発電に利用するアイデアが提示されている。

3-2. で述べた資源エネルギー庁の助成金が採択され、新たな研究グループとの連携が実現することになったのは、地元のなかでの対話を経て、こうした具体的なイメージが明確に出来上がっていたからである。筆者のひとりである大門も、このイメージが打ち出された後にこのプロジェクトに参加している。

4. 一般社団法人「えこえね南相馬研究機構」のとりくみ

4-1. 事業化へのとりくみ体制

3. で述べたように、市民による再生可能エネルギー事業の動きは、地域復興をめざす動きのなかから生まれた。そして2013年9月には、第1号となる太陽光発電施設が完成した。2012年の初頭にまかれた種は、夏に発芽し、冬にかけて成長していき、そして2013年の秋にひとつの実を結ぶことになったのである。

ここでは、2013年3月に一般社団法人となった「えこえね」のしくみと、9月に完成した発電施設の事業内容について、その経緯を交えつつ紹介していく。

2012年8月に任意団体として設立された市民グループが、2013年3月に一般社団法人「えこえね南相馬研究機構」へと衣替えした。この社団法人化は、3-2. で述べた資源エネルギー庁の助成金にもとづく事業体制づくりの検討のなかで進められた。この助成金は、2012年9月より開始した「南相馬復興大学（復興人材育成プロジェクト）」の運営スタッフであるランドブレイン株式会社のファシリテーションによって得られている。サス研からの支援も、これを契機に行われるようになった。年度末までの4か月弱で事業計画をとりまとめて報告書を書くというタイトなスケジュールであったが、結果として、短期間での事業モデルの整理や、具体的な事業案件のとりまとめ、そして東北電力との売電契約につながった。

またこれらの作業は、支援チームによる事業モデルのとりまとめと、市民による具体的な案件の整理（土地の選出や土地所有者との相談）のとりまとめを中心に進められていった。

4-2. 事業モデルの構築

こうした検討のなかで、図2のような2段階の事業モデルが形づくられていった。

図上部に位置する一般社団法人は、土地所有者

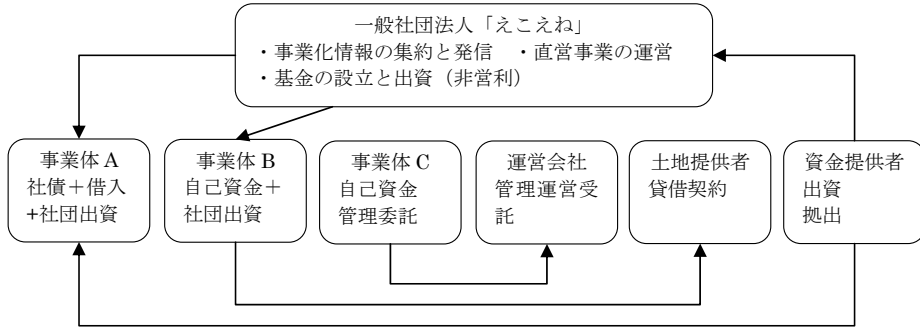


図2 市民の様々な関わりを想定した2段階の事業モデル
※矢印は資金の流れを指す。

を中心に事業を立ち上げる市民を、この社団が蓄積したノウハウにもとづいて支援する役割を担う。また基金を設立し、資金の援助を行う役割も期待される。こうしたメタな組織の支援にもとづいて、市民は直接に事業に関わる。たとえば自らが事業主体となる場合（図1ではA～C）、運営会社を設立する場合、土地の貸出のみを行う場合、資金を何らかの形で抛出する場合など様々である。また、社団法人が事業を運営することもあるが、営利目的ではなく支援活動のための資金づくりの事業となる。

事業の資金繰りに限って見てみよう。たとえば事業体Aのように、社団からの出資金をもとに資金提供者と金融機関からの借り入れを行う場合が考えられる。また事業体Bのように、自己資金と社団の共同出資となる場合もあろう。さらに事業体Cのように、自己資金で全てまかなえるが経営ノウハウがない場合、運営会社に委託するということも考えられる。もし地域内の事業数が増えてくるならば、地域住民が運営会社を立ち上げることも可能だ。さらに、土地だけを提供するという地域住民の関わり方もある。なお、発電事業体は、株式会社、合同会社、また個人経営など様々な形態をとりうる。

以上のように2段階モデルは、メタ組織としての社団法人を設立することで、市民の多様な関わり方を確保しつつ、地域内に発電事業を広げていくことを眼目としている。

このような構想のもと、各事業案件の整理と、

「えこえね」の立ち上げが、2012年の1月から3月にかけて行われ、2013年3月13日には登記が行われた。そして4月14日には設立社員総会と設立フォーラムが開催された。この設立フォーラムは、2-2. で述べたボラセンが設置されていた原町地区の福祉会館で行われている。その後、同機構は、毎月の定例会と理事会を開催している。

また「えこえね」は、活動の柱として、第1に、豊かな暮らしの問い直し、エネルギーをバネとした地域づくりなど「暮らし」をテーマとする活動、第2に「省エネ」をテーマとする活動、第3に再生可能エネルギーに関する学習や実証にもとづいて発電事業化を行う「新エネ」（ここでは再エネと同義）をテーマとする活動の3つを挙げている。そして、当面の主たる活動として、再エネと農との共存の探究を挙げ、太陽光、風力、小水力、バイオマス等の利活用の実証実験を進め放射能被害を受けた農地と農業の再生を目指す事業を行うとしている。具体的には総発電量186kWの6つの事業計画を立てた。

4.3. 発電事業例

以上の計画のうち現時点で発電を行っているのが、太田地区に建設された発電施設である。発電容量は30kW、設置面積は540m²で、3-3. で紹介したソーラーシェアリングのモデル設備となっている。遮光率を36%とし、地面で農作物を栽培する形態をとっている。現在、この遮光状況のなかで、どのような作物がどのように育つのかを

調べるために、実証実験を行っている。2013年11月からは、試験的に数種類の作物を植えて、日照や気温と生育状況との関係をモニターし分析を続けている。

この施設の建設費は、太陽光発電のシステムについては約400万円、パネルを支える架台や配電工事等について約360万円、そして送電線の整備について東北電力から請求された自己負担金が約5万円となった。太陽光パネルにはより安価な海外製を使用するなど、コストを抑える努力をしている。なお、2013年末時点で、発電開始後の様々な諸工事費用が別途見込まれている。この発電施設は、2012年度に売電契約を結んでいるため、1kWあたり42円で売電利益が得られるが、今後、グリーン投資減税などを利用し、収益性を確保していくことも検討されている。

「えこえね」は、この施設を「再エネの里」と名付け、とりくみのシンボルとして打ち出している。テレビニュースでその姿が紹介されたこともあり、見学の引き合いが続き事務局もその対応に追われている。

5. 事業化にともなうハードル

5-1. 農水行政の壁

2013年の春に、6つの事業計画を携えて設立された「えこえね」であるが、実現できた事業の数を見ると、必ずしも順調とはいえない面がある。そこには、いくつかの壁が存在している。

まず農地行政のハードルは想像していたよりも高いということがあげられる。これは「えこえね」の立ち上げを検討していた2013年初頭から浮かび上がっていた課題である。3-3. で紹介した事業形態は、とくに一種農地において実現可能性が危ぶまれていた。農地の法面や畝畔利用などは、一種農地において売電目的のパネルの設置が認められないとの農水省の見解が伝えられていたからである。

ソーラーシェアリングについては、2013年4月に農水省通達が出され、一種農地について一時

転用を前提とする形で可能となったものの、実際に農業委員会の承認を得るのは容易ではなく、事業計画は必ずしも当初のスケジュールどおりに進めては来られなかった。

現行農地法では、農地面積の維持を基本とする施策が進められてきた。そのなかで「農業をまもるための農地の再生可能エネルギー利用」という「えこえね」の考え方をいかにして実現させていくのか。これについて、「えこえね」はこれまでも行政と対話を行ってきたが、さらに加速させていこうとしている。とくに南相馬などの福島第一原発の事故の被害を受けている地域について、復興特区的な扱いによる農地法の規制緩和の方向性を模索している。

5-2. 地域の潜在能力

4-1. で述べたように、市民の復興をめざす動きは、2013年3月に一般社団法人へと結実した。法人化されて様々な形で活動が充実したといえるが、4-2. で述べたような2段階モデル、つまり「社団+事業体」のしくみはまだ十分に展開されていない。

その背景にはまず、5-1. で述べた農水行政の壁を乗り越えるために、国や自治体との折衝などが必要となり、事業開拓に力を注げなくなっている問題が挙げられる。また、力強く事業を推し進めていくための、地域の潜在能力がまだ十分に花開いていないという側面もある。たとえば「えこえね」のメンバーは、他に自らの本業を抱えながら社団法人の運営を行っており、ただでさえ慣れない社団の運営で時間をとられるなか、図2で示したような事業展開を迅速に進めるのは容易ではない。

また本稿冒頭の問題関心に立ち返るならば、再エネ事業は、地元の自律性を保ちながら進められる必要がある。しかし一方で、外部の知恵をうまく利用しなければ、うまく進めることはできない。これは内発的な発展をめぐる大いなるジレンマといえるだろう。

本稿で述べてきた南相馬の再エネへのとりくみ

は、2. で紹介したように震災を契機とした対話のなかで生まれてきたものであった。しかしながら、震災後、いまだに地域社会は先の見えない状況が続いており、地元住民にとって目の前の自分自身の事業運営、暮らしの確立が優先事項なのもまた事実である。地域復興や再生へとむかう地域の潜在能力をさらに掘り起し、いかにこのとりくみにつなげていくかは、今後も考えていくべき大きな課題となっている。

6. おわりに

以上、南相馬市の市民による発電事業のとりくみを、震災からの経緯などをふまえて紹介してきた。

これからの展望としては、まず農業と再エネの共生に関して、南相馬市が復興特区的な扱いとなるように、福島県や復興庁と連携しつつ、農水省

との相互理解を進め、農地への再エネ設置を進めていく必要がある。また、都会の環境問題や持続可能な社会づくりに関心の高い人たちとの協働ネットワークをつくり、地域間連携による再エネ導入の加速を図ることも重要だろう。また何よりも、発電事業をより多く立ち上げることで、震災によって大きな打撃をうけた地域社会を下支えする収益源を確保し、その活性化につなげていくことが大切である。

これらをすべて同時に解決することは難しいが、ひとつひとつ乗り越えながら、新たな地域社会の構築、そして新たな地域間連携の模索を続けていきたい。

[付記] 本稿の一部は文部科学省科学研究費補助金基盤研究 (A) 課題番号 24243057 (研究代表: 加藤真義) の研究成果によっている。

中山 弘 (ナカヤマ・ヒロシ)
えこえね南相馬研究機構

大門 信也 (ダイモン・シンヤ)
関西大学

固定価格買取制度（FIT）導入後の 岩手県の再生可能エネルギー

Renewable Energy in Iwate Prefecture After the Introduction of the Feed-in-Tariff Law

茅野恒秀
Tsunehide Chino

Abstract

The July 2012 introduction of the feed-in-tariff scheme for renewable energy in Japan is seen as a major milestone in the country's energy policy conversion. However, most renewable energy investment has been made by outside companies, and this is especially true for the nation's Tohoku region, which has significant potential in terms of renewable energy. Situation of Aomori Prefecture is derided "colonial of wind power generation".

The aim of this paper is to clarify renewable energy business trends observed since the introduction of the feed-in-tariff scheme based on a case study of Iwate Prefecture in the Tohoku region. The Iwate Prefectural Government plans to increase the area's power self-sufficiency ratio by the use of renewable energy to 35% by 2020. To this end, it collects and publishes information on large-scale photovoltaic power generation sites (commonly known as "mega-solar" sites) to promote investment in renewable energy. Since the Ministry of Economy, Trade and Industry's 2012 setting of the purchase price for power produced from renewable energy, more than 40 mega-solar projects have been implemented. Over 85% of these have been funded by investment from outside companies or joint investment involving outside companies and local companies. The situation is similar for biomass power generation and wind power generation.

The current feed-in-tariff scheme promotes the expansion of business with the intent of boosting revenue by increasing the scale of equipment used. The field is characterized by a need for massive initial investment and connection to the power grid on a first-come-first-served basis. As a consequence, there are concerns that local businesses are being shut out of investment in renewable energy.

Keywords: Renewable Energy, Iwate Prefecture, The feed-in-tariff scheme, "Mega-Solar" (large-scale photovoltaic power generation)

要 旨

2011年8月に成立した再生可能エネルギー特措法によって2012年7月に発足した「固定価格買取制度(FIT)」は、エネルギー転換に向けた大きな節目と期待される一方、再生可能エネルギーが豊富に賦存する東北地方では、以前から「風力植民地」と形容されるように、中央資本の進出による再生可能エネルギー資源の開発が主流となってきた。

本稿は、岩手県を事例に、FIT 導入後に県内で展開される再生可能エネルギー事業の動向把握を試みた。岩手県は再生可能エネルギーによる電力自給率を2020年までに35%に引き上げる計画を持ち、大規模太陽光発電所(メガソーラー)用地に関する情報を集約・公表するなど、再生可能エネルギーの立地を推進している。2012年、買取価格が決定すると、多くの企業が県外から進出し、40以上にのぼるメガソーラーの立地が相次いだ。筆者の集計ではメガソーラー事業の85%以上が、県外企業によるものか、県外企業が関与するものであることが明らかになった。風力発電や木質バイオマス発電などにおいても県外企業の進出がほとんどである。現在のFIT制度の下では、設備の大型化によって多くの収益を確保しようとする事業者の進出が促進されており、初期投資の巨大化、「早い者勝ち」の状況が形成され、地元企業の参入の道が閉ざされる可能性を秘めていることを指摘した。

キーワード：再生可能エネルギー、岩手県、固定価格買取制度(FIT)、大規模太陽光発電(メガソーラー)

1. 問題の所在

2011年8月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が成立し、2012年7月から、政府が定める一定の期間と価格で、電力会社が再生可能エネルギーによる電気を買取る「固定価格買取制度(Feed-in Tariff, FIT)」が発足した。

再生可能エネルギーの全国的な導入拡大をめざすにあたり、東北地方は、その可能性が高く評価されている地域である。総務省が「緑の分権改革推進事業」で2011年3月にまとめた再生可能エネルギーの賦存量に関する都道府県別のデータでは、太陽光発電で岩手県が第2位、福島県が第4位、陸上風力発電で青森県が第2位、岩手県が第3位、秋田県が第5位、中小水力発電で福島県が第7位、地熱発電で秋田県が第3位、林地残材で岩手県が第2位、秋田県が第4位など、県によって特徴ある資源が異なるものの、東北地方の各県はいずれも上位にランクインしている¹⁾。日本政策投資銀行が2013年6月に実施した「地域別設備投

資計画調査」では、資本金1億円以上の民間法人企業を対象にした東北地域内への設備投資で、再生可能エネルギー関連投資が急増していることが明らかになっている²⁾。電力業³⁾の2012年度投資実績が302億円だったのに対して、2013年度の投資計画は572億円で、前年比89.6%増となり、業種別で前年比伸び率をもっとも高い値を示した。とくに青森県、秋田県では電力業による投資の伸びが際立っている。青森県では、非製造業を総計した2012年から2013年にかけての投資総額の伸びは59.0%であるが、そこから電力業を除いた数値では-8.9%となる。つまり、投資額の伸びを作っているのは、新電力による再生可能エネルギーへの投資に他ならないことが示唆されるのである。

このように、再生可能エネルギーへの投資が加速している一方で、東北地方において、その機会を東京などからの域外資本を基盤とする事業者を呼び込む、従来の振興策の延長としてのみ捉えては、域内経済のさらなる活性化や住民の所得向上の機会を失うことになる。風力発電を例にとれば、

青森県では既に 213 基、秋田県では 113 基の風車が立地しているが、そのうち、両県内の企業または団体・市民によって建設されたのは、自治体設置のものを含めても 15 基にすぎない⁴⁾。これ以外は、すべて県外の事業者やその関連会社が建設・所有しており、青森・秋田の両県民にとって、風力発電施設が立地することによって得られるのは、固定資産税と特別目的会社（SPC）が県内に設置された場合の法人税、建設費用のうち地元企業が受注した部分と、工事・メンテナンス関係者の往来による経済効果にとどまる⁵⁾。つまり、売電事業の売り上げや利益は県内に直接落ちる機会がきわめて少ない。2012年7月8日の『東奥日報』の社説は、この状況を「風力植民地」と形容している（斉藤, 2013）。

事業規模・効率の上で優位性を持つ事業者が、適切な競争を経て参入することが必要であることは言うまでもないが、域内に豊富に賦存する再生可能エネルギーの活用を行うにあたり、エネルギーの「地産」を通じて、域内経済の発展および住民所得向上の道を探ることが必要となっている。

本稿では、岩手県を事例に、固定価格買取制度（FIT）導入後の再生可能エネルギー事業の現状把握を試みる。岩手県は、先に紹介した「緑の分権改革推進事業」における再生可能エネルギーの賦存量調査で、太陽光発電が全国第2位、陸上風力発電が第3位、林地残材で第2位と上位に位置し、総計した結果で北海道に次いで全国第2位と、東北6県の中でもっとも多い賦存量を有しているとされる。このため、FITの成立後から多くの再生可能エネルギー事業が計画・実施されている。しかし、先に青森県、秋田県の風力発電の現状にみたように、県外資本による事業進出が目立つことから、県内で行われている事業の全体像を丹念に検討することが求められている。

2. 調査方法

調査対象とする時期は、再生可能エネルギー特

措法が成立した2011年8月から、「調達価格算定委員会」の検討をふまえて政府が買取価格を2012年3月に決定し、特措法が施行された2012年7月を経て、2013年12月末までに至る一連の時期とした。資料は、筆者が独自に作成した『岩手日報』の記事データベースを中心に、新聞、ホームページ、プレスリリース等で公表された、再生可能エネルギー事業に関する各種情報を用いた。あわせて、筆者が行政や事業者に実施した聞きとり調査の結果も援用する。

なお、事業に関わる民間企業の名称等について、アルファベット表記等で伏せるという考え方もとりうるが、新聞報道や各企業のホームページ、補助金の交付や審議会の開催など行政情報の公表等によって、各種事業の情報はすでに広く公開され、アクセス可能であることから、実名による表記を採用した。また、事業によっては途中で断念したり、あるいは事業計画が「転売」され、事業主体が変わったケースも存在する。それらの情報についても資料主義の立場からできる限り資料収集を実施したが、各種事業の進捗状況は、あくまで本稿の脱稿時点（2014年1月上旬）の状況であることに留意されたい。

3. 岩手県の再生可能エネルギー政策

まず、岩手県の再生可能エネルギー政策について確認しておこう。岩手県は、1998年に「岩手県新エネルギービジョン」を策定し、2010年を目標として再生可能エネルギーの導入を進めた。目標年次の終了後、2012年3月に「岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定した。計画期間は2011年度から2020年度の10年間にわたり、二酸化炭素排出抑制対策、メタンなどその他の温室効果ガスの排出抑制対策、再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素削減対策、森林の適切な保全管理による二酸化炭素吸収源対策の4つの取り組みが総合的に位置づけられ、はかられることとなった。

計画では再生可能エネルギーの導入目標を表1

表1 岩手県における再生可能エネルギーの種類別導入目標⁶⁾

エネルギー種別		現状 (2010)	到達目標 (2020)	
		導入量	導入目標	増減率 (%)
電力利用 (kW)	太陽光発電	34,740	139,630	302
	風力発電	67,099	575,099	757
	水力発電	274,576	276,406	1
	地熱発電	103,500	163,500	58
	バイオマス発電	1,724	2,324	35
	小計	481,639	1,156,959	82
熱利用 (kl)		23,426	27,642	18

のように定め、県内の再生可能エネルギーによる電力自給率を、現状(2010年)の18.1%から、2015年に25.2%、2020年に35.0%まで引き上げることを目標とした。

4. 固定価格買取制度 (FIT) 成立後の岩手県内の再生可能エネルギー事業の動向

本節では、固定価格買取制度 (FIT) 成立後の岩手県内の再生可能エネルギー事業の動向を紹介しよう。動向の推移を見通しやすくするため、本節は4項にわけて記述を行う。第1期は2011年8月の再生可能エネルギー特措法成立から、2012年3月の政府による買取価格の決定までの時期とする(第1項)。第2期は、買取価格決定の後、2012年7月にFITが発足(再エネ特措法の施行)してから、2012年度の買取価格が適用される2013年3月までの時期とする(第2項)。第3期は、2013年3月に「調達価格算定委員会」の審議を経て国が太陽光発電の買取価格を引き下げた2013年度の買取価格発表の時期から、2013年末までの時期とする(第3項)。

あわせて、国の買取価格適用の設備認定を受けるには至っていないが、すでに事業計画を立案し、環境影響評価の手続きに入り、経済産業省の「環境審査顧問会」の「風力部会」の審査の議題となっている風力発電事業の動向についてもまとめてみ



図1 岩手県全図(自治体名は本節で言及のもの)

よう(第4項)。

なお、本節中の本文にある括弧内の新聞名と日付は、とくに断らない限り、その情報を報じた新聞名と掲載日付である。

4.1 再エネ特措法成立から買取価格の決定まで(2011年8月～2012年3月)

はじめに、民間事業者の動向を見てみよう。環境エネルギーコンサルタントのイー・アンド・

イー・ソリューションズ（本社：東京、以下同様）など風力発電関係事業者3社は、岩手県、洋野町、久慈市と協力して、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託を受け、洋野町種市地区で洋上風力発電の設置に向けた可能性調査を2011年9月から2012年1月まで実施した（岩手日報2011.9.21、10.28）。久慈市では、NPO法人仕事人倶楽部（東京）、竹中土木（東京）、三菱総合研究所（東京）、四電エンジニアリング（香川県）の4者が、環境省の「再生可能エネルギー導入のための緊急支援事業委託業務」を受託し、侍浜、長内の両地区で風力発電の実現可能性調査を実施した。事業にあたり、「久慈風力発電プロジェクト検討委員会」を設置し、久慈市や住民代表が協議に参加している。同地区では、早ければ2016年度の事業化をめざして検討が続いている（岩手日報2012.1.24）。環境省の同業務は、東日本大震災からの復興事業の一環として実施され、岩手県内では、宮古市で八千代エンジニアリング（東京）が太陽光発電を、釜石市で戸田建設（東京）が洋上風力発電を、住田町でグリーンパワーインベストメント（東京）が風力発電を、それぞれ構想している⁷⁾。岩手県のまとめによれば、2011年度に東北電力が実施した風力発電の系統連系枠に対する事業者募集に際し、岩手県内からは20件、83万kW分の応募があった⁸⁾。

地熱発電では、2011年7月に八幡平地区において「岩手県八幡平・地熱発電事業化検討に関する協定」が、八幡平市、日本重化学工業株式会社、地熱エンジニアリング株式会社、JFEエンジニアリング株式会社の4者によって締結され、2015年を目途として出力7000kW級の発電設備による送電開始をめざすとされている⁹⁾。

次に、自治体の動向を見てみよう。八幡平市は、明治百年記念公園に水車式の小水力発電所を建設し、2011年10月に竣工した。水は公園内の農業用水から導水し、出力は9.9kWで1年のうち7ヶ月間稼働、発電した電力は全量を東北電力に買電している。総工費は5670万円である（岩手日報2011.10.9）。葛巻町は、町内に25ヶ所

ある集会施設の敷地に2～9kWの太陽光発電パネルと蓄電池を設置した。設置費用は国の補助金を得、余剰電力は東北電力に買電する（岩手日報2011.10.26）。筆者のヒアリングによれば、施設によっては月2～3万円の売電収入があり、得られた収入は地域住民の活動資金に充てている¹⁰⁾。

岩手県は、2009年度から水田周辺の農業用水路を利用した小水力発電の可能性調査を進めている。2009年度には6ヶ所、2010年度に11ヶ所、2011年度は6ヶ所で調査を実施した（岩手日報2011.10.3）。県は県内32市町村、34土地改良区と「農業水利施設小水力発電推進協議会」を設置し、岩手県土地改良事業団体連合会（土地連）を事務局に、情報共有や制度の周知を行っている。また、県は大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の用地調査を行い、2011年11月から、適地のリストを公開し、事業者とのマッチング支援を開始した。適地は25市町村から50ヶ所の情報を得た。内訳は公有地が27ヶ所、民有地が23ヶ所、田畑、山林、原野のほか工業団地、事業所の屋上、遊休農地などがリストアップされている（岩手日報2011.11.11）。このリストは随時更新されている¹¹⁾。

4.2 買取価格の決定からFIT発足初年度まで（2012年4月～2013年3月）

2012年3月、調達価格算定委員会の検討をふまえ、買取価格と買取期間が決定され、FITの全容が明らかになると、岩手県内各地で再生可能エネルギー事業が急増した。

とくに大規模太陽光発電（メガソーラー）の事業が加速した。再生可能エネルギーの中でも、太陽光発電は事業計画から事業着手までに必要な手続きや障壁が少なく、事業者は用地確保を円滑に行うことができれば、スピーディに建設工事着手できる。かつ、2012年度の買取価格は、出力10kW以上の太陽光発電が、一律42円/kWh（税込み）で20年間買い取られることとなったため、より短期間で投資回収の見込みが立ち、さまざまな事業者がメガソーラー事業に乗り出すことと

なった。

洋野町種市では、東光電気工事（東京）が地元の種市電工、カンキョウ、ノブタ興業と共同でSPC「サン・エナジー洋野」を設立し、出力11200kWのメガソーラーを事業化した（岩手日報2012.5.22、6.13）。SPCには、日本紙パルプ商事（東京）も出資に加わっている。用地は青森県境にある角浜共有財産管理組合の共有地と、洋野町が所有する旧工業団地の土地を使用する。総投資額は約43億円で、2013年1月に起工した。この事業には、岩手銀行、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行が共同アレンジャーとなるプロジェクトファイナンスによるシンジケート・ローンが組成され、岩手銀行、みずほ銀行、東邦銀行、東北銀行が融資を行った（一部に「ふるさと融資」資金を含む¹²⁾。

2012年1月に設立されたりニューアブル・ジャパン（東京）は、一関市東山町長坂の市有地に1800kWのメガソーラーを計画した（岩手日報2012.6.19、岩手日日新聞2013.9.3）。SPC「合同会社一関東山」は2013年8月に着工、同市千厩町奥玉には新たに1999kWのメガソーラーを計画した（2013年11月着工¹³⁾。同社はさらに、同市花泉町金沢に12000kW、花泉町永井に2000kW、東山町松川に1000kWのメガソーラーを計画し、一関市内で5ヶ所のメガソーラーを開発する（岩手日報2013.9.13）。

2009年に設立された中国系企業のスカイ・ソーラー・ジャパン（東京）が、奥州市、金ケ崎町、軽米町、滝沢市の4市町にそれぞれメガソーラーの建設を計画していることが報じられた（岩手日報2012.8.11）。同社は奥州市胆沢区若柳、金ケ崎町西根高谷野原で土地を取得し、2013年4月からそれぞれ設置工事、伐採・測量工事に着手するとされた（胆江日日新聞2013.4.1）。これに先立ち金ケ崎町では、事業者からの申請を受け、農用地区域からの除外（農振除外）を地元農業委員会が認めている¹⁴⁾（岩手日日新聞2012.11.16）。

このほか、住宅建設のウエストホールディングス（広島市）は、2012年8月、一関市萩荘

で994kWのメガソーラーを建設した（岩手日報2012.11.2）。仙台市の一般財団法人仙台青葉会（現・株式会社仙台青葉会）は、盛岡市玉山区で1999kWのメガソーラーを建設した（岩手日報2012.8.21）。同社は2013年4月から発電を開始している¹⁵⁾。東北電力と子会社のユアテックが出資して設立された東北ソーラーパワー（仙台市）は、久慈市枝成沢に1432kWのメガソーラーを計画した（岩手日報2012.10.25）。事業費は約5億円で、2013年9月に運転を開始した（岩手日報2013.3.28、9.12）。通信工事会社のTTK（仙台市）は、一関市の自社営業所の敷地に863kWの太陽光発電を建設した（日本経済新聞2012.11.8、岩手日報2013.3.9）。採卵鶏育成業の青森ポトリー（青森県）は、洋野町有家の民有地で、1500kWのメガソーラーを建設した（岩手日報2012.12.13、日本経済新聞2012.12.18）。同社の事業は農林水産省の農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業に採択され、事業費6.2億円のうち2.3億円の助成を受けるとともに、岩手銀行の融資を受けた¹⁶⁾。2013年8月に東北電力へ売電を開始した（岩手日報2013.9.7）。

光ディスク製造のオプトロム（仙台市）は、一関市萩荘の牧場が所有する土地で22176kWのメガソーラー事業に着手するため、東北電力に系統連系協議を申請したと発表した（日本経済新聞2012.12.15）。しかし東北電力の送電網に接続するには大きな先行投資が必要となるとの理由で、協議は不調に終わり、事業化をいったん断念した。その後同地では、土地を所有していた一関市の地球ファクトリーが、WIRSOL SOLAR AG（ドイツ）とGreenpower Capital, LLC（米国）の共同事業体（JV）と、プロジェクト売買契約を締結して、事業が実施されることとなった¹⁷⁾。

このように、買取価格決定からFIT発足直後にかけての時期は、岩手県外の事業者の進出が圧倒的に多い。一方で、県内企業も事業に乗り出すケースが出てきている。

盛岡市玉山区の鉄骨工事業、カガヤは滝沢市砂込に1785kWのメガソーラーを2013年春から

建設し、「チャグチャグソーラーファーム」と名付け、11月から売電を開始した。同社は建築の基礎、鉄骨工事を自社で実施し、電気工事や保守管理を東北電力の子会社であるユアテックに委託する（岩手日報2012.11.20）。同社は、岩手町土川でも工業団地に2380kWのメガソーラー（愛称「サンサンうきうきソーラーパーク」）を建設し、地元雇用や環境学習に貢献していくとした企業立地協定を岩手町と結んだ（岩手日報2013.1.11）。2013年11月から売電を開始している¹⁸⁾。

金ケ崎町では、町内で宿泊施設「みどりの郷」を経営するジュリアン（奥州市）が、「みどりの郷」敷地内に1500kWのメガソーラーを建設し、2013年3月に竣工した。事業費は5.2億円で、日本政策金融公庫から3億円、東北銀行から1.5億円の融資を受け、東北銀行からの融資分は、岩手県再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金貸付金の支援を受けた¹⁹⁾。永沢地区では、不動産情報バンク（奥州市）が1950kWのメガソーラーを建設するため、農業委員会に農業振興地域の指定解除を申請した²⁰⁾（岩手日日新聞2012.11.16）。

岩手県内にパチンコ店等を展開する公衆（盛岡市）は、盛岡市内に1068kWのメガソーラー「サンサンみたけ」を建設し、売電を開始した（岩手日報2012.12.4）。同社は敷地内に見学用施設を建設し、環境学習の場を提供している²¹⁾。住宅メーカーのシリウス（盛岡市）は、矢巾町和味の町有牧草地に、1800kWのメガソーラー建設計画を立てた（岩手日報2012.12.7）。2013年1月に矢巾町と協定書を締結し、2014年1月から売電を開始する予定である。同社は2013年12月、建設中のメガソーラーの北隣に、1200kWの第2メガソーラーを2014年春から建設することも明らかにしている（岩手日報2013.12.4）。製麺業の戸田久（一戸町）は、盛岡市玉山区の自社工場敷地内に1200kWのメガソーラー建設を計画した（岩手日報2012.12.21）。しかし、予定地周辺の電力系統容量が不足し、追加的投資が必要となったことから、同社は事業を断念した。

自治体も、メガソーラーを公有地に誘致する動きを見せている。盛岡市は、玉山区にある温泉施設「ユートランド姫神」に隣接する市有地で、1000kW以上の出力を擁する太陽光発電事業を実施する者を2012年6月に公募した。この事業の特徴は、事業者の応募資格に関する限定はないものの、事業者決定の審査において、「地域への貢献度」という項目を評価割合のうち30%設けたことである。選考の結果、東京に本社を置くNTTファシリティーズがSPC「盛岡ソーラー合同会社」を設立し、1780kWのメガソーラー「ソーラーガーデン姫神」を設置し、売電を開始した（岩手日報2013.4.26）。同氏が盛岡市に提案した地域貢献策は、①自社開発の実験キットやガイドブックを活用した小中学生向け環境教室の開催、②発電所の名称公募および電子看板を活用した情報発信による普及啓発、③設置施工および管理運営（一部）を盛岡市内業者・団体に発注、④盛岡市内への子会社設立による法人市民税納付（予定）、⑤周辺景観や地域住民にも配慮した見学台の設置など、の5項目であった。この事業は、岩手銀行が融資を実施した²²⁾。

北上市は、江釣子地区に新庁舎の建設予定地を1990年代前半に確保していたが、財政難のため建設を断念していた。FIT発足を受けて、その土地にメガソーラーを誘致する計画を立てた（日本経済新聞2012.6.7、岩手日報2012.11.27）。2013年5月に市が事業者募集を始めた際、農地転用手続きが行われていないことが判明し、事業化が遅れたが、NTTファシリティーズ（東京）の他、北上市の千田工業、南部電気工事、北上電工による共同事業体（JV）が事業者を選定され、出力約2900kWで同年9月に着工した（岩手日日新聞2013.9.21）。

2013年1月、岩手県企業局は、北上市相去町の県立北上翔南高校の実習地の一部（採草地として使用していたもの）でメガソーラーを建設し、東北電力へ売電する事業計画を発表した²³⁾。出力1400kW程度のメガソーラーを想定し、2013年7月に建設事業者の公募を行い、同年9月、ユア

テック岩手支社が選定された。県企業局は2014年6月の売電開始を予定している。

この他、国が公表している「再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業（再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金）」の交付対象事業などから、2012年度に着手した大規模太陽光発電事業を確認すると、以下の事業が計画されている。①エコマックスジャパン（東京）は、金ケ崎町の遊休地に950kWの事業を計画している。②新田組（久慈市）は、久慈市内の遊休地に924kWの事業を計画している。

次に、風力発電の建設計画の動向について触れよう。風力発電は計画から工事着手まで一定の時間がかかることから、FIT発足前後に構想され、完成したケースはない。しかし、前項で紹介した調査事業に加え、以下の事業計画が明らかになっている。

一関市藤沢町では、宮城県登米市との市町境に、ジャネックス（福岡県）が両市をあわせて20基・40000kWの風力発電を計画している。2011年度の東北電力との系統連系抽選の結果、接続の権利を得たもので、2015年に着工し、2017年3月をめどに竣工する計画を立てている（岩手日報2012.6.29）。岩手県企業局は、一戸町高森高原で115億円をかけ、2300kWの風車11基による25300kWのウィンドファームを建設する。2016年に着工、2017年から運転開始する計画で、東北電力との系統連系のため、蓄電池併設型で建設される（岩手日報2012.10.13）。当地では2000年代初頭から事業構想があったが、東北電力の系統連系抽選に外れるなど構想が進展していなかった。事業計画では、売電収入として年間10億円が得られ、20年間運転を行い、19億円の黒字となることが見込まれる。ただしこの事業は蓄電池併設型としたため、出力1kWあたりのコストが45万円と、NEDO（2010）が示した2010年時点での陸上風力発電の平均コスト（26～32万円/kW）に比べて、大幅な高コストになっている。

小水力発電の普及に向けては、岩手県が所有する普代ダム（普代村）で、取水口から河川に水を

流す管の落差約20mを利用して、2013年度に実施設計と発電機の設置を計画している（岩手日報2012.10.21）。また県の補助事業により可能性調査を行った金ケ崎町の千貫石ため池で、岩手中部土地改良区が138kWの小水力発電所の設計に着手しているが、2013年に入り、近隣のメガソーラー事業の影響を受け、東北電力との系統連系協議が不調となっている。

木質バイオマスに関して、宮古市川井のウツティかわいは、出力5000kW、年間利用量90000トンの木質バイオマス発電所を2012年秋に着工している。野田村では、群馬県沼田市の新エネルギー開発が間伐材と畜ふんを用いたバイオマス発電を計画している。出力は11500kWを見込み、年間138000トンの資源を必要とする（岩手日報2012.12.14）。

4.3 買取価格の改定から現在まで（2013年4月～2013年12月）

2013年3月11日、経済産業省の「調達価格等算定委員会」は、「平成25年度調達価格及び調達期間に関する意見」を発表した。国はこの意見をふまえ、2013年度の出力10kW以上の太陽光発電の買取価格を、前年度の42円/kWh（税込み）から、37.8円/kWh（税込み）に減額した。なお、風力、地熱、中小水力、バイオマスの買取価格は据え置きとなった。

ここでも、事業案件の多い太陽光発電から見えていこう。横浜市の窪倉電設が設立したPVP JAPAN（新潟県）は、2012年11月から雫石町のJR田沢湖線・秋田新幹線の線路沿いの工場跡地に994kWの太陽光発電設置工事を開始し、2013年9月から東北電力に売電を開始した（朝日新聞2013.5.16）。

大船渡市では、五葉山の中腹にある牧野34haで、約18000kWのメガソーラーが計画され、2013年6月に着工した。着工は2013年度だが、2012年度中に経済産業省の設備認定を受けた。同市と陸前高田市、住田町などがとりくむ「気仙広域環境未来都市」計画の一環で、前田建設工業

（東京）を代表社員とする SPC「五葉山太陽光発電合同会社」が設立され、2015年3月からの発電を予定している（岩手日報 2013.5.20）。2013年4月に大船渡市内で行われた SPC 設立の説明会では、事業費は60億円を見込むが、最速で4年目に単年度黒字を達成し、8年目には初期投資の累損を解消するとした経営の見通しが示され、地元企業に「優先株」への出資を促した（東海新報 2013.4.11）。

このように、計画の公表や着工は2013年4月以降に行われたが、経済産業省の設備認定は2012年度（kWhあたり42円（税込み））の買取価格の時点で受けていたものも多い。

洋野町水沢では、スペインの自動車部品大手ゲスタンプ社の傘下にあるゲスタンプ・アセテム・ソーラー・ジャパン（東京）が、2013年9月に閉鎖したゴルフ場の跡地38haに約20000kWのメガソーラーを建設するため、9月26日に洋野町と事業協定を締結した。同社は SPC「GASJA1」を洋野町内に移転させ、12月に着工し、2015年5月の運転開始をめざすとしている（岩手日報 2013.9.27）。太陽光発電事業を行うエクソル（京都市）は、北上市和賀町で1990kWのメガソーラーを建設することを発表した（岩手日報 2013.9.28）。用地は福島原発事故でセシウムが降下し遊休化していた牧草地で、土地所有者と賃借契約を結び、その有効活用を意図している。

県内企業では、花巻市の建設業、伊藤組が花巻市石鳥谷町の自動車学校跡地に1680kWのメガソーラーを2013年8月から建設している（岩手日報 2013.8.9）。盛岡市中央卸売市場は、同施設の屋根に太陽光パネルを設置し、最大で1600kWの発電事業を開始することを決めた（岩手日報 2013.6.23）。同市場の収入の大半を占めるのは施設使用料と市場使用料で、業者の撤退や取扱高の減少等で収入増が今後見込めない中、売電収入を市場の財政に組み入れることで経営安定をはかるとしている。

市民ファンドを組成して事業化をめざすグループも現れている。野田村では、岩手県内で初めて、

市民ファンドによる太陽光発電の建設が行われた。野田村の被災者らで組織された木工工房「だらすこ工房」が、NPO法人太陽光発電所ネットワーク（東京）の支援を受け、合同会社野田村だらすこ市民共同発電所を設立、48kWの太陽光発電を設置して2013年6月に売電を開始した（岩手日報 2013.5.2、6.9）。1口10万円、契約期間14年間、目標利回りを年1%²⁴⁾としたファンド募集は2013年2月から開始され、目標とした189口は完売した。

紫波町でも、公共施設の屋根を事業者に貸し出す太陽光発電事業の事業者を2012年10月に募集し、環境エネルギー普及（盛岡市）とサステナジー（東京）などが出資する紫波グリーンエネルギー株式会社が事業者を選定された。募集要件では、事業の資金調達の一部に、町民が出資するファンドを組成することを条件とし、「紫波町市民参加型おひさま発電事業」と名づけられた（岩手日報 2012.10.14）。同社は、紫波町内の小学校の体育館や公民館など11ヶ所の屋根を借りて、計1116kWの太陽光発電を実施する。資金調達のため設立された「紫波グリーンエネルギー1号ファンド」は、2013年10月から「紫波ゆめあかりファンド」の募集を始め、町内外から最大で2.1億円の出資を集めることを目標としている。なお、最大出資額の50%にあたる1.05億円の出資は、町民優先とされた（岩手日報 2013.10.16）。近年、地方公共団体や自治体が保有する公共施設における太陽光発電事業が広がっているが、単なる屋根貸し、土地貸しではなく、地域活性化への貢献を内部化する形で民間事業者を募集することも重視されるようになってきている。

風力発電については、東北電力が2013年7月、葛巻町で出力49315kWの風力発電を新たに整備する計画を立てた電源開発（東京）を、系統アクセスの協議を調えた系統連系候補者として決定したと発表した²⁵⁾。このウィンドファーム計画は、2003年から同町上外川高原で発電を行っている「グリーンパワーくずまき風力発電」の拡張や既設風車のリパワリング（建て替え）によって実施

するものである²⁶⁾。

木質バイオマスに関しては、「エネシフ気仙」が2013年4月に陸前高田市で設立フォーラムを開催した(岩手日報2013.4.27)。また、廃棄物リサイクル処理業のフジコー(東京)と電力需給管理事業を行うエナリス(東京)は、一戸町の工業団地内に木質バイオマス発電施設を計画した(岩手日報2013.12.20)。両社が出資するSPC「一戸フォレストパワー」を設立して出力6250kWの発電設備を建設、新設の地産地消PPS(特定規模電気事業者)を通じてエナリスへ販売するほか、地元施設への託送供給も行う。なお、この事業では熱供給は予定しない。

4.4 風力発電の計画

本稿の冒頭で紹介した「緑の分権改革推進事業」では、岩手県は陸上風力発電の賦存量が全国第3位とされている。前述のとおり、風力発電は事業の構想から着手、発電開始までに時間がかかることが知られており、前項までの記述では、その件数は限定的なものにとどまっている。ここでは、経済産業省が設置している、発電所の環境影響評価にかかる「環境審査顧問会」の「風力部会」に審議案件として提出された岩手県内の風力発電事業について、概説しよう²⁷⁾。

2012～2013年度に、同部会で検討された岩手県内の風力発電計画は、前項までに紹介した、①一関市藤沢町でのジャネックス(福岡)による「蚕飼山ウィンドシステム発電事業」、②一戸町高森高原での岩手県企業局による「高森高原風力発電事業(仮称)」、③葛巻町上外川での電源開発(東京)による「新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業」の3件のほか、④岩手町と盛岡市玉山区でのエコ・パワー(東京)による「姫神ウィンドパーク」、⑤一戸町での電源開発による「(仮称)高森高原・筭平牧野風力発電事業」、⑥釜石市、大槌町、遠野市でのユーラスエナジーホールディングス(東京)による「釜石広域風力発電事業」、⑦宮古市、岩泉町でのグリーンパワーインベストメント(東京)による「(仮称)宮古岩泉風力発電

事業」、⑧住田町でのエコ・パワーによる「住田ウィンドファーム事業」の5件が確認できる。

5. 動向のまとめと分析、考察

前節で見てきたように、岩手県内ではメガソーラーを中心に数多くの再生可能エネルギー事業が計画され、一部は売電を開始している。経済産業省の最新の発表によれば、2013年10月末時点での岩手県の再生可能エネルギー発電設備の認定状況は、1000kW以上のメガソーラー事業が43件・175831kW(メガソーラーを含む10kW以上の太陽光発電は865件・221481kW)、バイオマスが2件・9900kW、風力発電、中小水力、地熱はゼロである²⁸⁾。

前節で見てきた事業動向を中心に、FIT成立後に岩手県内で開始された主な再生可能エネルギー事業を一覧すると、表2のように整理できる。

大規模太陽光発電(メガソーラー)について、県外企業の岩手県への進出が目立つことがわかる。とくに、FITの買取価格決定から特措法施行直後に至る時期は、県内で発表される事業はほとんどが県外企業のものであった。2012年秋以降、県内企業が事業化にとりくむケースが増えてきてはいるものの、表2の事業を出力ベースで見たと図2においても、県外企業による事業の出力合計は

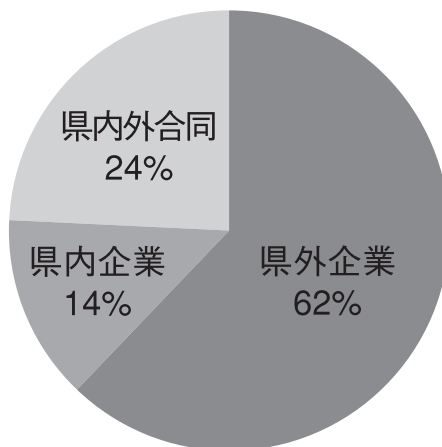


図2 岩手県におけるメガソーラーの事業主体別割合(出力ベース)

表2 FIT 成立後に岩手県内で計画された主な再生可能エネルギー事業

地域	事業者名	県内外区分	出力	事業費支援
(太陽光)				
洋野町	サン・エナジー洋野（東光電気工事ほか）	県内外共同	11200kW	エネ庁補助金
洋野町	青森ポーター	県外（青森）	1500kW	農水省補助金
洋野町	GASJA1（ゲスタンプ・アセテム・ソーラー・ジャパン）	県外（外資）	20000kW	
久慈市	東北ソーラーパワー	県外（宮城）	1432kW	
久慈市	新田組	県内	924kW	エネ庁補助金
野田村	だらすこ市民共同発電所	※市民出資	48kW	
岩手町	カガヤ	県内	2380kW	
滝沢市	カガヤ	県内	1785kW	
雫石町	PVP JAPAN（窪倉電設）	県外（新潟）	994kW	エネ庁補助金
盛岡市	仙台青葉会	県外（宮城）	1999kW	
盛岡市	公楽	県内	1068kW	エネ庁補助金
盛岡市	戸田久	県内	1200kW	
盛岡市	盛岡ソーラー（NTT ファシリティーズ）	※公募	1780kW	エネ庁補助金
盛岡市	盛岡市中央卸売市場	県内	1600kW	
矢巾町	シリウス	県内	3000kW	
紫波町	紫波グリーンエネルギー	※市民出資	1116kW	エネ庁補助金
花巻市	伊藤組	県内	1680kW	エネ庁補助金
北上市	NTT ファシリティーズ、千田工業ほか（JV）	※公募	2900kW	
北上市	岩手県企業局	※公営企業	1400kW	エネ庁補助金
北上市	エクソル	県外（京都）	1990kW	
金ケ崎町	ジュリアン	県内	1500kW	エネ庁補助金、 県制度融資
金ケ崎町	エコマックスジャパン	県外（東京）	950kW	エネ庁補助金
金ケ崎町	共同産業	県内	950kW	エネ庁補助金
金ケ崎町	仙台青葉会（※当初はスカイ・ソーラー・ジャパン）	県外（宮城）	1000kW	
金ケ崎町	仙台青葉会（※当初は不動産情報バンク）	県外（宮城）	1950kW	
一関市	一関東山（リニューアブル・ジャパン）	県外（東京）	1800kW	エネ庁補助金
一関市	一関東山（リニューアブル・ジャパン）	県外（東京）	1999kW	エネ庁補助金
一関市	リニューアブル・ジャパン	県外（東京）	12000kW	エネ庁補助金
一関市	リニューアブル・ジャパン	県外（東京）	2000kW	
一関市	リニューアブル・ジャパン	県外（東京）	1000kW	
一関市	ウエストホールディングス	県外（広島）	994kW	
一関市	TTK	県外（宮城）	863kW	エネ庁補助金
一関市	WIRSOL、GreenpowerCapital（JV）	県外（外資）	22000kW	
大船渡市	五葉山太陽光発電（前田建設工業ほか）	県内外共同	18000kW	エネ庁補助金
(風力)				
一戸町	岩手県企業局	※公営	25300kW	
葛巻町	電源開発	県外（東京）	49315kW	
一関市	ジャネックス	県外（福岡）	20000kW	
(水力)				
普代村	岩手県	※公営	未定	
金ケ崎町	岩手中部土地改良区	県内	138kW	
(地熱)				
八幡平市	岩手地熱（JFE エンジニアリングほか）	県内外共同	7499kW	エネ庁補助金
(バイオマス)				
宮古市	ウツェィかわい	県内	5000kW	
野田村	新エネルギー開発	県外（群馬）	11500kW	
一戸町	一戸フォレストパワー（フジコー、エナリスほか）	県外（東京）	6250kW	エネ庁補助金

注1) 表中の「エネ庁補助金」は「再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業」

注2) 表中の「農水省補助金」は「農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業」

注3) 表中の「県制度融資」は「岩手県再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金貸付金」

74471kW（62％）であるのに対して、県内企業による事業のそれは16087kW（14％）にとどまる（市民出資や自治体の事業者公募案件は除く）。県内外の企業が合同で設立したSPC等による事業も29200kW（24％）存在するが、いずれも地元企業の出資比率は多くない。事業1件あたりの出力規模の比較においても、県外企業による事業の1件あたりの出力平均は4380kWであるのに対して、県内企業による事業のそれは1608kWである。なお、国の復興予算による「再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業」補助金は、事業者の本社所在地にかかわらず、岩手県を含む「特定被災区域」での事業に、設備投資の10％が補助される。

ただし、これは岩手県内企業の資本金と、全国規模の各企業の資本金を考慮すれば、当然の差と言える。内閣府が2010年度に実施した「都道府県別県内総生産」の集計によれば、岩手県の県内総生産額は全国第33位に位置しており、全国的に見て劣位にある²⁹⁾。しかし、この現状を、中央と地方にある自然発生的な経済力の違いに還元することはたやすいことではあるが、本来的に地域に存する資源である再生可能エネルギー資源による利益を享受すべきなのは誰か、という問いに対して、経済力への還元論は無力でしかない。

近年、再生可能エネルギーの爆発的な拡大をもたらしている欧州諸国のFITの制度設計を見ると、まずドイツでは、電力供給法によって1991年に開始された買取制度（この時点では、平均小売価格の一定割合が買取価格）では、太陽光発電や風力発電の出力規模の上限は設けられていなかったが、2000年の「再生可能エネルギーを優先するための法律」によってFITが導入された際、太陽光発電の買取対象は出力5000kWまでとされた（和田，2008；寺西・石田・山下，2013）。2004年の法改正でこの上限規程は撤廃されたが、その後も買取価格は立地条件ごとに詳細に設定され、頻繁に見直されている（大島，2010；寺西・石田・山下，2013）。2012年の法改正では、10000kW以上の太陽光発電は再び買取対象外と

なった³⁰⁾。スペインでは、1994年にFITを導入した際には、太陽光発電は出力50000kWまでを買取対象としたが、2008年に行った見直しで買取対象を10000kW以下に限定した³¹⁾。イギリスにおいても買取対象の太陽光発電は5000kWまで、イタリアでは買取対象の上限は2007年に撤廃されたが、インセンティブ価格を設けて自家消費の多い場合や事業者が公的団体の場合に5％の増額を行うなど配慮事項がある³²⁾。これらの買取条件の工夫には、政府の支援を受けるべき再生可能エネルギーによる売電利益を享受する主体像として、いわば「規模の経済」を志向する事業体よりも、地域に根ざした事業体が望ましいという政策理念が投影されている。

翻って、現在の日本のFITの制度設計は、太陽光発電について言えば、出力10kW以上のものはすべて一律価格で買い取るとされており、すなわち、規模を拡大することが建設コストを下げ、収益の上昇につながるという構図を促進している。岩手県に進出している事業者のいくつかは、10000kW（10メガワット）を超える巨大なメガソーラーを建設しているのは、その構図の現れである。

一方で、本稿では拾いきれなかった、国の再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業の採択案件には、出力500kW未満の中小規模太陽光発電事業も多くあり、その担い手の多くは県内企業であることは見逃せない。日本のエネルギー政策転換の焦点のひとつは、福島第一原子力発電所に6基もの原子炉が立地し、さらに2基の原子炉増設が計画されていたように、また岩手県においても東日本大震災の直後から数日間をわたって「全県停電」を経験したように、巨大なエネルギーを一手に生産する設備の集中立地という事態から、分散型のエネルギー供給体制への転換の要請である。広く地域に賦存する資源を活用する再生可能エネルギーの本分は、まさに分散型のエネルギー供給体制確立への近道を提供することにあると言っても差し支えないだろう。

本稿では、岩手県における再生可能エネルギー

事業の現状把握を試みた。いずれも現在進行形の事例であり、事態は刻一刻と推移しているが、最新の動向経過をふまえれば、3点を指摘できるだろう。

第1に、FITの買取価格が高値に設定されたことをきっかけに、全国から、賦存量の豊富な東北地方へ企業進出が進んでいる。特に太陽光発電の買取価格高騰を受けて、メガソーラーは「過熱」と言える状況にある。第2に、岩手県では、県外企業の進出にワンテンポ遅れながらも、県内企業が、異業種参入を含め、再生可能エネルギー事業にとりくみ始めている。この動きが、地域に根ざした再生可能エネルギー事業となって、地域住民が経済的恩恵を得る機会の増加をもたらすかは、今後も注視が必要である。第3に、県外企業の進出によるメガソーラーの増加は、FITの制度設計上の問題点を示唆している。すなわち、設備容量の上限なし・一律買取価格の条件は、「規模の経済」を助長して発電設備のいたずらな大規模化をもたらすとともに、それに比例した初期投資の巨大化、さらには「早い者勝ち」「資金力のある者勝ち」の状況を助長して送電網の容量不足をもたらし、地元企業の参入の道を閉ざす可能性を秘めている。

政策は常に評価にさらされ、新たに生じた政策課題の解決のために新たな変革課題の吟味を必要とする。施行から1年半が経過した固定価格買取制度（FIT）も、その時期に来ているようである。

付記：本論文は、JSPS 科研費（課題番号 24530636「エネルギーの地域自主管理システムの構築に関する環境社会学的研究」）による研究成果である。

注

- 1) 緑の分権改革推進会議第四分科会, 2011, 『再生可能エネルギー資源等の賦存量等の調査についての統一的なガイドライン』。
- 2) 日本政策投資銀行ホームページ (2014年1月参照) <http://www.dbj.jp/investigate/equip/regional/detail.html>

- 3) 筆者らが2013年9月に日本政策投資銀行東北支店に対して実施したヒアリングによれば、2013年の調査では、回答のほぼすべてが新電力の再生可能エネルギー投資関連であることが明らかになっている。
- 4) 2013年3月現在、新エネルギー・産業技術総合開発機構 [NEDO] 調べ。
- 5) 筆者は「地域の企業が運営すれば地域のためになる」というナイーブな立場を無批判に受け入れるつもりは毛頭ない。しかしながら、域外・県外の事業者が進出することによって、地域で産出されたマネーフローが、地域にとどまりにくいという一般的傾向は、これまでの地域開発の反省をふまえれば、かなりの程度明らかであろう。
- 6) 「岩手県地球温暖化対策実行計画」(2012年3月)、38頁の表を一部改変。
- 7) 環境省報道発表資料 (2012年1月13日)。
- 8) 第1回岩手県再生可能エネルギー復興推進協議会 (2012年3月15日)、「資料4」より。
- 9) 地熱エンジニアリング株式会社ホームページ (2014年1月参照) <http://www.geothermal.co.jp/etc/topics/topics110711.pdf>
- 10) 2013年2月28日、葛巻町農林環境エネルギー課へのヒアリングによる。
- 11) 岩手県ホームページで閲覧が可能である (2014年1月参照) <http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=35632>
- 12) 2013年3月28日、岩手銀行のプレスリリース「北東北最大級「メガソーラー発電事業」向けプロジェクトファイナンスの組成について」による。
- 13) リニューアル・ジャパン株式会社ホームページ (2014年1月参照) <http://www.rn-j.com/project>
- 14) なお、この事業計画は、2014年1月の時点で、株式会社仙台青葉会に所有が移っていると思われる。同社ホームページ (2014年1月参照) <http://www.sendai-aobakai.com/info> に金ヶ崎町西根高谷野原での事業計画が確認できる。
- 15) 株式会社仙台青葉会ホームページ (2014年1月参照) <http://www.sendai-aobakai.com/news/100>
- 16) 2013年2月5日、岩手銀行のプレスリリース「メガソーラー発電事業」に対する融資対応について」による。
- 17) 2013年8月27日、WIRSOL SOLAR AG と Greenpower Capital, LLC のプレスリリースによる。
- 18) 株式会社カガヤホームページ (2014年1月参照) <http://www.iwate-kagaya.jp/business/mega->

- solar
- 19) 2012年11月29日、東北銀行のプレスリリース「太陽光発電事業に取り組む中小企業者の支援を実施」による。
 - 20) この事業計画は、2014年1月の時点で、株式会社仙台青葉会に所有が移っているものと思われる。同社ホームページ(2014年1月参照) <http://www.sendai-aobakai.com/info> に金ヶ崎町永沢石持沢での同規模の事業計画が確認できる。
 - 21) 有限会社公楽ホームページ(2014年1月参照) <http://www.nk-group.co.jp/hukushi/sansa.php>
 - 22) 2013年3月26日、岩手銀行のプレスリリース「メガソーラー発電事業」に対する融資対応について」による。
 - 23) 2013年1月22日、岩手県のプレスリリース「県立北上翔南高等学校実習地における大規模太陽光発電(メガソーラー)計画について」による。(岩手県ホームページ(2014年1月参照)) <http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=43546>
 - 24) 配当は「現金」または「野田村の物産品」のどちらかを出資者が選ぶことができる。
 - 25) 2013年7月10日、東北電力のプレスリリース「風力発電「連系線を活用した実証試験」受付分における系統連系候補者の決定ならびに申込み受付の終了について」による。
 - 26) 2013年2月28日、葛巻町農林環境エネルギー課へのヒアリングによる。
 - 27) 以下の記述は、経済産業省ホームページ(2014年1月参照) http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku
 - 28) 2014年1月10日、資源エネルギー庁のプレスリリースによる。
 - 29) 参考までに東北6県の順位を述べれば、宮城県(15位)、福島県(20位)、青森県(28位)、山形県(34位)、秋田県(38位)となっている。出典は内閣府ホームページ(2014年1月参照) <http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>
 - 30) 2012年3月6日、経済産業省「調達価格等算定委員会」会議資料(2014年1月参照) http://www.meti.go.jp/committee/chotatsu_kakaku/001_haifu.html
 - 31) 2010年1月28日、経済産業省「再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム」会議資料(2014年1月参照) <http://www.meti.go.jp/committee/materials2/data/g100128aj.html>
 - 32) Ibid.

<文献>

- NEDO 編, 2010, 『NEDO 再生可能エネルギー技術白書』エネルギーフォーラム社。
- 大島堅一, 2010, 『再生可能エネルギーの政治経済学』東洋経済新報社。
- 齊藤純夫, 2013, 『こうすればできる! 地域型風力発電』日刊工業新聞社。
- 寺西俊一・石田信隆・山下英俊, 2013, 『ドイツに学ぶ地域からのエネルギー転換』家の光協会。
- 和田武, 2008, 『飛躍するドイツの再生可能エネルギー』世界思想社。

茅野 恒秀 (チノ・ツネヒデ)
岩手県立大学

再生可能エネルギー事業の社会的普及と信用力スキーム

The development of Renewable Energy projects and the Credibility scheme

湯 浅 陽 一
Yoichi Yuasa

大 門 信 也
Shinya Daimon

Abstract

This paper seeks to establish the credibility between local businesses and banks by the theoretical framework of a “Credibility Schema” in the field of renewable energy. Businesses, banks and other related organizations form the framework. Renewable Energy projects have the potentials to lead spontaneous developments in rural areas where have suffered from economic stagnation. Local banks, however, have hesitated to finance local RE businesses. This is due not only to local RE businesses being small and fewer resources but also because Japanese banks have been restricted by the financial structure of the post-war era that tends to make local banks unwilling to finance businesses in new industry. Under these circumstances, the credibility schema would become non-active. Compared to Germany where due diligence corporations play an important role, we’ve found that a third player is essential to activate the schema. This player isn’t a business or a bank in the credibility schema. In Japan, credit guarantee corporations are established in all parts of the country. That is why they could be the third player. Our survey of credit guarantee corporations, conducted in 2012, shows that they aren’t so positive to support RE projects by local businesses. For RE projects by local businesses to develop widely, besides a part of local banks and local governments’ supports, credit guarantee corporations must back up local businesses and banks.

Keywords: Renewable Energy project, the credibility scheme, the post-war era financial structure, due diligence, credit guarantee corporation

要 旨

本稿は、再生可能エネルギー（RE）事業分野において、中小事業者と地域金融機関のあいだでの信用を創出する方法を、「信用力スキーム」を鍵概念としながら模索していくものである。信用力スキームは、事業者の信用力の形成を、事業者だけでなく、金融機関の能力や政府・自治体による支援制度などとの結びつきによ

て捉える枠組みである。RE事業の展開は、地方の内発的発展を促すものとして期待されており、これに沿ったうごきも現れているが、地方独自の取り組みを促進するためのさらなる仕掛けが必要な状況にある。本稿では、与信能力の向上など、地方金融機関独自の取り組みを制約している構造を戦後の金融体制から探ったうえで、デューデリジェンス機関が積極的に活動しているドイツの事情を参考にしながら、事業者でも金融機関でもない「第3の存在」が信用力スキームの活性化において重要な役割を果たしていることに注目する。そして、日本で「第3の存在」としての活動が期待される組織として各地の信用保証協会を取り上げ、2012年に実施されたアンケート調査の回答をもとに、信用保証協会におけるRE事業への取り組み状況を分析する。調査結果の分析からは、信用保証協会の取り組みが受動的な傾向にあることが指摘される。地方金融機関によるABL（動産融資担保）を活用した取り組みや、自治体による支援の取り組みもみられるが、内発的発展と結びついたRE事業が広く展開されていくためには、信用保証協会によるより積極的な取り組みが必要であると考えられる。

キーワード：RE事業、信用力スキーム、戦後金融体制、デューデリジェンス、信用保証協会

1. はじめに

1-1. 問題の所在と背景

本稿の課題は、再生可能エネルギー（RE）事業分野で、中小事業者と地域金融機関のあいだでの信用を創出する方法を、「信用力スキーム」を鍵概念としながら模索していくことにある。

2012年7月に施行されたREに関する固定価格買取制度（FIT）は、電力供給源を火力や原子力からREへとシフトさせるだけでなく、日本社会の産業構造や、関連する主体間の連関を大きく変える潜在力を有している。

原子力発電所の建設が典型であるように、これまでの電力インフラ整備の手法は基本的に中央集権的なものであり、電力会社や政府の働きかけを受けた地方自治体が、補助金や固定資産税などによる税収増、あるいは雇用の増加を期待して受け入れるという仕組みであった。この仕組みのもとで地方自治体は、一時的ではあるものの極めて巨額の財政収入を得るほか、関連する雇用の創出による恩恵を受けることができる。財政難と雇用不足に悩む地方にとっては魅力的な恩恵である。しかしこの仕組みは、財政面でも雇用面でも、長期的なサステナビリティを保証するものではな

い。政府や、電力消費地でもある大都市に所在する電力会社の動向に大きく左右されるという、中央に対する依存の構図を伴うものでもある。

これに対しREでは、賦存量の多い地域内の諸主体が自ら事業を興し、互いに結びつき、事業で得た利益を地域内で循環させていくことで、大都市に対する自律性を得ていくことが期待されている。従来型の中央集権的で外発的な開発から、真のサステナビリティを伴った内発的な開発へと展開していくことが期待されているのである。

とはいえ、実際に進められている開発は外発的なものを中心であるなど、地方における内発的なREの普及に様々な障害が立ち現れている。金融面では、地域の事業者が、地元の金融機関からの融資により事業をすすめることが、内発的発展のためには不可欠である。しかしながら現状では、FITの導入により、地方の金融機関によるRE事業への融資は徐々に行われるようになってきているものの、審査のあり方を含めてまだ十分な体制が整えられているとはいえ、事業の展開を積極的に後押しする段階には至っていない。融資の前提となる信用創出が、地域の事業者と金融機関のあいだで、適切な形で継続的に行われるようなくみが社会的に構築されていないためである。

この状況は、より具体的には、地元の事業者が金融機関から信用を得られない、あるいは、地域の金融機関が事業者に対して信用を付与できないという形の問題として捉えられる。では、なぜ、両者のあいだでの信用創出がなされないのか。その原因を克服し、信用を創出していくためにはどのような取り組みが必要であるのか。本稿は、これらの問いを、信用力スキームの視点から検討していくものである。

1-2. 信用力の規定要因とその枠組み

新たな事業を立ち上げようとする人々にとって、資金調達は常に頭の痛い問題である。とりわけ地方に所在する中小の事業者は、経営基盤が脆弱であることが多いため、金融機関からの融資も得にくい。信用力が小さいのである。

金融機関の側にも、地域の活性化に貢献したいと願う一方で、預金を守らなければならないという義務がある。内発的発展の促進という理念のもとに新規事業の展開を後押しする場合であっても、最低限の信用の付与（与信）は必須の要件である。

融資のための信用は、事業者の審査や経営状況、事業計画と直結しているため、一義的には事業者の能力次第と捉えられがちであるが、必ずしもそうではない。まず、融資する側の金融機関にも責任がある。展開力のある事業を適切に評価し、場合によっては改善点を示すなどの評価あるいは目利き能力は、金融機関が備え、常に向上させていかなければならないものである。また、事業者をサポートする組織や制度、さらには政策によっても、信用力は変化する。後に述べる信用保証協会制度もその1つである。産業振興を意図した政策の推進も、中小事業者の信用力の強化につながる。

事業者の信用力は、事業者の力量のみによって決まるものではなく、金融機関の能力や支援制度などの要素によっても左右される。本稿では、これらの要素が結びつくことで形成されている枠組みを、信用力スキームと呼ぶことにする。この信用力スキームは、当然のことながら、国や地域に

よって異なったり、同じ国の中でも時代によって変化したりする。また、集権型であるのか分権型であるのか、新規の産業の展開に適応的であるのか否かといった、対照的な形での性質の相違もみられる。

後述するように、日本の信用力スキームは、基本的に集権的であり、かつ、ローカルなレベルでの新産業の展開に対する適応力は必ずしも高くない。こうした信用力スキームの特徴が、内発的発展と結びついたRE事業の展開の障害となってしまうというのが本稿の見立てである。

1-3. スキームの定型化と活性化

ではどうすれば、この構造を変化させることができるのか。信用力スキームの理論を展開しよう。ある一定のスキームのもとでは、事業者にせよ、金融機関にせよ、特定の条件下で、それぞれに資源と戦略を持ち、相互行為を展開している。スキームが一定の性質を帯びるのは、多くの主体の資源や戦略などが均質化あるいは慣習化され、かれらの行為が定型化されてしまい、その型から抜け出すための意思決定が困難になるためである。日本の金融機関を取り巻く制約条件は後述するとおりであるが、その中で、同じような資源をもち、同じような顧客を相手にする金融機関は、似たような意思決定を行うようになる。そこからの逸脱は、自らの組織を危機に曝すことを意味している。未知の分野への融資にあたっては、自らの資源と戦略によって開拓していくよりも、他の主体の動向をみつつ、消極的な姿勢を好むようになる。

新しい産業への積極的な融資を進めるためには、この定型化された相互行為を変化させ、活性化させることが必要である。そのためには、特定の主体に働きかけることは重要ではあっても、それだけでは不十分であることが少なくない。相互行為である以上、行為の相手や、かれらを取り巻く諸条件を合わせて変化させないかぎり、一部の主体が行為を変えても、十分な波及効果を挙げ得ないことが多いからである。

スキームを変えていくためには、複数の主体の

行為を同時にかつ継続的にかえていくための方法が必要である。固定価格買取制度は、そうした効果をもつ政策手法の1つである。この制度の導入により、REを取り巻く条件が大きく変化し、事業者と金融機関の意欲を同時に刺激することができる。

しかし現状では、この政策の導入が、中小事業者の信用力の創出にまで十分に結びついていない。地方における内発的発展としてのRE事業の展開につなげるためには、信用力スキームの活性化の視点から、もう一歩踏み込んだ取り組みが必要である。では、その「もう一歩」の鍵はどこにあるのか。

以下、第2節で、戦後日本の金融体制の構造と変容をみることで、金融機関の戦略を規定する要因をみていく。第3節では、ドイツとの比較を行うことで、日本の特徴を浮かび上がらせる。これらの検討をふまえ、第4節では、直接的に中小事業者の信用力の補完を担う信用保証協会の動向に関するアンケート調査結果の分析を行う。

ドイツの事例からは、事業者でも金融機関でもない、「第3の存在」とも言うべき組織の存在が、定型的なパターンに陥りやすい信用力スキームを活性化させ、地域社会レベルの独自の融資に結びつけていることが示唆される。日本にはこのドイツ型の組織に相当するものは定着していない。しかし、このタイプの組織とは性質が異なるが、事業者でも金融機関でもない立場から地域社会レベルでの金融市場に関与している組織として、信用保証協会が全国に広く存在している。この組織が、地域レベルでの金融の活性化の鍵を握りうるのではないかという着想が、アンケート調査の出発点となっている。

このアンケート調査の結果をもとに、RE事業に対する信用保証協会の取り組み状況を分析する。最後に、第5節として、RE事業をめぐる信用力のガバナンス構造を活性化させていく「鍵」のありかを探る。

2. 戦後日本の金融体制の構造と変容

2-1. 地域金融機関の概要

日本の金融機関の行為を制約している構造的な問題にふみこむ前に、まず簡単に現在の地域金融機関がどの程度の預金余力をもっているかをみておこう。

以下、2012年3月末の時点で、金融庁がHPに掲載した情報にもとづき、「貸出金÷預金」で算出した預貸率（ただし、預貸準備金、コール市場からの調達、譲渡性預金などは含んでいない）と、預金から貸出金を減じて算出した「貸出余力」を確認する。貸出以外に、有価証券の購入等に回されている預金は、必ずしも即時売却が可能ではないものもあり、これらがすぐに貸出に回されるというわけではない。あくまで参考値にとどまるが、大きな傾向をみることはできるだろう。

2012年3月末の時点のデータにもとづいて算出すると、まず全国の地域金融機関の平均預貸率は67.3%である。これは、全国に136兆円ほどの貸出に回しうる預金が存在していることを意味する。そのうちRE賦存量の多い青森、秋田、岩手の3県に限っても、4兆6千億円ほどの預金がある。こうした資金は、前述のように単純に全てを融資に回すということとはできない。しかし、預貸率の低下は、金融機関の懸念にもなっており、とくにより預貸率の低い信用金庫や信用組合などにとって、不安定な国債や、有価証券の運用にまわすのではなく、本来の目的である地域社会に貢献しうるような貸出を行いたいという要求は強いはずである。

以上のことから、地域金融機関がREの普及へむけた信用創出の重要な担い手であるということがわかる。しかし、そう簡単にこれらの資金をREに回すことはできないと考えられる。前述の理由だけでなく、日本社会が形成してきた信用力スキームの特徴をおさえていく必要がある。次にその歴史的な文脈を確認する。

2-2. 戦後日本の金融体制

明治維新後の日本社会では、早い時期に民間の自由な信用力スキームの構築がめざされたが、その後、中央銀行を中心とした信用力スキームへと転換し、戦時体制の一県一行主義による統合が進められてきた（伊吹 2000）。さらに戦時中の総動員体制にもとづいて完成された経済の「1940年体制」（野口 1995）は、トップダウンの意思決定を貫徹することで、戦後高度経済成長を支える金融経済的基盤となった。池尾（2006）は、こうした戦後の金融体制を「開発主義金融」と名づけ、人為的低金利政策、護送船団行政によって特徴づけられるとした。

この時期日本政府が資源配分を行った投資分野には、鉄鋼、海運業のほかに電力部門がある。電力安定化のために、政府は、公的資金を投入するだけでなく、金融機関に協調融資を組ませたのである（岡崎ほか 2006）。金融機関にとって電力への融資とは、系列都市銀行との協調融資という形で行われてきたのであり、それは戦後金融体制のトップダウン構造のなかで行われていたといえる。そもそも地域金融機関にとって電力事業への融資は、自らの「目利き」能力を超えたものであったといえよう。

高度経済成長期が終わり、日本は開発主義とは異なるあらたな金融体制が期待される時期に入るが、開発主義体制は 1970 年代を通じて持続する。ポスト高度経済成長の金融体制が姿を見せ始めるのは、1980 年代中盤のバブル経済の崩壊後である。1992 年には金融制度改革法が成立し、戦後体制を支えていた長短信用や銀行、証券、信託業務の分離が解かれ、子会社方式という限定を付されて相互参入が可能となった。また同年、「パーゼル合意」にもとづく BIS 規制が日本でも実施に移される。

しかしその後、日本経済は「失われた十年」を体験することとなる。1992 年の後、改革は遅れ、「金融ビッグバン」と呼ばれる一連の改革が打たれるのは、不況の続く 1990 年代中盤からであっ

た。制度面では、1998 年に金融監督庁が発足し、BIS 規制に則った早期是正措置が実施される。さらにこれを実効化するための「金融検査マニュアル」が 1999 年に通達され、改訂を経て現在に至っている。

戦後の金融体制は、おおむねトップダウン型であったといえる。しかし、同時に金融機関に一定の自律性を与えるものでもあったともいわれている。岡崎ほか（2002）によれば、大蔵省のような特定産業に影響を持たない部門の所管となり、行政の影響力を「全国銀行協会」のような業界団体が一旦受ける形となっていたため、政府は「個別融資案件に関する銀行の判断の自立性を確保しながら銀行融資を産業政策の手段として利用」することができたという（岡崎ほか 2002：383）。しばしば戦後高度成長期を支えた銀行員は、「金は簡単には貸さなかった」（江上・須田 2003）と述べるが、そうした自意識は、この時期の（業界団体によって媒介された）金融機関の相対的自律性に由来するものといえる。

つまり、戦後復興期から高度経済成長期にかけて、日本の金融界の統治構造は、全銀協のような業界団体を媒介とする利害調整型の性質を有しており、これが国家を頂点とするトップダウン構造とは別の独自の自律的特質を与えていたのである（図 1 左側）。

一方で、1990 年代の中盤から行われてきた金融改革は、金融の自由化やグローバル化をにらみ、こうした業界媒介の世界を「慣れ合い」として排し、金融庁の直接管理にもとづく各金融機関の体質強化（＝不良債権処理と自己資本比率の向上）を促す体制を構築しようとするものであった（図 1 右）。こうした一連の金融体制の再編成は、金融機関の貸出行為の現場を大きく左右することになった。元信金職員の東川仁によれば、保険・信託業務の付加や、金融検査マニュアルによる行政介入は、銀行や信金職員が顧客と向き合う時間を削ぎ、結果として職員の情報収集能力や分析能力を削ぐものとなったという（東川 2010）。

こうした構造改革の要に、金融庁とその指導を

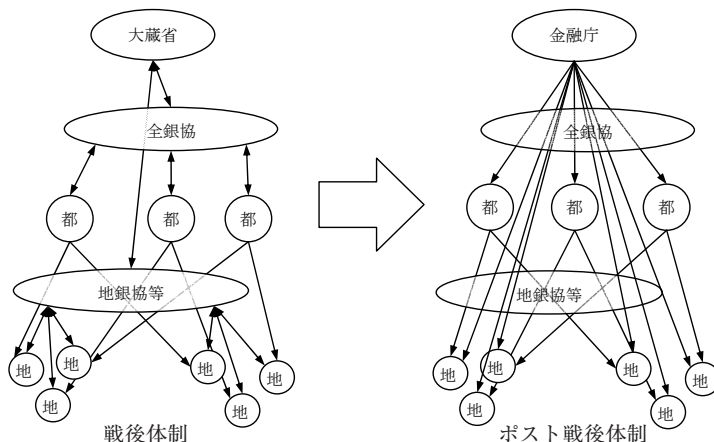


図1 戦後日本の中央レベルの金融体制の変化：
業界媒介の利害調整型から自己責任の体質管理型へ

- ※「都」は都市銀行を、「地」は各種地域金融機関を示す。「地銀協等」には全国地方銀行協会、全国第二地方銀行協会、全国信用金庫協会が含まれる。煩雑を避け地域金融機関と関連業界団体はまとめて表示した。
- ※組織をつなぐ矢印は一方から他方への意思決定への影響力を表現している。
- ※「戦後体制」は高度経済成長期までに機能してきた金融統治体制、「ポスト戦後体制」は金融改革によって目指されてきた金融統治体制。戦後体制では業界団体を媒介として利害調整が強く機能しており、ポスト戦後体制では金融検査マニュアルにもとづく金融庁の直接管理が強く機能していることを表現している。
- ※図では省略したが、戦後体制においても金融検査による直接管理は行われており（「MOF担」による接待など）、またポスト戦後体制においても業界団体による利害調整は消滅したわけではない。
- ※都銀から地域金融機関への矢印は戦後とポスト戦後で同様に描かれているが、その質は異なっていると考えられる。

徹底させる金融検査マニュアルがある。金融庁の政策目的は、第一に「金融システムの安定」、第二に「公正・透明な市場の確立」、第三に「利用者の保護・利用者利便の向上」とされる。こうした目的は、金融マニュアルの導入により、金融機関との癒着を排したルールに厳格な形で進められることとなる。前述したとおり、この金融庁の体制により、金融機関の現場は大きく変容したと指摘される。

これに対して、バブル崩壊以前（つまり貸し流り、貸しはがしの時期以前）には、新規貸出への意欲も高く、職員の審査能力も高かったという（東川 2010）。これは、元第一勧業銀行（1977年-2003年）の作家江上剛（江上・須田 2003）や、元三菱銀行（1973-2001）吉田重雄（2007）なども同様の指摘をしている。例えば江上はバブル

以前の時期について、「お客様の会社を再建するには、あるいはお客様にメリットを与えるにはどうしたらいいかというのを、考える時間とゆとり」があり、人手もあったと述べている（江上・須田 2003: 43-44）。

つまり、高度成長期までの金融機関の現場が、政府の上意下達的ななかで「呪縛」（江上・須田 2003）されながらも、一定の自律的な信用創出を行っていた。これに対して現在の金融機関の現場は、保険や証券など融資以外の業務をこなしつつ、金融検査マニュアルなど行政的なルールへの対応を迫られる状況にある。

このような状況は、金融機関にとって、定型的な行為からの逸脱を困難にする。とりわけ、資源が限られた地域の金融機関にとっては、職員の与信能力を十分に伸ばす余力がそがれることにな

る。金融制度改革は、金融機関独自の与信能力にもとづいた与信力をより高め、日本社会の信用力スキームの活性化を企図するものであったが、むしろ定型化を強める側面をもったのである。

3. 日本型信用創出の基本特性と問題点 ——ドイツとの比較

3-1. 日本型「自前審査主義」

前節での概略をふまえ、日本型信用創出のしくみについてまとめてみたい。

日本の金融機関は、土地担保や債務保証による裏づけを背景として、自前の目利きに依拠した審査体制を敷いてきた。前項でふれた「新規貸出への意欲の高さ」や「審査能力の高さ」といった指摘も、自前での審査こそが金融機関の本分だという感覚を表している。また筆者らを含む研究グループの聞き取り調査でも、金融機関は、商品開発においても日常審査においても、必要に応じて関連機関に「ヒアリング」を行うことはあるが、審査を外部機関に委託することは基本的には考えられないという見解が得られている。調査の限りでは、そのおもな理由として「与信コストかかりすぎる」が挙げられるが、現場の日常的な常識感覚としてそのような発想が出てこないという様子も見受けられる¹⁾。

戦後、日本の産業界は、マクロな経済産業政策による方向づけがなされ、製造業を中心として大企業から零細企業までが系列化されてきた。これにより、下請けの中小企業への融資については、あらかじめ貸出リスクが縮減されていたといえる。金融界自体も護送船団方式が取られ、あらかじめ利害調整がなされたうえで、末端金融機関での「自前審査主義」が機能していた。

こうしたなかで不動産担保の慣行と信用保証制度は、金融機関にとっての信用リスクの縮減をより容易なものにしていた。すなわち、護送船団方式に由来する「自前審査主義」と「担保主義」と「債務保証」の組み合わせが、戦後日本の信用創出の基本型であったといえる。

金融改革以降、このようなしくみを転換するような形で、規制緩和が行われてきた。しかし、前項で述べたように地域金融機関は金融庁からの「体質改善」指導に力を削がれ、「構造的な資源不足」にあるのが実情といえる。その結果、「自前審査主義」の前提となる与信能力の向上が制約され、新しい産業への積極的な融資がしにくくなる。同時に、担保や後述する信用保証協会による保証などへの依存度を高め、融資という行為はより定型のあるいは保守的なものとなり、信用力スキームも硬直的なものとなっていく。

FIT 導入以前の地域金融機関が RE 事業への融資に手が出せなかったことは、このような歴史的意味連関のなかで理解される必要がある。

3-2. ドイツの「審査力補完体制」——外部機関への審査委託²⁾

この日本型と対照的なのがドイツ型の信用創出のしくみである。たとえばドイツの GLS 銀行では、風力発電事業に対する融資を行っているが、その際、事業性の審査は、コンサルタント会社等の独立のデューデリジェンス機関に委託して得た事業評価にもとづいてプロジェクトファイナンスが行われる。ドイツでは、風力エネルギー協会などの RE 関連協会が技術評価機関のリストを保有・公開しており、銀行はプロジェクトのサイズによってリスト上の機関に対し発電予測等を依頼する。各銀行は提出された予測の中で一番保守的な数値を用い、収益計算のためのシミュレーションソフトを使って収益予測を行う。シミュレーションソフトは各銀行が独自のものを持っており、それらは毎年改善される。さらに銀行側は、発電事業の財務状況の監視や登記簿の登録、また発電機運転の譲渡担保等によって、運転リスクの低減策を講じている。

以上のようなしくみの中で、ドイツでは金融機関から委託されて RE 事業のデューデリジェンスを行うコンサルタント業が定着している。たとえば SGS ドイツ社では、産業部門がデューデリジェンスを含む風力発電に関する技術的サービス、環

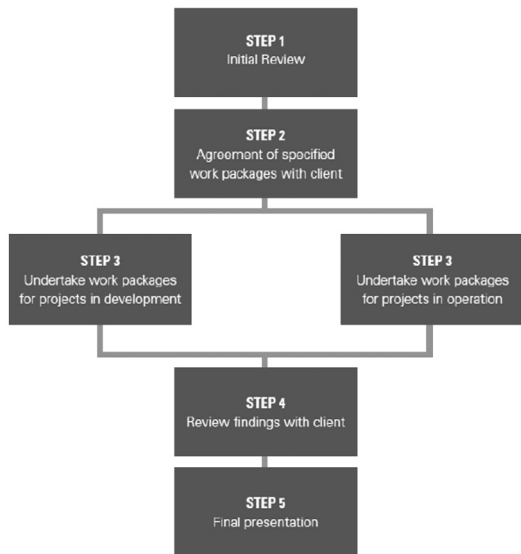


図2 SGSによるデューデリジェンスの手順

境部門が風力発電事業の環境アセスメントサービスを提供している。

図2は、SGSによる風力発電プロジェクトで行われるデューデリジェンスの順序である。デューデリジェンスにかかる費用は時間ベースで算出される。審査の結果、問題が発見されたり、詳細な調査が必要になる場合、追加の作業時間に応じて費用が増えることもある。風力発電機が立地場所の環境条件に不適合の場合でも、そのこと自体は顧客に伝えるが、審査機関としての独立性を保つため、特定のメーカーを推薦するようなことはせず発電機の種類を示したりする。デューデリジェンスは小規模ファームについても行われるが、その場合は審査の対象が限定的になることがある。例えば、設置する発電機や設置場所が既に実績がある場合なら審査対象から外したりと、項目を簡易化することも可能である。デューデリジェンスにおける審査結果よりも稼働率が想定以下となる場合でも補償されることはない。ただし明らかな計算ミスやデータエラーが生じ、その責任が証明される場合は、法律の範囲内で補償を行うこともある。

以上のように、ドイツ型の信用創出は、事業性

の審査を外部機関に委託することで、そのリスクを軽減するようにしている。日本のような自前審査と公的債務保証との組み合わせに比べて、信用リスクをより細かく切り分けて、複数の主体に分散させている形といえる。事業者でも金融機関でもない「第3の存在」としてのデューデリジェンス機関の存在が、信用力スキームの中で、信用創出を定型化させず、新たな産業への融資を積極的に行うことを後押ししているのである。こうした信用創出のしくみが、ドイツのRE事業の普及を支えている。

日本では、ドイツのデューデリジェンス機関と同じ機能を果たしている組織はないが、中小企業の信用力に関わる組織として、信用保証協会が各地で活動している。次節では、筆者（湯浅・大門）らが実施したアンケート調査をもとに、信用保証協会の取り組みに関する検討を行う。

4. 信用保証協会の現状と可能性

4-1. 信用保証協会の基本的役割と調査の概要

本節では、2012年8～9月に筆者らが実施した全国の信用保証協会に対するアンケート調査の結果をもとに、信用創出に関して保証協会が果たしている機能の現状と可能性について考察する³⁾。

信用保証協会は、1953年に制定された信用保証協会法に基づき、中小企業者の金融円滑化を目的として設立された公的機関である。各都道府県を単位とした47法人のほか、横浜、川崎、名古屋、岐阜、大阪では市単位で設置されており、合計52法人が設けられている。政府関連組織や地方自治体からの貸し付けをもとに、信用力の低い中小事業者に「保証」を付与することで、金融機関からの融資を活性化させることが、基本的な役割である。

ドイツの事例では、事業者でも金融機関でもない、デューデリジェンス機関という別の主体の存在が、信用力スキームが定型的なものとなることを防ぎ、新しい産業への融資の可能性を高めていた。日本の信用保証協会はあくまで事業者の信用

力をサポートする存在であり、デューデリジェンス機関とは基本的な役割を異にする。とはいえ、デューデリジェンス機関が定着していない日本において、事業者でも金融機関でもない組織であり、地域社会に根付いた存在である信用保証協会は、鍵となる役割を果たさう。本稿では、地域での展開が期待される RE 事業をめぐる動きのなかで、この組織がどのようにうごいているのかという点に注目して分析を行っていく。

アンケート調査は、筆者らを含めた研究グループが、「信用保証業務と RE 分野への保証に関する調査」として、各地の信用保証協会を対象に RE 事業への取り組みの現状や今後の展開可能性などを尋ねたものである。調査は全国の信用保証協会 52 協会すべてを対象とした全数調査として実施され、46 協会から回答を得た（回収率 88.5%）⁴⁾。

4-2. 信用保証協会の RE 事業への取り組み状況

本アンケートでは、RE による発電事業への参入を試みる事業者に対する信用保証の導入の有無を尋ねる設問を設けた。この問いに対する回答は、「すでに導入している」が 12 協会、「導入検討中」が 2 協会となった。また、「国や都道府県、金融

機関に求められれば対応する」としたのが 17 協会であった。導入済みとした協会の中でも、既存の制度で対応可能として、該当する制度を挙げた協会も多かった。これに対し、震災・原発事故を受けて創設され、名称に RE の語が盛り込まれるなど、意識的に RE 事業を対象とする制度もみられる（表 1 参照）。

表 1 に示されている制度をみると、「再生可能エネルギー」「自然エネルギー」「エネルギー」と、エネルギーを対象としていることが名称上からも判断されるもの（7 件）が多いものの、「中小企業総合振興」「産業活力支援」に加えなど、産業活動全般を対象としているもの（3 件）もみられる。「普通保証」による対応が可能であるとしている協会もあることから、RE 事業は、これを対象としたものは当然として、それ以外のメニューの対象にもなりうるということが理解される。

一方、調査時点での利用件数は極めて少ない（1 協会 3 件のみ）。もともと信用保証協会は多くの保証メニューを抱えているものの、実際の利用状況は非常に偏っており、特定のメニューに利用が集中し、まったく利用がみられないというメニューも少なくない。したがって利用が 0 件であっても特異な現象ではないが、少なくともこの

表 1 RE 事業を対象とした制度一覧（湯浅 2013）

	制度名	利用件数	上限金額	上限期間
1	〇〇中小企業総合振興資金	0	-	-
2	〇〇県再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金	0	7000 万	15 年
3	〇〇県再生エネルギー関連融資保証制度	0	4 億 8000 万	10 年
4	〇〇産業育成資金	0	5000 万	10 年
5	環境保全資金	0	-	-
6	エネルギー需給安定対策保証	3	4200 万	10 年
7	ものづくり新エネ応援保障	0	-	-
8	〇〇市再生可能エネルギー	0	1 億	15 年
9	成長サポート資金（エネルギー政策推進枠）	0	運転 5 千万 設備 1 億	運転 7 年 設備 10 年
10	〇〇県自然エネルギー立県〇〇推進資金保証制度	0	-	-
11	普通保証	0	2 億 8 千万	20 年
12	〇〇産業活力支援保証	0	-	-

*自治体名が特定できないように名称の一部を変更している

時点では、新たな制度の設置や、幅広いメニューの対象に含まれていることが、RE事業の推進を促しているということは難しいであろう。

また、こうした制度を設けていない協会については、既述したように、「国や都道府県、金融機関に求められれば対応する」としたところが17協会と、全体の3分の1を占めた。この回答数は、信用保証協会が、積極的に市場での信用創造に関与するというよりは、行政や金融の求めに応じて対応する受動的な側面を持っていることを示唆している。

東日本大震災・福島第一原発事故と固定価格買取制度の導入を契機にREに対する関心は飛躍的に高まった。新たな保証メニューを導入した保証協会もみられたことは、震災・原発事故による情勢の変化が、保証協会にも及んでいることを示している。しかし、上記したような受動的な傾向と利用件数の少なさからは、保証制度の充実が先行することによって信用が創出されていくという傾向は依然として弱いということができよう。信用力スキームを活性化させるという点では、その展開は未だ萌芽に留まっている。

4.3. 個別の取り組みと信用保証制度の必要性

REと信用保証については、信用保証協会制度とは別に、いくつか注目すべき事例もある。

ひとつには動産・債権担保融資(Asset Based Lending, ABL)を用いることで、RE事業の後押しをしようという動きが広がりをみせている。ABLは、通常、企業が保有する在庫や設備等の動産や債権を担保とする融資である。日本の金融機関は不動産=土地による担保に依存しがちであると言われている。これに対しABLは、企業が持っている営業資産と、そこから生み出される可能性のある価値に着目したものである。

REであれば、設備が立地される土地のほか、動産として、太陽光パネルなどの設備や売電の債権が担保として認められることになる。売電の債権も含まれており、事業全体を対象としていることから、プロジェクトファイナンスとしての側

面も持ち合わせている。

このABLを用いたRE事業に対する融資を取り入れているのが、地方銀行であることは注目に値する。2013年12月時点で、みちのく銀行(本店・青森市)、常陽銀行(水戸市)、十六銀行(岐阜市)などで導入されている。このような地方銀行による取り組みの背景には、地域の事業者の後押しをすることによって、発電事業の展開を地方の活性化につなげようという、本研究と同様の問題意識があるものと考えられる。

一方で、自治体はその信用補完の主体になる事例もある。長野県飯田市が2013年4月に施行した「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」がそれである。この条例では、市の「公共サービス」としての要件を備えた民間のRE事業に対してさまざまな支援策を用意している。とくに金融については「機関及び投資家による投融資資金が事業に安定的に投融資されることを促し、初期費用を調達しやすい環境を整えるための信用力の付与に資する事項」を支援すると定めている。市はこの条例にもとづいて、審査会を設置し、申請された事業について支援を行うかどうか、また金融を含めていかなる支援を行うかを決定する。審査委員には、日本政策投資銀行や地元金融機関の融資部長なども含まれており、信用力の補完を強く意図した組織であることがわかる。

現在、日本各地でREを推進する条例が制定されてきているが、飯田市ほど具体的に自治体による信用力補完を規定した条例はない。自治体が積極的に信用力スキームの活性化を図ろうとしている事例として重要な事例である。ただし、ひとつの自治体がここまで積極的な制度構築を実現させるためには、さまざまな要件が揃っている必要があると考えられる。少なくとも、飯田市にはFIT以前からのRE推進の実績があり、そのような積み重ねの上に今回の条例があると考えられる。裏返せば、他の自治体でこうした制度を構築するのは簡単なことではない。

以上のように、FIT導入後、個別の金融機関や

一部の自治体による信用力スキームの活性化がみられる。しかし、こうした動きは幅広い展開につながっておらず、一時的もしくは散発的なものに終わるおそれがある。これらの動きを、継続的かつ集合的な事業展開につなげていくのであれば、さらなる仕掛けが必要となる。地域に限定されない一般性を持ちつつ、かつ地域独自の展開も可能な信用保証協会による信用保証制度の整備は、そのための手がかりになると考えられる。

5. まとめとして

戦後日本の金融体制は、新規産業への地域レベルでの信用創出を行うことに適格的でないスキームを定型化してきた。国家レベルでの産業振興体制の枠の中で発揮されてきたのが、自前審査主義である。その後の金融体制の変動は、個々の金融機関の審査能力を伸ばし、新しい産業の振興に独自に積極的に融資をしていくことを企図するものであったが、より資源の少ない地域金融機関にとっては、むしろ信用力スキームの定型化を強めるものでもあった。

FIT 導入以降に進んできた RE 事業に対する融資への ABL の導入は、今後とも広がるとみられる。これは本研究で定義する信用力スキームの活性化の傾向として評価できる。しかし内発的発展と連動した RE 事業が持続的、継続的に行われるためには、「第 3 の存在」による信用力の補完が必要である。ドイツでは、デュエリジェンス機関が事業性を評価することで、信用力の補完を行っていた。信用力スキームの活性化という点では、この方式が望ましいと考えられるが、日本では自前審査主義に定型化されたスキームのために、その実現は容易ではない。日本型のスキームにある程度よりそった活性化の方策としては、飯田市が試みているような、自治体による信用補完という道が有力であろう。とはいえ、個別の自治体の力量に依存することにも限界がある。より一般性のある信用力スキームを構築し、広く普及させていくのであれば、各地の信用保証協会が、RE 事業を

めぐる信用力形成に、より積極的に関与していくことが重要になると考えられる。

注

- 1) 2012 年 7 月 26 日静岡県信用保証協会、9 月青森県での調査、10 月 18 日商工中金への聞き取り等、これまで複数の金融関連機関でそのような話が出てきている。
- 2) 2012 年 1 月 9 日から 13 日にかけての船橋晴俊、小野田真二らによる GLS 銀行と SGSGermany への聞き取り調査にもとづいている。詳細は下記報告書を参照。船橋晴俊・湯浅陽一編、2013、『地域に根ざした再生可能エネルギー普及の諸問題—金融と主体の統合を求めて—』（科学研究費報告書：基盤研究 A、課題番号 23243066）
- 3) 調査時点からすでに一年以上が経過している。RE 事業めぐる動きの早さをふまえれば、現状は融資促進の方向で進展している部分があると思われる。
- 4) 調査結果の詳細は、湯浅（2013）参照。

参考文献・資料

- 池尾和人，2006，『開発主義の暴走と保身——金融システムと平成経済』NTT 出版。
- 伊吹竜男，2000，「戦後金融史思いつくまま（1）地銀とサウンドバンキング」『金融ジャーナル』2000.4：8-11。
- 江上剛・須田慎一郎，2003，『銀行員諸君！』新潮社。
- 岡崎哲二・奥野正寛・植田和男・石井晋・堀宣昭，2002，『戦後日本の資金配分——産業政策と民間銀行』東京大学出版会。
- 小野田真二，2013「第三セクターによる風力発電の事業・金融スキームの検討—青森県津軽半島の竜飛風力発電所を事例として—」船橋晴俊・湯浅陽一編，2013，『地域に根ざした再生可能エネルギー普及の諸問題—金融と主体の統合を求めて—』（科学研究費報告書：基盤研究 A、課題番号 23243066）
- 十六銀行，2013，「『再生可能エネルギー固定価格買取制度』専用融資商品『再生可能エネルギー ABL』の取扱い開始について」、十六銀行のホームページ（2014 年 1 月 11 日参照、http://www.juroku.co.jp/16bank/release/201210_12/20121031_1.shtml）
- 常陽銀行，2013，「太陽光発電事業支援融資制度『LALA サンシャイン』」、常陽銀行のホームページ（2014 年 1 月 11 日参照、<http://www>

joyobank.co.jp/enterpri/shikin/lala.html)
地方金融史研究会編, 1994, 『戦後地方金融史 [II]
——銀行経営の展開』東洋経済新報社.
日経エレクトロニクス, 2013, 「地方銀行、売電料を
担保に太陽光発電事業に融資」、日経エレクトロ
ニクスのホームページ (2014年1月11日参照、
http://techon.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20
131018/309823/?ST=nedsmart)
野口悠紀雄, 2010, 『1940年体制——さらば戦時経
済 (増補版)』東洋経済.
東川仁, 2010, 『銀行融資を3倍引き出す! 小さな会
社のアピール力』同文館出版.
みちのく銀行, 2013, 「メガソーラー (大規模太陽光
発電) に対するABLの取り組みについて~地元
自治体が保有する遊休資産を活用した太陽光発

電事業」、みちのく銀行のホームページ (2014年
1月11日参照、http://www.michinokubank.
co.jp/getpdf.php?id=1201)

湯浅陽一, 2013 「信用保証制度の活用による再生可
能エネルギー普及—可能性と課題—」船橋晴俊・
湯浅陽一編, 2013, 『地域に根ざした再生可能エ
ネルギー普及の諸問題—金融と主体の統合を求
めて—』(科学研究費報告書: 基盤研究A、課題
番号 23243066)

[付記] 本稿の一部は文部科学省科学研究費補助
金基盤研究 (A) 課題番号 24243057 (研究代表:
加藤真義) の研究成果によっている。

湯浅 陽一 (ユアサ・ヨウイチ)
関東学院大学

大門 信也 (ダイモン・シンヤ)
関西大学

特集論文 2

解題：地域を支える暮らしの共同、女性と生活の持続性

吉野馨子
諸藤享子

1. 本特集の視座

本特集は、女性と地域（とくに農村地域を中心に）、生活の持続可能性をキーワードに、これからの農村社会の可能性を検討したいと考え、企画された。

農村女性に関しては、近年、農村女性起業など、その活動が地域おこしの担い手として注目されている。具体的な実態は本特集の宮城論文に譲るが、概観しておく、農村女性起業は1992年の中長期ビジョンで初めてクローズアップされ、1999年の食料・農業・農村基本法の施行とともに、同基本計画において「女性の起業活動の推進」が位置づけられた。現在は、2012年に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用推進に関する法律（六次産業化法）」の追い風もあり、六次産業化等による経済事業体としての更なる成長が期待されている。

経済活動、地域活性化（引っ張りあげる開発）としての農村女性起業への注目が先行する一方で、男女共同参画やジェンダー平等の視点からの農村社会問題は長年の課題である。農村社会学の視点からは、「女性ならではの能力」を生かすという方法論を克服し、農村におけるジェンダー関係を組み替えていくことの必要性が述べられてもいる（日本村落社会研究会、2012）。秋津ら（2007）は、女性は犠牲者なのか、救世主なのかと問いかけ、女性は、農地をはじめとした地域資源への権

利をもてず排除されてきたが故に男性ほどに地域への愛着が醸成されず、地域を飛び越えた自由な活動に向かうことができた（そのために、地域を活性化させる新しい活動ができた）とする（秋津のこの論点に対しては、諸藤論文の中で議論が展開されている）。その一方で、「行きすぎた平等主義である」として、男女共同参画の流れを押しとどめようとする強いバックラッシュの力も働いている（上野ら編、2006など）。

本特集の筆者らは、農山漁村、あるいは地域社会におけるジェンダー課題の存在を否定するものではないし、また男女共同参画の重要性も強く感じている。しかし、本特集ではやや視点をずらし、地域社会の安定・安心な暮らしの実現のために下支えしてきた女性たちの活動（福祉、介護、自給などサブシステムな部分）に焦点を当て、その価値、意味をしっかりと再吟味することを第一の目的とし、そのうえで、今日みられている社会的な矛盾や制度的に求められるもの等を検討したいと考えている。男女が共同参画することによって、どのような社会を目指したいかを模索したいと考えたからである。地域社会での女性たちの活動の発現のあり方には、社会的な歪みの影響を受け、バランスを欠いたところが少なからずある。しかし、だからといって女性たちの活動、あるいは女性たちの活動が目指そうとした社会のあり方までも否定するのではなく、それらがもつ価値をまずは評価したい。その価値の評価が社会的に共有されることにより、社会全体の課題として、よりフェ

アで持続可能な形でその価値を実現するための方策を検討していけるのだろう。

2. 地域の暮らしを支えるものと女性の活動の諸相

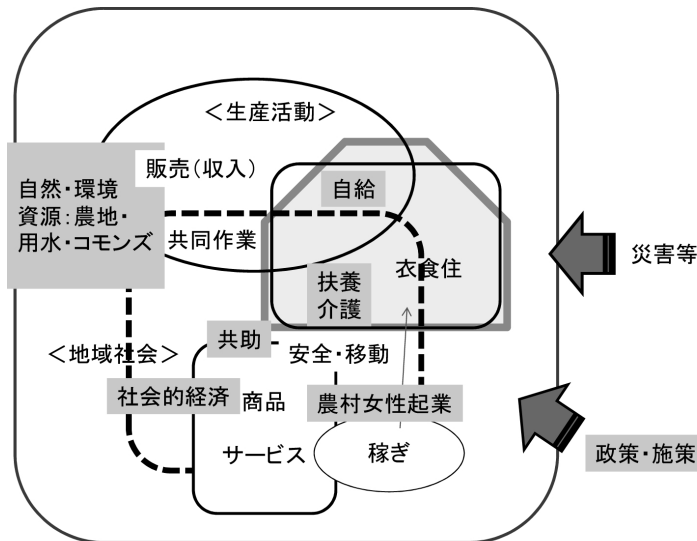
地域での生活の存立と存続のためには、実にさまざまな活動が営まれている。ここでは、農村、地域の暮らしを成り立たせるものについて、本特集が重要と考えている要素を概説するとともに、その中で各論文がテーマとするものを布置したい。

図は、本特集が捉える地域の生活を成り立たせる重要な要素をごく簡略に模式化している（なお、ここでは、活用できる多様な個人及び地域の共有資源を有する農山漁村の生活を念頭に置いている）。この図の中で網掛けされている箇所が、本特集の各論文がテーマとする営み、活動である。

生計の維持には、現在私たちが第一義に置いている現金稼得活動のほかに、主に自家利用を習いとする自給的動がある。身の回りの資源に働きかけることによって生産活動がおこなわれるが、働きかける資源は個人所有のものだけでなく、入会

や水路のように地域で利用管理されているものも少なくない。国有林や河川などの国有地、さらには個人所有ではありながらも、歴史的に地域の公共財としての性格ももつ資源もあり、複層的に存在する地域の多様な資源が適正に利用管理されることにより、地域の生活環境は維持されていく。個々の経済活動を可能とするため、地域での暮らしの安定のため、さまざまな地域の共同作業が営まれている。また、扶養や介護は、主には家族での営みでありながらも、地域社会や公共サービスとも強く結びつけられながら維持されて来た。このような、生計や暮らしの維持に関わる資源への働きかけとその継承について、吉野と相川・福島は自給的な活動に、柳澤は農地と暮らしの世代継承に注目し、論じている。

個々の経済活動が地域の共同性を必要としなくなり地域社会から離脱していくにつれ、このような地域社会がもつ自治力（自力更生力）は、弱まっていった。その中で、従来の経済活動では見落とされがちな領域にも配慮し社会的疎外に苦しむ人々を社会の中に取り込み、協同によって支え合っていこうとする取り組みとして、日本においては、例えば1930年代の農山漁村経済更生運



※各論文がキーワードとしているものを網掛けして示している

図 農村の暮らしを支える多様な営みと各論文の視角

動や、戦後の総合農協における取組がある。一方、海外でも、協同と連帯による支え合いの取り組みが連帯経済、あるいは社会的経済として、イタリア、スペイン、フランスなどのヨーロッパや南米を中心に展開してきており（田中、2004、大沢ら、2011など）、本特集の田中、宮城の論文はこの取り組みにもつながるものといえよう。

なお、この図では、行政施策と災害が外部要因として書いてある。これは、やや一方的な見方を反映した配置ではある。行政施策は、住民の合意を踏まえた上でのものであれば地域住民の生活の安定に資することもあるが、とくに、経済のグローバル化が進む中、国の経済施策はグローバル経済及び国際政治の動きに連動しつつ決定されており、農村や地域社会にとっては、ほとんど外部要因と同等に位置づけられると考えるためである。現在の農山漁村における女性政策もこの色合いが強いため、本図では、外部要因として位置づけた。もちろん、地方自治体レベルでは、農山漁村地域の女性たちとの協同、議論のもとに作りあげられてきた施策もあり、それは女性たちを力づけてきたことも加えておこう。諸藤は、農村女性のエンパワーメントを目指したはずの施策がどのように展開していったかに注目し、論じている。

地域での生活の存立と存続のための活動の中には、女性たちが積極的に、あるいは余儀なく背負ってきた活動がさまざまある。また、女性の活動は、現金に必ずしも結びつかないものが多く、目に見えないもの、あるいは所与のことがらのように扱われてきた。

先に、本特集では、“男女が共同参画することによってどのような社会を目指したいか”を模索したいと述べた。既存の経済や社会への女性の平等な参画を目指す（「格差をなくそう」）というよりは、むしろ、“産業としての農業”育成政策から取りこぼされて来た地域の連綿とした営みに注目し、これからの地域、農山漁村について考えてみたい。TPPへの参入は、日本の農山漁村のあり方を大きく変えていくだろう。ほんの一握りの“産業として勝てる農業”のみが政策的に支援さ

れ、その他の農家は、政策支援のらち外に置かれていくことになろう。それでも、人々はその地に暮らし続け、細々でも耕し続けるだろうか。実は耕し続けてもらわなければ、その地に暮らし続ける人々がいなければ、ほんの一握りの農家が地域に残ったところで、それは政策としても失敗ではないのか。底辺から支えてきた女性の視点から、地域の暮らしの存立にとって何が求められているのかを考えたい。

3. 各論文の主題

本特集は、6人の執筆陣となった。執筆者が揃った研究会を重ね、内容の吟味をおこなってきた。以下に、各論文を簡単に要約し、紹介したい。

吉野と相川・福島は世帯をベースに地域に広がる自給的営みに注目した。現在農政において、自給的生産者は、“目に見えない存在”にされている。吉野は、全国的な自給の状況を歴史的にも概観したうえで、中山間地である長野県飯田市及び都市近郊である神奈川県あしがら地域の農村世帯の自給について分析し、換金化されない領域が、世帯や地域農業の変化によりその様相を変えながらも地域に生き延びてきたこと、また自給は単なる“世帯の自給自足”ではなく、地域と強く結び付き、地域での農の喜びや暮らしの安心を増していることを見出した。その上で、自給のもつ今日的、社会的な価値が農家、非農家の別なく実現されていくための社会的セッティング、自給が女性の領域に閉じ込められないためのワークライフバランスの実現の必要性を訴えている。

相川・福島は、自らが深く参与観察した島根県旧弥栄村を取り上げ、そこに住む、統計の対象外とされた小規模で多様な農業や林業のあり方を詳細に紹介することにより、統計から取りこぼされた存在の豊かさを訴えている。相川らは、山村地域において、身の回りの資源を生かす自給的農林業は世代を超えて開かれた生業であり、また、自明なものとして続けられてきたその営みは、移住者によって新たな意味づけが付与されていること

を見出した。そのような自給の技を次世代にいか
に引き継いでいけるか、著者らが関わり取り組
んだプログラムの実践を分析し、検討をおこなっ
ている。旧来型の技術指導が女性を除外しがち
であったことを本特集でも宮城や柳澤が指摘し
ているが、本プログラムでは新しく移住してき
た若い女性たちが積極的に技術習得の場に参加
しており、旧来のジェンダー観に囚われないア
プローチの必要性が浮き上がってきた。また、
その場では、地域住民が培ってきた知恵が伝
承される姿も見られた。男女の区別にとらわ
れず、広く「開かれた自給」をとおし暮らし
のあり方を再考している新規就農者夫妻の言
葉は、吉野論文とも呼応している。

田中と宮城は、女性たちが中心になって取り
組んできた地域の社会的・経済的活動について
論じているが、田中は都市部、宮城は農村で
の取り組みに注目している。田中は、生協活
動を母体とした都市部の女性たちによるワー
カーズコレクティブのコミュニティワークにつ
いて、その独自性を3つの「複合性」に見出
せるとした。その第一は、労働保障を重視し
た収入構造を取らない一方で労働者としての
権利保障を図ろうとする報酬の考え方、第二
は、ディーセントワークを重視した「オルタ
ナティブな働き方」を一貫して追求する労働
観、第三は、市場や公共の欠落に対する改善
要求型の事業、社会運動としての働き方に価
値を置いていることである。そして、これら
の複合性が、コミュニティワークを「共益的
関係」の領域から「公益的關係」の領域へと
展開させていく岐路に立たせていることを提
示している。

続く宮城論文は、農村女性起業を「当事者
性」という視点から検討している。宮城は、
農林漁家の女性たちによる生産活動が「女
性起業」と称されるようになった当時の経緯
と実態、6類型の事業内容を説明し、その先
見性や可能性に期待している。農村女性起
業は、農村女性当事者による「等身大の事
業」であるが故に、自らが住まう場所で、
自らのニーズに応える事業であり、よって、
必要性に応じて事業の継続の有無や内容は
変化すると

論じている。

「志」と「ビジネス」、多面性・多様性・柔
軟性を特徴とする農村女性起業は、農村部
における「もうひとつの働き方」の好事例
として注目されてきた。この「働き方」に
用いられた概念が、田中が論じたワーカ
ーズコレクティブにおけるコミュニ
ティワークの労働観であった。コミュニ
ティワークとは、「市場化されにくく、また
経済的には採算領域ではあるものの、人々
が暮らしを維持し、かつ人々が暮らしを
維持することを可能とする地域を構築し
ていくために必須の活動」である。農村
女性起業と都市部のワーカーズコレク
ティブは、担い手の考え方については、
定住を前提に農家・農村の暮らしが世
代を超えて継承されてきた農村部では
「循環的關係」が成立し易いに対し、
定住が不確定な都市部においてはそれ
が成立し難い点に、両者の相違が見ら
れるものの、地域に暮らす人の必然性
に寄って立つ公共性の高い経済事業
に取り組んでいるという共通点が見ら
れる。

諸藤は、農政の女性施策において転機
となった「中期ビジョン」に提示された
“生活優先社会”の実現化について検
証している。同ビジョンが課題とした
3つの推進施策について一定の成果を
認めながらも、女性施策の枠に留まっ
ていることの限界を指摘した。「生活
優先社会」の実現には、デカップリン
グ政策のような国民的・社会的合意
形成による普遍的な施策と、農家女
性にとっては「人間の活動のポテン
シャル」が高められる空間としての
農家・農村の形成が必要であり、両
者の上に「生活優先社会」の実現が
近づくとした。

田中は、「循環的關係」において、「労働」
のみを「対価」とするのではなく、「活
動(ボランティア、市場化困難な活
動)」、「賃労働」、「家族や地域
のための無償労働」全体に対して、「
所得を補償する考え方(例としてベー
シックインカム)」の検討の必要性を
述べている。これは、諸藤の「国民
的・社会的合意形成のもとに普遍的
な施策として実施されるデカップ
リング政策が必要」との指摘に通
じる点であり、「すべての人々にと
ってよりよい普遍的な施策」の必
要性を提案するものである。

柳澤は、自身の農家相続の経験から、農家女性の農地等の家産の継承問題に着目した。農政における大規模農業経営体への農地集積が推進されながらも、農地は依然として農家継承による。その農家の一員である女性の農地を含む家産の継承については、既存資料と農家女性へのインタビューから「旧民法の家督相続と同じ状況にある」ことを示した。一方、農家の家督は、人ではなく「イエ」が所有・継承しており、これを自明のこととして受け入れている農家の意識と行為をコモンズ論から援用して、「入会（当事者感覚のコモンズ）」であるとの試論を唱えた。農家女性がこの「入会」のメンバーに加わることが女性の無権利状態および農家・農業後継者問題の改善に繋がり、さらには農地・農家・農村、そして農業の持続性にも資するのではないかと期待も込め、農家女性の耕作権取得を提案した。

宮城の「当事者性」による農村女性起業、柳澤の「当事者感覚のコモンズ＝入会」には、（諸藤が投げかけた）「農家・農村を安心して寄って立つ「場」」として選択し、そこに住まう女性の暮らしと覚悟がうかがえる。このことは、吉野と相

川ら、そして、田中が対象とした女性たちにも共通する。このような女性の暮らし方に地域の持続可能性を見出すことができるのではないかな。

以上、本特集の6本の論文は、地域社会での生活の存立や、住まう人たちの安心感（ここで暮らしていきたいと思う気持ち）に大きな影響を与えるものでありながらも、核心的な課題でありすぎるがために、あるいは経済的価値が低いがために、十分議論されてこなかった課題に切り込もうと試みた。意欲が先行し、十分検証されていない部分も散見されるかもしれないが、さらなる検証と論の精緻化は、今後の課題としたい。

文献

- 日本村落社会研究会、2012、『農村社会を組みかえる女性たち—ジェンダー関係の変革に向けて』、村落社会研究 48、農山漁村文化協会。
- 上野千鶴子・宮台真司・斎藤環・小谷真理編、2006、『バックラッシュ！なぜジェンダーフリーは叩かれたのか？』、双風舎。
- 秋津元輝・藤井和佐・澁谷美紀・大石和男・柏尾珠紀、2007、『農村ジェンダー—女性と地域への新しいまなざし』、昭和堂。

吉野 馨子（ヨシノ・ケイコ）
法政大学

諸藤 享子（モロフジ・キョウコ）
NPO法人 農と人とくらし研究センター

農村における食の自給の変容とその現状、 今日的な意味の検討

The change and the meaning of subsistence food production in rural Japan

吉野馨子
Keiko Yoshino

Abstract

Current paper describes the change and the present situation, and roles of subsistence production in detail, and examines the contemporary and social meanings of subsistence production in Japan. As case areas, Iida city in Nagano prefecture in mountainous region, and Ashigara region in suburban region were selected, and the change and the present situation of subsistence production was studied by quantitative data and qualitative data.

The paper revealed that subsistence production survived in spite of the penetration of market economy and discouraging policy changes, mainly supported by elderly women because of its necessity. In both case areas, subsistence production was not confined inside individual household, but was opened to the community developing social networks through exchange of resources, information, and products. As the subsistence production is free from the one sided value as monetary profitability, it can develop the activities to non-farm members. The social setting and the re-evaluation of social meaning of subsistence production for enabling everyone can participate in the subsistence production regardless the gender and whether one is from farm households or not.

Keywords: subsistence food production, elderly women, social network, non-farm households, work-life balance

要 旨

本論文は、我が国の農村における自給の実態と役割について詳細に明らかにするとともに、自給がもつ今日的な価値、社会的な価値について検討した。中山間地である長野県飯田市及び都市近郊である神奈川県足柄地域を事例地とし、自給の現状をアンケート調査及び聞き取り調査から明らかにするとともに、自給と地域社会との関係について分析した。

市場経済の浸透やそれを推進する政策により、伸び縮みしたり、その様相を変えながらも、換金化されない領域は、主に中高年女性の手によって必要性があるがために生き延びてきた。中山間地、都市的地域の両

方において、自給は個人々の生活で完結するものではなく、資源や情報のやりとりや生産の協同が社会ネットワークを作り、地域に向かって広がっていた。自給は、個々の利潤に収斂される交換価値、換金性にとらわれず、それが生み出す使用価値を享受するものであるがゆえに、非農家も含め、活動を広げていく可能性をもっている。農家、非農家の別なく、地域とつながった自給を可能とする社会的セッティングの検討、男女の区別なく自給に関わっていけるワークライフバランスの実現が求められている。

キーワード：自給、中高齢女性、社会ネットワーク、非農家世帯、ワークライフバランス

1. はじめに

農山漁村での営みは、個々の世帯の生計の維持及び地域での暮らしの維持のためのさまざまな要素で成り立ってきた。現在は、兼業化の深化に伴い、生計の維持にとっては農外就労が最も比率が高く、また農業経営においては換金作目の栽培・飼養とその販売が主たるものとされている。しかし、そのような現金稼得のための活動のほかに、世帯や地域の生活の維持、再生産をめざす様々な活動がある。自給は、とくに農山漁村においては、自己資源や地域の資源を活用することによって地域での暮らしを成り立たせることを可能とするものであり、かつては農山漁村での暮らしの根幹であった。自家で必要とする資源を確保する自給的な生産活動は、個人の所有地だけでなく、地域の共有地や公有地も利用し営まれてきた¹⁾。また、地域社会を維持するために営まれるさまざまな共同作業や役も地域における自給的な営みであるといえよう。これらの、換金化されない営みが生み出す価値を、市場経済は正当に評価することができない。

経済人類学を構築したポランニー（1944）は、市場経済の社会からの遊離と独り歩きに対し、「人間の経済は社会関係に埋め込まれている」と再考を促した。そして、人間の活動の重要な要素として、再配分・互惠・ハウスホールディング（自分で利用するための生産）の3つを挙げている。しかし、資本主義は自給を経済効率の悪いものとし

打ち捨て、自給の部分をやせ衰えさせてきた。

1-1 自給をめぐる政策の展開

明治期になり、地租改正によって政府への納税が年貢（米の物納）から金納へと変わったことは、農家に大きな影響を与えたとされる。すでに江戸時代より商品生産は農村でも進んではいたが、暮らしの基本は現物経済であった。税金が納められずに、共同負債として自分たちの島を抵当に入れたという瀬戸内の見島の経験を宮本（1974）は紹介している。政府は税収を少しでも増やすために、地域の人々が共同的に利用していた入会林野を取り上げ、国有化したり、民間への払い下げなどをおこなった。燃料や飼料を共有地の資源に依存していた人々にとっては、生計を立てる重要な資源を奪われたこととなり、入会林野をめぐる小繋事件に代表されるような、激しく長い闘争も生じた。また、1874年の海面の官有化に対しては漁民の反発があまりに強すぎ、政府は翌年にその法令を取り下げている。

さらに政府は、殖産興業のために換金作目として養蚕を奨励し、軍備強化のために軍馬などの飼養を強化する。また、都市住民に対する食糧供給を重視した中央卸売市場法により、農産物販売の自由に対しては規制が進められた（原田、2012）。このようにして、農家は次第に政府の主導による中央集権的な商品経済に飲み込まれて行った。その後、1929年の世界恐慌時における農山漁村経済更生運動、戦時下及び直後の極度な

食料難による自給の励行を経、戦後、GHQ による指導のもと、農村の生活改善が推進される。“旧弊な”村の暮らしや社会関係を“改善”する取り組みが進められた。伝統的な食生活は栄養バランスや科学的な見地から修正を迫られ、洋風のレシピと食材が導入された。1946 年よりのララ（アジア救済連盟）及び 1950 年からのガオリア資金（占領地域統治救済資金）による学校給食への食材提供は、アメリカ産の小麦、脱脂粉乳の利用を推進し、また食生活に大きな影響を与えた（岸、1996、古沢、2001）。そして、1954 年に調印された日米相互防衛援助（MSA）4 協定及び農産物貿易促進援助法（余剰農産物処理法とも呼ばれる）の成立により、小麦などアメリカの余剰農産物を通常輸入量に上乗せして受け入れすることが決定される（岸、1996）。

1950 年の朝鮮戦争勃発を踏み台として日本の経済は高度経済成長期に入り、1960 年には国民所得倍増計画が発表される。「金の卵」として地方から多くの若者が集団就職し、農山漁村地域から離れて行った。1961 年には大豆の輸入が自由化され、国内の大豆の生産が激減する。その後、貿易の自由化は徐々に品目を拡大し、1995 年の GATT のウルグアイラウンドでは農産物の輸入が自由化（関税化）され、そして現在、その関税を組上に上げた TPP 交渉を迎えている。

そのような経済構造、就労構造の変化の中で 1961 年に農業基本法が制定された。「他産業並みの賃金を」として、農家の生産性向上のために規模拡大と作目の選択的拡大が指導され、農業の機械化、化学化と農家の兼業化が進んでいった。食料管理法に基づき、大潟村など各地で大型農地が開墾される一方で、米余りも進行し、1970 年には減反が開始する。

このように政策において、ほぼ一貫して世帯、地域、国家の食料の自給は周縁に追いやられ続けてきた。1973 年のオイルショックは、一時、小さい経済、地方の時代への動きをもたらし、「第三次全国総合開発計画」では「定住圏構想」や「田園都市国家構想」が提案されたが、それも絵に描

いた餅に終わり、ほどなく日本の経済は再びバブルに向かっていった。

その一方で、選択的拡大路線と中央集権的な市場システムにより、農家でさえ野菜を買うようになり地元の人が地元の産品を手に入れられないという市場構造への疑問から、地産地消の取り組みが始まっていた（荷見・根岸・鈴木、1986）。これは、オイルショックによる輸送費の高騰や減反の開始による農業経営への不安も背景となっている。農家の女性たちを中心に、自給を増やして出費を抑えよう、自給の余剰分は販売してみよう、という小さな取り組みからはじまったものである。また、農薬害への消費者の心配と農業者の健康被害の観点から有機農業運動も広がっていった。どちらの取り組みも 70 年代から注目され始める。これらは市民による草の根からの動きであり、政策は 30 年も遅れて 21 世紀に入り、ようやく追いつきはじめる。

20 世紀の末ごろより、農政は大きく方向を転換した。農業の発展と農業従事者の地位向上を目指し制定された農業基本法が立ち行かなくなり、1999 年、食料安全保障や、文化の伝承も含めた農業の多面的機能を視野に入れた食料・農業・農村基本法に代わった。農業の持続的な発展に関する施策としては、女性の参画の促進や高齢農業者の支援、自然循環機能の維持増進等が示された。2005 年には「食料・農業・農村基本計画」が策定され、地産地消推進検討会が設置される。2006 年には「食育基本法」と「有機農業の推進に関する法律」が制定され、2010 年には「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」が作られる。このように、2000 年代に入り、自給をベースに展開していった農村女性たちの地産地消の取り組みがようやく政策的に認識されるようになったのであるが、それはまた自給の商品化、市場化へのプロセスでもあった。

1-2 ライフスタイルの再考としての自給への注目 の一方、自給の実態は把握されていない

農家の自給は、国の統計においては農家生計費調査のなかで生産現物家計消費という費目で把握されていた。しかし、1991年に統計上の農家分類が専業農家、一種兼業農家、二種兼業農家の3分類から、販売農家と自給的農家の2分類に変更され、経営面積が30a未満で年間の農産物販売金額が50万円未満の自給的農家は政府の統計事業の対象外となった。それを受け、農家世帯の自給実態の調査もされなくなった²⁾。自給的生産は政策の対象外に置かれることになったのである。その一方で、消費経済化が進展し経済活動がグローバルに膨張する中、食料の安全保障やライフスタイルの再考等の観点から、『半農半Xという生き方』(塩見、2003)や、『自給再考』(山崎農業研究所、2008)など、自給の価値を訴える議論が盛んとなってきた。「うかたま」(発行7万部)³⁾など、若い読者層を意識した、手作りを勧める雑誌も発行されるようになった。

このように、オルタナティブな社会を支える生産・消費のあり方として自給が目される一方で、自給の実態や変容を捉えた研究は非常に限られている。農家生計費調査を利用し高度経済成長期以降の自給の変容を分析した安村(1987)や中道(1991)の報告や、福島県での味噌作りの自給の変遷に関する石村(2001)の報告、家庭菜園とその変遷に関する古家(1993、2004)、「ふだんぎの有機農業」として有機農業との関わりから論じた相川(2013)の報告をみる程度である。

1-3 本稿の目的

本稿では、経済学や政策において周縁部に追いやられた自給、そのなかでも食の自給に注目し、その変容と現状を捉えるとともに、今日的な意味を検討したい。地域の立地条件によって自給のありようも異なることが考えられるので、本稿では中山間地(長野県飯田市)及び都市近郊(神奈川県足柄地域)に位置する農村地域の二地域を取り

上げる。

長野県飯田市では、2001年から2004年にわたり、農村生活総合研究センターの研究チームが、世帯の自給及び地域内自給について量的かつインテンシブな調査をおこない、筆者も参加した(農村生活総合研究センター、2004)。またその後も、筆者は自給の実態と変遷についてのインタビューを継続してきた。一方、神奈川県足柄地域⁴⁾では、2004年より農産加工の技をもつ農村女性たちを対象にインタビューをおこなってきた。具体的には、あしがら農業協同組合⁵⁾での農産加工品評会の受賞者及び「ふるさとの生活技術指導士」(農家・農村地域に受け継がれてきた生活技術を保持しているということで県が認定)へのインタビューである。さらに、2008年には、農協の女性部の組合員を対象に自給の実態と意識に関するアンケート(218人に配布、213人からの回答、回収率98%)を行っており、両地域の自給の概況については、これらのデータを援用する。

その上で、事例地域における具体的な農家世帯の自給の変容を詳細にみるために、事例農家として飯田市のT家と足柄地域のY家を取り上げ、経営との関わりも含め、各家の自給の変遷と現状について詳しく記述したい。T家は養蚕からきこの栽培を経、花き栽培へと経営作目を変えてきた専業農家であり、Y家は、水田作からミカン作に転換し、近郊農村としての農地の不動産的価値を生かしながら兼業経営している農家である。いずれも、調査地の農業を典型的に示している農家といえよう。なお、両家に関するデータは、2011年4月までのものである。

2. 我が国の自給の概況

2-1 全国的な概況と農家の自給の変容

全国的な自給の現状について把握を試みた報告としては、筆者も参加し、日本有機農業研究会が2010年におこなったwebアンケート⁶⁾の中で農産加工の実態について問いかけたものがある。同アンケートは、全国2,000人の20歳から69歳

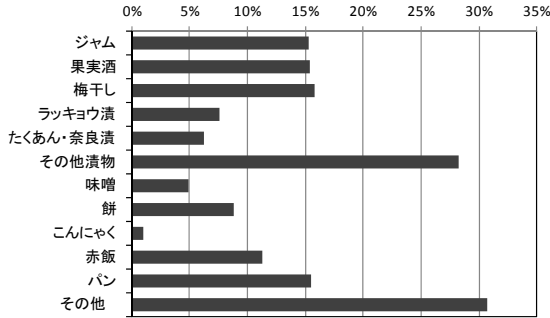


図1 家で作っている農産加工品 (n=2,000)
(日本有機農業研究会、2012 のデータより筆者加工)

までの男女を居住地区分、性別、年代別を配分し、インターネットでの回答を募ったものであり、比較的、万遍ない層からの回答を得ることができている。

この調査によると、図1に列記した主要な農産加工品のうち、自宅でいずれも作っていないのは30%であった。回答者の大半は非農家の都市的な住民であるが、そのうちの7割は何らかの農産加工品を作っているということになる。加工品の中で最も多く作られていたのは、浅漬けなどの一夜漬け(全体の28%)であり、らっきょう漬け、パン、果実酒、梅干しが、いずれも15%程度で次いでいた(図1)。日本の重要な調味料であり、かつては「買い味噌は恥」と言われた味噌を現在も造っ

ているのは4%にすぎなかった。

また、農産加工に関わっていると回答したのは全回答者2,000人中481人(24%)であった。そのうち女性は303人(関わっている人の63%、女性回答者全体の30%)で、そのうちの7割(71%)が「主に作っている」と回答した一方、男性178人(関わっている人の37%、男性回答者全体の18%)の3分の2(33%)は、「手伝う程度」であった。このように、農産加工への関与は男女間での差異が大きい。

次に、経年的な統計データが手に入る農家の自給についてみてみよう。農家における自給については、前述のように1995年までは詳細なデータが入手可能であった。図2は、前述の、農林水産省による農家生計費調査/農業経営動向調査のデータを加工したものである。農家の飲食費における自家生産物の割合(生産現物割合)が5割を割ったのは1965年であり、それから年々減少している(図2-1)。しかし、金額で見ると、1985年くらいまでは増えており、物価の上昇を合わせてみると、1975年くらいまでは生産現物割合の減少は、購入食品が増加したことによる部分が大きいと推察される(図2-2)。それ以降は自家生産物の利用自体が減少方向に転じ、1990年頃からはそのスピードが増している。

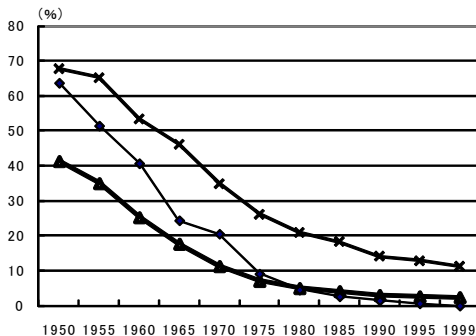


図2-1 生産現物割合の推移

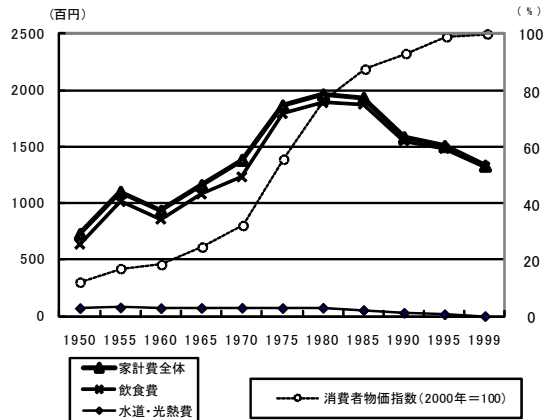


図2-2 生産現物(金額)の推移と物価の変動

図2 農家家計における自給の変化

(農家生計費調査及び総務省消費者物価指数より筆者作成)

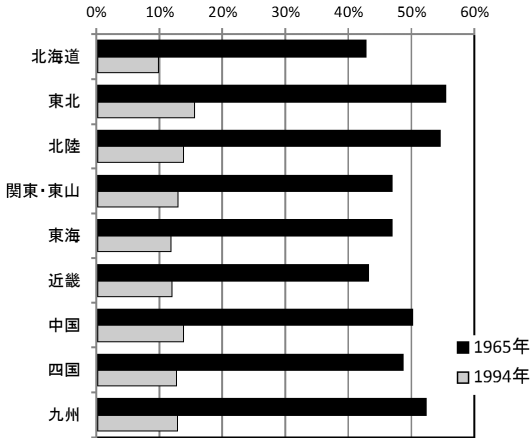


図3 地域別、年度別にみた農家の飲食費における生産現物割合
(農家生計費調査より筆者作成)

飲食費における地域別の自家生産物の割合を1965年と1994年についてみると(図3)、いずれの地域においても、1994年には大きく自給率が減少している。また、いずれの年も、東北、北陸、九州で高め(東北、北陸は、割合だけでなく金額も他地域と比較して高い)、北海道、東海、近畿では低めであった。関東・東山の生産現物割合は、首都圏を含むにもかかわらず他地域と比較してさほど低くなかったが、1965年のデータに

ついて、さらに北関東、南関東、東山(山梨、長野)に細分してみると、首都圏である南関東は近畿と同じように低い(42%)一方、北関東は東北に類して高く(51%)、東山はその中間(45%)であった。なお、事例地の足柄地域は南関東、飯田市は東山に位置している。

次に、栽培作物ごとに自給の状況をみてみよう。図4は、全農家(1990年からは販売農家)を対象に主要な作物について栽培した農家数とそのうち販売した農家数のデータがある⁷⁾農業センサス及び各作物の生産現物割合を示した農家経済調査をもとにしている。

図4-2をみると、米麦や茶は自給のみに利用している農家の割合は低いが、野菜については自給のみに生産している農家の方が圧倒的に多いことがわかる。上述のように、1990年からは販売農家のみがセンサス調査の対象となっているが、それでも多様な野菜を栽培している農家は多く、自給のみに利用する割合は高い。販売農家においても自給のための野菜生産は維持されてきたといえよう。図4-3が示すように、量的な面での自給度は低下しているが、100%は自給できなくても様々な野菜を自家利用のために栽培する、という営みは農家の中で保持されてきたといえるだろう。

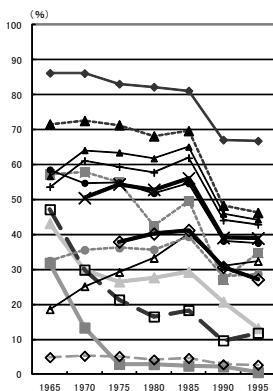


図4-1 作物ごとの収穫農家の割合の変化※

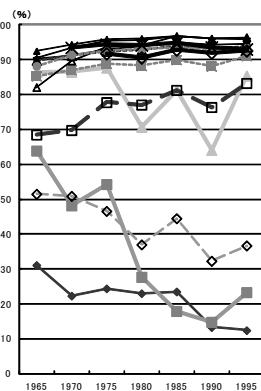


図4-2 収穫した各作物を自給のみに利用する農家の割合の変化※

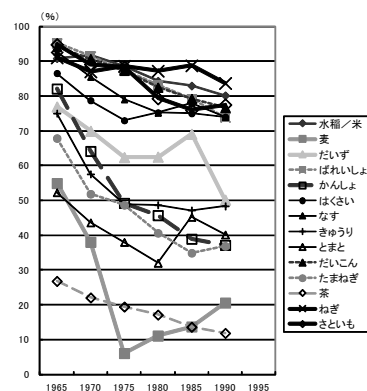


図4-3 各作物の農家世帯あたりの自給率の推移

※) 1990年以降は分母が販売農家(それ以前は総農家)
 図4 作物ごとにみた収穫農家、自給のみに利用する農家の割合と農家自給率の変化
 (農業センサス及び農家経済調査より筆者加工)

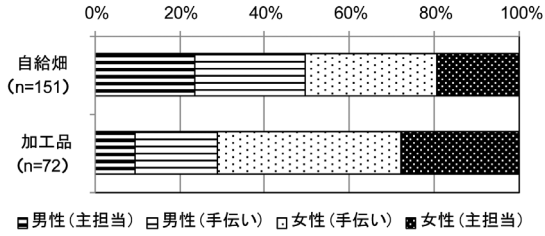


図5 自給活動の担い手
(農村生活総合研究センターデータより筆者加工)

3. 具体的な自給の実態

3-1 飯田市での事例から

3-1-1 全体的な概況：飯田市民へのアンケートから

まずは、農村生活総合研究センターが2003年におこなった市内の3地区に居住する400世帯を対象にしたアンケート結果から、全体的な自給の実態をみてみよう（回答数は163世帯、41%）。全回答世帯のうち、販売農家は24%、自給的農家が15%であった。自給している農産物や加工品がある世帯は全体の62%を占めていた。

自給畑と農産加工品の担当者についてみると、自給畑では、男性と女性がちょうど半々であった（図5）。担い手（「主に担当する」人と「手伝う」人を合算）の年齢層としては、自給畑は男女ともに6,70代が主で、4,50代が次いでいた。農産加工については、女性は6,70代が主で4,50代が次いでいたが、男性は4,50代が主であった（図6）。

農産物やその加工品のおすそわけについては、82%が「ある」と答えていた。やりとりの範囲を

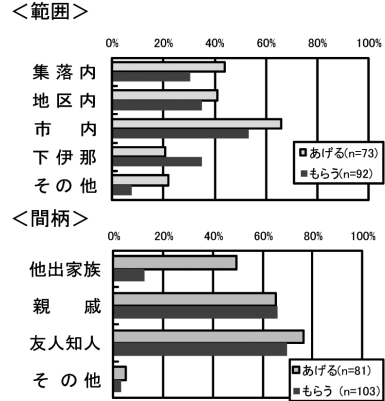


図7 野菜のやりとりの地理的範囲と間柄
(吉野・片山・諸藤、2008を改図)

野菜についてみると、市内までを範囲としている回答者が多く、間柄としては、傷みやすいこともあってか、友人知人など近隣の知り合いとのやりとりの割合が親戚や他出家族よりも高かった（図7）。世帯で利用する野菜について、全量購入しているという世帯は、136世帯中22世帯（16%）に過ぎず、大半の世帯で自給あるいはやりとりを通じた入手がみられた（図8）。アンケートで「地産地消を知っている」と答えた人は28%ほどであったが、暮らしの中では自然に地域内自給が実現されており、それは世帯での自給生産・加工をベースとするものであった。

3-1-2 T家の農業経営と自給の推移

次に、地域での典型的な農家を事例的に取り上げ、詳細にみてみよう。T家（経営主夫妻は60

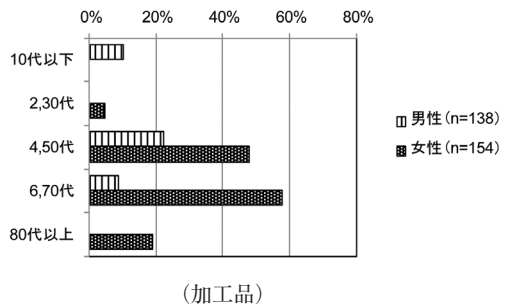
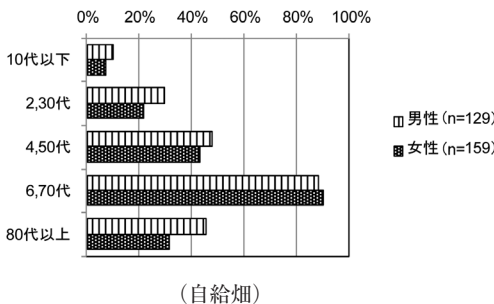


図6 年代別にみた、自給に関わっている割合（主な担当者として手伝いを合算）
(農村生活総合研究センターデータより筆者加工)

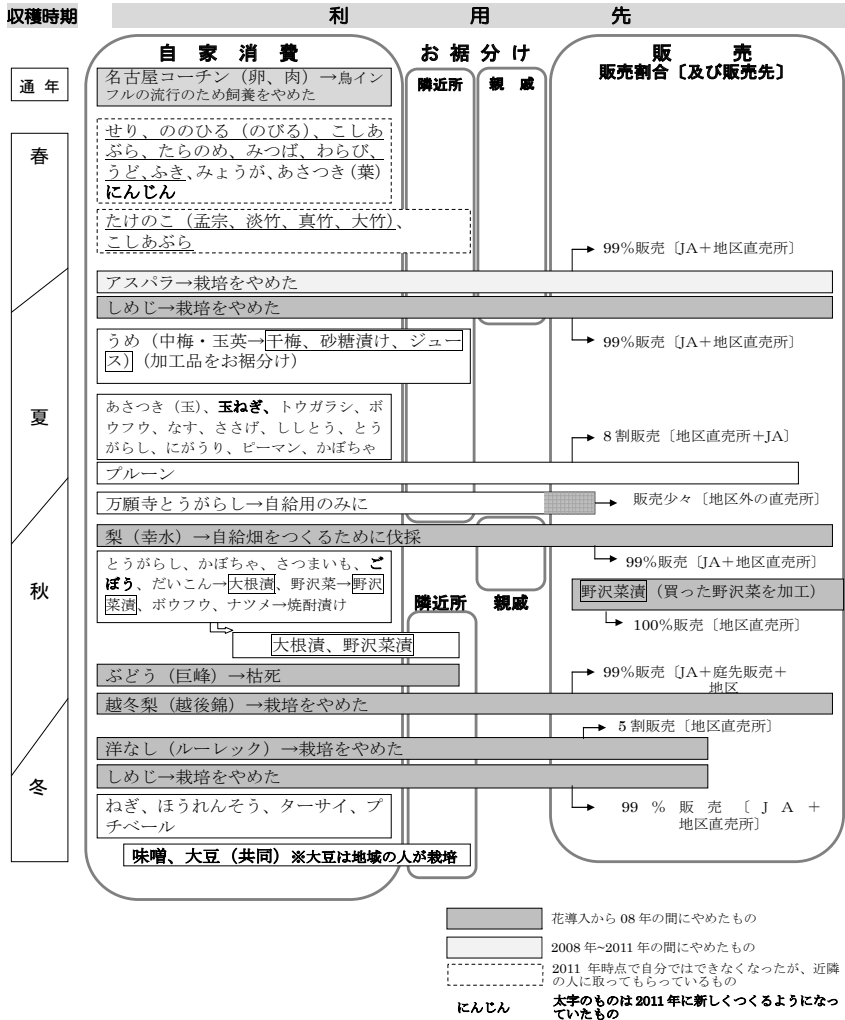


図10 T家で生産・採取するものとその利用先の変化 (吉野・片山・諸藤、2008をベースに筆者が加工)

という。同年に施行された農業基本法に象徴される、高度経済成長による全国的な経済構造の変化も影響している。T家の夫はちょうどこの頃就農したようで、その潮目の変化を嘆いていた。

T家の住む地域では、昭和20年代より、河原沿いの水が付きやすいところは桑畑のまま、上の水がつかない畑は梨への転作が取り組まれていた。このようにはっきりと生産地域を分けたのは桑畑に農薬がかかるとカイコの生育にさし障るからであった。T家も早くより20世紀梨の栽培を始めており、1961年の農業基本法の施行以降は、

選択的拡大の政策を受け、JAの梨の部会長として、地域として幸水の栽培に取り組みはじめた。また、同様に、選択的拡大路線のもと、桃の生産団地づくりにも取り組んだ。また同じような時期に、エノキタケの栽培が地域で試験的に始まり、T家も、エノキタケ、シメジの栽培を始め、きのこは長い間、T家の基幹作目となった。1970年からの減反政策の際には、T家は、山田で収穫も良くないということで、自身の田を全て桃園に転換することにより地区全体の減反を引き受けた。そのためT家では米が自給できなくなったが、同

じく農家である妻の生家から米を安く分けてもらっている。妻の生家で米を作っているから、米の自作を諦められたとも言える。また、地域の特産品をつくっていく過程で注目されたグリーンアスパラの導入、天竜川氾濫で被害を受けた地域を農地に転換するに当たり、そこでの地区の特産品づくりとしてのプチベールなど、JAとしての新しい作目の導入時には率先して取り組んできた。果樹はそののち生産量が落ち衰退、T家も現在では栽培していない。梨園は、他の生産者に委託し、その収穫の一部を分けてもらうことで十分、としている。

図10は、2003年頃のT家における食料の生産と販売の状況とその後の変化を示している。2003年当時は、きのこ栽培が生産の主軸であった。専業農家でありながら、実に多様な作目が一年を通して栽培、あるいは採取されており、その大半は自給とおすそわけに利用されている。自給畑と農産加工は、主に母が担当しているが、野沢菜漬けのみは母と妻のそれぞれが作っていた。母は自宅で栽培した野沢菜を自家加工し、自家利用及びおすそわけに利用している一方で、妻は購入した野沢菜を加工し、直売所で販売していた。

キノコとアスパラを主軸とした生産体制が変化したのは、大手企業の参入による競争力の低下と食品衛生法の改正によりキノコ栽培が食品加工業扱いになり、HACCAPに則った管理が求められるようになったことが大きかった。1993年頃に多くの生産者がキノコ栽培から手を引き、T家自身は2006年にきのこ栽培から花の栽培に転換し、アスパラの栽培も徐々に減らし、2008年に栽培をやめた。花が忙しくなり、手が回らなくなったためである。忙しい花に切り替えてからも、この頃までは、生産量を減らしながらも、自給品の種類は維持させていた(図10)。

同地区はハクビシン、タヌキ等による食害も深刻であり、獣害に遭わないということも花を選択した重要な要因だった。花き栽培への転換において、水害を受けた土地の農地開発を目的に、地区協同で試験的に姫ひまわりを栽培していたことも

経験として役立ったという。

経営の変遷は、T家の食の自給にも大きく影響を与えてきた。自給畑の担当は、前述のようにT家の母の担当であった。きのこを栽培していた間は、雑菌が入っては良くないために麹菌を用いる味噌作りはできなかったが、花に切り替えることによって味噌作りが可能となった。「自家製味噌はやっぱりおいしいね」と、作れるようになったことを喜んでいた。しかし大豆を作る余裕はないので、仲間が作ったものを分けてもらっている。その一方で、きのこは季節の影響をあまり受けず、週6日出荷できたため作業量の調整が可能であったが、花栽培は、盛期にはその収穫に追われるため、自給用に残しておいたアスパラガスの収穫、春の山菜の収穫に手が回らなくなった。アスパラガスは栽培を諦めたが、春の山菜は、山林を持たない地区の友人に収穫を任せ、採ってもらったり加工したものを分けてもらうことにより、利用できている(図9)。母の高齢化もあり、自給野菜の生産は減少してしまったが、その代わりに、地区の友人が余った野菜などを黙って置いていってくれるという。

このように、手の回らない部分を地区の人たちに補ってもらうことにより、T家は、自給を維持してきている。T家の農業経営は地域との関わりを深く持って推移してきた。前述のように、地区として取り組む新しい作目を率先して導入し、また地区の減反を引き受けた。また、農業に限らず、地域のさまざまな生業を盛り立て、地域での自給を高めていきたいという考えから、かつて皆がおこなっていた鶏の庭先飼いや、地区の豆腐屋さんの廃業を受け、農家、非農家含めた地区の有志での共同の豆腐づくり(および有志による大豆栽培)等、さまざまな取り組みを仕掛けてきた。

3-2 足柄地域における自給とその変容

3-2-1 全体的な概況：JA女性部へのアンケートとインタビューから

前述の、2008年に農協女性部の組合員を対象におこなったアンケート結果からは、213

人の回答者のうち農産物を生産していない人は16%、自給程度の人が39%、農産加工をしていない人は10%であった。加工品では、地域の特産品である梅を生かした梅干（74%）、きゃらぶき（67%）、らっきょう漬（61%）や行事食のどんと焼きだんご（60%）、赤飯（57%）が多く世帯で作られていた。農産物も加工品も、販売に回される割合は低く、農産物では44%、加工品では11%の人が販売しているのみであり、とくに加工品は主に自家利用のために生産されていた。また、誰と作るか、という問に対しては、一人で作ることがある人は162人（83%）、常に一人だけで作る人は99人（46%）、であり、農産加工は女性の仕事という性別役割分担があった。

農産加工の技術を有するJA品評会の受賞者及びふるさとの生活技術指導士24人（60～80歳代）へのインタビューでは、加工の技術は、地域の寄り合いや友人との集まりの折に他人が作った加工品を試食し作り方を教わるなど、地域でのコミュニケーションを通じて情報交換されていた。本人は加工品の材料を栽培していなくても、親戚から分けてもらったり、加工上手なことを知る友人が作ってほしいと材料を持って来るなど、大半は材料を購入しないで手に入れており、購入することがあるという人は5人のみであり、それもごく一部の材料であった。

3-2-2 Y家の事例から

Y家（経営主夫妻は80歳代）は、小田原市K地区の中心的な農家として、農業改良普及センターからの指導を濃密に受けながら農業を営んできた。Y家の主たる生計の担い手は消防士として働く息子世代に代替わりしており、さらに農地を転用した不動産収入がある。近郊農村であるこの地域の典型的な経営パターンともいえる。その傍らで、Y家は水田及び家庭菜園での生産加工活動を継続してきた。また、妻は県の「ふるさとの生活技術指導士」をしていたが、そのときには、講師として、加工技術の指導に当たっていた。

図11は、Y家の経営の変遷と自給の現状を示

している。足柄地方は、戦前よりみかんの先進的な産地であった。みかんの高値を受け、農業基本法の選択的拡大路線の前より、水田をみかん畑に転換する施策が推進された。Y家が水田みかんをはじめたのも、1956年と早い段階であり、農業改良普及員に強く勧められてのことであった。1965年の大雪による被害を契機とし、1969年には水田みかんをやめ、また水田に戻している。その後、夫が植木業を始める。1955年の結婚当時、耕地は300aを超えていたが、売買、賃貸、不動産賃貸（アパート、店舗や駐車場）などを経て、だいぶ規模は小さくなっている。Y家の住むところは平場であり、別の市にある山林は、貸し出している。

Y家の妻は、農業全般に関わりつつ、さらにさまざまな野菜や果樹を自給用に生産してきた（表1）。10アールほどの自給畑に、多い時には、60種以上の野菜（品種も加えると100近く）を栽培し、屋敷まわりには、子供たちが喜ぶと思い15種以上の果樹を植えてきた。自家採種するものも10種を超える。カラーピーマンは、八百屋で売っていたものの種子を取りためしに蒔いてみたところ、うまく出てきたという。シソ、モロヘイヤ、ツルムラサキ、あずきなど、一度蒔いたものから、毎年勝手に生えて収穫をもたらしものもある。友人が種子や苗を分けてくれることもよくある。キャベツは、最初の一玉を取った後、下のわき芽からまた結球させると、玉は小さくなっていくけれど4個くらいは収穫できる。せっかく成ったもの、何年もかけてできた産物だから、くずまで使い切ってやらないとかわいそう、と考え、加工にも励んでいる。妻が作る農産加工品は麴、味噌に始まり、30を下らない。これらの生産物のうち、最近では販売するのは、うるち米と、大豆、味噌を直売所やイベントで少々だけであり、大半は家族で食べ、友人知人に分けておしまいである。良くできたものから分けていき、気がついたら自宅用のものがなくなってしまったこともあると言う。ジャムなどは、経営しているアパートに住む店子の人たちに折りに触れ分けてあげており、そ

のおかげもあって良い関係を保っている。

味噌作りは、若嫁の頃に地区内の女性たちで作った生活改善グループをベースにおこなっている。麴の発酵機を交替で使用し、それぞれが自宅で味噌を作る。市の産業祭りなどで、出品を頼まれ、販売することもある。

日々の食卓が自給の品々で賑わうY家であるが、同居する息子の妻は、まったく手を出さないと。その代わり、下の孫娘が手伝うことが多く、おばあちゃんの技に感心する場面も多い。ずいぶん上手に作れるようになった自分の娘を、息子の妻がちらちらと横目で見ているのを感じるそ

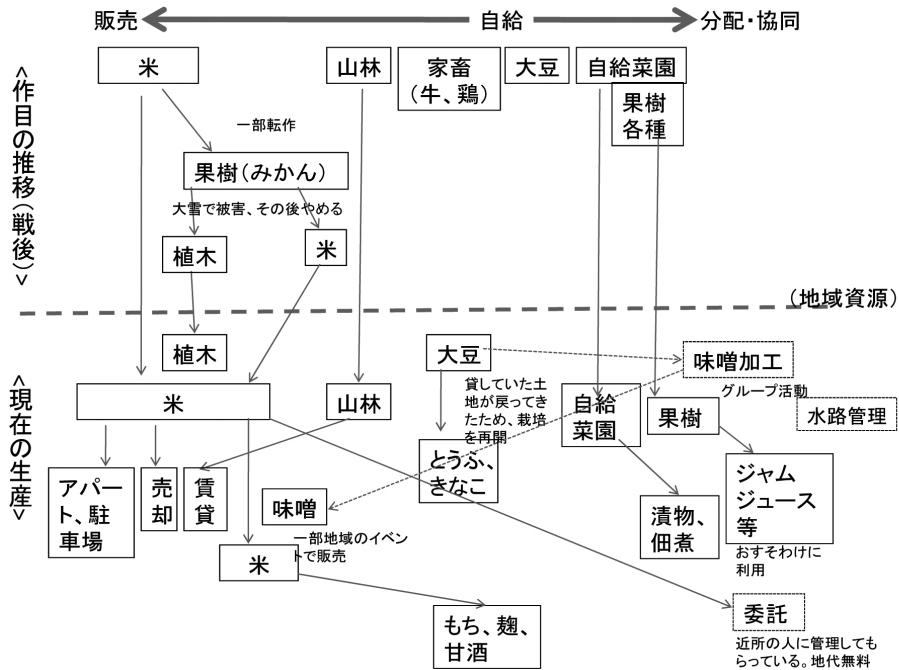


図 11 Y家の栽培・加工品目の変遷 (インタビューより筆者作成)

表 1 Y家の妻の作る作物と加工品

		生産		自家採取	販売	農産加工	
		種類	品種			修理	販売用
水田	水稻、大豆	3	3		2	4	0
畑1	大豆、じゃがいも	2	3	2	1	7	1
畑2	イモ類	4	8	2	0	0	0
	その他根菜類	11	13	6*(1)**	0	6	0
	果菜	13	15	4(4)	0	1	0
	果菜(豆類)	7	9	1	0	2	0
	葉菜	28	29	9*** (6)	0	3	0
	豆類	4	3	2****	0	4	0
	ごま	1	3	1	0	0	0
果物		17	20	-	0	15	0
計		90	106	27(11)	3	42	1

*2種は、毎年近隣の人から分けてもらっている

**カッコ内の数字は、ときどき自家採取するもの

***4種は一度栽培したものからのおのろ生え

****1種は一度栽培したものからのおのろ生え

(インタビューより筆者作成)

うである。

自家利用を目的としているため、自給畑では多種多様な作物が栽培され、さまざまな成長ステージで収穫物が利用されている。おいしく調理する方法を知っているために、収穫物が活かされているといえよう。生産物は、親戚や近隣の知人友人にお裾分けされ、また植物資源は、自家採取による地域の固有な品種の保持のほか、知人友人との交換を通して増やされることも多い。

4. おわりに

地域の立地条件が大きく異なる長野県飯田市及び神奈川県足柄地域の両地域において、食の自給は地域に生き延びており、女性（とくに高齢女性）がその担い手であった。図9、11が示すように、農家、農村の暮らしにおいて“換金化されない領域”は全体的に縮小してはいるものの、地域や世帯の農業の変化によりその様相を変えつつ、地域で生き延びてきたのである。かつては自給の営みは“当たり前”の活動であったが、今日では、非農家世帯も含め地域で意識的に楽しんだり、弱まっていく部分を地域で補い合うような姿もみられた。

また、自給の活動は、資源の確保や生産物の分配において、地域社会と大きく結びついていた。友人や近隣の人たちから農産加工の原材料をわけてもらったり、情報交換や種子などを分け合う姿、生産物を友人や隣近所、親戚にお裾分けしたり、一緒に楽しんで食べる姿は、地域の非農家世帯も含め、広がっていた。個人的な農地へのアクセスが困難な非農家世帯に限らず、農家であっても、地域の人たちと協同的に自給に関わる生産活動（たとえば、生活改善グループでの共同の加工作業、非農家住民も含めた地豆の豆腐づくり等）に関わっており、そのことが、日常生活の忙しさの中で忘れがちな自給の楽しさを再発見させてもいた。換金を目的とした活動は、世帯の利益を目指すものであり、生産のプロセス等で協同作業があるとしても結果的には個々の世帯に収斂しがち

であるが、自給はその営み自体が持つ価値を享受するものであるがゆえに、非農家も含め、活動を広げていく可能性をもっている。資源や情報のやりとりや生産の協同が社会ネットワークを作り、地域に向かって広がっていた。自給は、決して閉じられた個人的な営みではなく、地域と深く結びついているものなのである。

自給について語ろうとすると、「自給自足の社会に戻るといのか」という反論をされがちである。しかし、このように自給が“生き延びている”実態があるなか、その今日的な意味を考えてみたい。

まずは端的には、食糧保障、食の確保の意味もあろう。これは国家的な視点からの主張もあろうが、農村の暮らしからみると、自分たちの暮らしの自立（自律）性を保つことにつながる⁹⁾。

また、バーチャルな世界を生きる都市的住民に対し、自給は、文字通り“自らを給する”という身体感覚の獲得の場を提供する。個人のアトム化が進行し、現実の生活への不安が広がる現代社会において、農家、非農家の別なく、地域とつながった自給を可能とする社会的セッティングの検討がなされていく必要がある。紙幅の関係上、具体的な論考はまた別の稿で展開したいが、農に取り組みたいと考える人たちの農地へのアクセスの改善とともに¹⁰⁾、都市住民が一過性の関わりや“お客さん”としてではなく、責任ある主体者として農に関わる仕組み作りが求められる。都市部の塩漬けになった遊休地の活用や屋上緑化と組み合わせたコミュニティ・ガーデン¹¹⁾や、CSA (Community Supported Agriculture)¹²⁾の取り組み等が参考となっていこう。

また、環境への負荷という視点から考えると、比較優位の原則のもと外部の資源を現金で買い集めるという経済構造は、資源の有限性につきあたらざるを得ない。さらに、自分のところの地域は低利用・低管理のために荒廃する一方で、遠方の地域の資源の過剰利用という環境問題を引き起こし、双方の地域において資源循環のサイクルを破壊する。このような生産・消費のあり方は再考さ

れる必要があり、地域の資源を地域で消費するという経済が見直されなければならないだろう。

さらに自給は、交換価値ではなく財そのものの本来の価値を利用し、暮らしのニーズに直結しているため、多様性を保持する。これは、T家、Y家の栽培品目とその利用法をみれば明らかであろう。同じ作物であってもさまざまなステージに合わせて利用できるという多様性があり、地域の多様な資源の有効利用にも結びつく。また、その多様性は在地の知恵に裏打ちされており、地域の文化の源でもある。

自給は資本主義、消費社会の浸透で縮小させられてきたが、それでも主に女性の手によって生き延びてきた。政策的にはまるっきり無視されてきたものが、近年突然、女性たちが自給の延長として取り組んできた緒活動が地域おこしの担い手として担ぎあげられるようになってきている。しかし、自給など、世帯や地域の“換金化されない領域”に属する活動がもつ多様な価値が評価されるようになったかと言うとそうではない。

換金性という単一の価値だけではなく、生産し利用する楽しみや、そのやりとりを通じた楽しさ、それを可能とする社会関係があることへの安心感も含めた、地域の総合的な資源の活用力への視点が必要であろう。さらに、そのベースに求められることは、女性の領域として一方的に押し付けるのではなく社会全体にとって価値のある活動であることが共有されること、そして、誰でもが自給的な営みに参画するための時間が確保できるようなワークライフバランスの実現だろう。自給は、“ワーク”と“ライフ”、“個人”と“地域”をつなぐ結節点にある営みなのである。

注

- 1) 共有地には、無主で誰でもアクセスできる共有地と明確な利用管理者のいるタイトな共有地があるが、我が国での共有地は、入会と呼ばれ、地域の人々によってタイトに利用管理されているものが大半である。
- 2) 1994年度までは農家生計調査での把握が継続さ

れていた。それ以降は、かろうじて農業経営動向統計において、家計費の項で生産現物家計消費の県別の平均金額が集計されていたが、それも2004年度よりは家計費が参考資料扱いとなり、生産現物家計消費は示されなくなった。

- 3) 創刊の趣旨には、「・・・仕事が忙しく、衣食住がすべて外でつくられたものを買うことで済ませてきた。そのようななかで健康面や環境や暮らしの面などさまざまなところでほころびが始まっています。このたび創刊する雑誌「うかたま」は、そんなほころびをつなぎあわせようと発行します。仕事や暮らしの最前線で頑張っている世代へ向けて、おばあさんたちの心と技に学びながら、新しいメニューとともに新鮮な風をお届けします。・・・」と書かれている。(http://booknews.ruralnet.or.jp/?itemid=180)
- 4) 足柄地域は、小田原市、南足柄市と、足柄上郡(中井・大井・山北・松田・開成町)及び足柄下郡(箱根・真鶴・湯河原町)で構成される地域である。
- 5) 平成18年9月にJAおだわらとJAあしがらが合併し、JAかながわ西湘となった。
- 6) 年齢層(20～30歳未満、30～40歳未満、40～50歳未満を各500人ずつと、50～60歳未満が385人、60歳以上115人)、男女(同数)、に加え、北海道、東北、関東、中部、関西、中国・四国、九州・沖縄の7つの地域ブロックの人口比を勘案し、webを通じて回答を募った。最終的に20,980人にアンケートへの協力を依頼し、2,800件のデータを回収し(回収率13.3%)、さらにランダムに選び2,000票とした(日本有機農業研究会、2011)。
- 7) このデータも、1990年に統計の取り方が大きく変わったため、2000年以降は算出できない。
- 8) さらに1990年代に雇値が大きく下落し、大規模に経営していた人がやめた。その後は、副業的、小遣い稼ぎ程度の収入でかまわない人たちが残った程度という。
- 9) 一方、「第三世界」では、いましも購入種子、化学肥料や農薬、灌漑施設とそれらの確保のためのローンといった、金のかかる農業が浸透していく中で、暮らしの自立性が急速に失われつつあるが、消費社会化に参入していくことへの高揚感の方が強く、危機感が広く共有されていないのが残念なところである。
- 10) たとえば、南足柄市では、南足柄市農業委員会が2008年に「南足柄市新規就農基準」を設け、それに続くものとして、2009年に「市民農業者制度」を導入した。市民農業者制度では、3アール以上10アール未満の農地を借りて耕作をすることが

できるようになった。さらに新規就農基準を満たすことで、農家として認定されることもできるようになり、農協の組合員になることもできる（南足柄市、2010）。

- 11) 23 区の中でミツパチを飼育している銀座ミツパチプロジェクトも面白い（銀座ミツパチプロジェクト HP）。
- 12) 特定の消費者が生産者と農産物の種類、生産量、価格、分配方法等について、代金前払い契約を結ぶ農業のこと（農林水産省、2012）。援農が支援の中に組み込まれていることもある。日本ではまだあまり広がっていない。

<引用・参考文献>

- 相川陽一、2013、「地域資源を活用した山村農業」、井口隆史・榎潤 俊子編著『地域自給のネットワーク』、コモンズ、81-133。
- 古家晴美、1993、「そ菜園考 —主婦の食物管理について」、『日本民俗学』(193)、134-187。
- 古家晴美、2004、「10 年後のそ菜園」、『東京家政学院筑波女子大学紀要』第 8 集、139-154。
- 古沢絃造、2001、「ターニング・ポイントに立つ学校給食—輸入依存から地域自立へ」、生活学会編『食の百年』、ドメス出版、201-222。
- 原田政美、2012、「Ⅱ 日本における卸売市場制度成立史 —仏・英・独を参照事例とする日本の卸売市場制度成立に関する比較史試論—」、原田政美編『日本とアジアの市場の歴史』、清文堂出版、45-79。
- 荷見武敬・根岸久子・鈴木博、1986、『農産物自給運動—21 世紀を耕す自立へのあゆみ』、御茶の水書房。
- 石村真一、2001、「自家製味噌と生活—福島県の実態を通して」、生活学会編『食の一〇〇年』、ドメス出版、71-94。
- 岸康彦、1996、『食と農の戦後史』、日本経済新聞社。
- 宮本常一、1970、「見島見聞」、『日本の離島 第 2 集 宮本常一著作集 第 5 巻』、未来社。
- 中道仁美、1991、「農村生活の変化と食生活における自給（下）」、『農村生活研究』、第 35 巻 1 号、40-43。
- 日本有機農業研究会、2011、『有機農業に関する消費者の意識と理解促進に関する調査報告』、日本有機農業研究会。
- 大沢真理編著、2011、『社会的経済が拓く未来：危機の時代に「包摂する社会」を求めて』、ミネルヴァ書店。
- Polyani,K. 1944、The Great Transformation、Rinehart & Company.
- 塩見直紀、2003、『半農半 X という生き方』ソニーマガジズ
- 山崎農業研究所編、2008、『自給再考』、山崎農業研究所。
- 安村碩之、1987、「農家食生活の変容と問題点—国民的食生活変化の中での農家食生活』、『農村生活研究』、第 31 巻 2 号、4-10。
- (以下、インターネットから)
- 銀座ミツパチプロジェクト (<http://www.gin-pachi.jp/> 最終アクセス 2014-1-16)
- 南足柄市、2010、「特集 農業参入システム：農業を始めてみませんか」広報みなみあしがら 457 号、2-5。 (http://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/UserFiles/File/03_machi_dukuri/09_kouhou/01_kouhoushi/22kouhoushi/220401.pdf 最終アクセス 2014-1-16)
- 農林水産省、2012、「農を支える多様な連携軸の構築」、(<http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/19/pdf/data1.pdf> 最終アクセス 2014-1-16)
- 謝辞：T 家、Y 家の事例調査において食生活研究会の研究助成金をいただきました。

吉野 馨子（ヨシノ・ケイコ）
法政大学

山村における自給的農林業の継承をめざして
—島根県浜田市弥栄自治区における実践研究の成果と課題—

Toward the Succession of Subsistence Agriculture and
Forestry in Mountainous Regions:
Results and Challenges of a Practical Study
in the Yasaka Municipality in Hamada City, Shimane Prefecture

相 川 陽 一
Yoichi Aikawa

福 島 万 紀
Maki Fukushima

Abstract

In the mountainous regions of western Shimane Prefecture, where the broadleaf forest is vast and the structure of farmland and population is small and decentralized, people have engaged in subsistence agriculture and forestry using small paddies and fields, as well as a variety of other mountain-related occupations, since before the modern era. Through live-in fieldwork conducted in Yasaka village in this area, the authors revealed the villagers' attitudes toward life and the totality of life under which they carry out subsistence agriculture and forestry in their mountain village. In addition, after coming to understand the characteristics of subsistence agriculture and forestry carried out in this village, we tested an initiative to facilitate the transmission of those characteristics to the next generation and determined the conditions and challenges that may enable this succession.

Our fieldwork indicated that subsistence agriculture and forestry practices followed by the residents of this mountain village have been passed down as important activities that support social connections among relatives and friends, in addition to being a means for them to support themselves by utilizing materials that are at hand as part of the natural environment. Meanwhile, the newcomers from the city have critical views of modern society and what they see as its limitations and challenges of, and consider subsistence agriculture and forestry as a good means of subsistence and a substitute for modern urban living.

These findings indicate that the subsistence agriculture and forestry practices followed in the mountain village may be passed down from village residents to newcomers along with a newly formed community culture, and that it is essential to develop a method that takes into account the communal

characteristics of subsistence agriculture and forestry in order to ensure the succession of the rural life and culture.

Keywords: Mountainous Regions, Subsistence Agriculture, Subsistence Forestry, Succession of rural life

要 旨

広大な広葉樹の森と小規模・分散型の農地・人口構造をもつ鳥根県西部の山村地域では、近代以前から、山に関わる様々な生業と小さな田畑での自給をベースにした農林業が営まれてきた。筆者らは、山村で営まれる自給的農林業が、どのような生活志向や人生観、暮らしの全体性の中で営まれているかについて、山村への住み込み型フィールドワークを通じて明らかにした。また、山村で行われている自給的農林業の特性をふまえた上で、その世代継承を図るための取り組みを試行し、それを可能にする条件と課題を探索的に提示した。

調査フィールドにおいて山村在住者が実践する自給的農林業は、身近な資材を活用し、自らの暮らしをまかなうだけではなく、親戚や知人との社会的つながりを支える重要な営みとして継承されていた。一方、移住者らは、現代社会の抱えるさまざまな限界や課題を批判的に捉え、その代替としての意味を自給的農林業に付与していた。

これらのことから、山村で営まれてきた自給的農林業は、山村在住者から移住者へ、新たな地域文化形成をともなう継承される可能性があり、そのような新たな変化をともなう継承を実現するためには、自給的農林業の地域的特徴をふまえた手法開発が重要であることを示した。

キーワード：山村、自給的農業、自給的林業、世代継承

1. はじめに

広大な広葉樹の森と小規模・分散型の農地・人口構造をもつ鳥根県西部の山村¹⁾では、近代以前から、山に関わる様々な生業と小さな田畑での自給をベースにした農林業が営まれてきた。この地域では、高度成長期のエネルギー転換や農業近代化の波に洗われながらも、里山の諸資源を活用する暮らしが存続し、地域農家の「すそ野」を構成する兼業農家や自給農家は、産業面のみならず、地域社会の存続を支える主体としての役割も大きい(相川, 2013a)。平場農村や大規模造林地をモデルとして、大規模・集約化に象徴される「強い農業」や「国際競争力をもった林業」政策が推進されているが、地域条件が必ずしも適合するとは言いえない山村に、これらの政策を無媒介に適用

することには、地域間格差の構造化をもたらし、山村地域の構造的な劣位を固定化する懸念を持つ。

高度成長期における社会減から、近年の自然減へと人口減少のあり方は質的に変化しており、人口減の顕著な山村地域の存続が危ぶまれつつある。しかし他方では、食とエネルギーの自給に関心を寄せる移住者も少しずつ現れ始めている²⁾。筆者らが常駐していた山村においては、近年の移住者らの中に、自給的農林業を周辺的な活動としてではなく、山村の暮らしの基盤となる中心的な活動と捉える人々も一定数いる。

山村の存続を考える際には、農林業が産業であると同時に、地域社会を支える基盤そのものであるとの認識が不可欠である。これは、現在推進されている農林地集積による規模の経済追求や産

業的農林業への重点支援策とは異なる認識であるが、小規模・分散型の農地・居住構造をもつ山村の存続を構想していく上で、不可欠な視点である。

現代山村では、多くの住民が居住地内外で個々に賃労働に従事するようになり、共同労働の機会は減り、自治単位としての集落（むら）の凝集力が低下している。だが、労働における個人原理が浸透した状況下でも、調査地においては、世帯単位で自給的農林業が継続しており、自給的農林業の主体は少数派ではなく、むしろ「基層的農林業者」といえる（島根県中山間地域研究センターやさか郷づくり事務所編、2012）。地域が存続する基礎条件の維持を担う基層的農林業者の社会的価値と機能を再評価し、世代継承を促すためには、地域条件に合ったきめ細かな施策や住民活動が自治体において展開されることが望ましい。しかし、山村に立地する自治体は、近年の市町村合併によって多くが広域化しており、地域に根ざした施策形成という観点からは、旧町村域の自律性低下が危惧される。地域社会を支える小規模な農林業の世代継承に向けた施策や住民活動の領域においては、国政レベルの農林業政策から相対的な自律性をもち、地域条件に合わせた施策や住民活動を構築する地域の主体形成が官民の双方において必要である。

加えて、小規模農林業を基盤とした暮らしは、個別の自給技術の集積ではなく、体系性をもった生活様式として山村を生きる個々人に体現されており、個別技術の総和とは質的に異なる全体性や価値志向を含むため、個別の農林業技術に分解し難いという特徴も持つ。そのため、山村の農林業と暮らしの次世代への継承可能性を検討するためには、個別技術としての継承を検討するのみならず、自給をベースとした農林業の営みが、実践者の生活志向や人生観、暮らしの全体性の中でいかなる意味をもっているのかという主観的世界を明らかにした上で、継承に向けた可能性と課題を提示する必要がある。

筆者らは2009年から2013年にかけて、島根県西部の山村で住込み型フィールドワークを実施

した。そして調査地では、近接する地域資源を自然体で活用する自給的な農林業が、高齢者を主体に営まれており、並行して、JAS有機認証を取得した農産物や加工食品の生産販売活動を通じた若者の就農や雇用確保への動きがあり、両者が相補的な関係を構築し共存していることを指摘した（相川2013、福島2014近刊）。本論文では、山村に暮らす高齢者や移住者が、いかなる意味づけの中で自給的農林業を実践しているのかという観点から、かれらの主観的世界の一端を明らかにする。その上で、筆者らが企画運営者の一人となって取り組んできた農林業の担い手の世代継承を図るための住民活動や地域施策を事例として、山村の地域特性に根ざした小さな農林業の世代継承を可能にする社会的条件と課題を提示する。

2. フィールド概要と本論文の構成

筆者らは、2009年から2013年にかけて、島根県西部の山間地域に位置する浜田市弥栄町（旧那賀郡弥栄村）を調査地として、住込み型フィールドワークを実施した³⁾。弥栄町は、日本海沿岸部の浜田市街地から20キロほど中国山地に南下したところに位置する。1956年に安城村と杵束村の2村合併によって弥栄村が発足し、約半世紀後の2005年に他の那賀郡3町とともに浜田市と合併した⁴⁾。

2010年時点の林野率は84.9%で、農業地域類型上の山間農業地域にあたる。同時点の経営耕地総面積は257haで、うち水田235ha、普通畑20ha、樹園地2haと耕地の大部分が水田が占める⁵⁾。

住民の就業状況は、第1次産業243人(32.1%)、第2次産業130人(17.2%)、第3次産業384人(50.7%)であり、農外就業が最多となっている。就業分野の主な内訳は農業226人、医療福祉125人、製造業71人、建設業58人、卸売業・小売業51人、公務46人である⁶⁾。農業のほかに、医療福祉分野の就業者が多く、弥栄町内では同分野に100名程度の雇用吸収力がある。このほか20

キロほど離れた浜田市街地への通勤も多くみられる。

旧弥栄村は、高度成長期に急激な過疎化を経験した地域として知られている。20世紀前半期に約5千人で推移していた人口が1960年代初期を境に急減した。背景には、薪炭から石油・ガス等の化石燃料へのエネルギー転換や雪害に代表される気象災害の続発などがある。高度成長期のエネルギー転換によって薪炭需要が激減し、同時期に「三八豪雪」(1963年)や豪雨災害が相次いだことで挙家離村が続出し、1960年から1965年にかけての人口減少率は34.8%と、鳥根県内で最も人口減少率の高い自治体のひとつとなった。

この時代、弥栄村を構成する2つの旧村のうち安城地区に調査に入った安達生恒は、過疎状況という用語で、急激な人口減少が地域社会の存続に及ぼす負の影響を論じている。急激な挙家離村の多発によって、農林業経営や行政活動も含めた生産と生活の多くの分野が機能不全を起こし、衰退イメージが地域を包み込む現象を指して安達は過疎状況と呼び、集落機能と住民意識の両面で、むら社会の崩壊が起きていると論じた(安達, 1967)。

それから約半世紀が経過した現在、弥栄町内では人口減少を経ながらも、27の集落が存続しており、2013年4月1日現在の高齢化率は44.5%である。27集落のうち、高齢化率50%を超える集落は11あり、うち世帯数10戸以下の小規模・高齢集落は8集落ある⁷⁾。

人口減少に伴う地域生活の維持困難化の度合いは、集落の立地条件によって異なる。旧弥栄村役場(現浜田市弥栄支所)が位置する中心部には、移住者や弥栄出身の若者が暮らす「定住住宅」(公営住宅)が密集するエリアもあるが、縁辺部の集落では人口・戸数の減少と住民の高齢化によって、集落成員の大半が高齢者となり、道草刈りなどの共同作業や葬祭行事をはじめとした集落運営が困難化し、限界集落化(大野, 2005)しつつある。

このような地域において、農林業の実態をつかむ際に課題となるのは、農林業センサスをはじめ

とする既存統計を地域構造を把握する基礎データとして活用し難い現状である。近年、農林業センサスは調査対象を一定規模以上の販売農家や林家層に絞り込む傾向にあり、自給的な農林業を営む小規模農林業の担い手実態が不可視化されつつあるからである。前節で指摘したように、山間農業地域を多く抱える自治体においては、小規模・分散型の農地・居住構造をはじめとした地域条件に逆らわない地域農林業の維持発展が必要であるが(多系的な地域発展モデル構築)、それを実現するためには、山村地域の農林業基盤を明らかにしておくことが不可欠である。

そこで筆者らは、調査対象地において自給的農林業を営む個々の生活実践者への参与観察や聞き取り調査を通じて、自給的農林業が地域内でどのような広がりを持ち、どのような意味づけを持って実践されているかを明らかにしてきた。さらに、自給的農林業の特性をふまえたうえで、その世代継承にむけた取り組みを行政機関や住民有志とともに実施し、その可能性と課題も検討してきた。

以下では、まず、筆者らが住込み型フィールドワークを実施する中で日常的に接触してきた自給的な農林業を営む人々の生活実態を個別ケースに即して記述する(3節)。次に、個性記述から得られた知見がフィールドにおいて面的に妥当するものであることを質問紙調査に基づいて考察する(4節)。そして、筆者らが行政機関や住民有志と取り組んできた諸活動について、成果と課題、そして今後の可能性を論じていく(5節)。

3. 山村における自給的農林業の意味—— 参与観察と聞き取り調査から

3.1. 高齢者が営む「ふだんぎ」の自給的農林業⁸⁾

調査対象地において、自給的農林業を営む主力世代は、自営農林業で生計を立ててきた高齢者である。ここでは、弥栄町のなかでも人口減少と高齢化が顕著な程原集落に暮らす田野鳥秋美さん(85歳・女性)⁹⁾の事例を取り上げたい。程原集落は弥栄支所(旧村場)が立地する弥栄町の中心

地と浜田市街地を結ぶ二車線の県道から、普通自動車がよくすれ違える道幅の県道に2～5キロ入った所に位置する。程原集落は、かつては3つの組で構成され、たたら製鉄や薪炭生産と水田を主な地場産業として住民の生活が成り立ち、高度経済成長期以前は約70戸の規模であったが、2013年4月現在の集落成員は10戸15名にまで減少しており、集落成員の高齢化率は80%ときわめて高い¹⁰⁾。

田野島秋美さんは80代半ばという高齢でありながら、畑と里山を活用した自給的な暮らしを単身で営んでいる。長年連れ添った夫は、2011年に他界した。自宅の周囲には50aほどの水田が広がり、かつては耕作していたが、現在はのうち20aを請負耕作に出している。残りの30aは自身で草刈りを行っている。水田に隣接した山には、三分の一ほどの面積にスギやヒノキが植林され、残りは落葉広葉樹林である。家の近くの裏山は、燃料と水を得る資源として現在も活用されており、玄関先の水道には、常に流水があり、冬場も凍ることがない。数年前に掘削した井戸の水も併用しているが、山水は家周りの自給畑から収穫した野菜を洗う際などに活用している。

秋美さんは、村内の他集落の出身で末娘であったが、アジア太平洋戦争に出征した兄が帰還するまで、跡取りとして家がいなければならなかったことから、従兄弟を婿養子に迎えた。兄の復員・帰還後、1959年に程原集落に家を買って、移り住んだ。幼少期から徒歩での生活が主であったため健脚であり、「(筆者注：高齢者用の) 電動車とかかる時間は一緒だし、歩かないと足はすぐだめになるから」と最寄りの商店まで片道45分かけて徒歩で買い物に出かけている。

秋美さんの自給畑は、自宅に隣接しており、細長い傾斜畑で、10aほどの面積である。自家用野菜を作るだけであれば広すぎるほどであるが、贈与のための作物生産も行っているため、10aの畑は維持されている。筆者(福島)が自宅を訪れた際には、「畑はね、作らなくなれば、畑は一年でだめになる。荒らすのは簡単なこと。でも家の周り

の畑が荒れると、イノシシも来るし、やれんようになるから。荒らさんようにとおもって、がんばって作っているんよ」と快活な表情で語った。畑では、野菜の他に、小豆、ソバ、麦などの豆類や穀類も栽培している。作物の種は農協から買うが、小豆、ソバ、麦は自家採取を続けている。麦の栽培は、幼少期に冬のおやつとして母親がよく作ってくれた水あめを再び食べたいと思い、3～4年前に種を知人からもらい受け、80代にして、新たに栽培を始めた。自家製造した水あめや収穫した小豆は、子や孫、そして市街地に暮らす知人への贈り物にもなる。これらの栽培には農協の購入肥料を使用しているが、播種や定植後の畑には、周囲の斜面等から得たカヤなどの刈り草を被覆している。被覆した刈り草は土に還り、肥料にもなる¹¹⁾。

田野島家は、農業と山に関わるさまざまな生業を組み合わせることで生計を維持してきた。木炭製造は、高度成長期まで重要な収入源であった。エネルギー転換によって木炭製造が産業として成り立たなくなった後には、集落の他の住民とともに、夫だけでなく秋美さん自身も土木作業員として村内で働いた。同時に夫婦で椎茸栽培をはじめ、1998年頃まで継続した。複合的な所得源をもちながら、その合間に自家消費用の野菜栽培を継続してきたのである。これは程原集落ではごく普通の暮らし方であったようで、秋美さんは「どっこも(筆者注：どの家も、このような畑は) 同じことだね」と語った。秋美さんは、毎年、春と秋に遊びに来る娘や孫のために、畑の近くで少量の椎茸栽培を継続している。

弥栄町では、晴れた日の昼間に、家のそばに隣接した小さな畑で畑作業をしている高齢者によく出会うことがある。自営農林業を主な生計手段としてきた70代以上の高齢者世代では、水田のあぜの草刈りを女性が行ったり、自給畑で様々な作物を男性が栽培することもめずらしくない。一方、60代以下の働き盛り世代では、世帯内の男性が常勤の勤め仕事に従事しながら休日に水田耕作のみを行い、世帯内の女性が主にパートタイム労働に従事しながら自給畑を行う、といった兼業の姿

が一般化しており、性別役割分業の度合いやあり方に世代差が反映されている。

家周りの資材を活用する自給的な営みは、農業のみにみられるものではない。エネルギーの自給活動も気負わず自然体で続けられている。自宅の風呂場には、ガス給湯器も備えてあるが、秋美さんは薪風呂を日常的に使用している。夫が亡くなり単身になってからは、自力で薪材を伐り出すのが困難になったが、自宅近くの山でナラ木の枝を拾い集め、また庭に生える竹を切り倒してよく乾燥させたものを利用して、加齢や独居の中でも、薪風呂生活を無理なく継続している。このように燃料を取得し、冬にも極端に温度が下がらない井戸水を使えば秋美さんが「一人で入るための薪風呂を焚くのには十分」であるという。

秋美さんのように、家周りの裏山と自給畑を活用する営みは、弥栄町の高齢者世帯を中心に、広くみられる生活様式である。一例をあげると、村内には80代の高齢夫婦世帯で、壊れた薪風呂の風呂釜を2013年に新調した世帯があり、広葉樹を伐倒する苦勞をしてでも薪風呂を使い続けたいという意思が、薪風呂用の風呂釜の新調という行いとして、外的にも観察できる。弥栄町の高齢者世代が実践する自給的農林業は、1) 自宅や田畑に隣接する里山の山草などの近接資源を昔から「あたりまえ」に行ってきた方法で活用し、2) 自らの暮らしをまかなうだけでなく、贈与を介して親戚や知人との社会的つながりを支える、他者に開かれた営みなのである。食やエネルギーの自給が、気負わず、自明なものとして続けられている。いわば「ふだんぎの自給農林業」である。

3.2. 移住者が営む自給暮らし¹²⁾

自身や世帯員のために、身近な地域資源を活用する暮らしを実践しているのは、弥栄に生まれ育った高齢者ばかりでない。都市部から弥栄町に移住した人々もまた、食とエネルギー自給への志向性をもつ。そして、食とエネルギーを自給する暮らしの継承は、地域で続いてきた暮らしを継承するだけでなく、そこに新たな意味づけがなされ

ているという不可逆的な変化の中にもある。このことを、弥栄町の縁辺集落に暮らす新庄ミツル・中田志保夫妻のケースから論じていく。

新庄ミツルさん(40代・男性)は、山口県下関市の出身で、野山や海を楽しむ幼少期を送り、地元の高校を卒業後に福岡市の大学に進学し、大学卒業後、1988年に弥栄之郷共同体(現有限会社やさか共同農場、以下共同農場と略)が主催した新規就農者向けの研修機会であるコミュニケーション学校を経て、同共同体の農業研修生になった。弥栄之郷共同体は1971年に山陽方面から弥栄村に入植した若者数名が設立した団体で、農産加工と原料生産、生鮮野菜の栽培を主要な業務として、村内に地歩を固めてきた(弥栄之郷共同体、1989)。1990年代に有限会社化し、2014年現在で約30名のスタッフを雇用する村最大の事業所である。

新庄さんが移住を試みた当時、農業を志す決意を正面から受け止めてくれる人は、出身地にも大学にもいなかったという。研修後は、弥栄之郷共同体のスタッフに採用され、主力産品である「やさかみそ」の製造担当として働いてきた。みそづくりに励む日々の中で、同じく農業研修生として埼玉県から弥栄村に移り住んだ中田志保さん(40代・女性)に出会い、やがてともに暮らすようになった。中田さんは埼玉県朝霞市の出身で、地元の高校を卒業後に埼玉県内で会社員として働きながら、高校時代から関心をもつようになった農業の道に、いつか進みたいと考えていた。自宅近くの自然食品店に置かれていた『やさかだより』(弥栄之郷共同体の機関紙)でコミュニケーション学校を知り、弥栄で短期の農業研修を経た後、1991年に移住した。

現在、二人は、農業に対して、雇用就農と自営就農の2つの関わりをもち、「農(勤務)+農(自営)」の兼業・自給暮らしを営んでいる。新庄さんは、長らくみそ職人として働いた後、2000年代半ばに、みそづくりの現場を離れて野菜づくりを担当するようになり、正社員からパートタイム勤務に働き方も変え、平日の日中は共同農場に勤

務し、週末は自分の田畑や山で、野良仕事や風呂・暖房の燃料を得るための広葉樹の伐採をはじめとした山仕事を営む。中田さんは、平日の午前中は、弥栄町内の施設園芸農家で葉物類の収穫と出荷作業の仕事に就き、午後は自宅で田畑や家周りの様々な仕事をこなしている。農業パートタイマーと自営農家の兼業を二人で実践する暮らしである。さらに、中田さんは、以前から山仕事に関心をもっており、2012年に筆者らが設立支援を行った小規模自伐林業の実践グループ「木出し会」には、設立当初から参加している（5節で詳述）。参加の動機づけは、世帯内ではなく地域の林業家から山仕事を教わってみたいというものであり、世帯を超えた学びへの意欲を持っている。食事作りなどの家事は二人で分担しており、性別役割分業や後述するように婚姻制度へのオルタナティブな意識をもっている。

二人の住まいは戦前に建てられた古民家で、村内で人が住むエリアとしては最も標高が高い地点に位置する横谷集落にある（約550m）。2013年4月現在で同集落には15世帯、31人が暮らしており、高齢化率は45.2%である¹³⁾。冬期は1mを超える積雪があり、移動時にはスタッドレス・タイヤを装着した四輪駆動の自動車が必須となる雪深い区域である。

自宅の裏手は、山に囲まれ、風呂や暖房の燃料になるナラなどの広葉樹が繁っている。この環境を利用して、二人は昔ながらの里山暮らしを営んでいる。裏山から水を引き、台所や薪風呂に使用している。山水は、2つのますを設けて砂等を取り除き、裏山の高低差を利用して、ますに溜めた山水が水道管に通るしくみになっており、ガス給湯器も山水で作動する。風呂や暖房に使う燃料は、新庄さんが裏山の木をチェーンソーで伐採して、斧で割り、薪を作ってまかなう。そして中田さんも、自前のチェーンソーを購入し、住民有志が結成した林業グループの「木出し会」で林業技術を習得中である。家の中に石油を使う暖房器具はなく、居間には近郊の鉄工所に特注した薪ストーブを設置している。2012年からは、炭窯を裏庭に自作し、

家周りの竹林を伐採して冬場に竹炭を製造し、破碎した炭を田畑に施用している。

手づくりのテラスをしつらえた前庭の先には、有機栽培の田畑が広がり、経営面積は55aで、内訳は水田25a、畑30aである。販売用の作物は、米、ソバ、ポップコーン用のトウモロコシであり、有機JAS認証を受けた圃場で栽培し、共同農場に販売している。このほか、自家用に数十種類の野菜を育てている。水田は二人で耕作し、畑はそれぞれの自主性にまかせて別々に耕作する区域もある。年間の農業所得は70万円から100万円ほどであり、雇用就農によって得た賃金と合わせて生計を維持している。日頃の食生活は質素で、肉はほとんど食べないが、数羽の鶏を飼って卵を得ている。浜田市街地で食品を購入することもあるが、魚は週に一回、日本海沿岸部から行商にやってくる魚屋から購入している。

水稻栽培は、育苗から稲刈りまで、手押しの機械を使う昔ながらの方法で、溶接技術を習得した新庄さんによって手作りの道具も使われている。伝統的な農業への関心も強く、2011年からは、田のあぜ道で大豆を栽培するあぜ豆を始めた。稲と大豆が隣り合うあぜ豆は、かつて日本各地で見られた風景だが、1960年代以降に大豆が段階的に輸入自由化され、自給率が5%台に落ちてしまった現在では、ほとんど見る事ができない栽培法である。育った稲は手押しのバインダで刈り取り、竹と木を組み合わせた「はぜ」にかけて天日干しをする。田畑には、共同農場の大豆かすと自家米の米ぬかを混合して発酵させた肥料を施用し、前述のように、冬場に裏庭で生産した竹炭も粉碎して施用している。

二人は、平野部よりも山村に暮らすことを主体的に選んだ。「ちょっと下に降りたら、農業しかできなくなる」という新庄さんの言葉には、食だけでなくエネルギー自給への志向性をもった人々が山村を意識的に選んで移住する可能性が示唆されている。このような志向性は、近年、弥栄に移住する20代から30代の若者に共通する特徴でもある。生計を立てる手段としての農業と、自己

が生きるための自給活動としての農を営みながら、里山を活かし、里山に活かされるライフスタイルを自然体で実践する二人のもとには、最近、若い農業研修生や移住者が集まっている。単なる伝統回帰ではなく、土地に根ざしながら、他者に開かれた開放的な感性をもって移住者に接するライフスタイルは、生まれ育った土地を離れて異郷で暮らす新たな移住者たちにとって、安心できる場と雰囲気を作り出している。

自給しながら他者とつながる。そのような生き方を指して、新庄さんは自身のめざす方向を「開かれた自給」と表現し、あわせて「世界はつながっているという感覚で農的な生活ができればいい」と言う。その言葉通り、彼はこれまでに、市民団体や生協等が主催するスタディツアーに積極的に参加し、フィリピン、キューバ、タイなどの世界各地を訪ね、農民交流を重ねてきた。新庄さんは、自給しながら他者とつながる経験を経て、「農的な暮らしが平和につながる」感覚を得たと言う。2010年には、「自分の自給力は、まだまだ未熟だけれども、例えば、まき風呂やまきストーブのある暮らしは、原発に頼ったり、石油が原因で起こされる戦争に加担しない暮らしにつながるんじゃないだろうか」と語った(相川, 2010)。エネルギーの自給は、2011年の東日本大震災を契機に社会的な注目を集めているが、新庄さんは、それ以前から、薪を使う暮らしにオルタナティブな意味づけをもっていたのである。

二人は、戦争と平和やエネルギーといったマクロな問題だけでなく、恋愛や結婚といった親密圏の話題についても、オルタナティブな意識と行動を体現している。ともに暮らし始めたとき、二人は籍を入れるという選択を意識的にせず、事実婚という形態で現在まで暮らしてきた。結婚に伴って姓が変わることに違和感があり、自然な流れで現在の暮らしになったと言う。二人は集落の自治会に加入し、JA協力員をはじめとするさまざまな村役や集落の共同作業の担い手となっており、オルタナティブな志向性と地域に根ざした暮らしを自然体で合一させている。地域に根ざした暮らし

しを営み、集落自治にかかわりながら、自分の営みにオルタナティブな意味づけや価値付与を行っているのである。

このような意味づけで山里の暮らしを捉えていくと、自給という生き方が、自家生産・自家消費や近接資源の利用という、弥栄で暮らしてきた高齢者が行ってきた自明な行為という域を超え、新しい意味をもって立ち現われてくる。ここで言う自給とは、孤独な自給自足の暮らしではない。新庄さんが言う「開かれた自給」とは、自身を取り巻く自然環境と社会環境の中で自己が成り立ち、自己もまた周囲の自然環境と社会環境を支える存在のひとつである、という支えあいの意識に基づいて、他者とつながり、抑圧や差別をもたらす構造から自由になろうとする暮らしのあり方を指している。

4. 自給的農林業の地域構造——全戸を対象とした質問紙調査から

前節で述べてきたフィールドの人々の暮らしを支える小さな農林業は、調査対象地において、どの程度の広がりを持っているのであろうか。筆者らは、弥栄町内でどれほどの人が、日々の暮らしを支えるための農産物や林産物を生産しているのかを知るために、2012年1月から3月にかけて、弥栄町の全639戸(老人福祉施設等の入居者を除く住宅全戸)を対象に質問紙調査を実施した。

質問紙は、市の広報誌『広報はまだ』に同封して集落の自治会長や組長経由で各戸に配布し、返信用封筒による郵送回収および直接持ち込みにより回収した(回収率48.8%、郵送回収272通、持参回収40通)。調査の結果概要については、島根県中山間地域研究センターやさか郷づくり事務所が編集した調査報告書に報告済であるが(島根県中山間地域研究センターやさか郷づくり事務所編, 2012)、本稿では働き盛り世代を中心とした世帯や高齢者を中心とした世帯における農林産物栽培の実態等について、追加的な考察を行いたい。

この調査からまず明らかになったのは、小規模

な農地や山林を保有している農家林家の存在である。回答戸の農地保有規模をみると、近年の農林業センサスから除外される農地保有面積 10a 未満層が 64 戸 (26.0%)、販売農家の基準以下にあたる 30a 未満層は前記を含めて総計 105 戸 (42.7%) あり、数 a から 30a 未満の小規模農家が地域内に層として存在していた (表 1)。また、回答戸の山林保有規模では、農林業センサスから除外される 1ha 未満層が 30 戸 (14.3%) 存在し、林地保有面積 5ha 未満層は前記を含めて 133 戸 (63.3%) であった (表 2)。山林保有面積をみても、小規模層が卓越する構造になっていることがわかる。調査地のように、小規模・分散型の農地・居住構造をもち、入り組んだ複雑な地形をもつ山村

では、農地集約や土地利用型作物の栽培による農地維持は平野部ほどの効果が見込めない。農家戸数を減らすのではなく、販売農家以外も含めた多くの住民が農業に関わることで、農地だけでなく地域社会そのものが維持されていく。自給的農林業の世代継承に向けた行政施策や住民活動の必要性をうかがわせる調査結果である。

それでは、調査対象地の小規模な農地や山林では、どのような作物が栽培され、それらはどのように利用されているのであろうか。小さな農地や山林で繰り返られる農林業の特徴は、1) 少量多品目の農林作物を栽培し、2) その多くが自給的に利用されていることである。312 戸中、なんらかの農作物、林作物を栽培していた世帯は 266

表 1. 経営耕作地面積別農家数－筆者らの調査と 2010 年農業センサスの比較

経営耕作地面積	筆者らによる調査 ¹⁾		2010年農業センサス ²⁾	
	(戸)	(%)	(戸)	(%)
30 a 未満	105	42.7	2	1.1
30 a ~ 50 a 未満	43	17.5	35	18.7
50 a ~ 1 ha 未満	54	22.0	81	43.3
1 ha ~ 3 ha 未満	36	14.6	60	32.1
3 ha ~ 5 ha 未満	6	2.4	8	4.3
5 ha ~ 10 ha 未満	2	0.8	1	0.5
合計	246	100.0	187	100

1) 配布総数 639 戸、うち 246 戸が経営耕作地面積について回答。

2) 販売農家が調査対象。

表 2. 保有山林面積別林家数－筆者らの調査と 2000 年林業センサスの比較

山林保有面積	筆者らによる調査 ¹⁾		2000年林業センサス ²⁾	
	(戸)	(%)	(戸)	(%)
1ha 未満	30	14.3	調査対象外	
1 ha ~ 5 ha 未満	103	49.0	225	55.0
5 ha ~ 10 ha 未満	40	19.0	100	24.5
10 ha 以上	37	17.6	84	20.5
合計	210	100.0	409	100.0

1) 配布総数 639 戸、うち 210 戸が山林保有面積について回答。

2) 2005 年林業センサス以降は、「3ha 以上の山林保有主体のうち森林施業計画を樹立している者または過去 5 年間に林業作業を実施した者」、または「育林や素材生産 (年間 200m³ 以上) を受託または立木買取り生産 (年間 200m³ 以上) する者」のみが調査対象となった。

戸（85.3%）におよび、なんらかの山林利用や手入れを行っていた世帯は126戸（40%）におよんだ。そして、田畑等で生産されている作物や加工品の総品目数は約240品目にのぼり、報告者らが当初想定したよりも多種類の品目が生産されていた。これには、農地に隣接した里山での花木や山菜などの半栽培品目等も含まれている。

次に、これら240品目の作物のうち、各作物の栽培戸数に占める販売戸数の割合を、穀類、豆類、葉物類などの品目類型ごとに算出した。その結果、米などを含む穀類の販売率が65.3%と高い値を示したが、転作奨励作物である大豆を含む豆類をみても販売率は18.3%にとどまり、葉物類、茎菜類、根菜類、果菜類などの野菜類や果樹、花き類の販売率はすべて10%以下であった（表3）。この結果は、栽培作物の多くが販売せずに自家利用されていることを表しており、かつては重要な換金作物であった椎茸をふくむきのこ・山菜類をみても、10.3%にとどまっていた。商品作物を大量生産し、市場を通して農産物を遠方に販売する産業的な農業ではなく、同居家族と近隣、他出子のために営まれる暮らしの一環としての生活型農業（中島，2004）が地域の基層的な農業形態といえよう。

では、このような生活に密着した農林業は、ど

のような世帯ほど活発に行われているのであろうか。質問紙調査に回答した312戸のうち、一人暮らし世帯は84戸（27%）、二人暮らし世帯は114戸（37%）、三人以上の世帯は97世帯（31%）、不明17戸（5%）であり、全312世帯中208世帯に65歳以上の高齢者がいる。回答世帯の構成員を、A：15歳未満、B：15歳以上65歳未満、C：65歳以上と年代別に区分し、全ての年代層が含まれる世帯（A+B+Cタイプ）、または特定の年齢層のみを含む世帯（A+Bタイプ、B+Cタイプ、Bタイプ、Cタイプ）に調査世帯を分類した上で、それぞれの世帯類型ごとの農林作物の栽培状況を分析した。その結果、働き盛り世代と子どものみ、または働き盛り世代の世帯（A+Bタイプ、Bタイプ）においても、半数を大きくこえる世帯において、なんらかの農林作物を栽培していることが明らかとなった。この結果は、山村において自給的農林業が、身近な資材を活用し、小型の道具や機械があれば実践できるという意味において、世代を超えて開かれた生業であることを示しているといえよう。

しかしながら、農林作物の平均栽培品目数に着目すると、世帯類型ごとに違いがみられる。とくに、65歳以上高齢者がいる世帯（C世帯、B+C世帯、A+B+C世帯）では、働き盛り世代

表3. 品目類型ごとにみた農林作物の品目数、販売率など

品目類型	品目数	栽培件数	販売件数	販売率 (販売件数/栽培件数)
穀類	9	202	132	65.3 %
豆類	17	224	41	18.3 %
葉菜類・茎菜類	51	850	69	8.1 %
根菜	28	990	60	6.1 %
果菜類	22	939	60	6.4 %
果樹	26	409	14	3.4 %
花き類	32	180	2	1.1 %
きのこ・山菜類	16	310	32	10.3 %
加工品	39	404	25	6.2 %
計	240 品目	4508 件	435 件	9.6 %

注) 栽培件数：栽培戸数を品目ごとに算出して合計した数を表す。販売件数：販売戸数を品目ごとに算出して合計した数を表す。販売率は、栽培件数に占める販売件数の割合とした。

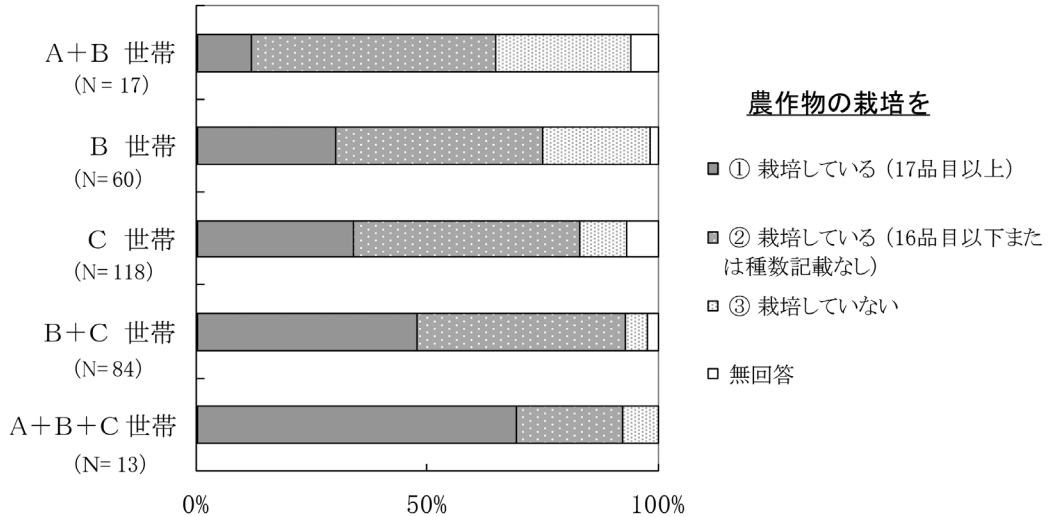


図1. 世帯類型ごとにみた農作物の栽培の有無および栽培数

注) 回答世帯の構成員を、A: 15歳未満、B: 15歳以上65歳未満、C: 65歳以上と年代別に区分し、全ての年代層が含まれる世帯(A+B+Cタイプ)、または特定の年齢層のみを含む世帯(A+Bタイプ、B+Cタイプ、Bタイプ、Cタイプ)に、世帯員の年齢について回答のあった292戸を分類した。

を中心とした世帯(A+B世帯、B世帯)と比較して、より多品目の農林作物が栽培される傾向がうかがえる(図1)。この結果は、自給的農林業にかかわる高齢者の多様な生活文化や知恵が、その伝達過程において少しずつ縮小する可能性があることを示唆している。さらに、働き盛り世代が日中に勤め仕事に出ることが一般化した状況下では、65歳以上の高齢者が働き盛り世代と同居する場合においても、農林業を一緒に行う時間的な余裕が短縮化し、日常的に技術を継承する機会が減少していることを指摘したい。

5. 人と地域がつながる自給的農林業を目指して

—「やさか有機の学校」と「木出し会」の取り組みを事例に

5.1 地域特性を活かした自給的有機農業の普及と継承の試み¹⁴⁾

筆者(相川)は「山村地域の伝統的な自給的農業のもつ有機農業的な要素が発現された農業形

態」を指して「ふだんぎの有機農業」と呼称した(相川 2013a)。少し長いが、このような農業についての例示を引用する。「たとえば、庭先にある数aの田畑に、裏山(背戸山)から刈ったカヤなどの山草、クマザサ、落ち葉、薪風呂の灰などを入れて肥料とし、勾配のある地形の高低差を利用して動力ポンプなしに山水を田に注ぎ入れ、小さな畑をさらに細かく区割りして数十種類の野菜を栽培するといった農業である。こうした小規模な有機農業を営む人びとは、生産物を同居家族で消費するとともに、他出した子供や孫、ひ孫、近隣住民におすそ分けし、余剰分を直売所などに出荷して収入を得ている。自身や孫、ひ孫、近隣住民が食べるものに農薬は使わず、化学肥料の使用も最低限に抑える人が多い。これが「ふだんぎの有機農業」の典型的な例である」(相川 2013a)。「ふだんぎの有機農業」の実践者は、多くが高齢者だが、3.2節でみたように、食とエネルギーの自給を志向する移住者が営む農業や弥栄自治区の兼業農業研修生(後述)にも類似の志向性がうかがえる。

しかしながら、調査地においては、弥栄村時代からの農業研修制度が専業農家の創出を目的として運用されてきた経過があり、まとまった初期投資を行って施設園芸農家として就農した少数例を除いて、多くの研修生は、自営就農への志をもちながらもかなわず、研修先に雇用されることで生計を立てている実態がある（相川，2012）。自営就農例の少なさを問題視した浜田市弥栄支所は、施設園芸農家をめざす専業農業研修制度に加えて、2011年度からは全国的に見ても珍しい兼業農業研修制度を創設した。これは、農業とその他の副業を組み合わせることを想定した就農支援制度であり、研修終了後に5年かけて年間農業所得100万円を目指す低投資・兼業型の就農モデルを想定しており、少量多品目栽培を重視している¹⁵⁾。これは兼業農家もしくは自給農家が地域農家の大部分を占める地域条件に合った就農制度であり、自給の延長上に生計維持手段としての農業があるとの農業認識が制度構築の根底にある。この制度において想定されている農業とは、生計維持のための手段であると同時に、自給農や自給の余剰分を販売しながら、雇用就農や農外就業と自営農業を組み合わせた農業である¹⁶⁾。そこで、地域特性を活かした「ふだんぎの有機農業」の延長上に販売農

業も位置づける技術の普及と継承をめざした講習会として「やさか有機の学校」を浜田市弥栄支所と筆者（相川）が所属していたやさか郷づくり事務所で共同主催した（以下、有機の学校と略記）。

有機の学校は、行政機関の主催であるが、町内に複数ある直売市運営グループの一つが住民側の連携主体となって実習圃場を準備し、主催者が低投入型農業の指導経験をもつ外部講師を招聘し、これらの複数主体の話し合いによって企画運営を進めてきた。講師には、低投入型の農業に詳しいことに加えて、在来農法を尊重する姿勢が必要であり、既存の農業普及活動とは異なる能力や資質が求められた。そこで、1980年代から行政機関も含めて地域ぐるみで有機農業を推進している島根県吉賀町（とりわけ柿木地区）を訪ね、同町役場が主催した「吉賀町有機農業塾」に筆者（相川）が参加し、そこで講師を務めていたMOA自然農法文化事業団の島根担当普及員にコンタクトを取り、候補者として提案し、浜田市を含めた関係諸主体との調整を行った（図2）。

有機の学校の基本構成は、地域にある里山の諸資源を活かす低投入型の農法講習会とした。たとえばカリキュラム上では、堆肥の溝・根まわり施用（第1回）、石けん水に酢と焼酎を混ぜた忌避

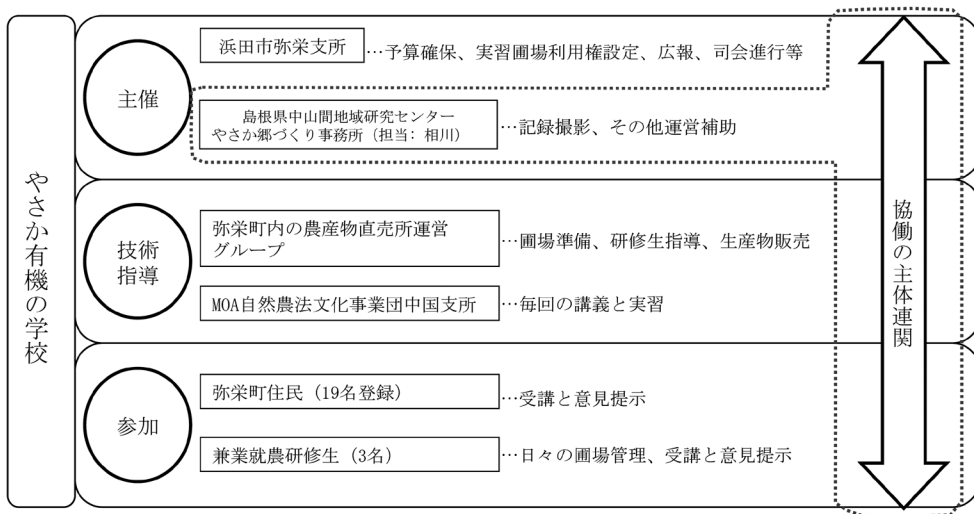


図2. やさか有機の学校の実施体制（相川2012に加筆）

剤（通称ストチュウ）づくり（第2回）、米ぬかと水のみを使用した速成ボカシづくり（第3回）などである。初年度は購入堆肥を使用した、草堆肥づくりの回も設け、堆肥の地場生産の技術も参加者間で共有を図った。参加者の中には、直売所運営グループの高齢農家や浜田市街地の直売所に自給の余剰分を出荷する直売農家があり、実習作業中に、種のまき時期などを若手の新規参入者に伝える場面がたびたびみられた。実習圃場を確保した直売所運営グループは、弥栄自治区の兼業農業研修生を指導する役割も担っており、弥栄自治区の兼業農業研修生が実習圃場の日々の管理を行ってきた。

2012年度（初年度）の有機の学校の開催経過は表4の通りである。屋内での講義と実習圃場での実習を組み合わせ、身近にある物品や資源を活用した農法を学ぶことができる構成になっている。

参加者は、のべ人数で106名であった（1月の講演会への参加者は除いた）。このうち移住者¹⁷は74名で、移住者の参加が活発であった。男女別の参加者数（延べ人数）は、男性67名、女性39名であり、女性は男性の半数ほどであるが、極端な偏りはみられなかった。男女別集計のうち、男性の移住者は45名、女性の移住者は29名であ

る。このうち、実習圃場の日常的な管理を担う3名の農業研修生（男性・移住者）が、ほぼ毎回参加した。移住者以外の地元住民ののべ参加人数は、男性22名、女性10名であった。いずれの住民類型においても男性の参加者数が女性を上回ってはいるが、調査地で開催された従来の農業技術講習と比べると、女性の移住者の参加が活発であった。

地元住民の参加は、第1回は1名とわずかだったが、第2回以降は2～5名が参加するようになり、微増した。微増分は、主に、農業研修生の指導農家にあたる直売所運営グループの生産者である。この中で、研修生の中心的な指導者となった1名（30代・男性）は、約90aの露地畑と水田を営む村内でも数少ない若手の露地専業農家である。時季を読む力をもつ彼が、実習圃場で外部講師をサポートし、研修生には実習アシスタントや実習圃場の管理者としての能動的な参加を促した。他の研修指導農家（直売所運営グループのメンバー）は、男女ともに60代以上であり、前述のように、受講生として参加した実習圃場の作業の中で、移住者が多くを占める受講生たちに、地域に合った種のまき時期や刈草の被覆法などのローカルな知を伝える場面もみられた。「ふだん

表4. 2012年度に開催した「やさか有機の学校」の主な内容と参加者構成

開催日	講義テーマ	圃場実習の内容	参加人数
第1回（5月19日）	有機栽培の土づくり	堆肥の根回り施用	11名（男性7、女性4）
第2回（6月9日）	病虫害対策	忌避剤（ストチュウづくり）	12名（男性5、女性7）
第3回（7月21日）	ぼかし肥料づくり	米ぬかぼかしづくり（屋内）	14名（男性9、女性5）
第4回（8月25日）	秋の作付計画	簡易キットによる土壌測定	11名（男性6、女性5）
第5回（9月8日）	秋冬野菜の作付	冬野菜の播種、根の観察	13名（男性9、女性4）
第6回（9月22日）	（実習のみ）	冬野菜とコンパニオンプランツの定植	9名（男性7、女性2）
第7回（10月20日）	作物の生育と根張り	根の断面調査、簡易キットによる土壌測定	8名（男性6、女性2）
第8回（11月24日）	落葉堆肥づくり	落葉堆肥づくり	11名（男性6、女性5）
第9回（12月19日）	食育と有機農業	野菜トランプを活用したワークショップ（屋内）	9名（男性5、女性4）
第10回（1月26日）	公開講座	木島利男氏（農学者）による講演会	約50名
第11回（2月9日）	春の作付計画	活動のふりかえりと次年度計画	8名（男性7、女性1）

資料：「やさか有機の学校」の会場にて筆者（相川）が観察を行い作成した。

注1：上記のほか10月に東広島市に視察を実施し、3月に野菜の播種を行った。

注2：本表は（相川，2012）内の表4をもとに新たなデータを加えたものである。

ぎの有機農業」の普及現場は、伝承農法を学ぶ場ともなり、就農・定住支援の現場とも重なり、双方に相乗効果もたらされた。

「やさか有機の学校」の成立要件は、5点ある。第1に、講師が域外から技術を移転させるだけでなく、地域の伝承農法への関心をもっていったこと。第2に、講師と受講者の間に立って「つなぎ手」となる若手農家が主体的に参加し（前述の30代男性）、時季を読む力などの「ローカルな知」を駆使して講師をサポートし得たこと。第3に、実証圃を確保した直売所運営グループの生産者が受講生であると同時に自給的な農業技術を受講者に伝える伝承者の役割も随伴的に担い、実習圃の生産物の販売も試みて、事業継続に向けた自力を形成しようとしていること。第4に、受講生のなかに弥栄自治区の農業研修生がおり、圃場の日常的な管理を担うことができたこと。そして、第5に、市町村合併後も旧村レベルで一定の独自施策が形成でき、5か年の予算確保の目途がついたことである。事業年度が終了する2015年度は、新浜田市が成立してから10年目にあたり、旧町村部の独自施策に見直しがかかる可能性もあるため、行政事業としての継続の見通しは予断を許さない状況だが、この間に民間の主体が育ち、仮に浜田市のサポートに限界が来たとしても、自給的農業や兼業農業も含めた多様な有機農業を幅広く推進している島根県のサポートを得て、事業が継続することが望ましい（島根県の有機農業政策の概要については（塩冶，2013）を参照されたい）。

5.2 山村の暮らしに根ざした林業技術の普及と継承の試み

山草や落ち葉など周囲の自然を最大限に活用する営みである「ふだんぎの自給農林業」の延長上には、家の周りの山林でキノコや花木を栽培し、薪を切り出して風呂を焚く、山村の暮らしに根ざした林業がある。このような自給的林業は、3.1節でみたように、70代以上の高齢者世代によって、自明な営みとして日常的に行われている。

しかしながら、1960年代以降、石油やガスな

どの化石燃料が山村にも広く普及した結果、現在の60代以下の働き盛り世代からは、「週末などの休日に兼業で行う水田耕作だけで手いっぱい、薪を調達する仕事まではなかなかできない」という声もよく聞かれる¹⁸⁾。さらに、高齢になると、薪の材料となる木を伐採して搬出する作業が負担となり、薪風呂の利用を断念する事例も増加している。一方、都市から山村へ移住し、兼業就農を志す若者の多くは、薪風呂や薪ストーブへの関心が高く、山村の暮らしに密接した林業技術を身につけることを望んでいる。だが、林業団体等が行う研修会は、専門的林業労働者向けであり、暮らしの中に薪利用を中心とした自給的林業を取り入れたい移住者がいるにもかかわらず、技術習得の機会にめぐまれない状況であった。

この課題状況をふまえ、筆者（福島）は、住居周囲の山林を手軽に利用するための小規模林業のあり方を模索し、山村の暮らしに根ざした林業再生に住民有志や行政機関とともに取り組んできた。これは、自分の山を自分で伐採する「自伐林業」に取り組む高知県のNPO法人・土佐の森救援隊（以下、土佐の森救援隊と略記）の活動にヒントを得てはじめた取り組みである。土佐の森救援隊は、2007年の設立当初より、これまで林業作業を行ったことがない山林所有者や近郊都市住民などが主体となり、チェーンソーや軽トラック、ウィンチ付き林内作業車など小型的林業機械を用い、木材の伐倒、造材、搬出、市場出荷、作業道づくりなどの一連の山仕事を行ってきた団体である（中嶋，2012）。同団体は、小型機械を組み合わせた施業を確立することで、専門的林業労働者に限らず、エネルギー自給や林業に関心をもつ幅広い社会層が林業施業に参加する可能性を広げてきた。

土佐の森救援隊が開拓した林業モデルのもう一つの要は、地域内の拠点に木材を集積し、建築用材、合板用材、チップ用材、薪などに仕分けを行い、それぞれに適合する販売先や利用先に出荷する仕組みを構築したことにある。そこで筆者（福島）は、2010年に土佐の森救援隊の事務局長である中島

健造氏を弥栄町に招聘して講演会を開催し、そこに弥栄町内で山仕事を継続する人々や、山仕事に関心をもつ移住者を呼び、講演会後には、かれらとともに自伐林業に関する視察や勉強会を重ね、手持ちのチェーンソーや小型林業機械を用いて木材を搬出し、町内の廃校跡地を拠点に木材の流通拠点を構築する取組みを2011年から開始した。

自分の山を自分で伐採する林業への再挑戦に、最も関心を示したキーパーソンは、大工仕事を主な稼ぎ仕事としながら、水田耕作や椎茸栽培を始めとする様々な農林業に従事してきた小松原峰雄さん（弥栄町出身・60代・男性）である。小松原さんは、1990年代なかばに、集落住民を中心とした農業機械組合の立ち上げや地場産米を販売する会社の立ち上げに関わった経験がある集落リーダーの一人である。だが、米の販売価格が多少上昇するだけでは、弥栄にU・Iターン者を呼び戻す契機となりえない現状を近年認識し、次の展開として、副業的林業に関心を持ちはじめた。筆者（福島）が小松原さんにはたらきかけを行った折に、同氏の中には山の再活用に向けた潜在的な動機づけが、集落の将来への危機感として、存在していたのである。

もう一人のキーパーソンは、木材を集積する拠点を置いた廃校跡地と同じ場所で、1980年から製材業を営んできた佐々木光則さん（隣町出身・80代・男性）である。佐々木さんも、「自伐林業」に関心をもち、「木出し会」参加者が搬出した木材を集積する場所を確保してくれただけでなく、木材を規格に合わせて仕分けする作業に「木出し会」の一人として積極的に参加した。このような準備を経て、2011年に立ち上がったのが任意団体「木出し会」である。木出し会の活動には、山村で暮らしてきた地元住民のみならず、山村に移り住んできた移住者たちが関心を示し、結果として、山仕事のベテラン層から移住者層への技術継承の場となった。筆者（福島）自身も、企画運営者としてのみならず、一受講者としてチェーンソーや集材技術を学んできた。

移住者のうち、木出し会の活動に、もっとも多

く作業に参加したのは、1990年代に弥栄に移住した前述の中田志保さん（40代・女性）である。中田さんの自宅では、薪ストーブや薪風呂を使用しているが、薪は主にパートナーの新庄ミツルさん（40代・男性）が調達していた。中田さんは、「自分でもチェーンソーを使って周囲の山の木を切ってみたい」という関心を以前から抱いていたが、挑戦するまでには至らなかったという。2011年の時点で親交のあった筆者（福島）（2009年から2013年4月まで弥栄町在・30代女性）がチェーンソーや刈り払い機の講習を受け、小規模な林業に取り組みはじめたことが、中田さんが「自分もチェーンソーを使ってみよう」という挑戦に踏み切る契機となった。

木出し会の活動では、彼女らのようにチェーンソーをはじめて扱う初心者は、小松原さんのような熟練者が伐倒した木の枝をチェーンソーで切り落とす作業（枝はらい）や、一定の長さに丸太を切断する作業（玉切り）から挑戦し、チェーンソーの基本的な扱い方に少しずつ慣れることを目指した（表5）。作業を通じ、筆者も含めた若手移住者らは、軽トラックに積んだ材をロープで結ぶ方法や、トビの使い方や手入れの仕方など、細やかな技術指導を小松原さんから学ぶことができた。廃校跡地に集積した木材は、適切に仕分けをして、参加者が自家利用する材を除き、町内外の業者に販売した。なかでも用材として利用可能なスギ材を40km離れた木材市場に出荷し、自分たちが出荷した木材が落札される様子を実際に見学したことは、「自分たちも、やろうと思えば林業ができる」という大きな手ごたえを参加者が得て、メンバーの積極的な活動を促すきっかけ要因となった。

2011年度に実施した木出し作業には、のべ58人が参加したが、そのうち約半数にあたる26人が女性の参加であった。中田さんや筆者（福島）以外にも、2名の女性移住者が活動に関心をもち、複数回にわたり参加した。のべ参加者数のうち半数以上にあたる35名が移住者の参加であったことは、暮らしに活用できる林業技術の習得への移住者の関心の高さを反映していると考えられる。

表5. 2011年度に実施した木出し作業の主な内容と参加者構成

実施日	主な内容	作業した山林	参加者の内訳
第1回(4月28日)	チェーンソーの基礎的な扱いに慣れる練習 である木の枝はらい	(伐倒し) スギ林 (集落道に隣接)	4名 (男性1、女性3)
第2回(5月15日)	チェーンソーの基礎的な扱いに慣れる練習 である木の枝はらい	(伐倒し) ヒノキ林 (家の裏山)	7名 (男性4、女性3)
第3回(6月4日)	チェーンソーの基礎的な扱いに慣れる練習 である木を一定の長さに玉切り)	(伐倒し) ヒノキ林 (家の裏山)	3名 (男性2、女性1)
第4回(6月11日)	トビ(道具)を用いて人力で木材を搬出し、 軽トラックに積み込む方法を学ぶ	同上	7名 (男性3、女性4)
第5回(6月25日)	同上	同上	5名 (男性2、女性3)
第6回(7月10日)	同上	同上	3名 (男性2、女性1)
第7回(7月23日)	バックホー(小型重機)を用いて木材を搬出し、 軽トラックに積み込む方法を学ぶ	スギ林 (ため池の近く)	9名 (男性5、女性4)
第8回(8月6日)	同上	広葉樹林 (水田に隣接)	4名 (男性3、女性1)
第9回(8月27日)	同上	広葉樹林 (水田に隣接)	4名 (男性3、女性1)
第10回(10月28日)	木材市場に出荷、入札の様子を見学	-	6名 (男性2、女性3)
第11回(11月2日)	バックホー(小型重機)を用いて木材を搬出し、 軽トラックに積み込む方法を学ぶ	広葉樹林 (水田に隣接)	3名 (男性2、女性1)
第12回(12月17日)	軽架線とウインチによる搬出	スギ林 (ため池の近く)	3名 (男性2、女性1)

注：本表は（福島，2012）の内容をもとに大幅な加筆を行ったものである。

また、活動では、作業効率を求めることよりも、各自が技術を学ぶことを重視し、休憩時間にはお茶やお菓子などを交換しながら楽しい時間を過ごした。その結果、それまで話すことが少なかった地元出身者と移住者が交流を深めることにもつながった。

筆者（福島）は、移住者を含めた地域住民の「つなぎ役」として、暮らしの中で実践することが可能な林業を地域に再生させる取り組みをコーディネートしてきた。弥栄に暮らす地元住民にとって、新たな挑戦をすることは、それが上手いかなかった場合のリスクをとまなう。ましてや、1980年代以降の木材価格の低迷とともに、衰退産業とみなされてきた山仕事にもう一度向き合うことは、地元で暮らしてきた住民にとって、大きな挑戦であった。「まずやってみる」ことで実現可能性を検証するような取り組みの始動においては、筆者（福島）のように、定住することを前提としていない一時滞在者が呼びかけることが有効であった。だが、これらの取り組みがしっかりと

地域に定着するためには、筆者（福島）のような「つなぎ役」を、今後は地域内のどのような主体が担うのかについて、しっかりと見定めることが必要不可欠である。

また、地元出身者や移住者のように、互いが求めるニーズが複雑である場合、どちらか一方のニーズが充足しただけでは、相互連携の継続は難しい。これは、ある活動モデルが発展して複数の人々が関わりはじめると起こり得ることであり、「つなぎ役」の継続的なサポートが必要となる状況を引き起こす。そのため、「つなぎ役」が現れてはじめて実現できた活動の継続性は、多かれ少なかれ、その「つなぎ役」の存在に依存してしまうことをまぬがれない。しかし、活動の主体（であり活動の受益者）は誰かと問うたときに、それはまぎれもなく地元出身者や移住者を含めた地域に暮らす人々である。今後の活動が継続するか否かは、地域内の既存のグループや派閥をこえて、活動の必要性が認識されるかどうかにかかっている。地域資源を活用した暮らしに関心をもつ住民

層を、集落単位の自治活動、地元出身者／移住者といった住民類型、そして男女の性差といった区分をこえて横断的に糾合した木出し会の活動は、山村で営み続けられてきた自給的な林業に、幅広い主体の新たな関心が再結合する道筋を提示したといえよう。

6. おわりに：小さな農林業は世代と性差を超えるか？

本論文では、西中国山地に位置する浜田市弥栄町をフィールドに、自給的な農林業を営む人々の暮らしの実相を記述し、地域住民の生活実態や筆者（相川・福島）自身が企画運営に関わったアクションリサーチを事例として、自給的な農林業の世代継承に向けた地域施策や住民活動の形成－展開過程を記述し、これらの成立条件を考察してきた。

産業構造の転換と経済の高度成長に伴う急激な人口流出、基本法農政をはじめとする第一次産業の政策転換と自給的農林業への政策的な否定の時代を経て、時代の荒波にもまれながらも、山村地域には自給的な農林業の営みが現存しており、食とエネルギーの自給をめざす動きは、地元住民と移住者をつなぎ、行政機関と地域住民をつなぎ新たな地域活動として現出した。自給的な農林業の世代継承にあたっては、地域で自明なものとして続けられてきた営みが、移住者によって新たな意味づけを付与されつつある現状もみられた。

自給的な農林業の実践は、食料やエネルギー等の生産活動であると同時に、二次的自然の維持をはじめとした地域社会の存立基盤を支える山村のストック維持行為そのものである。だが、市街地での勤め仕事一般化し、高齢者が65歳以下の働き盛り世代に農林業技術を継承する機会が減少している状況では、両世代をつなぎ行政施策や住民活動が有効である。実際に、筆者らも現場に関わりながら展開してきた「やさか有機の学校」や「木出し会」などの取り組みによって、個別技術としての自給的農林業は、一部なりとも世代を超

えた継承がはかられていく可能性が開かれた。市町村単位の施策や住民活動を通じた農林業技術の継承は、世帯単位の継承のみならず、地域単位で継承活動が行われる契機をもたらし、年代や性差の枠を超えた技術継承の可能性を開いていくであろう。

しかしながら、冒頭で指摘したように、自給的農林業とは個別技術の単純総和ではなく、ひとつの生活様式である。このことから、自給という生活様式が、個々の要素に分割して部分的に継承がはかられたとしても、総体としての継承を実現することは容易ではない。また、本論文でみたように、移住者による自給的農林業の継承は、現代社会の抱えるさまざまな限界や課題を批判的に捉える営みの体現として、オルタナティブな意味を付与されることもあり、地元出身者と移住者との出会いと対立を経由した新たな地域文化形成の契機としても解釈することが可能であろう。今後の研究課題としては、中山間地域の自給的農林業の構造的な特徴を多地点比較により考察し、本論文に示した事例の位置づけをより明確化するとともに、中山間地域の自給的農林業の地域ごとの特徴をふまえた継承可能性と課題を提示することである。

注

- 1) 本稿では山村を「地域の多くが山林で覆われており、山地農業と林業によって生活の基盤が支えられている人びとが、その生産と生活を通して相互に取り結んでいる社会」と定義し、現代山村を「戦後日本資本主義の展開過程で商品経済が山村生活の深部にまで浸透していった高度成長期以降の山村」と定義する（大野、2005）。
- 2) 筆者らのカウントでは、住込み型フィールドワークを実施した島根県浜田市弥栄町には2012年9月時点で47世帯、97名の移住者が確認できた。2010年時点の国勢調査人口は1494人であり、少なくとも総人口の約6%が移住者である（相川、2012）。なお、ここでは弥栄町外で生まれ育った後に世帯ごと弥栄町に移住した者を移住者と定義しており、在村者との結婚を契機に弥栄町へ移住した者（いわゆる「嫁入り」ケース）や同町内

- で生まれ育った後に帰郷した者は除いた。
- 3) 本論文における調査地の呼称方法について整理する。2014年1月現在、弥栄は、住所表記上は浜田市弥栄町、行政単位名としては弥栄自治区と呼称されている。本論文では、2005年の市町村合併以前の弥栄を指して弥栄村、同合併以後は弥栄町と記し、さらに行政施策の単位や対象として使用する際は弥栄自治区と記す。
 - 4) 浜田市と那賀郡町村との合併は「浜田—那賀方式」と呼ばれる独自の形態で、旧市町村を自治区とし、旧町村に副市長として自治区長を置き、企画関連部局は旧浜田市の本庁に統合したが、旧町村役場を支所化して産業や地域振興部局を残し、旧町村レベルの自治を一定程度認めている。なお、この自治区方式は合併から10年が経過する2015年度に見直しを受ける見通しである。
 - 5) 2010年農林業センサスによる。
 - 6) 2010年国勢調査による。
 - 7) 浜田市弥栄支所資料による。元データは住民基本台帳に基づいている。
 - 8) 3.1節の記述は2013年12月1日と2014年1月25日に実施した田野高秋美さんへの聞き取り調査結果に基づいている。
 - 9) 2014年1月現在の満年齢。以下同様。
 - 10) 浜田市弥栄支所資料による。元データは住民基本台帳に基づいている。
 - 11) このような刈敷き農法が、いつからどのように行われてきたのかということも、地域に根ざした里山の地域資源活用を考えていく上で重要な調査課題であろう。今後の調査課題としたい。
 - 12) 3.2節の記述は(相川2011)を基に新たなデータを加筆したものである。
 - 13) 浜田市弥栄支所資料による。元データは住民基本台帳に基づいている。
 - 14) 5.1節の記述は(相川, 2012; 相川2013a; 相川2013b; 相川近刊)を基に新たなデータを加えたものである。
 - 15) 鳥根県も同時期から「半農半X型」農業への支援制度を創設し、2013年9月現在で21名の研修修了者が県内に居住しており、うち18名が就農地として山村(中山間地域)を選んでいる(2013年9月6日、鳥根県農林水産部農業経営課への聞き取り調査による)。
 - 16) 本段落の記述は、やさか有機の学校の企画運営に関する筆者(相川)のフィールドノートに拠る(2012年1月24日)。
 - 17) 在村者との結婚を契機に弥栄町へ移住した者(いわゆる「嫁入り」ケース)や同町内で生まれ育った後に帰郷した者は、移住者としてカウントしな

かった。ここでは弥栄町外で生まれ育った後に世帯ごと弥栄町に移住した者を移住者と定義している。

- 18) 弥栄町では、伐採されずに大径化したブナ科広葉樹にカシノナガキクイムシという在来の甲虫が侵入し、大規模な「ナラ枯れ」が2010年の夏に観察された。「ナラ枯れ」は、森林の人為的な利用低下と密接に関連している。詳しくは、福島(2011)を参照されたい。

引用文献

- 相川陽一, 2010, 「気負わず目指す自給 連載・田舎力 弥栄(浜田市)から」『朝日新聞』鳥根県版, 2010年10月13日号朝刊。
- 相川陽一, 2011, 「移住者が体現する山村暮らし 中国山地の地域再生に携わって(4)」『ピープルズ・プラン』56: 14-19。
- 相川陽一, 2012, 「中山間地域での新規就農における市町村施策の意義と課題 鳥根県浜田市弥栄町の事例」『近畿中国四国農研農業経営研究』23: 28-46。
- 相川陽一, 2013a, 「地域資源を活用した山村農業」井口隆史・榎湯俊子編著『地域自給のネットワーク』コモンズ: 81-133。
- 相川陽一, 2013b, 「暮らしの自給モデル 山村らしい暮らしと生業づくりをもとめて」『戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)平成24年度研究開発実施報告書「中山間地域に人々が集う脱温暖化の『郷(さと)づくり』』科学技術振興機構社会技術研究開発センター: 46-65 (URL: http://www.ristex.jp/examin/env/program/pdf/H24houkoku_Fujiyama.pdf)。
- 相川陽一, 近刊, 「中山間地域—生活の場から」榎湯俊子ほか編『食と農の社会学』ミネルヴァ書房。
- 安達生恒, 1967, 「過疎地域における営農と生活 鳥根県弥栄村のレポート」『地上』1967年7月号: 42-81。
- 安達生恒, 1981, 『過疎地再生の道』日本経済評論社。
- 塩治隆彦, 2013, 「鳥根県の有機農業推進施策」井口隆史・榎湯俊子編著『地域自給のネットワーク』コモンズ: 174-198。
- 中嶋健造, 2012, 「自伐林業を实践する土佐の森・救援隊」中嶋健造編『バイオマス材収入からはじめる副業的自伐林業』林業改良普及双書 No.171, 全国林業普及協会: 24-26。
- 福島万紀, 2011, 「山村に暮らしながら里山と林業を考える」『国民と森林』117号: 2-5。
- 福島万紀, 2013, 「『休日林業』による資源集積と経済循環システム」『戦略的創造研究推進事業

(社会技術研究開発)平成23年度研究開発実施報告書:「中山間地域に人々が集う脱温暖化の『郷(さと)づくり』」科学技術振興機構社会技術研究開発センター:110-115。(URL:http://www.ristex.jp/examin/env/program/pdf/H23houkoku_Fujiyama.pdf).

福島万紀, 2014(近刊),「山村地域に生きるための「林業」再生の挑戦 実践研究からみえてきた山村住民、移住者、近郊都市住民の協働可能性とローカルな木材流通拠点の創出」谷口憲治編『地域資源活用による農山村振興 条件不利地域における』農林統計出版.

中島紀一, 2004,『食べものと農業はおカネだけでは測れない』コモنز.

大野晃, 2005,『山村環境社会学序説 現代山村の限界集落化と流域共同管理』農山漁村文化協会.

鳥根県中山間地域研究センターやさか郷づくり事務

所編, 2012,『「小さな農林業」の可能性「弥栄町の農林業に関する調査」調査結果報告書』鳥根県中山間地域研究センター.

弥栄之郷共同体, 1989,『オレたちの屋号はキョードータイ 村に楽しい農業と暮しを… 鳥根・弥栄之郷共同体の17年』自然食通信社.

謝辞および執筆分担

本稿の作成にあたっては、弥栄町の多くの住民に聞き取り調査と質問紙調査にご協力いただいた。住込み型フィールドワークを行う筆者らを、研究者である前に一人の仲間として受け入れてくれた地域住民の寛容性なくして本研究は成り立たなかった。さまざまな活動を共にした一人一人に記して感謝申し上げる。なお、本論文の執筆分担は以下の通りである。1節(共著)、2節(相川)、3節(1福島、2相川)、4節(福島)、5節(1相川、2福島)、6節(共著)。

相川 陽一 (アイカワ・ヨウイチ)

長野大学環境ツーリズム学部

福島 万紀 (フクシマ・マキ)

日本学術振興会特別研究員・鳥根大学生物資源科学部

地域と暮らしに根ざした、「もう一つの働き方」の岐路
—ワーカーズコレクティブにおける仕事概念の複合性を題材に—

The crossroad of “alternative way of work” which has its roots
in the community;
the complexity of the concept of work in workers’ collective

田 中 夏 子
Natsuko Tanaka

Abstract

The purpose of this article is to examine the structure of concept of “community work” of self-governed and not-for-profit enterprises. Especially focusing on the workers’ collective which has developed in the reproductive fields, such as food and care (for child, aged and others), I will analyze the making process of the concept of “community work”, introduced by the workers’ collective for the explanation of the uniqueness of its activities. Through this analysis, I would like to show you the complexity of its meaning as well as of its significance.

The first complexity exists in the concept of wages. In the case of workers’ collective, its works are to be created for the response of needs. Therefore the economic consideration is to be provided as distribution (“bunpaikin” in Japanese), which doesn’t necessarily mean full payment for their work. But at the same time workers’ collective puts the target of effort to achieve the minimum wage or more.

The second complexity exists in the respects of decent work. The core members of workers’ collective say that the way of their work is not equal to the ordinary dependent work. But at the same time, they always examine themselves if they fall into the defects of dependent work.

The third complexity exists in the role or function of the community works in the welfare system. Community work, on one hand, has its role so that the various needs in community can be satisfied in the accurate way, which will be difficult to be realized by the government, or public agencies. This role is so-called “residue”. But on the other hand community work has the function of intervention to modify or improve the contents and even the way of thinking of the welfare service provided by the public agencies of private sectors.

Keywords: decent work, workers’ collective, complexity, community work, alternative

要 旨

本稿は、ディーセントワークの観点から着目される自主管理型の非営利事業組織の「仕事」の概念とその構造について考察することを目的としている。特に生協活動を背景として1980年代以降、食・ケア・子育て等の再生産領域で事業展開してきたワーカーズ・コレクティブ (= W.Co) に焦点を当て、W.Coが自らの活動を表現する際に用いる「コミュニティワーク」という概念の意義およびその複合性を検討した。ここでいう「コミュニティワーク」とは、「家事・育児・共育、介護、地域での社会活動等のアンペイドワークを、人々が生きていくために必要な労働」であり、しかし賃労働と異なる仕事の哲学をもって事業化する取り組みを指す。

筆者はW.Coのコミュニティワーク論を辿り、その独自性を以下三つの複合性の中に見出せると仮定した。第一は報酬に対する考え方である。W.Coでは経済的対価を「分配金」と位置づけ、労賃保障を重視した収入構造をとらないが、他方で労働者としての権利保障をはかろうとの意図が存在する。第二は人間が深く傷つく現代労働に対し、一貫して「オルタナティブな働き方」の看板を掲げており、結果としてディーセントワークが重視されている点である。第三は事業を通じて、市場や公共の欠落を「補完」する側面を持つと同時に、公共や民間事業者を規制する機能を持つとしている点、つまり市場と公共の「補完」や「残余」ではなく、両者の有り方に改善を求める提案型の事業となっている点である。

キーワード：ディーセントワーク、ワーカーズ・コレクティブ、複合性、コミュニティワーク、オルタナティブ

はじめに 本稿の目的(概要)と構成

本稿は、参加型福祉やディーセントワーク等の観点から着目されつつある、自主管理型の事業組織における「仕事」や「労働」の概念とその構造について考察することを目的としている。自主管理型の組織は、ボトムアップ的に形成されてきたものであるため、例えば「報酬」に対する考え方一つとってもそれが「賃金」なのか「分配金」なのか、一致した考え方が確立されているわけではない。本稿では、組織間の多様性はもとより一つの組織の中でも、その活動が経済的対価とどのような対応関係をもっているのか、議論が豊かに存在する点に着目をし、非営利組織における「仕事」概念の複合的性とその意義・課題に迫りたい。

本稿の構成は下記である。まず議論の前提として自主管理型の非営利事業組織が着目される今日的な背景に触れた後、こうした取り組みに対して投げかけられる疑問にも目をむける(1)。

次に、本稿で中心的に言及する組織(ワーカーズ・コレクティブ=以下、W.Coと記す)について、類似組織(ワーカーズコープ)との対比を踏まえ、その特徴を捉えていく(2-1)。その上で、今度はワーカーズ・コレクティブ内部で、「仕事」観および「経済的対価」との対応関係のとらえ方にもどのような多様性があるのかを検討する(2-2)。

続いて、筆者が学習会に加えていただいている福祉クラブ生協での議論を紹介しながら、W.Coの複合的な働き方に対して、組合員がどのような受け止めをしているか紹介する(3)。

最後に、上記の多様性は通常、混乱、合意の不在、組織的な脆弱性と捉えられがちであるが、本稿では、その多様性を活かし構造化することで、W.Coが有するソーシャルキャピタルを豊かにすることが可能ではないかとの立場を示して小括とする。

1. 自主管理型の非営利事業組織の概要

1-1 自主管理型の非営利事業組織への着目とその背景

不安定雇用、失業、過密労働が広がる中で「雇われない働き方」「もう一つの働き方」等のスローガンのもと、働く者が出資・所有・運営を担うワーカーズコープあるいは W.Co の働き方への関心が高まっている¹⁾。

両者は、前者が労働運動を、後者が生協運動をベースとする等、出自や方法論、発展経過において違いはあるものの、株主利益の最大化を目的とする株式会社とは異なる組織運営、働き方をめざす点、暮らしや地域のニーズを当事者視点で掘り起こして適切な対応方法を編み出し、持続的な事業として展開することで社会的な課題解決に関与しようとする点では、おおむね問題意識を共有している。

着目の要因はいくつかあるが、最近に限って言えば、以下三つが挙げられよう。

第一は「新しい公共」論との親和性である。民主党政権により「新しい公共」論が打ち出される以前、自民政権時代に公的コスト削減と民間への市場提供を目的とした「新しい公」論が台頭し、民間委託や民営化の動きが活発化した。公共領域を市場化しようとするこの流れに対して、危機感をもった市民が営利事業者の参入を食い止めつつ、自ら公共サービスの担い手となる市民事業組織が生み出されていった。民主党政権になって打ち出された「新しい公共」は少なくとも形式的にはコストカット色を薄めつつ、内閣府に「新しい公共」円卓・推進会議を設置して市民事業の当事者を交え政策面での対話を重ねてきた。「新しい公共」論は、2012 年末の自民党への政権移行後、実質打ち切り状態にあるものの、その後自治体によっては積極的な取り組みを続けているところも存在する（例えば長野県では県独自に「信州円卓会議」を設置し 2013 年度も活動中である）。

こうした一連の流れの中で、ワーカーズコープ及び W.Co では介護保険開始時（2000 年）から

同事業に参入しており、高齢者に限らず、子育て、障害者福祉等、広義のケアの領域を拡充、近年では「子育てサロン」「ファミリーサポートセンター」「パーソナルサポート事業」等、基礎自治体や都道府県からの事業受託も多い。

第二は、優良と目された企業においても働く者を踏みつけにする傾向（ブラック企業、追い出し部屋、自爆営業）が益々強まり、人間が大事にされる働き方が切に求められていることと関わる。労働市場から周辺化された人々が経済的困難に直面するのみならず精神的にも追い詰められる中、こうした人々と積極的に接点を持ち、共感的な立場から生活支援・就労支援を行う取り組みが、ワーカーズ・コープと W.Co の両者においてともに広がってきたことは、当初からこれらの組織が「働き方」の改革を中心的な課題としてきた経緯と無縁ではない。また障害を持った人や社会との関わりに困難を抱える人々を職場のメンバーとして受け入れてきており、その実績と手法にも関心が寄せられている。

第三は、EU においてもワーカーズ等と類似する取り組み（イタリアの社会的協同組合等）が「社会的経済」として概念化され、「社会的排除との闘い」や「包摂的な社会の構築」等の政策を牽引してきたことが挙げられる。加えて近年では、社会政策としての有効性のみならず、経済政策上の有効性も指摘されている。リーマンショック後の経済的危機の中で「社会的経済」について見ると雇用が伸びていることから、地域密着の事業がグローバルな市場動向によるマイナス影響を相対的に少なく抑えることができたこと、特に雇用の量的側面においても耐久力を備えていると評価されたからである。

1-2 自主管理型の非営利事業組織へ投げかけられる疑問

上記では近年、ワーカーズコープや W.Co が着目される背景を記したが、これらには疑問も寄せられている。

第一の疑問は、制度化された事業の受託が主流

化すればそこからこぼれるニーズへの対応に手が回らなくなるのではないか、つまり公的サービスを受託する指定管理事業者となることで、市民参加型の事業者というよりも行政にとって使い勝手のよい事業者となる傾向が強まらないかというものである。こうした問題提起はワーカーズ内部からも出されている。その他、公的セクターの合理化を促進する結果となっているのではないかとの懸念も存在しよう。

第二の疑問は、非営利であることがすなわちディーセントな労働を自動的に保障するわけではないという点である。むしろ福祉、環境、食といった、そもそも経済的には不採算であり、コストカットの目的で外部化される公共サービスを担いながら、少しでも仕事の質を高めようとする結果、長時間労働になる傾向がでる。この点をディーセントワークに反すると指摘する声もある。

第三は、「社会的経済」が市場においても「耐久力」に優れてきたとする通説への疑義である。2013年末にはヨーロッパ社会的経済のシンボリックな存在だったスペインのモンドラゴン協同組合ネットワークの主要事業組織が倒産する等、これまで堅調とされていた非営利事業組織もグローバル化の影響から逃れ得ないことが示された。イタリアでは自治体の財政難が、そのもとで公共サービスを受託する協同組合への不払いを引き起こし、事業者が経営危機に陥るケースが散見される。

以上、ワーカーズ・コープやW.Coの取り組みに対して寄せられる問題提起を見てきた。これらは、ワーカーズに取り組む人々が自らに対しても問いかけている課題であり、本稿の議論とも無縁でないことから、あえて示した。

2. 自主管理型の非営利事業の経過と特徴

2-1 ワーカーズにおける二つの系譜とW.Coの「働き方」観

働き手が中心となって出資・運営・管理をする事業組織は、そうした組織が必要とされる経過が

多様に存在し、全国に散見される。目立った動きが出てきたのは1970年代後半から1980年代であり、偽装倒産させられた企業の労働者が裁判闘争の傍ら自主管理型の事業組織を運営するケース、障害を持った人々が事業性を伴う職場を開拓するケース、郷土芸能や音楽活動等文化事業に携わる人々によって自主管理事業が模索されたケース等、「社会的排除」への対抗運動の一つの形態ないしは方法論としての有効性から、関心が高まった。

その中から主として二つの系譜が全国的なネットワークを形成しつつ、自主管理型の非営利事業における働き方の制度化にむけて連携してきた(表1参照)。表1は、両者の概要を把握することで、本稿で言及対象とするW.Coの特徴をより明確に描きだすための補助線である。本表にそって、W.Coの働き方の特徴を把握しておくこととする。

表1に沿って発端から見よう。W.Coは、ICA(国際協同組合同盟)が提唱した、「協同組合が共益のみならず公共性・公益性を志向しつつ地域社会に深く関与すべき」との考えに共感し、その具体化のために構想された。その際、日本の現状を踏まえ、労働のあり方や「生活世界の植民地化」(ハバーマス)等への関心も動機の一部となっている。これに対しワーカーズコープは、失業対策事業に働く労働者が従来の失対事業のあり方を見直し、地域に根差した仕事起こしに組み替えていくことで職場と生活を守ろうとした闘いが起点となった。

それぞれが用いた、自らの活動に対する呼称とその変化にも触れておく。W.Coは、パート等、市場の論理に翻弄される働き方とは一線を画しているという意味合いで「もう一つの働き方」と称した。ワーカーズコープは、雇用労働が労働者の権利と尊厳を損ねるものとして「雇われない働き方」を提唱した。どちらも、既存の雇用関係の否定形で自分たちの働き方を表現しようとしたが、しかしより広く社会的認知を求める段階にいたって、前者は1995年以降「コミュニティワーク」を、

表1 ワーカーズ・コレクティブ (W.Co) とワーカーズ・コープ概要 (働き方の基本的な特徴) ²⁾

	ワーカーズ・コレクティブ (W. Co)	ワーカーズ・コープ
発端	国際的な協同組合運動の中から提唱された「協同組合による地域づくり」(1980)を生協運動陣営が方針化	失業対策事業の打ち切り(1971)に対する労働組合の反対運動の一環として、その存続を地域社会に訴えかける中から発足
組織誕生	1982年 生活クラブ生協の事業拠点で「にんじん」発足(生協業務請負、仕出し弁当)。	1979年 自治体からの仕事を受け負い、労働者集団がそれを担う事業組織を各地で展開。中高年・雇用福祉事業団全国協議会として結束
働き方の性格と呼称	「もう一つの働き方」→「コミュニティ・ワーク」(1995～)協同組合の精神に基づいて、雇われるのではなく、一人ひとりが対等な立場で自主的に自己決定して責任を持つ協同する労働	「雇われない働き方」→「協同労働」(2001～)働く意思のある者たちが協同で事業を行うために出資をし、協同で経営を管理し、併せて協同で物を生産し又はサービスを提供する働き方
法人格	NPO、企業組合、任意団体、合同会社、有限会社、有限責任事業組合	NPO、企業組合
事業の目的	働く人の協同組合として、人間的、社会的、経済的自立をめざす人々が、地域社会の多様なニーズに対応するために、コミュニティに開かれた労働の場を協同でつくり出し、その「生み出された価値」を共有、分かち合う事業	仲間と連帯して事業を起し、協同して働くことにより、人たるに値する生計を立て(共助を通じた自助)、「(事業) 剰余を地域社会の発展のために役立てようとする組合員意思(公益の関与)を実現」するための事業
団体数、就労者数等	358(WNJ関連)団体、就労組合員約9697人、総出資額約5億7000万円、総事業高107億4800万円(2011年現在)	就労組合員12765人、総事業高304億3,848万円(2012年3月現在)
就労者の家計上の位置づけ	1カ月就労時間 80時間未満が68%、ワーカーズで得る年間収入103万円未満が75%、家計の主体「主として配偶者の収入で暮らす」77.7%	家計の主たる担い手が多数
給与等	給与ではなく「分配金」。時給制。時給額は事業所により多様。労災保険は加入。社会保険は事業体により多様。例 東京都内 介護；時給900～1000円(ヘルパー二級以上)。出資金目標として、毎月1万積立20万を目標	月給制。事業所により多様。社会保険あり 例 東京都内学童保育；16万円(保育士資格、幼稚園教諭免許) 出資金目標として給与2か月分
労基法との関係	W.Coは雇用されない働き方であるので、労基法に規制されないが、組合員の幸せな生活の実現をめざすことは働く人の協同組合としては自明のこととして努力する	協同労働組織にも労使関係が成立し、組合員は労基法上の労働者となる
事業内容	仕出し弁当、配食、居宅家事援助・介護サービス、保育、学童保育、児童デイサービス、健康体操指導、鍼灸、薬局、葬儀コーディネート、事務業務受託、リサイクル、編集、調査、配送、施設管理等	子育て(放課後等児童デイ)、病院・福祉施設等建て物管理、コミュニティセンター・地区センター等運営管理、介護保険、介護予防、若者・生活困窮者支援、配食、リサイクル、FEC自給のための事業等

各種資料より田中作成(出典は文末注2)

後者は2001年以降「協同労働」を提唱し、否定形ではない定義を得た。

組合員層は、W.Coにおいては家計の主たる担い手ではない層が多く「主として配偶者の収入で暮らす」が8割近くを占めるのに対し、ワーカーズ・コープは家計の主たる担い手が大部分を占める。就労時間も、前者は7割が週20時間未満なのに対し、後者はフルタイムが大部分を占める。

経済的対価については、W.Coは「分配金」という考え方に立つのに対し、ワーカーズコープは「賃金」保障をする。「分配金」とは、収入総額から必要経費（人件費は含まれない）を引いた残額を人数と時間数で除して、月ごとに時給を算出する方法を意味し、初期はこうした方法が一般的だったという（なお介護保険事業や指定管理事業の受託にあたっては最低賃金以上の保障が必要となるため分配金の考え方を全面的に適用することは困難となる）。

なお、ワーカーズコープでは組合員を労働基本法上の労働者であるとみなし、労使関係も成立するとした³⁾。それに対してW.Coは、ネットワーク内で共有している「価値と原則」が存在するものの、そこに働く者を労基法上の労働者と位置づけるか否かについては捉え方が多様である。すなわち自らの労働をどのように定義付けるべきか、その模索の途上にある（考え方としては労基法上の労働者とは捉えないものの「組合員の幸せな生活の実現をめざすことは働く人の協同組合としては自明のこととして努力する」としている）。

このことは一見組織的な脆弱性とも捉えられようが、市場における賃労働でもボランティア労働（無償・有償）でもない、これまで積み上げてきた労働文化をめぐる独自の価値づけを試みようとしている点で、社会的経済論が避けて通れない課題を提示しているともいえよう。本稿では、W.Coに即してそこに見られる「労働（者）」の捉え方や「経済的対価」をめぐる試行錯誤を題材として、「もう一つの働き方」（現在ではコミュニティワーク）が持つ「仕事」の構造を描くこととする。

2-2 W.Coのコミュニティワークの複合的性格

以上のようにW.Coのコミュニティワークの特性を、類似のワーカーズコープとの比較を交えて概観した上で、以下ではW.Coのコミュニティワークのロジックの複合性を検討していく。

(1) 「もう一つの働き方」という自己認識について
生協運動は当初、組合員の助け合い組織（共益的組織）として発足した。1960年代の共同購入に始まり、やがて消費的立場に留まらず地域に必要な材・サービスの創出の担い手になることで、社会に対する働きかけの回路を広げようと意図してきた。W.Coの取り組みはその過程で生まれたといえよう。例えば神奈川の場合、地域ブロックごとに生活クラブ生協の組合員たちは「まちづくり案」を策定したが、そこで浮上した課題について「生協の組合員活動（無償）として対応すること」と「W.Coを通じて実現すること」とを組合員の意向にそって仕分け、先行W.Coの見学会を開催する等してW.Coへの関心が醸成された。

ところでその際、W.Coの先駆者に「働き方」に対する問題意識がどれくらい濃厚だったのか。1980年代は、サラリーマンの妻が専業主婦である割合が1970年の62.0%から1985年の50.8%へと下降し、パート労働を中心に女性就業率が高まった⁴⁾。またこの時代は1985年のプラザ合意以降、製造業の海外への工場移転に伴って人員の大幅な合理化が進行し、パートはその影響を全面的に被った。たとえ合理化を逃れたとしたても正社員との待遇面での格差が歴然と存在するなど、パート労働をめぐる運動が高まった時期でもあった。1984年生活クラブ生協（東京）によるW.Co関係の討議資料においては、基本構想の筆頭に「パート労働問題」が挙げられていることから、W.Coの出発点において通常の雇用労働（特にパート労働）に対する批判的視点があったことは確かであろう。同生協の政策文書の中には「W.Coはもう一つの「労働運動」である」⁵⁾との記述もみられる。

しかしながら W.Co を初期の時点で担った生活クラブ生協組合員の女性たちが、パート労働に替わる働き方の模索を第一の目的として重視していたかどうかは、あらためて検証が必要であろう。初期を担ったリーダーの言説からは「労働」への問題意識というより、むしろ「暮らしの自治」や「まちづくりの自治」を求めて W.Co に参加したことがうかがえる。

「…1982年にできた初めてのワーカーズ・コレクティブ「にんじん」の設立呼びかけ文「働くことの復権をもとめて」という言葉にも、それ（労働運動の影響＝筆者、補足）は表わされているのではないかと思います。しかし（生協に＝筆者、補足）加入した女性たちにはそういう意図はなくて、おいしい・安全な牛乳がほしいからだし、私もそうでした。…中略…生活クラブで活動してみると、実際は働いているのと同じくらい活動をしていたのですが、一度も嫌だと思ったことはありませんでした。でも、PTAにいくのは嫌でした。自分で何も決められないところに行くのには耐えられませんでした…中略…」（金忠、2007）

上記の発言からは、通常の雇用労働からの脱却をめざしたというよりは、自治がままならないことへの違和感やいらだちが表明されている。こうした思いのもと、まちづくりの構想等、地域で自治的な関わりを生み出す手段になるのではないかと期待が、W.Co への関心を高めたといえよう。端的にいえば初期の W.Co が求めたのは、ディーセントワークというよりは、自治およびそれを支える意思決定のプロセスの民主性だった。当初 W.Co での仕事の対価は、パートの賃金には及ばないケースが多かったが、それが大きく問題視されることなく推移したことからも、既存の労働市場における働き方の見直しは、動機としては後景に位置するのではないかと。

(2) W.Co 「価値と原則」の提起とその推移

W.Co の取り組みが開始されてから 13 年を経た 1995 年、全国各地の W.Co が集ってワーカーズ・コレクティブ・ネットワークジャパン（＝以下、WNJ と記す）が設立された。この年の全国会議で「ワーカーズ・コレクティブの価値と原則」が採択され、W.Co の活動が以下のように規定された（表 2）。また 1997 年には、W.Co 数においてもメンバー数においても全国データの約半数を占める神奈川の W.Co 連合会が独自に「価値と原則（神奈川版）」の検討を開始した。原則に関して全国会議の採択と併行して地域版が提起される点を見ても、各 W.Co が活動・仕事に対して多様な捉え方をしていることがうかがえよう。

表 2 のうち「価値」については「協同組合のアイデンティに関する ICA 声明」（1995 年）とほぼ重なるものであり、多少の表現の違いはあれ、W.Co 固有のものというよりは協同組合全般に適用される内容である。続いて原則のうち「目的」を見ると、全国版、神奈川版とも「経済的自立」と「労働の場を創出」を打ち出しており、素朴な「分配金」方式とは異なる方向性ともとれる。この原則が出されるのと前後して、神奈川 W.Co 連合会の代表が「食べるワーカーズ・コレクティブ」をめざすべきとの発言をして「大騒ぎになった」（金忠、2007）との回顧があることから、1990 年代半ばは、当初はやや馴染みが希薄だった「労働」が積極的な位置づけを得て、「働く場」としての W.Co 論が表舞台に登場した時期ともなろう。

全国版「価値と原則」から 4 年後、神奈川の W.Co 連合会では独自に「公正な労働所得」「社会保障実現」を盛り込んだ。また 2004 年には追加の改定をおこない「納得できる分配方法による労働対価」とした上で、W.Co がコミュニティを豊かにする目的を有する旨が追加、強調された。加えて神奈川 1999 年版では「地域社会の貢献」として、全国版よりも踏み込む形で「コミュニティ価格⁶⁾の形成」を明記（神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会、2005）、2004 年版には同文を「原則」よりも上位の「価値」とした。

表2 W.Co 価値と原則の全国版、神奈川県版（1997、2004）の比較

	全国版（1995 年第二回全国会議にて採択）	神奈川県 W.Co.連合会	
		1999 年 改定版	2004 年 改定版
価値	W.Co.は相互扶助の精神で自立、相互責任、民主主義、平等、公正という価値に基礎をおきます。またそのあらゆる活動において、正直、公開、社会的責任、ならびに他者への配慮を大切にします。	W.Co.は自立、自由、民主主義、平等、公正という理念に基礎をおき、双務契約による自由な労働を通して、個人の主権にもとづく相互扶助の精神と態度を確立します。	W.Co は、自立、自由、民主主義、平等、公正、平和の理念に基礎をおきます。お互い様のたすけあいの気持と相手を尊重する正直な態度を大切にします。
原則のうち目的	W.Co.は社会的、 <u>経済的自立</u> をめざす人々が、地域に開かれた <u>労働の場</u> を協同でつくり出すものです。	W.Co.は社会的、 <u>経済的自立</u> をめざす人々が、地域に開かれた <u>労働の場</u> を協同でつくり出すものです。協同組合地域社会の成熟をはかり、 <u>公正な労働所得</u> および <u>社会保障の実現</u> をめざします	1) <u>働く人の協同組合</u> として、人間的、社会的、 <u>経済的自立</u> をめざす人々が、地域社会の多様なニーズに対応するために、コミュニティに開かれた <u>労働の場</u> を協同でつくり出し、その「 <u>生み出された価値</u> 」を共有して分け合います。 2) <u>納得できる分配方法による労働対価と公正な社会保障の実現</u> を目指し、メンバーの生活文化の向上・改善を図ります。 3) 環境保全・社会福祉・民際交流・活力あるコミュニティのための実践を通して市民社会の発展と成熟に貢献します。
原則のうち地域社会への貢献	W.Co.の事業は地域の生活価値に直結するものであるから、事業を通じて地域社会の維持発展に役立つ領域を拡大していきます。	W.Co.の事業と運動は、市場価格に対抗して、 <u>コミュニティ価格</u> の形成をめざし、市民資本セクターによる地域経済の拡大と振興をはかり、生活福祉の向上発展に貢献します。	<u>原則から価値</u> に移動。 2. コミュニティへの貢献 事業による利益を得ることを目的とするのではなく、地域に住み暮らす人々の生活価値を満たすことを目的として「もの」や「サービス」を生産し、「 <u>コミュニティワーク</u> 」を広げます。地域でより直接的に交換でき使いやすいことを想定する <u>自主管理価格</u> は市場への牽制力ともなる「 <u>コミュニティ価格</u> 」です。

田中作成（下線は田中）

上記から読み取れる変遷の要因として、ここでは2点指摘しておきたい。第一点目は内在的な要因である。神奈川では1982年に第一号が発足して以来、1995年までに95団体(3248名)がW.Coに集うに至り、事業性のあるW.Co、助け合い活動の色合いが濃いW.Co等、多様化する中であらためて自分たちの原点や目的を確認する必要性に迫られたことは想像に難くない。特に神奈川では団体数も事業領域も多いことから、事業性の高いワーカーズにとっては「働く場」としての位置づけの明確化が求められた。一方、市民が市民のために生み出す事業としては「使いやすい価格」であることが要求される。容易にバランスしにくいこれら二つの課題を、あえて正面に据えたといえよう。2004年版ではコミュニティ価格を「価値」に引き上げることで、地域コミュニティへの貢献を上位に位置づけた。

第二点目は、外部要因として介護保険制度導入による事業環境の大きな変化があったことと関係する。W.Coの中でも1/3を占める家事・介護W.Coは、独自事業(家事支援、外出支援サービス等)と介護保険事業を担うことになって事業性が向上し、コーディネート料等の確保ができるようになったと同時に、本来W.Coが重視してきた、制度からこぼれるニーズへの細やかな対応が、事業高全体の中で、1/3～1/4程度の比率になってしまう事態も出てきた(2003年当時のデータ)。

コミュニティにおける最適福祉の実現という意味では同じ重要度を持つ仕事でありながら、制度外事業と制度内事業では単価が異なることも課題とされた。制度参加によって見えてきた矛盾を踏まえ、介護保険に重心が移りがちなW.Coが、制度内事業の遂行と地域の最適福祉との実現のバランスを絶えず意識できるようにするというのも、2004年改定の意図であろう。

(3) 分配金規程における「公正性」と「納得」

「分配金」をめぐる位置づけの揺れにも着目したい。神奈川W.Coの分配金に対する考え方は、同連合会が示す「自主基準」として表3のように

なっている。前述のように初期は極めてシンプルなものだったが、表3からは、下記四点に着目したい。

第一は基本的な考え方である。①にあるとおり、飽くまで労賃ではなく「分配金」であること。しかも「経費」のみならず「拡大再生産費用」も確保した後の分配となっている点は、むしろ合意形成のハードルが上がったともいえよう。なぜならば、「拡大再生産費用」は、同W.Coにおいて将来的な事業をどう構想していくのか、その投資的な蓄積についての合意を前提とするからである。

第二は、その一方で②にあるとおり分配金を予算化し、しかもその目安は⑦最低賃金同額以上を目安としている点である。当然①とのジレンマが存在するが、だからこそ「公正な方法」「納得」「異議申し立て」等、組織内の熟議がより一層重視される構造となっている。

第三は③にあるとおり、「共育ワーク」と呼ばれる学習・研修が労働対価の対象となっていない点である。ここに自ずと全員が「共育ワーク」を担う仕組みが必要となってくる。

第四は、④の資格に価格をつけないとする仕組みだが、これはたとえ内部的に納得が得られたとしても、介護保険事業所の介護ワーカーに対して支払われる処遇改善加算手当等、制度側の事情で分配金格差が生じる困難も出てきている。

以上、2-2では、W.Coの働き方の特徴と複合性を見てきた。あらためて整理すれば、下記のようなになる。まず第一に、W.Coの出自については、生協組合員が共同購入運動の延長線で、自分たち自身が構想と実行に携わりながら地域社会を構築していくための手法と見なす一方で、運動を理論的に牽引した層はこれを「新しい働き方」の希求(もう一つの働き方・労働運動)と見なし、市民性と労働者性が並列する形で概念化されていった。

第二に、この複合性は「価値と原則」の策定と改定においても引き継がれ、しかし神奈川版の第二回目の改定においては、「コミュニティ価格」、すなわち利用者にとって使いやすい価格であるこ

表3 神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会「W.Coの自主管理基準」モデル 2006年⁷⁾

- ①収入から経費と拡大再生産の費用を差し引いた額を組合員が納得する公正な方法で分けたものを労働対価とし、分配金とする。
- ②事業主である組合員自らが労働対価である分配金を予算化し、その達成に努力する。
- ③分配金の対象となる労働は生産ワーク、経営・管理ワーク、その他とする。
- ④W.Coは労働の価値に価格をつけるのであって、資格に価格をつけない。
- ⑤分配の方法は分配金等に関する規定を設け、組合員の合意を得たうえで執行する。
- ⑥分配の結果に関しては組合員に公表し、組合員が異議を述べるができる機会を設ける。
- ⑦分配金の目安としてその時間単価が神奈川県最低賃金と同額以上となるように努力する。
- ⑧研修期間、試用期間等の分配に関しては業務規定等に定める。

との重要性が強調されると同時に、それは単に価格問題ではなく、W.Coが公的福祉の補完機能を強化していくのか、公的福祉からこぼれる様々な生活ニーズを総合的に担う主体となるのか、その方向性を問うことでもあった。

第三は、分配金問題である。特に近年はディーセントな働き方に対する社会的関心が強く、W.Coにも一般の雇用労働の中で苦しい思いをしながらディーセントな働き場を求めて入ってくる層が一定、存在するようになった。W.Coとしても既に2004年の時点で「今後は、経済的自立をめざす人たちも受け入れることができるW.Coが課題です」(神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会、2005)と述べており、「価値と原則」で掲げてきた「経済的自立」が現実的なテーマとなってきたとの認識を示している。最近ではシングルマザーや男性組合員等、「家計の主たる担い手」も加わり「経済的自立」論は重視される方向だ。労働運動と市民参加・自治、コミュニティへの貢献と事業性、労働者性と(有償)ボランティア性、W.Coがこれら方向性の異なる軸を抱えこみながら、組織運営を求められてきたことがうかがえよう。

この複合性は介護保険の導入以降、さらに複雑化した。例えば上野千鶴子は、「…介護保険以降、高齢者の健康と生活を支える地域福祉の活動は、保険事業、保険外有償事業(枠外サービス)、無償のボランティア活動の三層に分解した。

わたしたちは介護保険が持ち込んだこの区分を歓迎している。これによって、市民事業体ははじめて事業体として成り立つ経済的基盤を得た。これ以降、わたしが市民事業体と呼ぶのは、介護保険下で指定事業者となり、他のセクターの事業体と等しい条件のもとで利用者に選ばれるという競争に参入した事業体に限ることとする。…中略…介護を(1)能力と経験を必要とし、(2)社会的に責任のある、(3)適切な評価と報酬をとまなう、社会的に『まっとうな仕事decent work』として確立したいと願うからである」(上野、2011)として、それぞれの団体が三層のうちのどの部分に参入するか、自己決定する必要性を示唆する。

確かに組織としては別々にそれぞれの役割を担いつつ、それらが地域でネットワークを組むことで、W.Coが提唱する参加型福祉によるコミュニティ・オブティマムは達成できるかもしれない。しかしながら実際のW.Coは、一つの事業組織の中に自主事業、介護保険、その他行政からの委託等を合わせもち、しかもその比率として自主事業7、介護保険等3とすることをめざしてきた(実際はこの比率は自主事業3、介護保険7となっている)。このようにあえてそれぞれの事業体で性格の異なる事業を抱え込む理由は何か。それは介護保険に関わりながらその制度を作り替えていくこと、そのためには介護保険事業のみならず、幅広い地域の声に密着しながらの独自事業で養う視

点が必要であるとの判断があるからではないか。

3. W.Coのコミュニティ・オプティマムが持続可能であるための要件 ～福祉クラブ生協組合員との議論から～

以下では、W.Coの中でも特に「たすけあい」の要素を重視し、したがって経済的対価を得ることが目的化することを慎重に回避してきたW.Coのグループ、福祉クラブ生協の皆さんと、筆者が2013年2回にわたって議論させていただいたことを通じて考察したことを中心に述べていく。

3-1 福祉クラブ生協の概要

始めに議論の対象となる福祉クラブ生協W.Coの概要をごく簡単に述べておこう。福祉クラブ生協は1989年、横浜市を中心に神奈川県内（川崎、鎌倉、藤沢）で共同購入と同時に福祉サービスの提供を行うとして設立された生活協同組合である。「公的な最低限の福祉と裕福な人がお金で買うことのできる福祉の間に、すっぱりと抜けた空白の領域」があるとし、そこに「自分たちの近未来のための仕組みを当事者として創ろう」という意図のもと、福祉専門生協として発足した（喜代永、2010）。その具体的な手法としてW.Coが組織され、共同購入事業に関わる「世話焼き」W.Co⁸⁾をはじめ、配送、子育て、家事介護等18の領域で、99のW.Coが3300人のメンバーを擁して活動している（2013年5月現在）。一般のW.Coは生協とは独立した事業組織だが、福祉クラブ生協は、材、サービスの提供をW.Coによって行う、利用者と提供者とが一体化した協同組合という点で特殊性を持つ。

その福祉クラブ生協W.Coにおいても「価値と原則」（福祉クラブ生協版）を設定し、「自立をめざす人々が、労働の場を協同で作出す」ことを目的としている。ただしこの場合の「自立」は、いわゆるW.Coの収入源だけで自らの暮らしを成り立たせていくという意味での「自立」ではないとする。一般的な「自立」は近代化社会の中で、

誰かへの依存度を低めつつ、自らのニーズを市場で充足させようとする志向をさす。それに対し、福祉クラブ生協版「自立」は上記にみるように、「自分たちの近未来のための仕組み」を「当事者として」つくっていく、すなわち、他者からの支えを得ながらも、自らイニシアティブを発揮し学びと成長を果たしつつ社会づくりに参加することであることがうかがえる。

しかしながら「2」でも述べた通り、W.Coが内包するジレンマは、近年多様な層を迎え入れるにしたがって顕在化し、同生協においても分配金とコミュニティ価格をめぐる議論や学習活動が頻繁に行われるようになってきている。筆者もそうした学習会に参加の機会を得て、継続的に議論に加えていただいている。

3-2 筆者からの問いかけ

以下では、2013年7月および11月に行われた福祉クラブ生協W.Co関係者の学習会での筆者からの問題提起を示したい。

3-2-1 「共益関係」の「循環」の外にいる人々と、W.Coの価値をどう共有するか

同生協では、「自分が長年住み慣れた地域を離れることなく、地域の中で育んできた人間関係を保ち、たすけあいながら自分らしく暮らすための『在宅福祉支援システムづくり』」を掲げており、「いずれはお世話になるであろう在宅福祉支援システムを今から準備しなければ間に合わない」「たすけあいは順番で」「自分が将来利用しやすい価格設定で」「してあげたことは返ってくるという直接的価値を交換する」等のメッセージを、通常のW.Coに比して、より意識的に発信してきた。

だが、将来の安心を上乘せすることで、現時点での分配金の低さを意味づけようとする考え方が、今後とも共有され得るのか。またその共有が難しいとすればコミュニティ価格と分配金の関係をどう再編していけばよいのだろうか。「コミュニティ価格」と「コミュニティワークの対価（分配金）」をワンセットとする考え方が説得力を持

つのは、材・サービスの創り手が、やがては使い手（利用者）に回るという「循環」が確実に成立する場合に限られる。自らが将来的な利用者となることを必ずしも予定しない人々（経済的な困窮を抱えていたり、長期的にこの地域で高齢期を迎えるかどうか不確定な層）と、このロジックを直ちに共有することは難しい。しかしそう人たちとも共に進む方向性を選択しつつある現在、福祉クラブ生協のW.Co.においてもコミュニティ価格と分配金の関係の再考は避けられない。また上記の「循環」によって、結果として「低コスト」が可能となっている以上、この関係を見直すことは、同時に事業のコスト構造を見直す必要性ももたらすこととなる。

3-2-2 考えられる三つの対応

こうした「循環」ロジック共有の困難をうけて、論理的には下記の三つの対応が考えられる。第一は、飽くまで既存のロジックを共有するという対応である。循環の外に立つ人はメンバーとして受け入れず（研修等の限定的な受け入れに留める）、一般労働市場との接合は行なわずに、飽くまでW.Co.を社会運動の一環とする原点重視の考え方である。

第二は、循環の外に立つ人とも共有できる新しいロジックを新しく構築すること。

第三は、W.Co.という働き方の中に、異なる二つのロジックを抱えること（例えば出資組合員と従事組合員）。つまり経営的労働者と一般的労働者とが、異なるロジックのもとで働くという考え方で、この場合、前者には分配金、後者には賃金を払うこととなる（前者、後者のいずれを選択するかは労働者の意思に基づく）。

なお、上記のうち、第二に言う「新しいロジック」は協同組合内部問題としてではなく、社会全体の仕組みと連動させる必要がある。例えば人々の多様な活動の中で、「労働」のみを「対価」の対象とするのではなく、「活動（ボランティア、市場化困難な活動）」「賃労働」「家族や地域のための無償労働」全体に対して、所得を保障する考え方

（例としてベーシックインカム）の検討が必要となる。

3-3 筆者からの投げかけに対する生協、W.Co 理事者からの意見とその意味するもの

上記の投げかけに対し、福祉クラブ生協 W.Co 理事者（それぞれの W.Co のリーダー層）からの意見を集約すると下記ようになる。

(1) まず現状については、「二つの働き方（社会的活動と賃労働）が混在していて、新しいメンバーにどのように説明していけばいいか難しい」「W.Co は『職場である』という捉え方が広がってきている」「ケアという専門職としての仕事を求めて入る人が増え、運動という捉え方はされにくい」「W.Co という働き方の理解が成り立たないと分配金への納得は難しい」「雇用関係⁹⁾が入ってくると運営に関わる人、関わらない人が生じてくる」等が出された。ここからは W.Co が「職場」の一つと見なされつつあるとの認識が示され、地域における最適な福祉サービスを生み出す活動であるとの見方が弱くなることへの懸念が示されている。なお、「(以前のメンバー募集は)『自分の時間を地域のために生かしませんか』としていたのに、今は『働くメンバー募集』となっている」との指摘もあり、W.Co 側の発信方法にも変化が見られるとして、呼びかける側の揺れを指摘する声もあった。

(2) W.Co への参加動機の多様化については必ずしも否定的に捉えていない。「若い人たちは、何かに参加したくて…という動機も強い（労働条件だけでも、将来を志向してでもない＝筆者補足）」「高齢のメンバーは『将来、自分に還ってくるか』というより、『今、世の中に役立っている実感』を求めて参加する人も多い」「(将来使う立場に立つか立たないかに関わらず＝筆者補足) サービスを生み出すことで暮らしやすい街を作っているという実感があれば共感につながる」「私自身は、お互い様でなくていい。自分がやりっぱなしでもいい（サービス利用者にならなくともいい＝筆

者補足)」等が出され、必ずしも「未来の利用者」でなければ分配金に納得できないということではなく、現に、社会と関わっている手応えが重要とする意見が見られた。

(3) W.Co の特殊性に対する共感の形成については、ロジックで説きふせるのではなく「最初は働く場として入っても自分たちで組織運営していく中で人間関係を築いて W.Co の働き方に共感する人も多い」「最初に入ってくる人に発信する必要があるが、だからといって最初から理解してもらうのは難しく一緒にやっていく中でこうした働き方を理解してもらう」「自分は『循環の外』からの参加だったが、実践しながら見聞きするうちに循環に引きこまれた」等、日常的な発信と共育の重要性、一緒に活動する中で働きかけが有効との見解が出された。さらに、「複合的な考え方が共存している点」こそ W.Co 組織の意義（雇用的な働き方と自主運営の働き方、循環の内と外、働く動機の違い等）であり、働き方の捉え方を一本化せず、共存する工夫が必要とする意見もあった。

以上から読み取れる示唆として、次の2点が挙げられよう。第一は、「仕事」の捉え方が多様であり、それらを一つの組織の中でどう整合的に抱えていくか、その模索がなされている点である。第二は、福祉クラブ生協の W.Co の場合、仕組みとしては「お互い様」の共益ロジックが濃厚ではあるものの、実態あるいは担い手の考え方としては「循環的關係」を柔軟に捉えている点である（例えば「将来の見返り」の有無は問わないという立場、ロジックではなく日々の実践の中で相互理解を深め得るとする立場、循環の内・外両者が一つの組織に関わることの有効性を認める立場等）。こうした示唆は、筆者が 3-2-2 で提起した第一の対応「一般労働市場との接合は行なわず、共益のロジックに徹する」を選択する場合には不要であることから、第一の対応への支持は少ない傾向と考えられよう。

小括 コミュニティワークの特質としての複合性

W.Co におけるコミュニティワークとは、その社会的意義を強調するにしても、つまるところ「賃労働」の一形態なのか、あるいは「賃労働」とは異なる独自の領域なのかが問われる。市場化されにくく経済的には不採算領域ではあるものの、人々が暮らしを維持し、かつそれを可能とする地域を構築していくために必須の活動、それがコミュニティワークである。本稿では、その独自性の所在を下記のような「複合性」にあるとし、その顕在化を試みた。

複合性の第一は経済的対価に対する考え方である。W.Co では、飽くまで暮らしや地域社会のニーズに対応して事業が発生するため、対価は「分配金」方式とされ、労賃保障を重視した収入構造ではない。だが結果として最低賃金以上を意識した事業運営がめざされている等、労働者性を確保しようとの意図も存在する。複合性の第二は、雇用労働とは異なるとしつつ、人間が深く傷つく現代労働に対して「オルタナティブな働き方」を目指すことが、一貫して追求されてきた点である。換言すれば、コミュニティワークだからといって、現代労働（その大半は雇用労働）が持つ危機的様相から自動的に逃れうるものではないとの認識が、賃労働との差別化を常に意識させてきたといえる。複合性の第三は、事業を通じて市場や公共の欠落を「補完」する側面を持つと同時に、公共や民間事業者によるサービスを市場性においても社会性においても規制するとしている点、つまり両者の「補完」や「残余」ではなく、両者の有り方に改善を求める提案型の事業となっている点である。

最後に、以下二点～第一に、コミュニティワークは「共益的」関係に守られた、孤高の働き方というよりは、賃労働の困難と地続きの課題を持っていること、第二に、本稿で言及した複合性が、コミュニティワークの内部に緊張関係をもたらすことで、「共益的關係」を外に開く契機ともなっていくこと～を仮説的に提示して小括としたい。

注

- 1) ワーカーズ協同組合に関わる文献は多岐にわたるが、最近の包括的な紹介としては、(富沢、2013) 参照。なお『生活協同組合研究』の同号は、「労働者協同組合と協同運動」特集となっており、ワーカーズコープ、ワーカーズ・コレクティブ、それぞれの立場から報告論文が豊富に掲載されている。
- 2) 表1の出典は(WNJ, 2011)、(神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会, 2010)、(協同労働法制化市民会議事務局, 2009)、(WNJ, 2013年)(藤木, 2013)
- 3) 法制化運動を理論面で支えてきた島村氏によれば、従来の雇用関係のもとで成立する労使関係とワーカーズコープにおける労使関係との違いについては、①使用者責任をおう理事は、株主から選解任される経営責任者によってではなく、働く者の中から選解任されること、②就業規程等、労働者に関わる重要事項については、経営責任者単独ではなく働く者が構成する全組合員会議で表決されること、等を挙げる(島村, 2013)。
- 4) (経済企画庁, 1997) 参照。
- 5) 資料「ワーカーズ・コレクティブ等市民事業が「公的介護保険」に対応する条件」(1997年12月)及び(神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会, 2000年, p.107) 参照。
- 6) コミュニティ価格は、神奈川W.Co. 連合会によって次のように説明されている。「W.Coは生産するものやサービスの価格の決定においてその根拠を明らかにし、メンバー間で共有する。同時に自らが使う立場であることを想定して使いやすい価格にする。この価格をコミュニティ価格と呼ぶ」(神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会「W.Coの自主管理基準」モデル, 2006年より)
- 7) (神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会, 2006) では、賃金の考え方等、「自主管理基準」が示されている。
- 8) 福祉クラブ生協の基本組織であり、「ポイント」と呼ばれるメンバーが消費材の小分けと配達を担当するW.Co。配達を通じて組合員とのコミュニケーションや安否確認を伴う。
- 9) 介護保険制度との関係で、一部のメンバーは生協と雇用関係を結んでケアワークを行っている。

引用・参考文献

- 上野千鶴子, 2011, 『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』, 太田出版
- 神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会, 2000, 『女性・市民が拓く新しい時代』
- 同連合会, 2005, 『コミュニティワークが地域社会を再生する』
- 同連合会, 2010, 「W.Co 価値と原則神奈川改定版Ⅱ(1995)」,
- 同連合会ホームページ, 12月30日閲覧, <http://www.W.Co-kanagawa.gr.jp/forworkers/kachigensoku.html>
- 同連合会, 2006, 「W.Co の自主管理基準」モデル, 同連合会ホームページ, 2013年12月30日閲覧 <http://www.W.Co-kanagawa.gr.jp/pdf/jisyukanrikijyun.pdf>
- 金忠絃子, 2007, 「ワーカーズ・コレクティブの草創期から今まで」生協総合研究所『生活協同研究』No.377
- 協同労働法制化市民会議事務局, 2009, 「ワーカーズ協同組合(仮称)法要綱案の概要」(協同総合研究所)『協同の発見 別冊2009-2010』)
- 喜代永真理子, 2010, 「ワーコレが創るお互いに助け合う参加型地域福祉」『にじ』夏号, 630号
- 経済企画庁, 1997) 参照。「働く女性 新しい社会システムを求めて」『平成9年 国民生活白書』, 経済企画庁, 2013年12月30日閲覧 <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h9/wp-pl97-01102.html>
- 島村博, 2013, 「協同労働の協同組合法を求めて」協同総合研究所『協同の発見』252号
- 富沢賢治, 2013, 「ワーカーズ協同組合運動の歴史的到達点」(生協総合研究所)『生活協同組合研究』vol.448
- 藤木千草, 2013年, 「3.11以降のワーカーズ・コレクティブ運動」(生協総合研究所)『生活協同組合研究』vol.448
- WNJ, 2011, 「ワーカーズ・コレクティブ法案要綱」(第三次案), WNJのホームページ, 12月30日閲覧, <http://www.wnj.gr.jp/>
- WNJ, 2013, 『第十回ワーカーズ・コレクティブ全国会議 in 千葉 地域再生にむけてネットワークでつくる「新しい公共」』(全国会議資料)

田中 夏子 (タナカ・ナツコ)
協同組合研究者

農村女性起業における当事者性と持続可能性

Positionality and sustainability of rural women's enterprises

宮 城 道 子
Michiko Miyaki

Abstract

Rural women's enterprises came to be within the scope of agricultural policy reflecting the political requirement of gender equality. Majority of rural women's enterprises were farmers' markets or food processing. The economic scales were rather small, but had various influence on agricultural production and the revitalization of local areas. The number increased, but the content and development of each enterprise differed area by area. Current paper re-examines the meaning of rural women's enterprise from the view point of "positionality (the extent of the concernedness)"

Keywords: rural women's enterprises, positionality

要 旨

農山漁村の女性起業は、1990年代半ばから、男女共同参画を反映し、農業政策における支援の対象に位置づいた。女性たちが起こした事業は、直売や農産物加工を主とし、経済規模は大きなものではなかったが、地域振興や農業生産へ様々な影響を与えた。全国的に件数が増加したが、事業内容やその展開の方向は地域によって異なる。女性起業の発展の経過をたどり、その特徴を「当事者性」という視点から検討したい。

キーワード：①農村の女性起業 ②当事者性

1. 古くて新しい女性起業—農山漁村における女性起業の発見

農林漁家の女性たちが、家の仕事としての生産活動のほかに、自給用の野菜や果実を栽培して、保存用に加工したり、小動物を飼育し、その乳や卵を利用するということは、おそらく戦前におい

ては当たり前のことであつたろう。さらに歴史を遡れば、そのような女性たちの仕事は、家族のための家事労働でありながら、家業としての農林漁業の生産活動と分かちがたく結び付いていたのだらうと思われる。農業の近代化や農村生活の都市化によって、「農家でも野菜を購入する」時代になったといわれたが、それまでに蓄積された生活

技術を背景に、女性たちが始めたさまざまな生産活動を「女性起業」と呼ぶようになったのは、1990年代のことである。女性たちの生産活動は、必ずしも当初から経済活動を目指したものではなかったが、時代の変化が女性たちの起業を促した面もある。その意味では、女性起業の実態は古くからあるが、1990年代にその時代的環境のなかで、政策的に発見されたものといってもよい。家事労働あるいは自給的労働の延長上にあった女性たちのアンペイドワークが、男女共同参画という新しい視点によって、農林漁家の暮らし、農林漁業の生産、農山漁村のコミュニティに新たな位置づけを得たのである。

それまで、女性たちの生産活動は、事例としては把握されていたが、農産加工や朝市・直売のほかにもどのような活動があるのか、全体像は把握されていなかった。1992年から93年にかけて、農林水産省の委託を受けた地域社会計画センターにより、初めての全国的な実態調査が行われた（地域社会計画センター、1993；1994以下、全国調査と略）。この調査には、筆者も設計段階から参加した。女性起業に対する初めての調査であり、手探りの部分も多かったが、女性起業の特徴として、「志」と「ビジネス」の調和が図られていること、多面性・多様性・柔軟性などが浮かび上がってきた。女性起業は、経済的・継続的事業（ビジネス）として認められたとはいえ、その目的は、個々の暮らしや地域の生活に深く結びついた価値の実現を目指すもの（志）だったのである。また、その事業が及ぼす影響は、女性個人や家族だけでなく、地域社会や地域経済にもかかわる多面的なものであり、事業内容は多様であり、組織運営は前例や形式にとらわれない柔軟性に富むものであった（地域社会計画センター、1993；1994）。

その後、農村の女性起業が社会的に認知されるにつれ、実態についての報告も増え、支援施策の実施の中で明らかになることもふえ、多くの研究もおこなわれるようになった。当然、さまざまな評価と批判があった。岡部（2000）は、農村女性起業の法人化事例をとりあげ、法人化の課題と

方向性を検討している。藤本（2004）は、事業規模拡大志向を示す女性起業に注目し、経営的可能性を検討し、ビジネスとしての成立要件を分析している。また、林・諸藤・宮城（2008）は、「食」と「女性」をテーマとした活動を表彰してきた「食アメニティコンテスト」の受賞事例（1991～2005年度）を対象に追跡調査を行い、受賞による影響や農村振興への貢献などを明らかにしている。諸藤（2009）は、女性起業数が全国で1万件に届こうとする時点で、現状と課題の整理を行っている。澤野（2012）は、農村の女性起業の社会企業的特質に注目し、とくにその傾向の強い事例を分析している。

本稿では、農村の女性起業がどのように見いだされ、展開していったかを、関連する取り組み（NPOやコミュニティビジネス等）と対照させつつ、レビューし、その意味を再検討する。また、筆者は福祉やケアに関する教育や研究に触れる機会に恵まれ、「当事者主権」という概念に強い関心をもった。上野千鶴子・中西正司による「当事者主権」とは、「『わたしのニーズはわたしがいちばんよく知っている』、だからわたしのニーズがいつ、いかに、誰によって、どのように満たされるべきかはわたし自身が決める、という権利のことである」（上野・中西、2008）。要援護状態というニーズを顕在化した当事者こそが、ニーズ充足のもっともよい方法を判断できるという考えは、農山漁村の女性たちが、自らのエンパワーメントに何が必要かを最もよく知っているという考えと重なる思いがした。女性たちがさまざまな苦労を重ねながら、自らの生活の場に「志」のための「ビジネス」を起こしたということは、他者が起こすことはできない当事者性の高い事業だからではないか。農山漁村の女性起業について、筆者なりにいくつもの特徴を指摘してきたが、彼女たちが起こした事業の「当事者性」こそが、それらの特徴の一貫した説明となりえるのではないかと思い至ったのである。これまで20年間、農村の女性起業グループの調査や交流において、農山漁村の女性たちから学んだことを、「当事者性」と

いう視点から再考し、整理を試みたい。

2. 中長期ビジョンにおける位置づけ

農山漁村の女性起業が、政策の対象として位置づけられたのは、国レベルの農山漁村女性計画ともいべき「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」(平成4(1992)年6月農林水産省公表)による。その後「中長期ビジョン」とよばれたこの報告書は、「2001年に向けて－新しい農山漁村の女性」というタイトルを冠した¹⁾。2001年に実現すべき農山漁村の女性の姿を示し、農山漁村の女性たちが主体的に生産や社会運営の場に参画するための条件整備の方向を検討・提案したものであった。そのための5つの課題は以下の通りである。

- 課題1 あらゆる場における意識と行動の変革
- 課題2 経済的地位の向上と就業条件・就業環境の整備
- 課題3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- 課題4 能力の向上と多様な能力開発システムの整備
- 課題5 「ビジョン」を受け止め実行できる体制の整備

「女性の起業への支援」は、「課題4 能力の向上と多様な能力開発システムの整備」に位置付けられている。女性の起業を「地域内発型起業」の萌芽ととらえ、「今後、起業に必要な法制度、技術・経営管理能力、販売方法等についての情報や能力向上のための研修機会の提供、起業化や施設導入に必要な資金の確保方法等について、地域活性化の観点から民間金融機関や関係機関が支援していくことが必要」と提言された。この記述からみれば、課題2に位置づいてもよいし、課題3であってもよいかもしれない。しかし、このとき、課題4に位置付けられたことは、重要な意味を持っていた。農山漁村の女性起業は、農林漁家女性・農山漁村女性のエンパワーメントの場として、支援

の対象とされたのである(宮城、2007)。

なお、中長期ビジョンを受けて、平成6年度「農業白書」には、新しい農山漁村女性対策の推進策の一つとして、「地域の資源を活用して朝市や農林水産物の加工等の活動を行う女性グループに対し、経営安定のための幅広い情報提供や経営指導を実施する」と記述された。

3. 初めての実態調査における操作的定義

前述のように、農林水産省委託調査として、農山漁村の女性起業の全国的実態を把握したのは、1992～93年である。全国の農業改良普及センターを通じて、主に生活関係普及員(当時)に、管内の実態を照会した。しかし、その調査の時点で、「女性起業」という用語もまだ定着したものではなく、当然ながら、その定義として定まったものはなかった。農山漁村における「女性起業」とは何かを同時に検討する必要があったのである。この調査に設計段階から参加した筆者らは、調査対象としての「女性起業」の操作的定義として、以下の2つの条件を用いた。

- ① 経済的活動を行っている経営体であること
(無償のボランティア活動は除く、経済規模はとわない)
- ② 経営責任のあるリーダーが女性である、あるいは女性個人による経営であること

第1の定義の目的は、事業による収入が生じていること、特に女性自身の収入が確保されているかどうか注目したものであった。イベントなどで臨時的に加工品などを販売しても、団体の活動費として計上し、女性たち自身は収入を得ていない事例が多いことは十分想定できた。そのような活動経験が、継続的な事業へと展開するステップとして重要であることは、その後の実態調査の中で明らかになった。第2の定義は、女性の経営参画が実現しているかどうかということである。様々な地域活動において、活動には参加するが方針決定の場に参加できないことが、男女共同参画の課題として指摘されていた。女性起業において

は、女性自身の経営参画はどうしても必要な条件といえよう。

2つの操作的定義だけで、調査対象を拾い上げることは困難が予想された。そこで、それまで報告されていた女性たちの活動事例を参考に、事業内容の6類型を示すこととした。初年度（1992年度）の調査では、それぞれの普及所管内で、それぞれの類型に1事例以上あげてほしいと依頼した。それらの結果から類型の妥当性を確認したうえで、翌年度（1993年度）には再度、管内の該当事例をすべて挙げてもらうこととした。全国から1255事例が集まり、全国的な実態がようやく把握された。類型別の事例数、割合は以下のとおりであった。

類型1（農業生産）	150 事例	12.0%
類型2（食品加工）	770 事例	61.4%
類型3（食品以外の加工）	90 事例	7.2%

類型4（流通・販売）	463 事例	36.9%
類型5（都市との交流）	76 事例	6.1%
類型6（サービス業）	16 事例	1.3%
類型不明	14 事例	1.1%
計	1255 事例	100.0%

なお、事例をあげやすくするために作成した類型であったが、調査の最中からどの類型に入れるべきかという問い合わせが生じた。複数の類型にまたがる事例があったのである。明らかに主たる事業と従たる事業がある場合は、主たる事業の該当する類型で報告してもらったが、主従を決めにくいというものもあった。そこで、どうしても主従を決められない場合は、何れかの類型で報告してもらおうが、全体集計では複数の類型にカウントするようにした。いわば選択肢のある回答形式でいえば、複数回答の扱いである。最終的には、2割を超える事例が、事業内容としては複数類型に

表1 類型別にみた農村女性起業の活動数と構成比の推移

調査年度	農業生産	食品加工	食品以外の加工	販売・流通	都市との交流	サービス事業	その他	農村女性起業数全体
1992	39 14.2%	118 43.1%	32 11.7%	65 23.7%	25 9.1%	10 3.6%	-	274
93	150 12.0%	770 61.4%	90 7.2%	463 36.9%	76 6.1%	16 1.3%	14 1.1%	1,255
98	601 10.0%	3,738 61.9%	250 4.1%	2,394 39.6%	428 7.1%	39 0.6%	7 0.1%	6,039
99	514 8.3%	4,266 68.6%	279 4.5%	2,811 45.2%	479 7.7%	48 0.8%	20 0.3%	6,218
2000	460 6.7%	4,495 65.9%	260 3.8%	2,832 41.5%	482 5.6%	34 0.5%	42 0.6%	6,824
01	553 7.5%	4,962 67.7%	302 4.1%	2,976 40.6%	467 6.4%	30 0.4%	53 0.7%	7,327
02	835 10.8%	5,414 70.0%	317 4.1%	3,186 41.2%	611 7.9%	48 0.6%	43 0.6%	7,735
03	1,030 12.6%	5,912 72.7%	344 4.2%	3,570 43.6%	797 9.7%	57 0.7%	42 0.5%	8,186
04	1,259 14.5%	6,436 74.3%	350 4.0%	3,981 45.9%	955 11.0%	54 0.6%	39 0.4%	8,667
05	1,421 15.7%	6,816 75.3%	343 3.8%	3,999 44.2%	955 10.6%	55 0.6%	42 0.5%	9,050
06	1,553 16.4%	7,087 75.0%	342 3.6%	4,146 43.9%	1,039 11.0%	56 0.6%	60 0.6%	9,444
07	1,554 16.3%	7,091 74.4%	314 3.3%	4,103 43.0%	1,216 12.8%	94 1.0%	76 0.8%	9,533
08	1,769 18.3%	7,203 74.7%	307 3.2%	5,426 56.3%	1,700 17.6%	-	151 1.6%	9,641

(出所：澤野、2012。(表1-5))

カウントされることとなった。

類型別の構成比では、類型2（食品加工）が最も多く、約6割を占める。ついで類型4（流通・販売）が約4割で、この2類型でほぼ大半を占めていた。その後、女性起業といえば、農産加工と直売といわれた所以である。類型1（農業生産）が約1割強、さらに類型3（食品以外の加工）、類型5（都市との交流）がそれぞれ1割弱であり、最も少ない類型6（サービス業）は、1%と非常に少なかった。農林水産省は、その後継続的に事例数を把握していたが、表1（澤野（2012）より引用）が示すように、事例数が飛躍的に増えても、類型別構成比の順位は変化しなかった。

なお、全国調査では、女性起業の実態を、参加者の人数、年代、母体となった活動等々についても調査しており、そのデータから、当時の女性起業の平均的なイメージは、次のようにまとめられた。「10人前後の50歳代を中心とした女性たちが、生活改善実行グループや農協婦人部での出会いを通じて、仲間意識を育て、10年ぐらい前から、農産物の食品加工といった『自分たちの仕事づくり』に取り組んでいる。」（宮城、1996）

4. 農村の女性たちが新しい事業を起こすということ

農山漁村の女性起業の実態は古くからあると述べたが、経済的活動・継続的事業として、家族や地域社会から認められていたわけではない。女性たち自身の収入と経営参画を実現する事業として認められるには、相応の困難があった。また、その困難ゆえに打開策を考え、工夫をこらすことが、女性たちのエンパワーメントにつながり、また、前例にこだわらない仕組みづくりにつながっているとみえる。

女性たちが家業に携わるのはあたりまえであるが、「家族従業」は対価の必要な労働と認められていなかった。その意味では、後継者の労働と同じ性格を持つが、後継者の場合、いずれ農業経営を後継する段階にはあらゆる生産手段を継承する

という前提がある。しかし、女性配偶者（妻）にはその機会がない。夫の親からの世代交代の際には相続権もないし、夫の死亡時には相続税対策のために相続放棄を求められることも少なくない。女性は、農業労働に従事し、経営主の妻として生活面を含む管理運営を担っていても、無収入・無資産のまま、生涯を終える可能性が高いのである。

補助的労働者とみなされ、一人前の農業者として認められていないと、職業技術の研修機会もない。食品加工や調理技術は家族内・地域内で継承されており、生活改善実行グループなどで意図的に研修が行われた場合も、生活技術としての研修であった。職業技術研修の対象として女性が位置づけられたのは、女性起業支援が政策として位置づいて以降のことである。主に、販売や経営管理・商品化に関する研修が行われた。

女性個人としては無収入・無資産なので、起業資金がない。そのため、女性たちは自分たちでできることやものを、持ち寄りしかなかった。まずは労働と現物出資、そして出せる範囲の現金出資、そして経験知による事業運営である。つまり、労働者であり、出資者であり、経営者を兼ねるという形態は、理念的に求められたというより、実際的な問題解決の方法として生まれたのである。個人起業よりもグループ起業が多いのも、そのためである。ただし、グループ経営は、任意団体のままでは事業体として契約行為が行えず、代表者個人にかかる責任が重い。全国調査では8割を占めたグループ起業であるが、起業支援がゆきわたるにつれ、少しずつ減少の傾向をみせた。

また、補助金や融資の対象として、女性は見逃されていた。政策的に支援の対象となったことで、その点は解決の可能性が生じた。小規模融資が効果的と思われたが、補助金による施設整備や公的施設の利用を女性グループに認めるといった動きも生まれた。女性たちは地域へのこだわりが強く、その事業は地域とのつながりが強い。結果として、農産加工や直売の売り上げは、地域内に還流する。加工原料の生産拡大や農地利用の拡大が起こる。都市の消費者が流入すれば地域振興も実現する。

経済的活動を行っている事業体（「ビジネス」の主体）であるが、女性たちの起業目的には、地域全体への貢献という「志」との調和が欠かせないのである。

農村社会の中では女性は不利であったが、都市部の女性たちに比べれば、優位な点も多々あった。農産物や環境資源といった地域資源は潤沢であり、共同的労働の経験が多いことは、何といても強みであった。また、都市のように人材を募集できるというわけにはいかなくても、地域社会の人的ネットワークは、人材や資源がどこにあるかを探し出すことには長けている。先にグループ起業が多いと述べたが、個人起業の場合でも、その事業を応援する体制や団体があることが多い。女性は結婚によりコミュニティのメンバーになることが多かったが、コミュニティの中で、人的ネットワークを築き、信頼を得ていなければ事業を起こすことは難しい。起業する女性たちが中高年であるのは、やむを得ないことでもあったのである。

5. 女性起業の発展

女性起業が、時代に促されて発見されたということは、他の新たな変化と共鳴する点があったことは当然ともいえよう。しかし、その共鳴や影響は、活動内容ごとの違いもあった。そこで、現在に至る女性起業の展開を、類型別にみておくこととする。

5.1 類型1（農業生産）の展開

類型1は、女性が農業生産を担い、経営参画している事例であり、女性後継者が部門経営を担ったり、女性向けの野菜を中心とした作目部会を設置するといった事例がみられた。しかし、類型1については、女性起業として注目されるというより、その後、家族経営や生産組織への男女共同参画の推進や女性の登用という取り組みによって、他の類型とは、異なった支援が実現し、女性起業とは異なった展開となった。

家業としての農林漁業の経営主は男性が主で

あったが、夫とともに家業に従事するなかで、経営のパートナーとしての力をつけた女性たちがいた。あるいは、夫が農外の兼業を主とし、妻が実質的に農業経営を引き受け、かつ十分にその役割を担っている事例もあった。地域によっては、女性の後継者が部門経営を担ったり、女性グループが新たな作目導入を図るということもあった。実質的な担い手となった女性たちは、地域と家族の状況により多様な状況におかれていたが、いずれにせよ、形式的には一人前の農業者、職業人として位置づけられていない女性たちは、実態にふさわしい形式を必要としていた。これに応えたのが家族経営協定である。女性単独であれ、夫婦共同であれ、経営主としての実態を、家族内だけでなく家族経営体の外に向けても、表現・主張できることとなった。

このようなすでに実態として農業経営に参画している女性たちへの支援を「妻たちの男女共同参画」と呼ぶならば、その後、「娘たちの男女共同参画」も進み始めた。次世代においては、男女にかかわらず農業経営に意欲を持つ人々が、農業経営主になる道筋を増やしていく試みが始まっている。この試みは農家子弟だけでなく、非農家の新規就農希望者へも開かれたものになる可能性がある。女性に限定されない「農業ベンチャー」というような動きも生じてくるかもしれない。その際には、これまで農山漁村のコミュニティが農業後継者を育成してきたシステムを全面否定するのではなく、そのシステムを再評価し、開放的なものにしていくことに留意すべきではないだろうか。

5.2 類型2（食品加工）の展開

自給用や規格外で出荷できない農産物、あるいは収穫のピーク時に余剰となる農産物の加工は、女性たちにとって家事の一部であり、生活技術であった。家庭や地域で伝承されるものばかりでなく、各自が試行錯誤しながら、我が家の味や自分の味を追求できるものであり、消費者の関心と呼んで商品としての可能性が生じたとき、最も取り組みやすい事業であった。しかし、商品として不

特定多数に安定供給しようとするれば、生活技術とは異なる職業技術が必要になる。食品安全や表示義務等の法的責任も発生する。すでに加工技術の基盤があるとはいえ、一定の条件を備えた加工所も必要である。しかし、これらの支援は、行政や農協として比較的支援しやすい分野ともいえる。そのため結果的に、農産加工が女性起業の中核的事業になったともいえよう。食品産業とは一線を画すこだわりとして、地域食材、伝統の味、手作り、あるいは希少性などが商品価値となった。

5.3 類型3（食品以外の加工）の展開

食品以外の加工は、それほど多くはない。しかしながら、ポップリ、ドライフラワー、石鹸、入浴剤、化粧品などといったものは少数ながらあった。また、編み物・染物・機織りや木工・竹細工・つる細工・炭焼きなど、伝統な生活技術と趣味的な達人芸が相半ばした活動から、新規の商品が生まれている事例もある。

5.4 類型4（流通・販売）の展開

流通・販売事業としては、直売所・農家レストランが代表的なものであるが、女性たち自身による直売所は小規模なものが多いし、農家レストランも個人の自宅を開放するような小規模なものが多い。女性起業による直売所が、コンビニだとすると、郊外型スーパーといえるような農協直営のファーマーズマーケットや道の駅事業による直売施設も増えていった。特に、地域振興のために行政や農協が直売施設に飲食施設を併設する場合、すでに加工や調理技術をもつ女性たちを、担い手として登用するという事例も見られた。あるいは、福祉・教育・文化施設などの公共的施設で飲食部門を必要とする場合にも、実績をもつ女性起業が登用されることがあった。女性起業が地域性のある飲食を提供できること、営利追求でないことなどによって選ばれたのであろう。

そのような公共性のある農家レストランのなかには、営利以外の目的を明確化し、コミュニティカフェやコミュニティレストランと名乗る事例もで

てきた。さらに食育と結びついた動きの中からは、コミュニティキッチン（ともに調理するという意味で台所の共有）とよびたいような事例も生まれている。

5.5 類型5（都市との交流）の展開

観光農園や市民農園を想定した類型であったが、全国調査時点で予想外に多かったのは民宿の事例であった。同時期に政策化されたグリーン・ツーリズムの展開とともに、滞在型余暇の拠点として民宿も多様な展開をする。漁家が釣り宿を運営する場合、夫が釣り船を担当し、妻が民宿を担当するというような事例やスキー民宿などは、すでに存在していたが、山間地の林家や牧場などでは、景観や動物との触れ合いなどの特色を活かした民宿経営が始まった。また集落単位での宿泊施設運営なども見られるようになる。通常の宿泊業では、宿泊と飲食は一体化しているが、グリーン・ツーリズムでは、B & B（Bed & Breakfast、ベッドと朝食のみ提供するスタイル）や自炊型の簡易な宿泊提供と、農家レストランによる飲食提供を地域内で分担する場合もみられた。また、農山漁村らしい生活を体験してもらうための試みも、多様化していくなかで、民泊（体験料を受け取るが、宿泊営業は行わない）という試行も行われた。

5.6 類型6（サービス業）の展開

都市の女性起業も、食に関する事業が多いが、介護や保育サービス、さらには情報提供やIT関連サービスなどがみられた。全国調査では、農山漁村におけるサービス業として、類型4や類型5以外のサービス業を挙げてもらうために、類型6を設定したところ、僻地季節保育所の運営、個人による学習塾や習字教室などがあげられたが、その数は非常に少なかった。なかでも、僻地季節保育所は、公立の保育所設置が予定されているので、調査の年に事業を終了するというものであった。高齢者介護については、その後、住民主体のミニデイサービスやヘルパー事業・配食事業などが、全国的に展開されるが、この当時の農山漁村

では、ボランティア活動にとどまっていたためか女性起業としては、挙げられなかった。その後の保育や介護の社会的位置づけの変化を考え合わせると、女性たちが必要を感じ、互いの助け合いから始まった試みが、社会的な仕組みに展開し、公的事業と位置づく場合があるという典型的な例を示しているといえよう。

また、グリーン・ツーリズムの目的に「子どもたちの貴重な体験・学習活動」が位置づいていたこと、「食育活動の推進」などによって、農山漁村の女性起業が特色のある学習活動や体験の場を提供することとなった。長年地道に、学校給食への地場農産物提供や、魚食普及に取り組んできた女性たちの活動が脚光を浴び、展開されるようになったのも、その後のことである。体験サービスの事業化、ボランティアの事業化といえよう。

6. 時代の先駆けとしての女性起業

6.1 NPO（民間非営利組織）の先駆け

阪神・淡路大震災（1995年1月17日）以降、ボランティアの継続的活動の支援や事業化についての議論が活発化し、NPO（民間非営利組織）に法人格を付与する特定非営利活動促進法（通称NPO法）が成立したのは、1998年3月である。その間、国際的な調査結果が報告され、日本におけるNPOについても多くの議論があった。「非営利」とは何かという議論の中で、「営利を目的としない」「利益を関係者に配分しない」といった共通認識が作られていった。

筆者が最も注目したのは、NPOにおけるミッション（使命）の存在である。NPOに関する議論をリードした山岡義典は、「非営利組織（NPO）と営利組織（FPO）は、それぞれの特徴を持っているが、連続的な関係にある」と指摘し、ミッション（使命）とプロフィット（営利）のどちらを優先・重視するかという相対的な違いであると説明している。また、ミッション（使命）指向が強ければ運動性が高く、プロフィット（営利）指向が強ければ事業性が高くなるとも述べている²⁾。さ

らに、NPOの一般的な組織化過程について、パッション（人間の情熱）からミッション（社会的使命）への過程を整理している。個人が何らかのパッションを持っている状態をNPP（Non Profit Person 個人）とし、そのパッションに基づく発意・呼びかけに「共感から参加へ」という過程が生じるとNPG（Non Profit Group 仲間・集団）となる。さらに「責任ある参加」を得てNPO（Non Profit Organization 団体）となり、制度的な保証をもつことによりNPC（Non Profit Corporation 法人）になると説明している³⁾。

このNPOにおけるミッションとプロフィットの関係は、農山漁村の女性起業の「志」と「ビジネス」と重なっている。まさに、女性起業はNPOの先駆けであるといえよう。「地域内発型起業」の萌芽とされた女性起業は、「ビジネス」をめざして事業性を高めることが期待されたが、「志」をめざして運動性を高める可能性もあったのである。実際に、特定非営利活動促進法が施行されると、NPO法人格を取得する女性起業も登場した。法人格の選択は、まさに女性起業の目指す方向によって、主体的に選択されるものである。北海道でチーズ加工に取り組むNPO法人の代表女性は、「私たちが地元の牛乳を使ってチーズ加工を行うのは、乳製品を使った食文化を広げるためだから、NPO法人を選んだ。確かに加工品の販売も行っているが、ここで技術を身につけて商品販売をしっかりとやりたい人は、NPOから卒業し、独立して営利活動を行えばよい」と語っていた。NPOとしての活動と独立した人々の営利活動は地域の中で両立できると判断しているという⁴⁾。

6.2 コミュニティ・ビジネスの先駆け

農山漁村の女性起業は、個人起業にせよ、グループ起業にせよ、コミュニティの支援がなければ成立しないといってもよい。公式・非公式のいずれにせよ、実際的な支援あるいは支援を可能とする体制がある。地域で信頼を集めている人物がメンバーに入っている、あるいは顧問ないしはお目付け役的な位置にいるということが、地域からの信

頼を裏付けているといった精神的な支援もあるし、地域の共有的な財産（施設や場所の提供）の利用を認めるといった物理的な支援もある。物心いずれにおいても、地域外からはなかなか見えない形の支援もある。活動表彰によって賞金を受けた女性起業が、その賞金を自治体に寄付する、ないしは地域全体に役立つことに使うという事例をいくつか見聞きするうちに、女性たちがコミュニティからの支援をしっかりと受け止めていることに気づかされた。女性起業は、コミュニティ・ビジネスなのである。

1994年から「コミュニティ・ビジネス」を提唱し、実践活動を行っている細内信孝によると、コミュニティ・ビジネスの定義は、「地域コミュニティを基点にして、住民が主体となり、顔の見える関係の中で営まれる事業をいう。またコミュニティ・ビジネスは、地域のコミュニティで眠っていた労働力、原材料、ノウハウ、技術などの資源を生かし、地域住民が主体となって自発的に地域の問題に取り組み、やがてビジネスとして成立させていく、コミュニティの元気づくりを目的とした事業活動」（細内、2001）である。その特徴は次の4点である（細内、2006）。

- ① 住民主体の地域密着のビジネス
- ② 必ずしも利益追求を第一としない適正規模・適正利益のビジネス
- ③ 営利を第一とするビジネスとボランティア活動の中間領域的なビジネス
- ④ グローバルな視野のもとに、行動はローカルの開放型ビジネス

この4つの特徴のうち、①については、農山漁村の女性たちが自らの地域で事業を起こしていることはもちろんであるが、地域にこだわる女性起業は、直売所でいえば出荷者、農産加工でいえば農産物生産者という地域内の多くの人々を巻き込んだ事業展開をしている。②③については、NPOと共通する特徴である。④について、地元の食材を活用して飲食を提供する女性たちは、自分たちにとって当たり前のものが商品になる、さらにはその商品のために遠くからくる消費者がい

ることに驚くが、そこから現代社会の問題を見抜いているともいえる。女性たちは自分たちの味や調理法へのこだわりは強いが、経営や商品化のノウハウはオープンである。女性たちは自分たちが責任をもって作れる分量に限りがあることを知っている。売れるからと言ってそれ以上作ろうと無理をすれば、地域外の材料を使用することによって味が変わるし、品質に責任がもてない。作り方を広げれば、それぞれの地域で一番いいやり方で、もっとたくさんの人が安心しておいしいものを食べることができるという。

コミュニティ・ビジネスは、農山漁村の女性たちが取り組んでいる活動より、もっと広範なものであるが、農山漁村の女性起業の取組みが、その典型的な先駆けであるということは間違いないだろう。

6.3 グリーン・ツーリズムの担い手

「新しい食料・農業・農村政策」（1992年）において、政策課題として取り上げられたグリーン・ツーリズムは、「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」と定義され、農村の活性化、都市と農村との共存関係の構築のための施策として提案された⁵⁾。その後の国の施策や各地の自治体あるいは住民の自発的な活動により、全国に展開していく。体験型民宿や農家レストランの整備が求められていく中で、女性起業が担い手となるものも多く見られた。

山崎光博は、「カントリー・ビジネスの展望」と題する講演（2003年3月10日）において、「グリーン・ツーリズム」「地産地消」「女性起業」の三者が相互に関連しつつ「カントリー・ビジネス」を展開するであろうと指摘した。その際に「グリーン・ツーリズム」は農村空間で営まれる暮らしや文化に注目するもの、「地産地消」は農業生産物に注目するもの、「女性起業」は主体として注目するものであるとの説明であった。確かに、女性起業は農村空間の暮らしや文化の価値を再評価し、地元の農産物を地元で消費することに貢献す

る事業を担うという意味で主体である。女性起業が展開してきた事業は、民宿と農家レストラン以外にも、グリーン・ツーリズムに貢献するサービスを作り出していく可能性を秘めている。

しかし、ここで考えておきたいのは、モノを生産し、サービスを提供する生産者としての農山漁村住民と、モノやサービスの消費のために対価を支払う消費者としての都市住民という関係性をそのままにして、滞在的余暇活動としてのみ展開し得るのかということである。グリーン・ツーリズムは、滞在的余暇活動によって、生産者と消費者が出会い、交流する機会である。それは市場を通じた効率的な交換過程では、途中でそぎ落とされていたり、見落とされていた何かを、直接交換できる場ではないだろうか。その交換によって、生産者と消費者の間には、一時的・一回限りの関係性ではなく、反復的・持続的な関係性を生じるのではないだろうか。この新たな関係性こそ、生活者同士の関係性に育つものではないかと、筆者は期待する(宮城、2008)。

6.4 6次産業の担い手

筆者は、農山漁村の女性起業を、「1.5次産業」と表現してみたことがある。1次産業に付加価値を追加する産業という意味を伝えたいと考えたのである。しかし、「1.5次」では、1次産業と2次産業の間であり、3次産業(サービス)の価値を付加していることを表現できない。そんな時に「6次産業化」という表現に出会った。

「6次産業化」を提唱した今村奈良臣は、当初、1次産業である農林漁業と2次産業である食品産業、3次産業である流通・販売業を結合した産業として6次産業を提唱した(今村、1997)。その後、「足し算ではなく、掛け算が望ましい」と再提唱している。1次産業が「ゼロ」になると6次産業は成り立たない、さらに単なる寄せ集め(つまり足し算)では不十分で、有機的・総合的結合(つまり掛け算)を図らなければならないとの指摘である(今村、1998)。6次産業の担い手は、もちろん女性に限定されてはいないが、女性パワー・

高齢者パワーが推進力になるとも指摘している(今村、2000)。また、六次産業化法に基づく事業においては、女性起業のような小規模な事業ではなく、大規模かつ広範なものがほとんどのようである。しかしながら、6次産業が、生命産業である農林漁業を基盤とし、地域資源を活用し、地域の人材によって担われる事業であるならば、女性起業から学ぶべきことは多いだろう。女性起業は、小さいながらも先行モデルとしての意義を持ち、また地域に6次産業が成立するためには、相応な役割を果たす担い手たりえることが期待できよう。

7. 当事者性と持続可能性

これまでのべてきたように、農村の女性たちが副業的な活動に取り組むのは、昔からあたりまえのことであった。そのあたりまえの活動が経済的事業として注目され、農林水産業施策の支援対象となったのは1990年代半ばのことである。あらゆる施策が男女共同参画の視点から点検されたとき、農山漁村の女性たちの抱える課題が表面化した。家族経営農業の中で、アンパイドワークを担いながら経営リスクをも担ってきた女性たち、世帯単位を基本とする地域活動の中で、個人としての発言や能力発揮の場を持たなかった女性たち。そのような女性たちのエンパワーメントの場となり、経済活動や地域振興に貢献する機会をもたらしたのが、女性起業であった。女性自身が経営責任を担い、自らの収入を確保している女性起業は、いまや、どこの農山漁村にもみられるが、女性たちの活動の実態を明らかにするには、「女性起業」という言葉=新たな視点が必要だったのである。

農村の女性起業の特徴は前述したようにいくつかあるが、第一に「志」と「ビジネス」の調和、第二にその多面性・多様性・柔軟性をあげたい。これらの特徴は、女性起業が、民間非営利団体(NPO)やコミュニティ・ビジネスの先駆けであり、グリーン・ツーリズムや六次産業化を支える主要な担い手たりえた要因でもある。このような

特徴を踏まえたうえで、あらためて「当事者性」という観点から、農村女性起業について論じてみたい。さらにその「当事者性」からもたらされる事業の「持続可能性」とはどのようなものと想定すべきかを検討したい。

7.1 自らのニーズに応える事業

筆者は、農村の女性起業を「等身大の事業」と指摘したことがある。自分たちのできることから始め、目の届く範囲・手の届く範囲で、自らの必要に応じた規模を守るという意味で用いた表現であった。農村の女性起業は、まさに自分たちのニーズに応じて事業を作り出し、運営してきたという点において当事者性が高いといえよう。ニーズが多様であれば事業内容が多様になるのは当然であるが、同じニーズでも環境条件が異なれば、異なった事業内容になる。ニーズの変化に応じた柔軟性も兼ね備えている。福岡県の住宅地で直売所を経営する女性は、「全国各地の直売所を見にいったけれど、私たちのやりたいような直売所はなかった。」と語っていた⁶⁾。彼女の目指す直売所は、農業者の思いをしっかりと都市住民に伝えられる直売所である。農産物販売とみるならば、朝市も直売も移動販売もみな同じ分類とされようが、女性起業の実態は販売方法も組織運営も、志によって多様である。また、モノを売る以外の効果を指摘する声も多い。

岩手県で直売と加工を行う女性は、次のように述べている。「おばあちゃんたちは嫁さんからも息子にも大事にされてはいるけれど孤独なんです。そのなかで私たちといっしょに作業をすると、帰りに今日は嬉しかった、楽しかったと言うんです。そうすると私も嬉しくなります。」⁷⁾

7.2 今、ここでなければならない

今、ここにある自分たちのニーズに応えるためには、当事者性の高い事業は、地域密着型にならざるを得ない。利益を求める事業のように、有利な条件を求めて、立地を選定することはできない。

今、ここで起業しなければならない。また、地域外のニーズを取り込むために事業を拡大する必要もない。利潤優先でなければ、結果的に適正規模・適正利益になる。

小さいニーズや散在（空間的・時間的）するニーズに地域内で応えようとするれば、当然、採算性は低くなる。一つの事業体で採算性の低い事業を維持するためには、複数の異なる事業を組み合わせる複業（マルチビジネス）にならざるを得ないし、個人にとっては副業（サイドビジネス）にならざるをえないことも多いだろう。「ビジネス」を第一に考えるのでは、とうてい「割に合わない」もののなかに、当事者たちが優先する価値が含まれていることを視野に入れる必要がある。

7.3 事業の評価は自分たちで

当事者性が高いということは、事業の成果を自分たちが評価できるということである。点数化や顧客満足度調査に頼る必要もなく、自らのニーズが充足されているかどうかは、実感できる。静岡県直売所で、来店者のアンケート調査を実施したことがある（宮城、2003）。そこでアンケート結果から把握できた来店者の属性（性別・年代・来店目的・来店頻度・交通手段・居住範囲等）は、事前に経営している女性たちに聞いていたものとはほぼ一致していた。彼女たちは、毎日の接客のなかで、マーケットリサーチをほぼ完全に行っていたのである。また、それが可能な規模であったということもできよう。自らの実感にもとづいて、季節ごとに売れる品物の出荷を呼びかけ、品ぞろえを効率的に展開し、出荷者自身が値段をつけることによって小さな直売所で驚くような売り上げを実現していたのである。

自分たちのための事業ならば、自分たちの必要性がなくなれば廃業してもよいということでもある。当事者性の高い事業において、事業が継続するということは、起業メンバー以外の当事者が地域の中に生まれていると考えられよう。

7.4 後継者の存在

しかし実際は、いずれの事業においても、後継者は課題となっている。特に農村女性起業は、4.で触れた理由もあり、起業時にすでにかなり高齢の場合が多い。数年しか継続できないのではないかと憂慮されることもままある。しかし、いまや日本の女性の平均寿命は世界一である。しかも高齢まで長生きした人々の余命は、同じ世代の平均寿命より長い。よほど大きな事業や完成まで時間のかかる事業を望まない限り、高齢者の起業も可能である。

また、当事者性の高い事業は、本来自らのニーズを充足すればよいのであって、他者のニーズ充足のための継続は望まないはずである。農村の女性起業が後継者を問題にするのは自分たちのためではなく、社会的責任が生じた場合、しかも継続的に生じた場合であることが多い。7.3で紹介した静岡県の直売所の女性は、「このお店をやってきて、私たちは苦勞もしたけど、十分楽しませてもらった。年齢を考えると辞め時を準備しなければならない。しかし、ここまで続くと出荷者やお客さんのこともある。なんとか地域の財産として残す方法を考えたい」とも述べている⁸⁾。しかしながら、事業の継続がコミュニティに必要とされれば担い手は生まれる。場合によっては、高齢者数人分の働きの方は、若者一人の働きでも代替できるかもしれない。代替できないのは、知恵に基づく志と経験に基づく技術であろう。その継承こそが最も重要な課題になろう。

後継者がいないということは事業の成果が共有されていないということかもしれない。これは大いに問題にする必要がある。農村女性起業でよく聞くのは、後継者も女性ということである。女性起業の「志」は女性のほうが共感しやすいのかもしれない。その意味では、次世代の女性のエンパワーメントは、起業した当事者たちの最後の仕事になろう。「志」を共有できる男性を門前払いにすることはないが、男性の参加によって、次世代の女性の経営参画が困難になることを憂慮・警戒

する声はまだまだある。

後継者がいないもう一つの可能性は、ニーズがすでに消失しているか、課題が解決している場合である。つまり、地域には新たな当事者がいないということである。その場合は、事業の継続に苦慮する必要自体がないということになる。

7.5 事業は変化しながら持続する

当事者性の高い事業は、常に変化しながら継続する。農村の女性起業では、「農産加工」あるいは「直売」から始まる例が多い。どちらが先にせよ、「農産加工」+「直売」がそろうと、中食（仕出し・弁当・惣菜販売等）・外食にかかわらず「飲食」が追加され、さらに「体験」や「宿泊」が開発する傾向にある。一つの事業体によるだけでなく、地域内で他の女性起業が分担して、ネットワークを作ることもある。地域内のニーズ、特に生活ニーズに応えた事業は、福祉や教育と結びつきやすい。すでにある福祉施設や教育施設との連携だけでなく、あらたなサービスを創出することもある。そうなれば、女性起業によって新たな経営体の数が追加されたというだけでなく、新たな事業・サービス・働き方・運営の仕組み等々が創り出されていくことになる。

社会の変化に応じて事業が変遷することは、女性起業だけのことではない。農林漁業に限定してみても、あらたな作目の導入や生産者の組織化や産地形成等々、いずれも地域の農林漁業を継続するための経営判断の積み重ねとみることもできよう。しかしながら、1990年代から現在までの農山漁村において、女性による起業が果たした役割は決して小さくはない。農村の女性起業は、男女共同参画という時代の要請を受けて、農山漁村の女性たちがエンパワーメントする場であった。その場でエンパワーメントした女性たちは、たとえ、その事業を後継者に譲り、あるいは事業をやめたとしても、起業以前には戻らない。開発された能力・向上した発言力・獲得した社会的地位を活かして、地域社会に貢献することであろう。農山漁村の地域社会は人口規模も人口密度も小さいた

め、個人のエンパワーメントが効果的に発揮可能な生活空間である。「中長期ビジョン」がめざした姿のさらに先を目指して、持続可能な生活を実現する試みは、今後とも続いていくであろう。

注

- 1) 「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン」公表後、女性に関するビジョン研究会編『2001年に向けて—新しい農山漁村の女性』創造書房 1992年が出版され、その内容が広く普及された。
- 2) 3) 山岡義典編著『NPO基礎講座』『NPO基礎講座2』『NPO基礎講座3』ぎょうせい、1997～1999および山岡義典編著『NPO実践講座』『NPO実践講座2』『NPO実践講座3』ぎょうせい、2001～2003の6冊は、NPOに関する議論の経過が理解できる。ミッションとプロフィットについては、『NPO基礎講座3』『第1章市民活動に求められる人と金のマネジメント』、組織化の過程については、『NPO実践講座』『第1章ミッションを組織化するとはいくことか』参照。
- 4) 2007年、NPO法人八雲ハンドメイドの会（北海道八雲町）の現地調査におけるインタビューより。
- 5) 日本村落研究学会編『年報村落社会研究第43集グリーン・ツーリズムの新展開—農村再生戦略としての都市・農村交流の課題』2008年4月、農山漁村文化協会には、グリーン・ツーリズムに関する6編の論文が掲載されている。わが国におけるグリーン・ツーリズムの政策的導入や各地における展開については、荒穂豊「日本農村におけるグリーン・ツーリズムの展開」が整理している。
- 6) 直売所ぶどう畑の経営者新開玉子さんとは、2000年に座談会で同席した。その後、直売所を訪問した時の発言である。座談会の記録は、『自然と人間を結ぶ』第9号、2000年5月号、農山漁村文化協会に掲載されている。
- 7) 前掲の座談会に記録されている鎌田政子さん（加工販売施設「ぼ・ぼ・ぼハート」）の発言
- 8) 前掲の座談会に出席している藤森文江さん（特産品直売所「四季の里」）は、地域の財産として残す準備について、この座談会のほか、著書『「食」業おこし奮闘記』1999、農山漁村文化協会でも述べている。筆者は、1992年の最初の現地調査以来、何回か現地に向い、このような趣旨の発言をうかがった。現在は村内から公募した女性がメンバーとして加わっている。

引用・参考文献

- ・ 今村奈良臣『農業の第6次産業化をめざす人づくり』1997、21世紀塾
- ・ 今村奈良臣『地域に活力を生む、農業の6次産業化』1998、21世紀塾
- ・ 今村奈良臣「女性パワーで農業の六次産業化の推進を」『自然と人間を結ぶ』第9号、2000、5、農山漁村文化協会
- ・ 上野千鶴子・中西正司編著『ニーズ中心の福祉社会へ—当事者主権の次世代福祉戦略』2008年10月、医学書院
- ・ 岡部守編著『農業女性による起業と法人化』2000、筑波書房
- ・ 澤野久美『社会的企業をめざす農村女性たち—地域の担い手としての農村女性起業—』2012、筑波書房
- ・ (社)地域社会計画センター「農村婦人の起業が地域社会および経済の活性化に果たす役割と今後の発展方向に関する調査報告書」(農林水産省委託調査) 1993年3月
- ・ (社)地域社会計画センター「農村の女性起業における女性の主体性と能力発揮に関する調査研究報告書」(農林水産省委託調査) 1994年3月
- ・ 林賢一・諸藤享子・宮城道子『女性起業活動と農村振興—食アメニティコンテスト受賞事例に学ぶ—』農村工学研究 76、2008.3、農村開発企画委員会
- ・ 藤本保恵『農村女性起業の経営的可能性』日本の農業—あすへの歩み—228号、2004.3、農政調査委員会
- ・ 細内信孝編著『地域を元気にするコミュニティ・ビジネス—人間性の回復と自立型の地域社会づくり』2001、ぎょうせい
- ・ 細内信孝編著『みんなが主役のコミュニティ・ビジネス』2006、ぎょうせい
- ・ 宮城道子『農村で始める女性起業—もうひとつの夢づくり—』(社)農山漁村女性・生活活動支援協会、1996
- ・ 宮城道子「中山間地域における女性起業の成立基盤としてのコミュニティ—「四季の里」利用者アンケート調査から—」中山間地域における持続発展型農村経営の方法に関する研究(平成14～16年度科学研究費補助金(基盤研究(A)(1))14年度成果報告書(研究代表者藍澤宏)、2003.3
- ・ 宮城道子「中長期ビジョンから13年—女性起業が果たした役割」、農政ジャーナリストの会編『日本農業の動き No.157、女性が変わる農業・農村』農林統計協会、2007
- ・ 宮城道子「グリーン・ツーリズムの主体としての農村女性」日本村落研究学会編『年報村落社会研究第

<特集論文2>

43 集グリーン・ツーリズムの新展開—農村再生戦略としての都市・農村交流の課題』2008、農山漁村文化協会

・ 諸藤享子「農村女性の起業活動」『新規開業白書 2008年版』2009、中小企業リサーチセンター

宮城 道子（ミヤキ・ミチコ）
十文字学園女子大学

「生活優先社会」の実現に求められる視点 —中長期ビジョン再考—

Required viewpoints for the realization of “life priority society” — Reconsideration of the Medium to Long Term Women’s Policy Vision

諸 藤 享 子
Kyoko Morofuji

Abstract

In Japan, agriculture and rural societies have been maintained by small scale family farms that occupies majority in number among farm management bodies. Almost women farmers are those who engaged in agriculture by marriage into farm households, and have been as important workers in the farms. Current paper focuses on two issues with regards to women’s policy.

The first issues is the examination of the “life priority society” addressed by The medium to long term women’s policy vision in 1992 which showed the important turning point in the women’s policy. Although The medium to long term vision showed successful result to some extent, there was limitation derived from conventional gender based social dualism paradigm. For the realization of “life priority society”, the approach of “universal policy for all citizens” by social consensus building process transcending such conventional paradigm.

The second issue is the status of married in farm women who have been limited various rights to local resources. For women to select by themselves the rural area as their own living base, the values in the rural areas, and the way for them to demonstrate their abilities need to be found by themselves. To this make possible, the farm households, and rural society should be the place where the potential of human activities can be enhanced. By this, the “life priority society” can be realized. Considering the realization of “life priority society”, should the basic unit be household or individual? This is the question that is unsolved but urgent consideration is needed.

Keywords: farm household women, “life priority society, gender perspective, “universal policy for all citizens” by social consensus building process, formation of own living base

要 旨

農業・農村は、多数を占める小規模家族農業による農家によって維持されてきた。そして、女性は婚姻就業が一般的であり、女性も農家の重要な一員である。そこで、本稿では、第一に、農政における女性施策について、

大きな転機となった「中長期ビジョン」が示した「生活優先社会」に関する検討をジェンダーの視点から行った。同ビジョンについては、一定の成果を認めながらも、その限界を指摘し、二元論的社会構造を超えた、国民的・社会的合意形成のもとに「すべての人々にとってよりよい普遍的な政策」の必要性を提案した。第二に、婚姻就農による女性（農家女性）にとっての、暮らしの「場」について考察した。農家女性が、農業・農村を「場」として選択するには、そこに継承するもの・伝承するものとしての価値と自身の個性の活かし方を見出し、そこに暮らすことの意味や意義、必然性を安心感とともに実感できることが不可欠である。そのためには、「人間的活動のポテンシャルティ」が高められる空間としての農家・農村であることが求められる。

国民的・社会的合意形成による普遍的な施策のもと、農家・農村を農家女性が依って立つ「場」として形成・獲得できたときに、「中長期ビジョン」が描いた「生活優先社会」の実現が近づくだろう。

同ビジョンは、世帯単位を前提としている。農家がこれまで維持・存続させてきた農業や農村の在り様について、私たちは方向性を見出していかなければならない。世帯単位か個人単位か、検討が急がれる課題である。

キーワード：婚姻就農女性（農家女性）、生活優先社会、ジェンダーの視点、国民的・社会的合意形成による普遍的施策、「場」の形成、

1. はじめに

1-1 結婚を機に就農する女性

農林水産省のホームページに2014年元日にアップされた農林水産大臣年頭所感では、「攻めの農林水産業」の推進が最優先に掲げられている。同省では、農業の「担い手」¹⁾として市場競争力のある個別農家や農業事業体を集中的に支援している。そうした状況において、農家総数に占める兼業農家数の割合は年々減少傾向にあるものの、いまだ約7割に及んでいる。また、年間販売金額100万円未満の農家数は約6割、経営耕地面積1ha未満の農家数も約6割と、農家総数の過半数を占めている。このように、依然として小規模な農家が多数を占めているのが、日本の農業・農家の現状である²⁾。これらの農家は、年金や兼業でその生計を維持し、農業・農村の多面的機能を維持するために山林や水路の管理等の役務を果たしている。そして、この小規模家族経営による農家・農業の継承によって農村の機能は維持・継承され、社会が経済不況や政治的・社会的困難（例えば、戦中・終戦直後、最近では東日本大震災など）に

陥ったとき、人々が生活に窮したときの受け皿として、その包容力が社会に必要とされてきた。

昨年、農林水産省が実施した調査（回答者数2,070人）結果³⁾によると、女性の就農状況については「配偶者の実家の農業に携わっている」が54.9%と過半数を占めており、世代が上がるにつれてその割合は多くなっている。最近では、政策誘導⁴⁾の影響もあって、20代の農業法人就農者数が増加しているものの、実際のところはこの結果が示すように、女性は婚姻先の農家での就農が一般的である。つまり、女性は家族農業の重要な構成員であるといえよう。

このことを示すかのように、2014年元旦の主だった農業関連の新聞を見てみると、日本農業新聞の2面には「命、食の〴〵守り手、欠かせぬ女性の力」と題して、「国際家族農業年」にちなんだ家族・小規模農業の役割、家族農業における女性の役割・貢献に関する特集が組まれていた。また、農業共済新聞2、3面には、「工房を軸に女性が活躍」と題して、農産加工や食育体験、農産品の直売など、「集落営農」⁵⁾における女性の活躍が大きく掲載されていた。女性農業委員の登用を推進

している全国農業会議所が発行している全国農業新聞では、2面の新春インタビューにおいて、同会議所会長の「女性・青年農委の登用を」と題した年頭挨拶が示されていた。このように実際の農家と密着している農業関連の諸団体においては、家族農業や地域農業における女性の評価は高く、その存在は不可欠なものとして位置づけられている。

1-2 余所者から始まる農家・農村の女性

婚姻就農が多数派を占める農家・農村の女性は、その家と地域にとって余所者からスタートする。この点に着目した秋津ら（秋津ら, 2007）は、女性と農村の関係について次のように整理している。女性は、起業活動による活躍によって窮地に立たされた農村を救う「救世主」であると同時に、都市の女性と比較して抑圧されてきた「犠牲者」である。この背景には、男性は、当該地で生まれ育ち、集落の自然資源や文化資源、地域資源全般へ、独占的にアクセス可能であるため、当該地に対するアイデンティティを築き易い。対して、女性は、地域資源管理から疎外され、場所と直接つながるような権限を与えられていない。この境遇ゆえに、女性には地理的な境界がなく、人のつながりとして外部に自由にひろがるのが可能となり、従来型の範疇重視の振興政策に風穴を開けてネットワーク的関係を形成できる「救世主」と成り得る（秋津, 前掲書）。そして、女性は、農場、集落、村といった具体的な位置が特定できる「実態空間」ではなく、商品市場や流通市場、つきあいのネットワークなど、特定の場所でない「形式空間」に、活動の意義を見出している⁶⁾（藤井, 前掲書）。

確かに、余所者から始まる農家・農村の女性が、地域アイデンティティを形成して、実態空間で活動するまでには相応の時間と経験を要するだろう。集落の地域資源管理どころか、家産としての農地、家業としての農業を継承する農家の管理者になることは、寡婦を除いて、一般的にはきわめて稀である。しかし、近年は、地域農業の方向

性を協議する「農地・人・プラン（地域農業マスタープラン）」⁷⁾ 検討会メンバーの3割を女性とすることが条件づけされたり、家族経営協定⁸⁾などの効果もあって、女性も農地や山林などの不動産を取得する例が少ないながらも見られるようになるなど、農家や農村の持続性にかかわる事柄に女性も参画できるようになってきた。そうした女性の参画を促すための法的根拠を整備したものが1999年の2つの基本法である。そして、それよりも前に、女性が農家経営や地域運営に参画することへの道筋を描いた施策が、本稿で扱う「中長期ビジョン」である。

1-3 本稿の目的

さて、今回の特集では、農村の暮らしにおける女性の様々な活動やその役割に焦点を当て、農村女性と農村のサステナビリティについて検討することとなった。そこで注目しておきたいのが、戦後農政における女性施策の中で21世紀の農山漁村の基本方向として「自然と共生した生活優先の暮らし方」を打ち出した、通称「中長期ビジョン」についてである。

本稿では、戦後農政による女性施策の変遷を確認し、現在の女性施策と「中長期ビジョン」で示された「生活優先の暮らし方」について検討を行う。そして、婚姻就農した女性たちの農家・農村に対する向き合い方について考察してみたい。

次節では、農政における女性施策の流れと現在の女性施策の主な内容を示す。3節では、先の「中長期ビジョン」の内容に触れ、「生活優先の暮らし方」と施策について検討する。4節では、農政の軸を離れ、先行研究に学びつつ、女性の農家生活および農村生活における「場」の形成という観点から考察してみたい。5節では、本稿のまとめと課題を示す。

2. 農政による女性政策の変遷

2-1 女性支援の始まり―戦後～1980年代

戦後の農村女性支援を概観する際に触れなければ

ばならない重要な施策のひとつが、「農業改良普及事業」である。「農業改良普及事業」とは、農業生産性の向上や農作物品質向上のための技術支援、効率的・安定的な農業経営のための支援、農村生活の改善のための支援を、国と都道府県が協同行う事業のことであり、都道府県の専門の職員（普及指導員）が、農業技術・経営に関する支援を、直接農業者に接し行うものである。

この事業の始まりは、GHQ 指導下における「農業改良助長法」（1948 年）に基づいており、いくつかの特色をもっていた。第一に、農家（人）が指導対象であり、自主的に考え行動する農業者を育成しようとしたこと、第二に、農業技術、農業経営を改善するための指導と併せて農家の生活改善の問題を取り上げたこと、第三に、経営主に加えて農業指導対象を農村青少年にまで広げたことである。これにより、指導対象は農家の男性（経営主）だけでなく、青少年、そして、女性も含まれることとなった。

ただし、農業指導は男性を、農家生活は女性を対象とした性別役割は所与のまま、女性に対して

は、「生活改良普及員」という女性の専門職員によって、農家の家庭生活の改善向上、農家生産の確保、農家経営の改善、農家婦人の実質的な地位の向上、農村の民主化に寄与することに重点を置いた「生活改良普及事業」が推進されていった。1975 年以降は、農村女性施策においては国際的な動向⁹⁾を背景に、男女共同参画社会推進にむけた取り組みが行われていく。表 1 は、戦後～1980 年代の生活改良普及員による生活改善普及活動（農村女性支援の取り組み）の概要を時系列にまとめたものである。これにより多くの農村女性が新たな生活技術を習得し、農家生活の改善や地域の課題に取り組んだ。当時、農家の若妻世代を中心に組織化された「農村生活改善（実行）グループ」は全国に広がり¹⁰⁾、現在もなお、女性の社会参画や農村振興の牽引役として活躍する女性たちの出身母体となっている例が数多く見られる。

2-2 1990 年代以降の女性支援

1990 年代は、1992 年に「新政策」¹¹⁾と「中長期ビジョン」が公表され、1999 年には「男女

表 1 生活改良普及事業の変遷（戦後～1980）

年 代	主たる取組内容	農村女性に対する普及活動
1945～(昭和20年代) 生活改善普及活動のめばえ	生活改善の必要性の啓発、無理や無駄の多い生活の合理化、 農繁期における栄養確保や生活時間の調整等 伝統的な家族制度の中に埋没しがちな婦人の地位の改善・向上	台所・カマドの改善、栄養料理の改善、改良作業衣の普及等 農家の要望に応じた巡回指導 → 濃密指導方式 生活改善グループの組織化
1950～(昭和30年代) 生活改善グループ育成期	「生活改善普及事業推進策およびよりよい農家生活への当面の目標」による指導活動の方向付け	バランスのとれた食事推進、共同炊事、家計簿記帳、 生活改善グループ誕生
1960～(昭和40年代) 生活改善グループ活動充実期	地域的な共通課題解決のための特別事業(健康対策、 生活環境対策等) 農村地域生活プロジェクト実験集落整備事業、農家高齢者生活開発パイロット事業等	健康診断の推進(農夫症、貧血、)、生活水準診断(意識・健康・時間・家計調査等) 女性リーダー育成
1970～(昭和50年代) 生活改善グループチーム活動期	農業改良と生活改良の普及指導計画策定の一体化、 両者による総合的な課題解決活動の推進 「地域分担方式」…地域ごとにチーム編成市、市町村窓口担当を設定 濃密指導地域や一般活動地域における重点指導集団の設定	地域農業の組織化、生産組織の健康管理、農山村の環境改善 生活改善グループを核とした地域婦人組織の連携
*1975国連婦人年	世界行動計画を採択 → 国内行動計画の策定 → 農山漁村婦人の地位向上	婦人農業従事者セミナーの開催、「農村婦人の家」の設置等
1980～(昭和60年代、平成) 生活改善グループ活動からの展開期	地域型食生活向上対策事業開始 農山漁村婦人対策事業開始	地域おこし運動、地域の特産品づくり

表2 2つの基本法と基本計画

男女共同参画社会基本法(1999. 6)	食料・農業・農村基本法(1999. 7)						
↓	↓						
男女共同参画基本計画(2010. 12)	食料・農業・農村基本計画(2010. 3)						
<p>「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」</p> <p>第2部 施策の基本的方向と具体的施策 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大 2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備 3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">現状</th> <th style="text-align: center;">成果目標(期限)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">農業委員会、 農業協同組合における 女性が登用されていない 組織数</td> <td style="text-align: center;">農業委員会:2008年度 890件 農業協同組合:2007年度 535件</td> <td style="text-align: center;">農業委員会、農業協同組合ともに 2013年度までに 0件にする</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状	成果目標(期限)	農業委員会、 農業協同組合における 女性が登用されていない 組織数	農業委員会:2008年度 890件 農業協同組合:2007年度 535件	農業委員会、農業協同組合ともに 2013年度までに 0件にする	<p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 農業の持続的発展に関する施策 <ol style="list-style-type: none"> (3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 ②人材の育成・確保等 <ol style="list-style-type: none"> イ 農村を支える女性への支援と高齢農業者の活動の推進 <p>農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女性の農業経営の参画や、地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進する。また、女性の地域社会への一層の参画を図るため、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、政府男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及啓発等を実施する。</p>
項目	現状	成果目標(期限)					
農業委員会、 農業協同組合における 女性が登用されていない 組織数	農業委員会:2008年度 890件 農業協同組合:2007年度 535件	農業委員会、農業協同組合ともに 2013年度までに 0件にする					

共同参画社会基本法」に続いて、「食料・農業・農村基本法」においても、その第26条に「女性の参画の促進」が明文化され、大きな転機を迎えた時期である¹²⁾。

この2つの基本法に基づいて5年ごとに「基本計画」¹³⁾が策定されるようになった。表2は現在進行中の内容である。これを見ると、その内容は次の3つの柱に整理することができる。第一は、農村女性起業¹⁴⁾活動の促進である。第二は、家族経営協定締結の促進である。第三は、農業委員やJA役員等における女性の登用を増やすこと¹⁵⁾である。これらの実績数は増加し続けており、農村女性起業による市場参入や拡大、家族経営協定締結による農業経営の発展効果、委員等への女性の登用による女性施策の推進等の成果が見られる¹⁶⁾。

これら3つの柱を本特集の趣旨に沿ってポジティブに捉えれば、第一については、農村女性起業を地域資源と捉え¹⁷⁾、女性を含む、そこに暮らす人々の生き甲斐や社会保障につながる「もうひとつの働き方」としてのモデルとなろう。第二については、家族経営協定の締結によって、農家生活における暮らし方や働き方に自律性が発生する。また、女性が共同経営者の立場を明確にすることで、農地の斡旋の受け手(買い手や借り手)となる候補者として農業委員会作成の名簿に氏名

が記載され、女性が自分名義で農地の権利を取得する機会が拡大する。このことは、農地に関する権利関係から遠い存在である女性が、誰かの代理ではなく、個人として農地にアクセスできる道を拓くものとして期待できよう¹⁸⁾。第三についても、女性の登用は、地域農業および農村自治に関する実権を持ち得なかった女性が、その機会と権限を獲得し、地域運営に権利と責任を持って関与することを可能とする。このことは、女性によって従来とは異なる「生活の視点」から地域を捉えなおす好機となろう。

対して、ネガティブに捉えれば、いずれの施策も「攻めの農林水産業」の一環として推進される限り、経済成長戦略のひとつである「女性の活躍」の一手段に過ぎない。そうしたときに、女性施策において改めて立ち返る地点が「中長期ビジョン」と考える。

3. 「中長期ビジョン」再考

3-1 中長期ビジョンに描かれた農村社会と女性像

では、冒頭で触れた「中長期ビジョン」の内容に入っていきたい。「中長期ビジョン」とは、1992年4月に公表された「2001年に向けて新しい農山漁村の女性(農山漁村の女性に関す

る中長期ビジョン懇談会報告書)」のことを指す。1991年6月から、農林水産省によって開催された同ビジョン懇談会において、「生産対策、構造政策、地域活性化対策、流通消費対策等の農林水産施策全体を通じて女性の能力発揮を促進するための基本的な方向(ビジョン)の策定を進め」(川手, 1992)、その結果をまとめたものである。この報告書策定の背景のひとつに「男性中心・生産偏重の「経済優先社会」を男女共同参画・生命(生活)尊重の「生活優先社会」へと転換していくことが国民全体の関心事となっている」「そうした中で、恵まれた自然を背景に自律性の高い仕事や暮らしが可能な農山漁村と「生活の視点」を強く有する女性が「生活優先社会」への転換の「鍵」となるという認識が生まれている」(川手前掲書, 1992)ことが挙げられている¹⁹⁾。

同報告書の第1部には「めざそうとする姿」が描かれており、今後の農山漁村の基本的な方向を示すものとして「農山漁村型ライフスタイル」が提案されている。これは「自然と共生し人間的な温かみとゆとりのある暮らし方」の確立を目指すものであり、その実現には①「自然と共生する暮らし方」②「人間的に温かみのある暮らし方」③「ゆとりのある暮らし方」の3つの要素が同時に充足される必要があると示されている。

①から③を順に見てみると、①とは「身近な自然に日常的にかかわることができ、経済性と環境保全が同時に実現される暮らし方」であり、そのための戦略は、環境と調和した農林水産業の取り組みの強化および生活の仕組みの確立を図ること、地域住民自らが地域の再評価を通じて地域の個性を発見し、地域の独自性の確立に努めることである。

②とは「個の確立を前提とし、助け合い精神の豊かな人間関係が確立された暮らし方」であり、そのための戦略は、家庭や地域において個人の多様な生き方を尊重し、住民の定住性をベースに自由で開かれた新たな連帯の形成を図ること、地域の枠を越えた広域的な情報や人の交流ネットワークの形成の促進である。

③とは、「心の豊かさを重視する価値観のもと、仕事や家庭、地域生活のいずれの場面も空間的ゆとり、時間的ゆとりをもつ、全体としてバランスのとれた暮らし方」であり、そのための戦略は、生産面を含む暮らしのあらゆる領域に生活の視点を導入し、健康的でゆとりのある生産・生活環境の整備、男女とも生活技術の習得と向上への取り組みを図ることである。

そして、このライフスタイルの確立への取り組みにおいて、農山漁村の女性²⁰⁾が「自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計し、その結果、自信と充実感をもって暮らしていること」が願いとされている。

第2部では「ビジョンを実現するために」女性の現状が整理され、第3章では「課題と推進方策」が提示されている。先に触れた「基本計画」には、この第2部で示された推進施策が反映されている。

3-2 「中長期ビジョン」再考

ここでは同ビジョンの1部で描かれた「自然と共生し人間的な温かみとゆとりのある暮らし方」について検討してみたい。

同ビジョンの背景には、男性中心・生産偏重の「経済優先社会」を男女共同参画・生命(生活)尊重の「生活優先社会」へと転換していくキーパーソンとして、「生活の視点」を強く有する農山漁村の女性が認識されていた。これをジェンダーの視点から捉えるなら、同ビジョンが目指す社会とは、市場競争社会を是として女性が男性並みに追いつこうとするリベラル・フェミニズム志向による「経済優先社会」に展望を描くのではなく、生命(生活)と女性を結びつけたエコロジカル・フェミニズム志向による「生活優先社会」への転換を描いたと解釈できよう²¹⁾。ただし、同ビジョンが描いたエコロジカル・フェミニズム志向の社会とは、男性/女性という二元論の枠組みを残したまま、女性と生活、自然との関係性を強調することで女性の優位性を示そうとする、カルチャラル・エコフェミニズム志向が窺われる。故に、「生活

の視点」を有する者＝女性が前提とされ、その女性をエンパワーメントし、女性を牽引役として位置付けることで「生活優先社会」を実現させようというロジックが成立する。

基本計画においても、時勢の影響もあってか、男女共同参画社会形成推進に向けた女性のエンパワーメントの部分が全面的に打ち出され、女性問題としての域を出ることのないまま、施策が継続されている。そもそもエコロジカル・フェミニズムは、男性／女性、資本／自然といった二元論的ジレンマを超えることを目指していた。中でも、ソーシャル・エコフェミニズムの立場は、女性がより自然に近い、近くないという本質論ではなく、二元論的前提を超えて、両者の弁証法的関係性を認めて、人間の解放と自然の解放の同時達成を求める社会運動である（萩原, 2001）。中長期ビジョンは、「生活優先社会」を基本方向に打ち出した、農政からの画期的な女性施策である。だからこそ惜まれるのは、ソーシャル・エコフェミニズムからの視点でもって、男性も巻き込んだ社会構造問題として広く世に投げかけることが不十分であった点である。「生活優先社会」「自然と共生し人間的な温かみとゆとりのある暮らし方」の実現には、二元論的社会構造を超えた、国民的・社会的合意形成が必要となる。農政の、しかも女性問題の視点に重点をおいた女性施策としてしか機能しないビジョンであるならば、その限界は察せられるだろう。

3-3 女性施策の限界と求められる視点

最近の農政における女性施策のトピックとして、2013年11月、農林水産省経営局では、アベノミクスの成長戦略のひとつである「女性の活躍」を背景に「農業女子プロジェクト」²²⁾を発足させた。発足のお披露目で、メディアの前に農林水産大臣と並んだ20代～40代の女性たちは、この日のために全国から直接一本釣りされた若手女性農業者である。女性支援施策の特別メニューのような扱いで開始した本プロジェクトに対し、筆者はプロジェクト自体を否定するものではな

い。しかし、TPPを視野に入れ、農商工連携や6次産業化の流れに沿ったとしても、国がごく一部の農業者個人と直結し、即効性や露出度先行のイメージ戦略を推進するために、企業との間の橋渡し役となっていることに違和感を覚える。これが「攻めの農林水産業」における女性支援策のひとつとするなら、短絡的ではないだろうか。

この路線を決定付けるかのように、来年度予算概算では、女性施策の主管である経営局就農・女性課が単独でなし得る事業は「輝く女性農業経営者育成事業（新規7,580万円）」のみである。これまでにない予算額の少なさにも驚きを隠せないが、それ以上に衝撃的な事実、男女共同参画推進を目的とした予算が皆無となってしまったことである。女性問題としての女性施策であるうちは、同課を除いて男女共同参画推進にかかる施策を扱う部署は同省内には存在しない。ここに中長期ビジョンの限界が見えるのである。

施策の限界を考えると、イギリスの農村政策の手法を紹介した安藤（安藤, 2013）のレポートが参考になる。安藤は次の点を繰り返し述べている。「農村だけを独自の対象として策定された国レベルの施策は都市と農村の相互依存関係を切断し、農村経済を支えるために望まれる地元レベルへの権限移譲に逆行し、農村地域だけでしか機能しないものになってしまう」危険性がある。「(ルーラルブルーフィング²³⁾による)農村地域の考慮は特別に農村地域を弁護するためではなく、政策を全ての人々にとってよりよいものにするためのもの」であり、それによって農村政策を普遍的な政策とすることができるのである。」

「中長期ビジョン」に不足していたものは、まさにこの「政策を全ての人々にとってよりよいもの」にし、「普遍的な政策とする」ための視点であった。農林水産省によれば²⁴⁾、国全体に占める中山間地域における農業産出額および耕地面積は約4割で推移しており、小規模家族農業の存在を軽視できないはずである。ところが、例えば、多面的機能の管理役務に対して農村政策の枠組みにおいて支援策が講じられているものの、農業政策

においては、大規模農業経営体への農地集積が推進される中、小規模家族農業を保護するものとして水田耕作に対する個別所得補償に異議が唱えられ、減額、廃止の方向性が出されている。こうした現行農政に「自然と共生し人間的な温かみとゆとりのある暮らし方」を期待することは無理だろう。農業および農村に社会的価値を見出し、その持続性を求めるならば、女性、農業、農村といった個別、断片的な政策支援の枠組みを超えて、国民の合意形成のもとに普遍的な施策として実施されるデカップリング政策が必要なのではないだろうか。その実現化によって「生活優先社会」「自然と共生し人間的な温かみとゆとりのある暮らし方」を、私たちは手に入れることが可能となるのではないだろうか。

4. 女性にとっての農家・農村の暮らし

さて、ここまで農政における女性施策について見てきたが、転じて、その施策の対象となる女性たちが農家・農村の暮らしをどのように捉えているのか、考察してみたい。

筆者が20代～40代を主な対象に実施した調査（農と人とくらし研究センター、2010）によれば、女性は家族農業経営に意欲的であり、自家消費食料の生産や加工等の自給的な暮らし、伝統を大切に作り入れる暮らしの楽しさやゆとりのある生活が支持されていた。余所者から始まる女性たちは、家族農業や農家・農村の暮らしを経験していく過程で、その価値や重要性を理解している。

しかし、冒頭で触れたように、秋津ら（前掲書、2007）によれば、女性は「形式空間」に活動の意義を見出しているという。余所者から始まる農家・農村の女性が、地域アイデンティティを形成して、「実態空間」である農家・農村を自らが依って立つ「場」²⁵⁾とするか否かの岐路はどこにあるのだろうか。

農家や農村の暮らしには、家産としての農地に象徴されるように、世代を超えた時間軸が存在す

る。継承するもの・伝承するものとしての価値と自身の個性の活かし方を見出した時に、人はそこに暮らすことの意味や意義、必然性を実感できるのではないだろうか。女性が、その実感を得られた時に「場」としての農家・農村が選択されるのではないか。

なお、ここでの価値とは、例えば、祖田のいう「経済価値、生態環境価値、生活価値」の3つの価値²⁶⁾が該当する。また、自らが依って立つ「場」を考えると、岩崎（岩崎、2003）がヒントをくれる。岩崎によれば、「地域の豊かさ」とは、「人間的諸活動のポテンシャルの高さ」であり、ポテンシャルを高められる空間こそが「真の住まう場」、「住み続けるに値する場」だという。「①地域アイデンティティ (RI)²⁷⁾を醸成し、②社会的つながりと分かち合いの網をはりめぐらし、③他者へのいたわりという倫理的社会規範（必要の公平や充足）を、日常経験の共有をとおして立ち上げることだ。④それが個別に内在する普遍であるかぎり、公正として広く合意形成されうだろうという希望をもつことができる。」「真の住まう場をつくりだすために、グローバル思考は必要ない。まず在るという事実・現実に徹すること—中略—ローカルに根ざし、ローカルに思考し、ローカルに行動することが、合意可能な「普遍性 (ユニバーサリティ)」に通じる道である。普遍性に通じたときに、必要に応じて連帯にもとづいたグローバルな行動も可能になるはずだ」という。

「中長期ビジョン」に込められた女性像は、「自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計し、その結果、自信と充実感を持ってくらししていること」だった。女性の「人間的諸活動のポテンシャル」が高められる空間として、農家・農村が成立したとき、女性は、農家・農村を安心して依って立つ「場」として選択するのではないだろうか。

5. まとめと課題

本稿では、農政における女性施策について、大

きな転機となった「中長期ビジョン」を中心に、そこで示された「生活優先社会」についてジェンダーの視点から検討した。同ビジョンについては、一定の成果を認めながらも、「生活の視点」を有する者＝女性とする本質論的な考え方を否定し、男性／女性、経済／生活という二元論的社会構造を越えた、国民的・社会的合意形成による「すべての人々にとってよりよい普遍的な政策」の必要性を提案した。他方、婚姻就農による女性（農家女性）が、余所者の立場から、農業・農村を自らが依って立つ「場」として選択するには、そこに継承するもの・伝承するものとしての価値と自身の個性の活かし方を見出し、そこに暮らすことの意味や意義、必然性を安心感とともに実感できることが不可欠である。そのためには、「人間の活動のポテンシャルティ」が高められる空間としての農家・農村であることが求められる。

国民的・社会的合意形成による普遍的な施策のもと、農家・農村を婚姻就農による女性（農家女性）が依って立つ「場」として形成・獲得できたときに、中長期ビジョンが描いた「生活優先社会」の実現が近づくだろう。

さて、冒頭から、農家、小規模家族農業、婚姻就農女性、そして、「中長期ビジョン」等の女性施策においても、世帯単位の枠組みで考察を進めてきた。農家、小規模家族農業および婚姻就農女性に関する記述については、現状認識の共有化に不可欠であるため、ここでは問題としない。一方、「中長期ビジョン」については、「家庭」という文言が幾度も登場するように、それ自体が世帯単位を前提としていること、また、農地問題についても、家族経営協定締結による女性の農地へのアクセス権は、夫婦による共同申請が要件となるなど、世帯単位の枠組みであることを見逃してはならない。この点に関して、年金や相続を含め、農家・農業における女性の位置づけについては、欧州諸国を参考に検討された時期もあった²⁸⁾。しかし、実態として、農地相続の場面で見られるように、法整備がなされていても慣習等の社会規範が強く影響することの方が多い。今後、小規模農家の減

少とともに、大規模経営を目的とした事業体への農地の集積が加速化していく。そうした状況下において、農家という世帯単位で維持・存続させてきた農業や農村の在り様について、私たちは方向性を見出していかなければならない。世帯単位か個人単位か、検討が急がれる課題である。

注

- 1) 2005年「食料・農業・農村基本計画」の施策の柱である「担い手」とは、認定農業者と特定農業団体、一定の要件を満たした集落営農組織を対象としており、2015年までに40万の「担い手」（安定的かつ効率的な農業経営）に生産の7割以上を集積するという農業構造の展望を打ち出した。
- 2) 2010年農林業センサスより。
- 3) 農林水産省が2013年に実施した「女性農業者の活躍促進に関する調査事業」における「女性の農業への関わり方に関するアンケート調査」結果（配布7,059票、回収数2,070票、回答者の年齢別構成比20代7.6%、30代16.3%、40代22.2%、50代27.9%、60代以上24.3%）によると、現在の就農状況については、全体では「配偶者の実家の農業に携わっている」が54.9%で過半数を占めていた。20代では「農業法人に就職している」が最も多く41.8%、30代以上は「配偶者の実家の農業に携わっている」が最も多く、30代46.3%、40代61.0%、50代56.0%、60代以上65.3%という結果だった。
- 4) 農林水産省では「農の雇用事業」「青年就農給付金」等の新規就農者に向けた誘導策を実施している。同省の「新規就農者調査」によれば、2011年新規雇用就農者8920人のうち女性の割合は約3割、そのうちの6割を39歳以下の女性が占めている。
- 5) 「集落営農」とは、集落を単位として、生産行程の全部や一部について共同で取り組む組織のこと。農政では、土地利用型農業における担い手の育成・確保を図るため、小規模な農家や兼業農家等も構成員の一員となる集落営農の組織化・法人化を進めている。
- 6) ここでの「実態空間」「形式空間」の概念は、江渡狄嶺による。
- 7) 農林水産省が平成24年度から開始した地域農業問題の解決に向けた取り組みのこと。高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等により、5年後、10年後の展望が描けない集落・地域において、

- 担い手や農地集積をどのように進めていくのか。このような「人と農地の問題」を解決するため、集落・地域の話し合いを行い、地域で作成する将来の集落の農業の計画「人・農地プラン」を策定し、プランを作成した集落・地域に対して、様々な支援施策を実施している。
- 8) 「家族経営協定」とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族のひとりひとりの役割、就業条件等について家族で協議し、締結すること。協定締結を要件に、認定農業者やエコファーマーの共同申請、農業者年金の保険料一部補助、制度資金の利用や農地の斡旋を女性が自分名義で受けることが可能となるなど、制度上のメリットがある。
 - 9) 1975年の第1回世界女性会議以降、日本においても農村婦人のための施策が国内行動計画の中に位置づけられた。表1に示した農村婦人の家の設置等がそれに当たる。1990年の第4回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」が採択され、日本においても男女共同参画促進にむけた具体的な施策を講じることが急務となった。
 - 10) 「農村生活改善(実行)グループ(現:農村生活研究グループ)」は、生活改善に自主的に取り組むグループとして市町村の地区単位規模から組織化され、現在も市町村、都道府県、全国に連絡協議会によるネットワークを形成している。ピーク時の1979年には、構成員は約34万3千5百人にも及んだが、メンバーの高齢化とともに減少し続け、2013年の構成員は約1万9千人である。その背景には、1970年代から農家女性の農外就労が急増し、「総兼業化」が一般化していった産業構造の変化に伴い、グループ員の加入はもとより、農家女性の存在を掌握すること事も困難になっていった。一方、本論では触れないが、戦後のJAにおける女性の組織化にも実績がある。
 - 11) 1992年6月に公表された「新しい食料・農業・農村政策の方向」のこと。農業・農村をとりまく日本および世界の新しい事態に対応するために、農林水産省が今後の施策の方向をとりまとめたものである。「I政策展開の考え方」と「II政策の展開方向」の2部構成で、IIでは、農業政策／農業地域政策／環境保全に資する農業政策／食品産業・消費者政策／研究開発及び主要な関連政策が示されている。女性については、IIの「1. 農業政策」「(2) 経営体の育成と農地の効率的な利用」の「⑤女性の役割の明確化」において、「女性の「個」としての地位の向上を図り、農業生産・農村活性化の担い手としての女性の能力発揮のための条件整備」を明言した。
 - 12) 「食料・農業・農村基本法」の「第2章 基本法の施策」「第3節 農業の持続的な発展に関する施策」に「(女性の参画の促進) 第26条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営およびこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。」と謳われている。
 - 13) 「基本計画」では、当該基本法に基づき、施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策および総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めている。
 - 14) 「農村女性起業」とは、農林水産省の定義によれば、農山漁村在住の女性が中心となって行なう農林漁業関連の起業活動であり、使用素材が主に地域産物であること、女性が主たる経営を担っていること、女性の収入につながる経済活動のことをいう。
 - 15) 「202030運動」と称して、ポジティブ・アクションを推進している。
 - 16) 最初の「基本計画」が策定された2000年と比べると、農村女性起業数は約3千件増の9,757件(2011年時点)、家族経営協定締結数は約3万6千件増の50,715件(2012年時点)、女性農業委員数は989人増の1,741人(2011年時点)である。
 - 17) 筆者は拙稿(2007, 諸藤)において、永田の「地域資源」および林らの「ふるさと資源」の概念を参考に、「農村女性起業」は農山漁村の有形・無形の地域資源の保全と有効活用に資する活動であり、それ自体も、無形の、あるいは、ソフト面での地域資源と捉えられることを指摘した。
 - 18) ただし、農地の貸借については、利用権と耕作権の違いに留意が必要である。
 - 19) ビジョン作成当時は、『豊かさとは何か』(暉峻, 1989)に代表されるように、ほんとうの「豊かさ」や「持続可能な開発/社会」が問われる社会的背景があった。
 - 20) 女性の呼称は、この頃に大きく変化した。天野は(天野, 2001, 22-32)、戦後における農業関係の女性たちの呼称について言及している。天野によれば、「女性農業者」という用語は、1991年以後「農山漁村地域に生活し、農家の家族生活習慣の中で解決できない問題に苦しむ女性一般」から区別し、「農業を職業とし、人間らしく主体的に生きていく女性」を表わす用語として市民権を得てきている。
 - 21) 近現代におけるフェミニズムは、リベラル・フェ

- ミニズム、エコロジカル・フェミニズムの他に、既存の社会主義やマルクス主義を批判的に読み替え、女性の経済的従属を構造的に解明する社会主義フェミニズム、マルクス主義フェミニズム、男性による女性支配を根源問題とする性支配一元論を唱えたラディカル・フェミニズムなど、多様な潮流がある。リベラル・フェミニズムは、自由主義を援用した最も長い歴史を持つフェミニズムである。フェミニズムは、“法の前における万人の平等”という原則、市民の政治参加の権利、基本的人権などを確立した市民革命の思想を女性に適用することにより、思想としての形態をとるようになった。イギリスのメアリ・ウルストンクラフト（『女性の権利の擁護』1792年、邦訳1980年）以来のフェミニストによって、意識・教育革命、労働による自立、民事的・政治的権利の獲得、結婚・家族の変革といった、市民革命期の思想を超える諸問題が提起され、19世紀末に女性の参政権確立を求めるリベラル・フェミニズムに継承されていった。リベラル・フェミニズムは、フェミニズム諸派の基礎であり原型であるといえる。一方、エコロジカル・フェミニズムは、1974年にフランスのフランソワーズ・ドゥボンヌが創出したもので、世界各地で起こっていた女性たちによる様々な環境運動と新しい環境倫理の追求を説明する概念として登場した。人間による自然の支配と男性による女性の支配には重要な関係があるという洞察から、新しい人間と自然の関係、男性と女性の間を求める思想として発展した。カルチャラル・エコフェミニズムは、男性文化、近代科学によって破壊された環境を、女性の文化の力で回復させることを目指している。対して、ソーシャル・エコフェミニズムは、男性と女性、文化と自然をそれぞれ対立させ、男性による女性と自然の支配を正当化すること、および女性と自然の関係を本質的なものとして単純化することを批判し、人間の解放と自然の解放の同時達成を求めている。（以上、参考『女性学辞典』参考文献に挙げた、マリア・ミースら（邦訳1995、1997）は後者の論者にあたる。
- 22) 「農業女子プロジェクト」は、農林水産省が、3か年計画の第一期として、2014年10月までの1年間をかけて、全国の20代～40代を中心とした女性農業者の「生産力の拡大」「知恵の商品化」「新市場の創設」を狙う取り組みである。同省によれば、「農業女子プロジェクト」とは、「女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業のシーズと結びつけ新たな商品やサービス・情報を社会に広く発信し、農業で活躍する女性の姿を多くの皆さまに知っていただくための取り組み」とされている。参加企業9社（井関農機株式会社、株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社コーセー、株式会社東急ハンズ、株式会社モンベル、株式会社レンタルのニッケン、ダイハツ工業株式会社、日本サブウェイ株式会社、リーガロイヤルホテル東京）のうちの一つである株式会社コーセーのニュースリリースには、「コーセーでは、女性農業者の皆さんへ、外的刺激となる紫外線や乾燥対策等のスキンケアや、耐水性に優れたメイクアップ商品を提供し、生活環境から肌を守るノウハウと美しく装う楽しさを提案します。同時に女性農業者の声を吸い上げることで、次の商品企画や開発へとつなげて行く考えです。（以下、省略）」とある。
- 23) 「ルーラルプルーフイング Rural Proofing」とは、安藤（安藤、2013）によれば、英国では定着した農村政策の手法であり、農村の地理的・社会的特殊性によって政策が効果を発揮しないことがないように、農村の視点から政策を検査するという意味である。
- 24) 農林水産省2000年、2005年、2010年、「生産農業所得統計」、「耕地および作付け面積統計」より
- 25) 「場の農学」を提示している祖田によれば、「場」とは「私たちが「人間的“生”」を全うしようとして生きゆく場所およびその内的状況や境遇を意味する」（祖田、2000）としている。
- 26) 祖田（前掲書、2000）によれば、「現代社会、現代農業・農村において、経済価値、生態環境価値、生活価値の主として3つの価値の調和的実現が求められると考えるが、それらは今のところ相互に矛盾し、トレードオフの関係として存在している。多くの困難を伴うとはいえ、その矛盾の克服および3つの価値の調和的 pursuit、いわば総合的価値の実現が求められている」。
- 27) 岩崎は「地域住民に共有されるアイデンティティ」を「地域アイデンティティ (RI)」と略記している。
- 28) 例えば、社団法人農山漁家生活改善研究会（同会、1991）では、1989年にEC12か国の女性農業者の役割とその評価について調査を実施し、法律上の地位や社会保障について分析している。

参考文献

- 秋津元輝ら、2007、『農村ジェンダー』、昭和堂。
 天野寛子、2001、『戦後日本の女性農業者の地位—男女平等の生活文化の創造へ—』、ドメス出版。

- 安藤光義解題／翻訳, 2013, 「ルーラルブルーフィン
グとは何か—英国の農村政策の手法—」, 『のびゆ
く農業 1013』, 農政調査委員会.
- 井上輝子ら編集, 2002, 『岩波女性学辞典』, 岩波書店.
- 岩崎正弥, 2003, 「第4部持続的農村社会の多元性
第7章持続的地域発展の内的条件—「ベイ(故郷)
をめぐる考察」, 祖田修監修『持続的農業農村の
展望』, 大明堂.
- 川手督也, 1992, 「新しい農山漁村の女性 2001年
に向けて」について, 『農業と経済』第58巻第
13号, 24-30.
- 女性に関するビジョン研究会, 1992, 『2001年に向
けて 新しい農山漁村の女性(農山漁村の女性に
関する中長期ビジョン懇談会報告書)』, 創造書
房.
- 全国農業会議所, 2014, 『全国農業新聞』, 1月1日
2面記事.
- 全国農業共済協会, 2014, 『農業共済新聞』, 1月1
日2-3面記事.
- 祖田修, 2000, 『農学原論』, 岩波書店.
- 永田恵十郎, 1988, 『地域資源の国民的利用』, 農山
漁村文化協会.
- 日本農業新聞, 2014, 『日本農業新聞』, 1月1日2-3
面記事.
- 農山漁家生活改善研究会, 1991, 『農業・農村の変
化に伴う農村婦人の役割評価に関する調査報告
書』.
- 農と人とくらし研究センター, 2010, 『次世代を担う
女性農業者の育成支援 女性農業者の農業経営
と育児等の両立支援に関する調査・分析事業平成
21年度報告書』.
- 農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/>
(2014年1月1日アクセス).
- 萩原なつ子, 2001, 「第2章 ジェンダーの視点で捉
える環境問題」, 長谷川公一編『講座環境社会学
第4巻環境運動と政策のダイナミズム』, 有斐閣.
- 林良博・高橋弘・生源寺眞一, 2005, 『ふるさと資源
の再発見』, 家の光協会.
- マリア・ミースら, 古田睦美, 善本裕子訳, 1995, 『世
界システムと女性』, 藤原書店.
- マリア・ミース, 奥田暁子訳, 1997, 『国際分業と女
性』, 日本経済評論社.
- 諸藤享子, 2007, 「農村政策としての「農村女性起業」」,
農村計画学会誌26巻1号, 33-38. 山極榮司,
2004, 『日本の農業普及事業の軌跡と展望』, 全
国農業改良普及支援協会.

諸藤 享子 (モロフジ・キョウコ)

NPO 法人 農と人とくらし研究センター

日本の農家女性の農家継承
—入会としての農地・農家・農村と農業—

“Japanese farming household Women’s succession
—Farmland, farming households, rural communities, and agriculture as commons,—”

柳 澤 隆 夫
Takao Yanagisawa

Abstract

This paper discusses how rural people accepted the succession of farming households and farmlands especially from the view point of farming household women. Women have no right on the farmlands even after the Emancipation of farmlands conducted after World War II in Japan. The succession of farming households is a sad and harsh story for rural women. With this in mind, I examined how farming household women have been alienated from various rights by reviewing former surveys on succession of family headship and the duty of supporting the family, and by interviews from an old woman farmer who solved by herself the gender related discrimination (underestimation of women’s labor contribution) which has been practiced for decades in the village.

I consider that not only the resources directly managed communally, farming households, farmlands and rural communities are all “commons” for rural people. Rural women have been alienated from such “commons” although they have been the main supporters of the household farming and care work. Entitling rural women to the right on the “commons” is needed as the measures to tackle with the crisis of farm households succession. At first, women need to be entitled to the farming right, then the local “commons”. By acquiring rights on farming, women can get various political supports, too. Being entitled to the rights as the equal members in the households and community, women can get the feeling of social security, too.

Keywords: farming household women, succession of farming household, commons, the theory of IEMURA

要 旨

本論では、農家と農地の継承が、どのように農村の人々に捉えられ、受容されて来たのか、とくに戦後の農地解放による農村の民主化によっても、農地への権利を基本的に持つことができなかった嫁である（結婚就農）農家女性の立場から考えた。農家継承、農家相続は、農村女性にとって、「つらく、せつない話」である。このことを念頭に、旧民法の「親の扶養と家督相続を一体化とする考え」を農家女性の立場から捉えた調査

資料と、村の女性のアンペイド・ワーク慣行のひとつである「出不足金問題」を実際に解決し、農家・農業後継者を確保したTさんへのインタビューを通し、女性の就農、農業労働に対する報酬・給与、相続による資産形成を材料に、結婚就農女性の無権利状態を示した。

また、農地・農家・農村それ自身が「入会（当事者感覚のコモンズ）」であるとの試論を述べた。

そして、農家継承の危機の増大に対し、婚姻就農女性が耕作権を獲得することにより、「入会（当事者感覚のコモンズ）」への参加が保障されることで、女性は様々な社会政策を受ける権利が生じる。

このことは、農家・農業後継者問題の改善と農家女性の無権利状態の改善に繋がる。

キーワード：農家女性、農家継承、入会（コモンズ）、イエムラ論、

1. はじめに

本論では、農家と農地の継承が、どのように農村の人々に捉えられ、受容されて来たのか、特に戦後の農地解放による農村の民主化によっても、農地への権利を基本的に持つことができなかった嫁＝農家女性の立場から考えたい。農家継承、農家相続は、農村女性にとって、「つらく、せつない話」¹⁾である。それは、農家経営、農家運営・管理に当たって重要な役割を果たしながらも、農地の権利²⁾を持たない農家女性たちにとっては、なおさら「つらい話」であった。このような農家女性の無権利な立場は、農家、農村、農業問題に「農家の後継者不足」という大きな負の影響を与えた。

筆者は、筆者の叔父叔母16人中6人が様々な分家や相続（離婚に伴う財産のコンフリクトも含む）に関する騒動を経験したと聞いている。親族といえども、相当仲良くなければ本音や本当の事を話さないという現状の中で、それを第三者に語るということは容易ではなく、公表された文献や資料は数少ない。だからこそ、本論は、そこに注目したのだが、またその難しさに本論も直面している。本論を執筆するにあたり、旧民法の「親の扶養と家督相続を一体化とする考え」を女性の立場から再検討した資料として確認できたのは、『農村女性地位向上キャンペーン みんなの意識と地位（農村女性アンケートから）』（農業新聞、1989、「女の階段」愛読者の会（以下、「女の階

段」）であった³⁾。本論は、この「女の階段」及び、筆者が二世代の農家女性（Tさん昭和6年生まれ及び、同居する息子の妻Yさん昭和42年生まれ）に対し行った電話インタビューを参考に、農家女性の農家継承について考察し、農家・農村の継承問題について試論を述べる。

2. 農家継承

2010年世界農林業センサスでは、「農家」を「経営耕地面積が10アール以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業を行う世帯」と定義している。しかし、本論では、統計上の「農家」ではなく、永野（2004）の概念に依拠する。永野は、「農家」とは、「〈いま〉も農村という〈場〉で生活する人々の最小の生活単位」、「経営と耕作と生活の単位」、「直系家族の家族労働力を中心に、家産として継承した農地を耕作することで、成員の生活を保障する「家」」であり、「相続によって継承した家産としての農地の利用を基盤とする構成員の生活保障組織」であると捉える。筆者は永野の論を受け、「その農家の生活の延長」としての農林水産物の生産を「農業」と考える。そして、その農家に付随し、その農家の生活の延長としての農林水産物の生産をする場、空間、土地、関連施設を「農地」とし、その農家・農地の集合体を「（農家の生活の延長としての）農村」とし、本論を進

める。

なお、1999年に施行された食料・農業・農村基本法では、家族農業に対しては、「第三節 農業の持続的な発展に関する施策（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）」第二十二條において、「国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする」とされている。

近年、農家世帯をベースとしない農業法人は増加しており、現在1万3千社ほどあるとされる。が、それに対し、農家である認定農業者は24万人、農家の集合体である集落営農団体1万4700団体、自給的農家も含めた農家総数は250万戸である。依然、農家世帯をベースとした農業経営体が大多数を占めている⁴⁾。

では、まず、農政の動きとも連動しながら、農家と農地・農業の継承について検討してみたい。

2-1 農家と農地の継承

日本の地域社会の持続性を検討する際に、農家の相続問題は依然重要な課題である。食糧生産の担い手は、日本の文化・風土に築かれた「農家（イエ）」制度と、その継承は相続という「農家（制度）」によることを、無視することはできない。また、「農家（制度）」を規定する「村（制度）」も重要である⁵⁾。また、その農家制度を支える土地制度（農地制度）も食糧・農業・農村のあり方に依然大きな影響を与えている。

永野（2004）は、明治期以降の農地所有の推移について、「明治の地租改正は私的所有を制度化し、近世の幕藩体制のもとで実態としては存在していた地主を制度的に初めて法認した。だが、地主は、明治以降いかに大土地所有に発展しようと、賃労働者を雇用してのいわゆる資本主義的大経営になることはなかった。農地改革は、制度的

にも実態的にも地主制を解体し、所有の上限の設定によって、戦前よりも経営規模が一段と縮小し平準化した小経営の自作農を創出した。日本の歴史上未曾有の変動期といわれる高度成長期以降、特に農業の近代化を図った農業基本法のもとでの構造改善事業においても、大規模経営が大量に創出されたとはとうてい言い難く、農業の担い手が小経営である点では、その前後に基本的な変化はみられない。戦後の制度的変革や高度成長期以降の生活様式の激変を経てもなお、経営と耕作と生活の単位が、直系家族の家族労働力を中心に、家産として継承した農地を耕作することで、成員の生活を保障する「家」であり続けた点は変わらない」と述べている。

近代から現代に至る日本の農業・食糧政策を、農地と農地の担い手を中心に概観してみると、戦前、農林省は、寄生地主制の進行と農民の離村・都市労働者化を食い止めるために「小農主義」「自作農主義」を掲げて、米穀法（1921年；大正10年）、小作調停法（1924年；大正13年）⁶⁾、米穀統制法（1933年；昭和8年）、食糧管理法（1942年；昭和17年）などを制定し、更に最終的には農地改革によって寄生地主制を解体することも視野に入れていた。だが、実際には当時の帝国議会は地主層議員が多数を占めていたために構想のみに止まり、第2次世界大戦の敗戦による占領下で、GHQにより実現された。（暉峻 1996）

日本の農地の「担い手」は、日本の敗戦を機に、農地解放⁷⁾による、「(寄生)地主」から「(地主ではあるが)耕作農家」に変わった。そして、1952年（昭和27年）の農地法における「自作農主義・耕作者主義」のもと、農業の近代化政策が進められた。「猫の目農政」と言われる農業政策も、1961年（昭和36年）の農業基本法においても、1970年（昭和45年）からの減反政策においても、1985年（昭和60年）9月22日のプラザ合意に始まる日本の農家・農村・農協に対するグローバリゼーションという大農主義の攻撃や、貿易のグローバル化が進む中でのウルグアイ・ラウンド農業合意（1995年、平成7年）、1999年（平成11

年)の食料・農業・農村基本法における「農家相続概念」の放棄、2009年(平成21年)の「改正農地法」による「農地の耕作者主義」の廃絶、そして、2013年(平成24年)の「人・農地プラン」と農地中間管理機構関連2法による「農業委員会(旧農地委員会)」の空洞化など、一連の政策により、農家の「農地の担い手」としての地位の剥奪、農家の耕作権の形骸化等が進められてきたが、農家に代わる具体的な「農地の担い手」ははまだ想定されていない。農家から農地を引きはがそうとする一連の政策を経ても、現実的には「農地の担い手」は「農家」であり、依然、「農家」の農業の継承は大きな課題である。

2-2 農家と農業の継承―世襲では耐えられない―

農地価格の上昇と就業機会の増加とイエ意識とムラ意識と農家意識の低下に伴い、農家による農業の継承には①農業経営よりイエの存続、イエの経営を優先することと、それに伴う「無賃労働」の発生、②農家継承における「世襲」の意識の変容(気持ちの上で、個人の生活と人生を優先するようになってきたこと)、という二つの問題を抱えていると考える。

農家制農業の諸問題を農場制農業と対比してみると、①の「農業経営よりイエの存続、経営を優先すること」については、農場制農業であれば、収益性の低下・赤字があれば経営者の交代で対応するところを、農家制農業では収益性の低下・赤字においても経営者(農家)の交代はできない。そこで、「無賃労働」での対応、マーケットからの撤退、農地からの撤退、村からの撤退、墓の撤退の順に対応する。また、②農家継承における「世襲」という問題については、農場制農業では経営の継承は経営者の交代という形でスムーズに行われるが、農家制農業では農家の世襲相続という形で行われ、(だから、無賃労働)、「イエ意識とムラ意識と農家意識」の低下により、積極的な継承という形になりづらくなっている。

そのうえ、現在の農家制農業では、就農・農業継承に際して(農家子弟のみならず、20代の非

農家の若者の新規就農者も含め)、程度の差はあれ、「就農」に対する、動機や理由をもつことが求められている。従来の「世襲」という意識では対応することはできない。後継者にも、「今、私が、この場で、何のために、どのような行為をするか、すべきか、することができるか」ということが、つきつけられている。農業継承が世襲では耐えられない時代になっている。

3. 農家女性の農家継承

前項では、農家による農地の継承と農業の継承について概観した。次に本項では、農家継承を女性の視点から再検討したい。具体的には、ある農家女性のTさんのライフ・ストーリーをベースに、冒頭で触れたアンケート結果と照し合わせながら、考察してみたい。

3-1 ケーススタディー―N県A村のS家のTさんの語り 電話インタビュー⁸⁾から―

Tさんは、仲間と共にグループ(村民大会実行委員会)を発足させ、「村民大会(意見発表会)」で、農村特有の「出不足金」に関する性差別(女性差別)について発表し、性差別是正、制度変革の契機をつくった女性である。出不足金とは、村の共同作業に欠席する場合、罰金として支払うものであるが、家の代表としての男性の代わりに女性が参加した場合でも、「半人前」扱いし、罰金を支払わされることが一般的であった(たとえば、出不足金が三千円であった場合、女性が参加したときには千五百円を支払わされる)。Tさんの発表により、「出不足金」制度そのものは残ったものの、男女による金額差別は廃止された。

「(尊敬を含め、勇気あるなど素直に思ったので、) どうして、そんな凄いことができたのですか?」と筆者が質問したところ、当時(昭和27年から41、2年頃の間)は、そのような意見発表会が盛んだった。また、3人姉妹の長女で、親が「跡取り」として、「家長」として、育てられたからだ、という答えが返ってきた。結局、様々な事情から

跡取りはせず、分家に出て婿を迎えたそうだが、苗字は本家のままである。分家として、農地も宅地も家も父親から、分けてもらったという。登記では、家と宅地は夫名義にし、農地はTさん名義とした。「家長」として仕込まれていたので、様々な村の付き合い、親類付き合いができるそうである。また、「家長」として育てられたため、全日制の農林高校にも行かせてもらった。また、そのために、物おじせず、村民大会で自分の意見を言うことができた。この事例をみると、「イエ制度」における、イエ意識と「家長」経験は、性差別より強いと言えるだろう。

(1) Tさんの生家の暮らしと農家継承

Tさんは、昭和6年生まれ。祖父、祖母、父、母、本人、妹2人、弟1人の8人家族だった。Tさんが高等小学校2年の時、父親は戦死した。昭和20年農林高校を卒業して暫くの後、結核により、Tさんは療養生活となり、末子の弟(当時6歳)は死亡した。Tさんの療養生活は8年ほど続き、その間に、次女は恋愛結婚にて他出。三女はTさんの結婚と同時に恋愛結婚にて、生家の跡取りとなった。Tさんは、療養中に知り合った男性と昭和34年に恋愛結婚し、「生家の大農は無理」との判断から、家、宅地、少しの農地(Tさん名義)を譲り受け、婿取り・分家(地区内)創出した。Tさんは、結婚後も生家の農業と自分の家の農業に従事した。当時、生家では、田6反(自家米以外供出)、畑8反(うち、ホップ4反、桑、野菜多種、一部JA出荷)、養蚕4回/年、飼育(馬、ヤギ、鶏50羽超(卵販売)、ウサギ、綿羊等)を経営していた。

Tさんの農業に関する知識と技術は、生家と農林高校と戦後の農事研究会で獲得した。高校時代は、馬耕部に所属し、馬耕のスキルは「一人前」と祖父に認められている。また、学友や教師にも一目置かれるほどの技術・能力を有していた。戦後は、療養していた頃から、意欲と能力により、普及所が組織化した「農事研究会」に、参加した。母からは12歳頃から機織りを教えられ、木綿は

約10年、絹は18年ほど、原材料の生産と共に行ってた。

祖父母の介護は、3姉妹で協力して行った。

(2) 現在のTさんの結婚後の暮らしと農家継承
息子夫婦、孫2人、敷地内別棟同居。昨年、夫を亡くす。一人娘は結婚して他出。

農業経営は、田2反(自家用、娘および友人、知人へおすそ分け)、貸田2反、畑1反(自家用のほとんどの野菜生産)、主にTさん、機械作業や重労働は息子、全体の3分の1程度を息子嫁のYさんが手伝っている。結婚後、農地解放で他家の小作地になった農地を取り戻した。最盛期は5~6反を経営し、JA出荷もしていた。売上は夫名義の口座へ、口座管理はTさんが行っていた。現在は販売していないので、農業収入はない。

結婚後、生活改善グループ活動に参加して、漬物や味噌などの農産加工に取り組んでいた。

夫の介護は、Tさん、息子夫婦が協力して行った。

(3) 「家長」、「跡取り」としての農家女性

跡取り娘だったTさんは、姉妹でただ一人、全日制の農林高校へ進学、妹二人は定時制高校への進学という風に、教育面だけを見ても、長子に対する投資が見られる。祖父からは、「馬耕」の技術を褒められるなど、常に声(目)を掛けられていた。そうした環境に育ったTさんは、分家となった後も、生家の農業の「家長」的役割を果たしていた。

本事例のTさんは、農家女性の中でも、多数派の嫁ではなく、少数派の婿取り・家付き娘である。だからこそ、高い農業技術と知識を得ることができ、機織りなどの生活文化も継承しつつ、家督までも相続できたのだ。農家後継者である息子と同じ農家継承者に「嫁」を位置付ければ、農家継承の可能性は広がるだろう。

3-2 3つのアンケートに見る農家女性の農家継承の実態

Tさん（昭和6年生まれ）と同居の息子の妻であるYさん（昭和42年生まれ）に対して行った電話インタビュー、および、冒頭で紹介した「女の階段アンケート」、加えて、農村女性の地位に関する農林水産省による近年の調査『女性農業者の地位向上に関する実態調査（経営参画と資産の保有に関する実態調査）結果の概要』（2000年、以下「経営参画」）⁹⁾と『女性の農業への関わり方に関するアンケート調査』（2012年、以下「関わり」）¹⁰⁾の結果を参考に、農家女性の農家継承の実態について整理してみよう。（表1参照）

(1) 農水省の考える「農業の女性の担い手」像

まず、初めに、農林水産省が考える「農業の女性の担い手」像に沿って、それぞれのアンケートの時期の“女性の担い手像”を説明する。一言でいえば、人・物・社会のグローバリゼーションに対応した担い手像の変化であった。

“女の階段アンケート”は1988年に実施されたが、この頃は、「男女雇用機会均等法」成立（1985年）、国連の第3回世界女性会議（ナイロビ）開催（同年）、NYでのG5（先進5か国蔵相・中央銀行総裁会議）プラザ合意（同年）、ガット・ウルグアイ・ラウンド開始（1986年）、生産者米価引き下げ（1987年）があった。“女の階段”での担い手像は「農村女性（＝農家女性）」であった。

それから農林水産省の二つのアンケートの間の期間は、1993年9月のコメ緊急輸入、同年12月のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意と、それに基づいた1994年の食管法の廃止。1995年にWTO（世界貿易機関）が発足し、1999年（平成11年）6月男女共同参画社会基本法、7月食料・農業・農村基本法が成立する、という大きな転換の時期であった。これらのグローバリゼーションの大きな流れを受け、「経営参画」アンケートの担い手像は「女性農業者＝（実質的には農家女性）」となった。そして、2002年、2009年の農地法改

正、2012年「人・農地プラン」と2013年の「農地バンク」と「TPP参加」を経ることにより、「関わり」アンケートの担い手像は「職業としての女性農業経営者（と女性農業経営者候補者）」となった。まとめると、農水省の目指す担い手像の変化は、「農家女性」、「女性農業者」そして「女性農業経営者」へと変わっていった。

(2) アンケートにみる「結婚就農・結婚継承」

1) 女性の就農

女性は、農地と農業に関する様々な権利から慣行上疎外されているため、農地と農業の権利を獲得する第一歩は「結婚」である。女性が結婚により農地と農業の権利を獲得・継承する「結婚就農・結婚継承」という視点でまとめると、1988年「農業新聞」では、98.4%、2000年「経営参画」では、85.0%と、結婚就農（女性跡取り就農）・結婚継承が女性の就農の主流といえる。Tさん、Yさんも結婚就農である。

2) 報酬・給与

「おんなの階段」の「農家の主婦の家計管理のおこづかい48.7%」から「経営参画」の家族従事者の「必要な時受け取る24%」に、「給料制7.0%」は「毎月決まった報酬・給与43%」へと変化している。農業収入が現時点でないTさんは「年金から、こづかい1万2千円ぐらい」、家計管理者で家族農業従事者のYさんは、夫（息子）の給料から「家計から適宜、自分の判断で」であった。

3) 資産形成

「女の階段」の「夫婦で得た財産の意向？」は、「夫婦で同等の名義にしたい。19.6%」であった。しかし、「夫婦で得た財産の実態？」は、「ほとんど夫の名義になっている。63.5%」「夫と自分の名義半々になっている。5.8%」であった。「経営参画」の「女性自身の名義で所有しているもの？（複数回答）」は、「貯金90% 農地9%、農業施設3%、宅地4% 自宅建物4%、負債3%」であった。農地所有の経緯をみると、労働によって資産

表1

	農村女性地位向上アンケート 農業新聞「女の階段」読者の会アンケート1800通で972回収。	経営参画女性農業者の地位向上に関する実態調査 (経営参画と資産の保有に関する実態調査)	Tさん(昭和8年生まれ)	Yさん(昭和42年生まれ、県内の都市近郊の農家出身)	女性の農家への関わり方に関するアンケート調査結果について
実施年	1988	1999	2013	2013	2012
実施主体	農業新聞	農林水産省農産部担荷婦人・生活課	筆者インタビュー	筆者インタビュー	農林水産省民間委託
アンケート対象者	女の階段読者グループ	販売農家の女性農業従事者(60歳未満)	本人のみ	本人のみ	職業としての女性農業者
回答者数	972(1800配布)	3177	本人のみ	本人のみ	2070(7059配布)
担い手としての女性像	農家女性	女性農業者	農家女性	農家女性	女性農業経営者
背景	1985年男女雇用機会均等法第3回世帯女性会議(オロビ)開催、9月22日ブラザ会意、1988年ファット・ワールドアワード開始、1987年の生産者米価引き下げ	1999年男女共同参画社会基本法、食料・農業・農村基本法	2002年、2009年の農地法改正、2012年「人・農地プラン」と2013年の「農地バンク」と「TPP参加」		
農家形態	① 専業農家 56% ② 兼業農家 42.4% ③ 非農家 1.7%	—	○	○	—
1. 農家について					
就農以前の就労経験	—	—	生家の農業への従事	農業以外の仕事に従事経験あり	—
生活している家の農業への関わり	結婚により農業をはじめた 98.4%	結婚により農業をはじめた 85%	結婚して就農した	結婚して就農した	—
農業を始めたきっかけ		夫が農業をしていた 71% 自分があつてよかった 10% 自分が農業が好きで新たに始めた 3% 夫が農業が好きで新たに始めた 4% その他 11%	○	○	—
生家の農業との関わり	—	—	○	○	①現在、農業を営んでいる 43.2% ②以前は、農業を営んでいた 15.7% ③農業を営んでいない 34.7% 無回答 6.4%
現在の就農状況	—	—	○	○	①配偶者の実家の農業に携わっている 54.9% ②自分の実家の農業に携わっている 15.8% ③独立して就農している 11.7% ④農業法人を経営している 5.3% ⑤農業法人に就農している 10.7% 無回答 1.6%
2. 資産形成について					
小遣いを主にどこから得ているか	①自分の判断で家計から 46.7% ②夫の承認を得て家計費から 12.2% ③仕事、パート、内職等の収入から 9.6% ④自分で作った農産物から 8.2% ⑤夫の両親から 1.8% ⑥夫から 8.8% ⑦給料制でもらっている 7% ⑧小遣いなど自由になるお金はもらっていない 3.7%	—	年金から(月1.2万円程度)	○	—
農業で働いた報酬・給与の所得状況	—	毎月決まった額を受け取る 43% 必要な時受け取る 24% 特に受け取っていない 23% 出来高に依って受け取る 7% 年間数回決まった額を受け取る 3%	○	○	—
夫婦で得た財産の意向について	①すべて夫名義でよい 30.1% ②夫名義だけでなく、いくらかは自分名義にしたい 50.2% ③夫婦で同等の名義にしたい 19.6% ④ほとんど祖父の名義になっている 11.9%	—	○	○	—
夫婦で得た財産の運用について	①ほとんど夫の名義になっている 63.5% ②夫と自分の名義だが、夫の方が多い 18.8% ③夫と自分の名義半々になっている 5.8%	—	○	○	—
女性名義の資産の状況(複数回答)	—	預貯金 80% 農地 9% 宅地 4% 自宅建物 4% 農作業施設 3% 負債 3%	○	○	—
農地所有している8%の内訳(農地所有経験)	—	自分の親からの相続 42% 自分の親から結婚前に相続した 11% 結婚した後、自分の親から相続した 31% 夫の親から相続/贈与された 25% (夫の親から相続した) 10% (夫の親から贈与された) 15% 夫から贈与された 11% 結婚後に得た収入で購入した 10% ぜひ所有したい 4% できれば所有したい 22% 所有したくない 29% 興味が無い 27%	○	○	—
(自分名義の農地を所有していない人に対し)所有したいか	—	—	—	○	—
3. 相続について					
夫が健在の方に質問します。	①ほとんど全部自分が相続する 4.4% ②法定相続分である二分の一程度は相続する 23.6% ③老後の生活費程度は相続し、残りは子供に相続させる 25.5% ④ほとんど全部を子供に「平等」に相続させる 2.2% ⑤ほとんど全部を「誰取り」に相続させる 44.3%	—	—	○	—
夫が故人の方に質問します。	①ほとんど全部自分が相続した 24.5% ②法定相続分である二分の一程度は相続した 8.2% ③老後の生活費程度は相続し、残りは子供に相続させた 20.4% ④ほとんど全部を子供に「平等」に相続させた 0% ⑤ほとんど全部を「誰取り」に相続させた 46.9%	—	○	○	—
夫の遺産はどうしたいか?	①法定相続分は権利なので相続したい(相続した) 4.4% ②一般的に言われる「印籠大」ぐらいは相続したい(相続した) 16% ③相続権は一切放棄する(一切放棄した) 67.5% ④跡取りが、親の財産をもとに家業(農業など)を継ぐかどうかで判断したい(判断した) 12%	—	分家相続	—	一切放棄した
4. 介護について					
同居の親父母の老後の介護について	①娘が面倒を見るのが当然 42.2% ②実の子供たち全員が面倒を見るべきである 1.2% ③嫁も面倒を見るが、実の子供たちも同等に面倒を見るべきである 56.6%	—	○	○	—

形成されたものではなかった。Tさん、Yさんの意向は「夫婦で同等の名義」で、実態は、Tさん「夫と自分の名義半々」、Yさん「ほとんど夫の名義」だった。所有する財産は、Tさんは貯金と農地、Yさんは貯金であった。

4) 相続

「女の階段」では、「財産の相続はどうしますか?」、Yさんは「④ほとんど全部を子供に「平等」に相続させる」だった。この答えは、25年前の農村女性には最も不人気で、2.2%だった。一番人気は「⑤ほとんど全部を「跡取り」に相続させる」の44.3%だった。実際も46.9%だった。実家の財産の相続については、Yさん同様に、「③相続権は一切放棄する。(一切放棄した。)」が67.5%と大半を占め、「①法定相続分は権利なので相続したい。(相続した。)」は4.4%と僅かであり、この「実家の財産は一切放棄」の傾向は続くと思われる。

5) 介護

「女の階段」の「同居の義父母の老後の介護について」は、「嫁が面倒を見るのが当然」42.2%、「実の子供たち全員が面倒を見るべきである」1.2%、「嫁も面倒を見るが、実の子供たちも同等に面倒を見るべきである」56.6%だった。Tさん、Yさんは、「嫁も面倒を見るが、実の子供たちも同等に面倒を見るべきである」だった。同様に、実家の父母の老後の介護、自分自身の老後の介護についても質問したところ、Tさん、Yさんは、「嫁も面倒を見るが、実の子供たちも同等に面倒を見るべきである」だった。

以上、3つのアンケートとTさん、Yさんの回答結果を整理すると、農家女性の平均的なモデルとして、結婚により就農し、低所得で農作業をし、出産、子育てをし、個人の資産形成は貯金のみ、実家の相続は放棄し、嫁ぎ先の相続は跡取りに一括相続し、嫁ぎ先の親の扶養をし、嫁ぎ先の親の介護は嫁と子供がするという、旧民法の家督相続

とほぼ同じ状況にあることが見て取れた。農地解放の平等の分配という思想も、民法の均等相続という思想の影響もほとんど見られない。新民法における「親の扶養は子供全員の義務」という思想は、親世代の寿命が延びたことと少子化により、嫁ぎ先の親と実家の親、両方の介護に、嫁と子供が平等に介護したいとする傾向が見受けられる。実際にこのことが可能かどうかは未知数だが、新しい動きとして、遺産相続に何らかの影響があるものと予想する。

なお、旧民法(1898年)では、家父長的な家族制度において、戸主人(一般的には長男)が家督を相続し、その強い統制下のもと、家族を統括し、扶養する義務を負っていた。対して、新民法(1947年)では、相続は配偶者2分の1、残り2分の1を子が均分する。扶養については、夫婦間、直系家族(親子、兄弟姉妹)に義務があるものの、農村の実態としては、農家の跡取り(一般的には長男)の配偶者(嫁)が、その役務と負担を一手に負うことが慣行とされている。

4. 農家女性と「入会(当事者感覚のコモンズ)」

4-1 農家女性の農地継承に対する感覚

コモンズあるいは「入会(コモンズ)」の定義・論¹¹⁾は諸説ある。他方、入会、水利等、農家にとっての「当事者感覚のコモンズ」は、慣行・慣習であるため、個別具体的にコンフリクトが起こったときに、個別の法により、水利権、入会権、漁業権等の法認知を受ける。そのため、例えば、水利に関係する農地に対する農家の日常的な感覚および発言は、「うち(イエ)のたんぼ」と表現するのみである。決して、「私のたんぼ」とも「私の父のたんぼ」とも表現しない。この発言・感覚は、コンフリクトに対する予防も含め様々な意味があるが、鳥越の言う「総有」に大変近いと予想する¹²⁾。

一般的に、里山や河川と呼ばれる自然の中の、ある特定の場所・空間・資源を、複数の人びとが利用する時に、「コモンズ」と言う。また、国際

コモンズ学会の定義によると、ある特定の場所・空間・資源のみならず、その場所・空間・資源を共同で「管理」する「組織や社会的仕組み」そのものを「コモンズ」と言う。筆者は、慣行、慣習である事による、あいまいな「当事者感覚のコモンズ」を以下のように定義する。水利権、耕作権、入会権、漁業権等、管理・利用の法的権利は、個別の法律に規定されているが、これらすべてを一つの「入会（当事者感覚のコモンズ）」として捉える。それは、第一に「個人所有できない、かつ個人で勝手に売買できない」モノやコトであり、第二に「ある特定の集団に属する（限定された）人（構成員）にのみ、対等かつ平等な関係¹³⁾で、管理という義務を伴い、かつ、参加、使用、利用できる」モノやコトと定義する。前述のアンケートや、インタビュー、そして筆者個人の生活の経験から、そして、農家・農村における女性の立場や発想から考えると、里山、河川などに限定して用いられる「コモンズ」に限らず、農家の農地も「入会（当事者感覚のコモンズ）」と捉えられる。特に、結婚就農による農家女性の状況、語り、アンケート結果の、「農地」を「イエのモノ」＝「イエが所有するモノ」＝「私は所有できない、しない、関心もない」という感覚と実際の発言、行為は、農家女性の農地に対する「入会（当事者感覚のコモンズ）」的感覚、「入会（当事者感覚のコモンズ）」的行為と捉えることができる。

4-2 農家・農村・農地と「入会（当事者感覚のコモンズ）」

農家女性である T さんは農家の家長の役割を担ってきた。S 家の家長役割は S 家に所属しなければ、所有できない（担えない）。そして、家長役割を所有しても、家長役割は売買できない。農家の機能・役割である農地の耕作、管理も、農家という親族集団に所属していなければ、かつ同居農家構成員でなければ、できない（担えない）。そして、このことを規定する農地法には、農地の所有、貸借、売買、管理について、同一市町村近隣住民という居住地規制や農家構成員という農家

要件がある。つまり、農地に対する「権利関係者の限定・制限」という入会の規制によって守られている。

一方、嫁 Y さんは、T さんの S 家の後継者である息子と結婚することによって S 家の親族・構成員に成ったというだけで、T さんが法的に所有する S 家の農地に対し、管理、義務を伴う、耕作（使用・利用）することができるようになった。そして、嫁 Y さんは実際に農作業と農地の管理をやってきた。さらに、結婚による S 家の親族・構成員に成り、経営主である S さんと同居したというだけで、農業委員の選挙権と被選挙権も獲得できた。ところが、嫁 Y さんが離婚をする（＝S 家の構成員でなくなる）と、S 家の農地を耕作できなくなり、農業委員会の選挙権と被選挙権も失うこととなる。つまり、婚姻就農による農家女性は、離婚をすると農家としての権利と権限を失うこととなる。

さて、T さんのような女性の跡取りは、女性農業者の中でごくわずか 1 割ほどの存在にすぎず、アンケートでは結婚による「女性の就農」が約 9 割であった。また、農家の構成員である嫁の 9 割は実家の農地の相続を放棄し、跡取りへの一括相続が約 5 割、農地の所有意欲は 1 割に過ぎない。このことが、農家・農村の男女間の不平等を表しているという意見もあるが、男性農家後継者からみると、一般的な農家の跡取りであり、農地を相続する男性後継者も、ムラと親族の規制・縛り・視線などの社会圧により、感覚と実際において、農地を個人的に所有しているわけではなく（登記上はもちろん個人所有であるが）、ムラと親族の規制・縛り・視線がある限りにおいて、イエの後継者はイエの農地を耕作・管理しているに過ぎない。その意味では、農家構成員は誰も、実際には「農地を所有」していない。実質的に農地を所有する「農家（イエ）」が、所有する農地を、ムラの中で、他の農家に対して、優先的かつ優占的に耕作する権利、権限を持っているのである。

また、農家は農地の耕作・管理だけではなく、生活共同体や生活保障の家という意味での農家構

成員の扶養や管理の機能・役割も担っている。そして、そのような行為の対象、利用も農家構成員に限定されている。

このような状況を考え合わせると、農地・農家は、「所有できない」「ある特定の集団に属する(限定された)人(構成員)にのみ参加、使用、利用できる」という意味で、「入会(当事者感覚のコモンズ)」であると言える。そして、当事者感覚の入会である農地と農家の集合体である農村も、生活共同体や生活保障という意味での扶養の機能・役割を有するという意味も含めて、「入会(当事者感覚のコモンズ)」であると考えられる。

5. 結語 後継者不足、農家継承の危機に対する対応

農家女性S家のTさんのライフ・ストーリーとアンケート結果をもとに、農家の農家継承、農業継承をみてきた。

Tさんの意見によると、「出不足金の性差別」を廃止できた理由は、Tさんが①地元の人(周囲の人が顔見知り)で、Tさんの能力が高いことが知れ渡っている②婿取り(家長)③財産家(継ぐべき財産が有る)である。婚姻就農女性が、初めの第一歩として耕作権を取得すれば、Tさんのように地元の人からの認知度が上がり、行政の支援による能力を獲得する機会と資本を得やすくなり、エンパワーメントされることによって、財産形成の可能性も生まれると、筆者は考える。つまり、婚姻就農による農家女性が、耕作権を獲得することにより、手薄とは言え、社会保障や社会的な権利が生じ、農家女性の無権利状態の改善につながる。このことは、農家・農業後継者問題の改善にもつながるものと考えられる。

以上のことから、農家・農村の持続性を求め、農家・農業後継者問題の改善を求めるならば、農家・農村において女性が正当な権利を得る第一の方策として、婚姻就農による農家女性の耕作権の獲得を提案する。「農家」の農業の継承者として

の地位の剥奪を図ろうとする「農地バンク」と「人・農地プラン」により農家継承の危機は増大することが予想される。ゆえに、全国的な農家農業継承問題の実態把握の必要性を述べて、本論を終える。

注

- 1) 長野県の元生活改良普及員Iさんの言葉による。ここでいう「切ない話」は、世代継承による、農業と農家(イエ)を維持、継承する日本の農家制度による、農家女性の「せつない話」のことである。農家の継承・相続は、親と義理の親の扶養、看護、介護そして子の進路進学、恋愛、見合い、結婚とも関係するので、女性だけではなく、後継者全般、男性にも言えることである。
- 2) 農地の権利は農業の権利、「耕作権」である。婚姻による就農は農地へのアクセスする権利、農業をすることができる権利は生じるが、「耕作権」ではなく、離婚すると権利が無くなる。農業委員会を通じた「耕作権」は、離婚しても効力がある。
- 3) 書籍では、『農家に嫁がやってくる—ベテラン仲間7つの手ほどき』(小沢禎一郎 1988)、『日本農家の女性問題』(光岡浩二 1983)などがある。
- 4) 農水省 農林水産基本データ集 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/> (2014/01/27 アクセス)
- 5) カタカナ表記は概念的な事象を扱い、意味し、漢字表記は実際に存在する事象を意味する。ただ、「村」、「村意識」等は実際に存在するが、概念的なことでもあるので、適宜使い分けた。
- 6) 当初は、小作争議がまだ激化していない諸県には適用されなかったが、29年以降、沖縄県をのぞく全府県で施行された。
- 7) 1945年12月9日、日本占領総司令部から出された「農地改革ニ付テノ覚書」(通称マッカーサー農民解放指令)に始まる「農地の地主制」の廃絶、いわゆる「農地解放(地主の小作地を国が買い上げ、小作者が国から小作地を買い、自作地にし、小作地解消した)」
- 8) 電話インタビューによる。事前に質問事項をファックスで送り、電話で回答いただいた。実施日2013年12月中に5回、2014年1月に補足インタビューを実施した。4回。また、加齢による記憶の混乱等により、事実誤認があるが、あくまでも、Tさんの語りを中心にまとめた。
- 9) 『女性農業者の地位向上に関する実態調査(経営参画と資産の保有に関する実態調査)結果の概要』(2000、農林水産省農産園芸局婦人・生活課。

- (以下「経営参画」)。販売農家の女性の農業従事者(概ね60歳未満の女性農業者約3,000名)を対象。データの集計・分析に当たっては、(社)農村生活総合研究センターの協力を得てまとめている。
- 10)『女性の農業への関わり方に関するアンケート調査』(2012, 農林水産省)による。
平成24年度農林水産省委託事業、委託先は(株)インテジリサーチ。都道府県及び一般社団法人日本農業法人協会の協力を得て、全国の女性農業者に調査票を配布し、2,070名から回収(調査票発送数:7,059票、回収数:2,070票。回答者の年代別構成比:20代7.6%、30代16.3%、40代22.2%、50代27.9%、60代以上24.3%)。
- 11)国際コモンズ学会第14回世界大会(北富士大会)コモンズについては、<http://iasc2013.org/jp/commons> (2014/01/31アクセス)
「都市近郊農村における地域資源管理体制への新住民の参加の実態と可能性」本田 恭子
https://www.gcoe-intimacy.jp/images/library/File/working_paper/New%20WP/WP_NextGenerationResearch_47_HONDA_s.pdf (2014/01/31アクセス)
- 12)鳥越(1997)によると、「この「総有」という概念は、現行民法でいう総有概念と異なり、ムラ全体所有(オレ達ムラの土地)を表す言葉で、現代風に言うと私有地の上に網掛けがなされているのである」(参考:「コモンズの利用権を享受する者」環境社会学研究, 第3号, pp.5-14.)筆者は、農家構成員が「うちのたんぼ」という意味は、総有という所有に関する意味だけではなく、田んぼの上で展開する、農業経営や自分の生活、人生までも表している場合があると認識している。
- 13)日本で暮らして、コモンズに接することは稀である。2013年のNHKによる国民的テレビドラマ連続テレビ小説「あまちゃん」第23話「おら、ウニが獲りてえ」に表現された「本気捕りには「漁業権」が必要なんだ。その漁業権は、一家に一人しか認められてねえんだ。つまり、アキちゃんが行くって事は夏ばっかが行けなくなるって事なんだよ。今年は、天野「家」からはアキがエントリーしますんで。」という、漁協でのシーンが、日本の入会の平等・対等を表現している。漁協も協同組合であるので、組合員の一人一票の平等の議決権を持つ。

参考文献

- ・小沢禎一郎, 1988, 『農家に嫁がやってくる—ベテラン仲人7つの手ほどき』, 農文協.
- ・玉真之介, 1994, 『農家と農地の経済学』, 農文協.
- ・暉峻衆三/編, 1996, 『日本農業100年のあゆみ』, 有斐閣ブックス.
- ・永野由紀子, 2004, 「家」・「村」理論の射程をめぐる論点と課題』, 山形大学人文学部研究年報, pp123-137.
- ・永野由紀子, 2005, 『現代農村における「家」と女性』, 刀水書房.
- ・日本農業新聞社, 1999, 『窓を開けて』, 影書房.
- ・日本村落研究学会編, 2007, 『村の社会を研究する』, 農文協.
- ・日本村落研究学会編, 2007, 『村の資源を研究する』, 農文協.

柳澤 隆夫 (ヤナギサワ・タカオ)
長野市男女共同参画審議会委員

投稿論文

<投稿論文>

中国における風力発電の発展の困難と電力管理体制の欠陥 ——風力発電の「消費の困難」と「接続の困難」を二つの事例として

The Difficulties of Wind Power Development and the Blocking of Electrical Management Structure in China ——the two cases study

高 瑜
Gao Yu

Abstract

The development of wind power in China is faced with many difficulties, the two most serious ones of which are under-consumption of wind power and grid connection of wind farms. The accomplishment of large-scaled development in future depends on whether the two most serious difficulties can be surmounted. The previous research on the two difficulties is always focused on the fields of Engineering Science, Electric Power Science, Economics and Policy Science. Sociologists never research the difficulties of wind power development in China.

The research subject in this thesis is what the relations between the some defects of electrical management structure and the two most serious difficulties are, and how the some defects of electrical management structure is blocking consumption and grid connection of wind power from the perspective of sociology.

The analytical theory and definitions on *Strategic Analysis* are used in the thesis in order to analyze the main reasons of the two most serious difficulties including the under-consumption of wind power and grid connection of wind farms from the view of the blocking of electrical management structure.

The thesis not only analyzes the causational relations between defects of electrical management structure and the two difficulties of blocking wind power development in china, but also makes some preparation for the reform schemes on electrical management structure in order to overcome the two difficulties.

Keywords: defects of electrical management structure, wind power, under-consumption hardships, grid-connected hardships, LVRT function

要 旨

本論文の研究課題は、理論的視点としての「戦略分析」の分析視角を使用し、風力発電の「消費の困難」

と「接続の困難」を二つの事例として、「中国における風力発電の発展の困難と電力管理体制の欠陥との関係」についての社会学的解明である。本論文の実践的目的は、中国政府が制定した風力発電の政策や電力管理体制についての欠陥を分析し、改革案を支える考え方を準備することである。本論文のとりあげる2つの主題は、電力管理体制の欠陥としての送電網会社の独占経営が引き起こした、風力発電の「消費の困難」と「接続の困難」の社会過程を社会学的に解明することである。

本論文は、「構造化された場」という分析概念を使いながら、風力発電優先購入政策の推進の過程の中で、中国政府が直面する現在の世界的情勢や国内の状況を解明する。また、風力発電優先購入という中国政府の政策に対して、送電網会社が積極的に協力しないという事情の背景にある利害状況と制約条件を解明する。本論文は、「利害関心」という分析概念によって、独占的経営を担う送電網会社の組織の中での役割遂行の規定要因として現れた「対立、競争の回避」、「高利潤の追求」、「正当性イメージの維持」という三つの要因についての分析を通じて、風力発電の「接続の困難」の原因を解明する。先行研究との関係での本論文の知見の位置づけは、電力管理体制の水準において、中国の風力発電をめぐる「消費の困難」と「接続の困難」を生んでいる制度的、組織的要因連関を解明することである。

キーワード：電力管理体制の欠陥、風力発電、消費の困難、接続の困難、LVRT 機能

1. 緒言—研究主題と理論的視点

1-1 中国における風力発電の消費問題と接続問題をどのような関心から主題化するか

本論の問題関心（研究課題）は、風力発電の消費問題と接続問題を二つの事例研究として、「風力発電の発展の困難と電力管理体制の欠陥に由来する制約との関係」を社会学的に解明することである。即ち、本論のとりあげる2つの主題とは、電力管理体制の欠陥として送電網会社の独占経営が引き起こした風力発電の消費問題と接続問題の社会過程を社会学的に解明することである。中国の風力発電の発展に関しては、「二つの研究空白」がある。第一は、電力管理体制という水準において、中国の風力発電の発展の困難の社会的原因についての研究の空白であり、第二は、中国の風力発電の発展の困難を生んでいる社会体制や経済体制に由来するさまざまな原因についての研究の空白である。本論の学問的意義は、以上のような二つの研究空白のうち、第一の研究空白を埋めることである。

風力発電の消費問題と接続問題という2つの事

例は、「風力発電の発展の困難と電力管理体制の欠陥に由来する制約との関係」という問題関心から見て、極めて重要な対象であり、これらについての批判的解明は、電力管理体制の欠陥と風力発電の発展の困難の改善について、豊富な示唆を与えると考えられるのである。本論の実践的意義は、中国政府が制定した風力発電の政策や電力管理体制についての欠陥を分析し、改革案を支える考え方を準備することである。

1-2 先行研究の問題点と本研究の位置

英語による先行研究として、中国の風力発電の発展に関する論文は多いけれども、関連著作（単行本）は少ない。中国の風力発電の発展に関する英語の論文は、数が多いが、その多数の論文が、理工系の分野（Engineering and Applied Science, Electric Power Science）においての論文であり、社会科学の分野の関連論文が少ない。さらに、社会科学の分野の英語の関連論文は、経済学及び政策論についての領域に集中しており、社会学的な研究がほとんどない。

中国の風力発電の発展に関する政策論領域の近

年の2つの英語論文は、中国の風力発電の発展政策 (Zhang, 2012) と発展計画 (Zhao, 2012) についての検討をしているけれども、電力管理体制が中国の風力発電の発展に与える影響を研究するものではない。また、政策論領域におけるほかの英語論文 (Han, 2009) は、中国・内蒙古自治区における風力発電の発展を事例として、経済的な面や技術的考慮や環境保護などの諸点で中国の風力発電の発展を分析し評価しているけれども、中国の風力発電の発展の深刻な困難を焦点として、問題の原因と問題の改善のための政策の準備を研究するものではない。

その中で、唯一の英語の関連著作 (Lewis, 2012) は、風力発電の発展とローカーボン経済への転換との関係という視角から、中国の風力発電の産業についての実情を記述するものであるが、中国の風力発電の代表的困難を焦点として、専門的な研究を展開するものではない。

日本語の先行研究としては、中国の風力発電の発展に関する論文がとても少なく、関連単行本が全く存在しない。さらに、中国の風力発電の発展に関する日本語の論文は、大体、経済学の分野に集中している。例えば、李志東は、「低炭素社会に向けた風力発電開発と関連産業の動向」(李, 2012a) に関する経済学の研究を展開し、「中国新疆ウイグル自治区における風力発電に関する計量経済分析」(李, 2012b) を発表した。

日本の研究者の先行研究として、元日本環境学会会長である和田武教授が書いた二つの論文 (和田, 2000, 2002) は、中国・内蒙古自治区における風力発電の発展の早期 (2002 年以前) の状況について紹介しているが、中国の風力発電の全体の姿及び特別な困難を把握するものではなく、中国の風力発電の発展についての 2002 年以後の実情を把握するものでもない。

要するに、英語と日本語の先行研究については、同じような限界がある。その限界とは、中国の風力発電の発展の困難についての社会的要因に注目した研究が空白なことである。

中国語による先行研究を見ると、中国の風力発

電の発展に関する社会科学系の論文と本は、多くない。さらに、中国の風力発電の発展に関する中国語の社会科学系の論文は、大体、経済学と政策論という二つの分野に集中しており、中国の風力発電の発展の困難についての社会学的研究は空白である。

その中で、中国の風力発電の発展に関する中国語の主な文献は、「中国の風力発電の発展に関する年次報告」(李, 2008, 2010, 2011, 2012) である。これらの年次報告は、風力発電の政策の成否という視点から、中国の風力発電の「消費の困難」と「接続の困難」について論じているが、電力管理体制に由来する制約と中国の風力発電の発展の困難との関係を深く解明するものではない。

例えば、これらの年次報告は、以下の3種類の客観的に存在する事実を指摘し、送電網の建設スピードがウインド・ファームの建設より遅れることで、ウインド・ファームが送電網につながる事が難しい状況になっていることを認識している。あ) 工事建設の規則から見ると、ウインド・ファームの建設期間は確かに送電網の建設より長い。い) エネルギー局の計画の進展状況から見ると、組み合わせるべき送電網の計画は確かにウインド・ファームの計画より遅れている。う) 現実の発展状況から言うと、中国における設置済みの風力発電機の容量の拡大は確かに超スピードの発展だが、送電網建設の発展は基本的に計画通りのままで相対的にゆっくりと進んでいる。上記のような年次報告の観点は、継承すべき論点であるけれども、一定の限界がある。この継承すべき論点は、送電網の建設・計画の相対的緩慢さと風力発電の「接続の困難」との関係が存在することであり、送電網の建設・計画の相対的緩慢さが風力発電の送電網の接続に一定の悪い影響を与えていることである。しかし、この論点の限界は、独占された送電網建設という電力体制の欠陥と風力発電の接続困難との関係を検討していないことである。

また、上記のような年次報告から、継承すべき

他の論点は、風力発電優先購入政策の実施が困難だという指摘である。しかし、これらの年次報告は、「発電機会の均等」と「電力の割り当ての従属性」という電力管理体制の欠陥が風力発電優先購入政策の実施し難さに悪い影響を与えていることを分析していないという限界を有する。

以上のような先行研究との関係で、本論文の知見を位置づけるならば、電力管理体制の水準において、中国の風力発電の発展の困難を生んでいる制度的、組織的要因連関を解明することが課題となっている。このテーマの追究は、先行研究に欠如しており、その点で本論文の独自性がある。その際、電力政策を支える制度や、制度の中で発電や送電を担う組織が実際にどのようなパフォーマンスを示すのかを分析するために、後述(1-4)のように組織社会学的アプローチを採用する。なぜなら、組織社会学の視点は、個々の主体の実際の行為のしかたを実証的に分析することを通じて、制度の欠陥や組織の機能不全を生み出すメカニズムを解明しうるからである。即ち、一見すると、うまく作動するように見える制度や政策の下で、実態としての組織過程がどうなっているかを分析しうるからである。

1-3 消費と接続という二つの困難の改善は風力発電の現在と未来の発展に関して、どのような位置にあるのか

中国における風力発電の発展の実情を分析してみると、実績と困難という二つの局面が、見出された。具体的には、下記のような事態である。

まず、中国における風力発電の発展の実績は、二つの「世界第一位」をおもに指している。二つの「世界第一位」とは、まず、風力発電機設置済みの総容量が累計で2010年末から今まで、「世界第一位」を維持していることであり、さらに送電網に接続した設置済みの風力発電機の総容量が累計で2012年6月から今まで、「世界第一位」を占めていることである。

次に、中国における風力発電の発展にかかわる困難の中心は、現時点での風力発電所の経済的損

失をもたらしたり、未来において、国の全体の計画目標の実現を妨げたりするおそれのある最も深刻な二つの困難、即ち、風力発電の「消費の困難」と「接続の困難」である。即ち、消費と接続という二つの困難の改善が現在と未来の風力発電の発展のためには極めて重要な位置にある。

このうち、「消費の困難」、すなわち、「風力発電の消費の困難」とは、地元消費の能力が不足しているため、或いは、対外輸送の送電網の建設が遅れているために、地元以外の外部地域で、地元から見ると余剰分となるような風力による発電量が消費できないという事態が起り、それらが引き起こす風力発電による電力の消費の困難である。このような風力発電の消費の困難が存在しているので、全体の送電網の安全な運営を維持するために、風力発電所の風力発電機の一部の運転を停止するという「棄風」の方法で、風力発電機の発電を禁止せざるをえない。「棄風」の比率が高ければ、風力発電の利用時間が低くなり、「棄風」がもたらした直接的経済損失が多くなる。中国における「風力発電の消費の困難」については、2011年と2012年に、「棄風」の比率が、それぞれ、16%と20%に達し、直接的経済損失が、66億人民元と100億人民元に達した(李, 2013)。

また、「接続の困難」、即ち、「送電網への接続の困難」とは、送電網の建設の困難と「低電圧を乗り切る機能」(略称: LVRT 機能¹⁾)の技術的検査の困難を意味しており、風力発電所の風力発電機が送電網に接続できないことであるが、それには「物理的接続の困難」と「技術的接続の困難」という二つの種類がある。「物理的接続の困難」とは、送電網の建設速度が風力発電所の建設速度におくれているため、風力発電所が送電網に接続できないことである。「技術的接続の困難」とは、風力発電の大規模な送電網遮断事故の後で、国の規定により、風力発電機が「LVRT 機能」の技術的検査を受けなければならなくなり、この技術的検査を受けなければ、送電網への接続の資格が得られないため、風力発電所が送電網に接続できないことである。中国における風力発電の「送電網

への接続の困難」については、2007年から2011年までの期間で、送電網に接続できなかった比率が、30%ぐらいに達し、先進国の10%の比率と比べて、とても深刻な局面に置かれている。

中国政府が制定した「第十二次五カ年計画」においては、風力発電の発電量は、2015年と2020年に、それぞれ、1900億kWhと3900億kWhという計画目標に達する予定である。なお、これまでの実績としての風力発電の発電量は、2010年と2011年と2012年に、それぞれ、おおよそ、500億kWhと715億kWhと1008億kWhに達した。

つまり、目下の発展の状況は、未来の計画目標と比べて、大きい距離がある。さらに、風力発電における「消費の問題」と「接続の問題」がもたらした直接的結果は、風力発電量の減少と風力発電所の経済的損失が増加したことである。風力発電の発展において、消費問題と接続問題についての研究は、目下の困難の克服と未来の目標の実現にとって、極めて重要な実践的意義がある。

1-4 本論の理論的視点と分析概念

本研究の特徴とは、組織社会学の理論枠組みを採用していることであり、その点で政策論の先行研究とは異なっている。本論を通じて使用される理論的視点と二つの鍵概念は、下記のようなものである。

(1) 理論的視点としての「戦略分析」

本論の理論的視点は、経営システムと政治システムの中の主体（組織）の行為を、クロジエ（Crozier）とフリードベルグ（Friedberg）が定式化した「戦略分析」によって、分析しようとすることである（Friedberg, 1972）。「戦略分析」とは、組織社会学におけるフランス学派により、1960年代に提示され、以後30年以上にわたって、フランスの組織社会学研究所を拠点とする研究者集団により、洗練されてきた理論的アプローチである。では、戦略分析の提示する理論的視点とは、どのようなものであろうか。

第1に、社会内の各主体は、一定の制約条件の下に置かれた存在として、また同時に一定の自由を持つ主体として把握される。一方で主体の行為は、社会条件を取り巻く状況に常に制約されており、「構造化された場」の中で方向づけられている。他方で、主体の行為は、常に一定の「自由な選択範囲」を有している。

第2に、各主体は、この「自由な選択範囲」を利用しながら、それぞれ「合理的戦略」を追求している。ただし、ここで「合理的」ということは、主体の利害の追求にとって、適合的であり、或いは、主体の立場からすれば理由があるという程の意味である。

第3に、社会過程、組織過程は、それぞれの主体が、自分の目的追求の見地から繰り広げる「ゲーム」として把握することができる。各主体は、自分の利害関心の追求のために「合理的戦略」を展開しつつゲームに参加している。

(2) 「戦略分析」に基づいて、導入される鍵概念

「戦略分析」に基づいて、本論の中で導入される鍵概念は、「構造化された場」と「利害関心」である。「構造化された場」という概念の意味は、どのようなものか。組織の中の個人は、自由に自分の思うままにふるまえるわけではない。彼の行為は、必ずすでに構造化されている場において展開される。その場は、すでに確立されたコミュニケーション回路によって、権威の公式の配分によって、各人の権利と義務を定義する規則によって、連帯関係の網の目によって、構造化されている（Friedberg, 1972）。「利害関心」という概念の意味は、どのようなものか。ここで「利害関心」の追求ということとは、自分の目的追求の見地から繰り広げる「唯一の最適な手段の選択」という意味ではなく、当人の利害の追求にとって、適合的であり、当人の立場からすれば理由があるという程の意味である（Friedberg, 1972）。

2. 電力体制改革の歩みと現状

2-1 電力体制改革の歩み

工業化が進展した段階においてひとつの国の電力体制は、経済体制の重要な一環である。だから、経済体制改革の成功を確保するためには、電力体制も、経済体制の改革の開始と深化に従って、間断なく、改革されなければならない。

中国政府は、1978年から、「改革開放」を開始し、その具体化としての計画経済体制の改革に着手した。さらに、中国政府は、1992年10月に開催した中国共産党第14回全国代表大会で、初めて、社会主義の市場経済体制を作るという目標を明確に提出した。そして、経済体制改革の推進の一環として、中国政府も電力体制の改革を開始した。

中国の電力管理体制は1985年までは、計画経済体制の下での管理方法にしたがって、政府の電力関係部局（エネルギー部・電力工業部等）が統制するという管理体制を取っていた。計画経済体制から市場経済体制への転換という改革に従って、中国における電力体制の改革は、1985年から、電力企業と政府行政の分離を段階的に進展させるという形で、推進され始めた。その過程で、「中国国家電力会社」が、「政府と企業の分離²⁾」政策の下で、1997年1月に、設立された。このことは、電力市場自由化に向けての電力体制改革を推進するための堅実な基礎を固めたものであった。そして、2002年12月に国家電力会社は発電の会社と送配電の会社に分割された。

中国政府は、2002年11月に開催した中国共産党第16回全国代表大会で、2020年までに、社会主義市場経済体制を全般的に確立するために、2002年から、市場経済体制に向けての改革をさらに推進しなければならないという任務と目標を提出した。2002年から、深化され始めた電力体制改革は、「経済全体の改革開放政策」の一環であるという背景の下に進められたものである。

中国政府は、2002年に、「電力体制改革計画」を公布した。この「電力体制改革計画」では、「発電所と送電網の分離、主補³⁾の分離、送電と配電

の分離、電力価格競争の実現」という電力体制改革の任務が設定されていた。そして、2002年から、推進され始めた電力体制改革の経緯は、主に、下記のような二つの歴史的段階に区別できる。

(1) 2003年からの「発電所と送電網の分離」の実現

発電所と送電網の分離は、主に元の「国家電力会社」が管理していた資産を発電と送電網との二つに区分し、資産の再構築を行うことを指す。元の「国家電力会社」は、2003年に、5大電力会社と送電網会社に分割されたが、それによって「発電所と送電網の分離」という電力体制改革計画の任務の一つが実施されたことになる。すなわち、発電部門は5社の全国的な独立発電事業者（「華能集団会社」、「大唐集団会社」、「華電集団会社」、「国電集団会社」、「中国電力投資集団会社」という5社）に再編成された。また、送電部門に関しては「国家送電網会社」と「南方送電網会社」という南北の二大送電網会社に再編成された。

電力市場の発電側には主に、中央政府直轄の5大電力会社（国営企業、2010年のシェアは49%）と地方政府レベルの電力会社（国営企業、2010年のシェアは41%）が存在している。民営及び外資の電力会社の割り当て量は、10%以下である。

送電網関連では、「国家送電網会社」と「南方送電網会社」が設立された。国家送電網会社の経営範囲は、「南方送電網会社」の経営範囲を除いたほかの26省と自治行政区と直轄市で、中国の国土面積の88%以上を覆っている。国家送電網会社は、五つの区域送電網と三つの省レベルの送電網を管理している。この五つの区域送電網は、「華北送電網」と「東北送電網」と「西北送電網」と「華東送電網」と「華中送電網」であるが、三つの省レベルの送電網は、「山東送電網」と「四川送電網」と「重慶送電網」である。「南方送電網会社」の経営範囲は、広東省や広西省や雲南省や貴州省や海南省などの五つの省をカバーしており、この五つの省における送電網を建設したり、

関連の送電、配電、売電の業務を経営したりすることである。

しかし、2003年に、発電所と電力網との分離を実現した後で、中国の電力体制改革の「歩み」は、八年間の長期にわたり、停滞し中断してしまった。

(2) 2011年における送電網会社の主補分離の改革の実質的進展

「中国電力建設集団有限公司」と「中国エネルギー建設集団有限公司」という発電の補助的事業を担う二大集団会社は、国家送電網会社と南方送電網会社という二大送電網会社から分離する形で、2011年9月に、正式に設立された。同時に、国家送電網会社と南方送電網会社が管轄していた探査設計会社や火力発電・水力発電の施工会社や電力補修会社は、発電の補助的事業の範疇に属しており、発電の補助的事業を担う二大集団会社に再編成された。すなわち、元の「中国水利水电建設集団会社」と元の「中国水電工程顧問集団会社」は、「中国電力建設集団有限公司」に再編成され、元の「中国葛洲ダム集団会社」と元の「中国電力工程顧問集団会社」は、「中国エネルギー建設集団有限公司」に再編成された。

つまり、送電網会社に関連した主補分離の改革は、2011年に、ようやく、実質的進歩を遂げた。この主補分離の改革は、既定の計画より、三年間、遅れていたが、この改革の実現には重要な意義がある。この重要な意義とは、送電網の運営の真実のコストをはっきり計算したり、将来の「送電と配電の分離」及び「電力価格の改革」を推進したりするための堅実な基礎を固めたことである。

2.2 「中途半端」な電力体制改革の現状

「発電所と送電網の分離、主補の分離、送電と配電の分離、価格競争の実現」という2002年に提出された電力体制改革の目標に向かって、中国の電力体制改革は、現在まで、色々な困難を克服したが、しかし、未だに、これらの目標のすべてが、達成されたわけではない。2003年の「発電所と送電網の分離」と2011年の「主補の分離」を実

現することによって、電力体制改革の目標の前半が達成された。しかし、電力体制改革の後半の目標は、前半より、もっと難しく、もっと重要である。中国における電力体制改革の肝心要の段取りと段階は、「送電と配電の分離、価格競争の実現」であるが、「送電と配電の分離、価格競争の実現」についての電力体制改革は、2013年の末まで、相変わらず、実行されていない。では、「中途半端」な電力体制改革とは、何であろうか。下記の考察を通じて、この間に答える。

あ) 発電所の表面的な競争の実現と実質的な独占

発電所と送電網との分離を完成した後、中国の発電所は、元の国家電力会社という一つの会社の独占経営が打破され、三つの部分から、構成されることになった。すなわち、中央政府直轄レベルの国有電力会社と地方政府レベルの国有電力会社と民営・外資電力会社などの三つの部分である。しかし、それは、表面のことで、発電所の経営において競争を導入したといううわべの現象にすぎず、実は、依然として、発電所の経営において独占経営が維持されている。

中国の発電所における発電設備の総容量の90%以上は、中国の国営企業に独占されている。特に、中央政府直轄レベルの五大国営企業は、中国における発電設備の総容量のほとんど半分を占めている。

い) 送電網についての多面的独占経営

中国の送電網は、全て、中国の国営企業に独占されている。しかも、国家送電網会社と南方送電網会社という中央政府直轄レベルのたった二つの送電網企業が、中国の送電網の全部を独占している。国家送電網会社における経営の地域範囲は、中国の国土面積の88%以上を覆っているが、南方送電網会社における経営の地域範囲は、広東省や広西省や雲南省や貴州省や海南省などの五つの省という中国の国土面積の12%を覆っている。この二大国有送電網会社は、それぞれの地域範囲で、電気輸送、配電、販売を独占している。

つまり、中国における送電網の経営の特徴は、

電気輸送、配電、販売などの三つの業務を一体化した多面的独占経営であり、地域独占経営であり、国有企業の独占経営である。送電網の経営は、多面的独占という特徴を維持している。

う) 電力価格についての政府統制

中国国務院は、2003年に公布された「電力価格改革計画」と2007年に公布された「電力価格の改革を深める計画」で、「市場での自由競争によって、発電価格⁴⁾と小売価格⁵⁾を形成するが、政府が、送電価格⁶⁾と配電価格⁷⁾を定める」という将来の電力体制についての電力価格改革の方向を設定していた。

しかし、これに対して、現在の電力価格形成メカニズムでは、送電価格と配電価格が未だ独立性をもって決定されているわけではない。発電価格と末端の小売価格が未だ政府の統制の影響下にあり、発電価格と末端の小売価格との「価格差」が送配電価格⁸⁾になっているのである。つまり、電力価格を定めることは、現在まで、市場競争の範疇に属していない。

3. 電力体制の欠陥は、如何に、風力発電の「消費の困難」をもたらしたか

3-1 電力体制の欠陥の与える風力発電の発展への悪影響

中国の電力体制には、目下、「発電機会の均等」と「電力の割り当ての従属性」という二つの欠陥がある。さらに、この二つの欠陥は、風力発電の発展に悪い影響を与えている。具体的に言えば、下記のような問題点がある。

(あ)「発電機会の均等」に関する電力体制の欠陥と風力発電の発電量の減少

長い間、中国の発電量を定める方法は計画経済の時期の方法がそのまま継承され、各省発展改革委員会（あるいは経済貿易委員会）により、各発電企業に平均的に発電量の指示を出すというものであった。発電企業の発電量は発電企業が市場の需給変化によって自主的に調節するのではなく、その上の地方政府によって定められる。

その際、地方政府は発電企業の有する各発電施設に対して平均的に発電時間を割り当てることを発電量計画の根拠にしているが、それはまったく合理的ではない。大部分の電力の割り当ての中で、高エネルギー消費の火力発電機に対しても、高省エネルギー発電機及び再生エネルギー発電機に対しても平均的に発電時間を割り当て、さらに火力発電の発電量の計画を達成するために、風力発電が火力発電のために道を譲る現象もある（傅，2012年a）。「発電機会の均等」に関する電力体制の欠陥は、風力発電の発電量を減少させるという悪い影響を与えている。

このような「発電機会の均等」を基にする計画方法は表面上で公平に見えるが、その結果が逆に化石エネルギーを保護して再生可能エネルギーの発展を妨害するという事になっている。

(い)「電力の割り当ての従属性」に関する電力体制の欠陥と風力発電への差別的な取引

電力の割り当ては、電力系統の日常運行を維持して電力市場の有効な取引を調整することに重要な役割を果たしている。「電力の割り当ての従属性」は、旧式の電力体制の下で、電力の割り当てが送電網企業に独占され、発電企業がそのような割り当てに従属していることを主に指す。

「電力の割り当ての従属性」は、送電網会社はその電力の「独占売買」の地位を守る主な手段である（傅，2012年b）。電力の割り当てに関する業務が送電網会社に独占されているということは、送電網会社の経済的利益の確保を優先させ、社会的な公共的利益のためのサービスの提供を二次的利害関心として、電力の割り当てと各電源の取引が行われることを意味する。そのため、「電力の割り当ての従属性」という電力体制の欠陥は、さまざまな種類の電源に対する差別のない電力取引と風力発電の優先購入を妨害している。

3-2 関連する法制度の制定において、中国政府が置かれた「構造化された場」

中国政府は、風力発電の発展を推進する風力発電優先購入政策の決定において、どのような「構

造化された場」に置かれていたのだろうか。現在の世界的情勢や中国の状況は、中国政府にどのような「構造化された場」を提供しているのかを検討してみよう。

風力発電には変動性とランダム性があり、大規模な風力発電の受け入れは送電網の安全運行にショックをもたらすことがある。そのため、送電網会社から見れば、風力発電はごみのように扱われいつも送電網会社に差別されている。しかし、風力発電は、上記のような固有の欠点があっても、中国政府は、なぜ、大規模な風力発電の発展を推進しているのだろうか。

今や中国は、石油や石炭などの伝統的エネルギーが大幅に不足する局面に直面している。だから、中国政府は、エネルギーの自給自足を保障するために、風力発電を含む再生可能エネルギー電力の発展を重視しなければならない。さらに、国際社会に対する中国政府の政治責任としては、再生可能エネルギー電力の先頭としての風力発電の大規模な発展を通じて、積極的な温暖化対策を実行する必要がある。だから、風力発電の固有の欠点と旧式の電力体制の欠陥が存在しても、中国政府は、国家戦略として、風力発電の大規模な発展を支持したり、風力発電の大規模な発展に対する前向きな姿勢を打ち出したりしてきた。さらに、中国政府は、関連する法律や制度の制定を通じて、前向きな姿勢を見せてきた。

2005年に制定された「再生可能エネルギー法」⁹⁾では、送電網会社が風力発電などの再生可能エネルギーの電力の全量を買収することを保障するように明確に規定されているが、実際には風力発電の全量の見取り保障を実行することは難しい。送電網会社の「独占売買」の地位は、差別的にかつ消極的に風力発電を扱うという態度を保護する傘になっている。

3-3 電力管理体制の欠陥が、よい政策の実行を妨げている

送電網会社の差別的な風力発電の扱いは、ある程度直接に「限電、棄風」という現象をもたらした。

「発電機会の均等」と「電力の割り当ての従属性」などの電力体制の欠陥は、送電網会社の差別的な風力発電の扱いを引き起こした根本的要因である。

換言すれば、電力体制の欠陥は、風力発電の「消費の困難」の根本的な原因ということになる。だから、上記の電力体制の欠陥があるため、国家が、風力発電優先購入（給電）の政策を打ち出しても、その政策は、有効には実行されにくい。つまり、電力体制の欠陥は、風力発電優先購入（給電）というよい政策の実行の妨げになっていた。

以下の本論文では、風力発電優先購入（給電）に関する政策内容と政策実行の実態との比較を通じて、風力発電発展のためのよい政策が電力体制の欠陥に妨げられて、如何に建前になるかというこの問題を解明する。

中国政府は2006年1月1日に、中国の省エネ・汚染物質排出削減分野の法整備において最も重要な法律の一つである「再生可能エネルギー法」を施行し始めた。「再生可能エネルギー法」が記載していた風力発電などの再生可能エネルギー電力の優先給電（購入）に関する内容の核心は、下記の条文である。あ）第13条では、再生可能エネルギー電力を既存の送配電ネットワークに供給することが奨励される。い）第14条では、再生可能エネルギー会社により生産された電力が既存の送配電ネットワークに供給される場合、電力ネットワーク企業がその全量を買収することを義務付けている。う）第29条のように、送電網会社が再生可能エネルギー会社により生産した電力の全量を購入せず、再生可能エネルギー発電会社に経済的損失を与えた場合、賠償責任を負うことなど、法律的责任に関する条項も規定されている。一言で言えば、政府は、「再生可能エネルギー法」で、送電網会社が風力発電会社によって生産した電力の全部を購入しなければならない法律責任を規定していた。

政府が打ち出した風力発電優先購入の政策は、どのようなものであろうか。国家発展改革委員会や国家環境保護総局や国家監督電力管理委員会や

国家エネルギー事務室などの四つの政府部門は、2007年に、共同で、「省エネ型の発電と給電に関する方法（試行）」を公布したが、この「省エネ型の発電と給電に関する方法（試行）」は、まず、四川、貴州、広東、江蘇、河南などの五つの省で、実験的に実施することとされた。「省エネ型の発電と給電に関する方法（試行）」の内容の核心は、下記のように、纏められる。あ) 省エネと環境保護と経済性という三つの原則により、電力の安定的な供給を保証するという前提で、グリーンエネルギー電力の給電を優先し、石炭の消費レベルに基づいて、火力発電設備ユニットの給電を手配する。い) グリーンエネルギー電力について。電力の安定的な供給を保証するという前提で、発電設備ユニットのエネルギー消費と汚染物質排出のレベルの高低に基づいて、グリーンエネルギー電力の給電の優先順序を決めるが、この給電の優先順位は、順番に、風力発電、太陽光発電、海洋発電、水力発電、バイオマス発電、原子力発電とされている。う) 火力発電について。石炭の消費レベルに基づいて、火力発電設備ユニットの給電を手配する。エネルギー・資源の消費と汚染物質の排出を最大限に、減少させるために、石炭の消費が多い火力発電施設は、発電量を減少させ、発電量をゼロにするが、石炭の消費が少ない火力発電施設は、発電量を増加すべきである。要するに、国家は、2007年に、「省エネ型の発電と給電に関する方法（試行）」を打ち出し、電力の安定的な供給を保証するという前提で、風力発電の給電を最優先にすると明確に規定した。

「再生可能エネルギー法（改正案）」は、2010年4月1日に施行された。改正案の第十四条では、2006年に実行し始めた「再生可能エネルギー法」が記載した「送電網会社がその送電網のカバーしている範囲内の再生可能エネルギーの送電網接続プロジェクトの発電量の全量を買収する」から、「国家が全部の再生可能エネルギー電力にとって、保障的買い取り制度を実行する」に改正されている。一言で言えば、2006年の「再生可能エネルギー法」から、2010年の「再生可能エネルギー法（改

正案）」までの立法の進展は、風力発電を含む再生可能エネルギー電力の購入（給電）を優先する仕方が、再生可能エネルギー電力の「全量の強制買い取り」の政策から、「前提条件を伴う保障的買い取り」の政策へと変化したことを示している。

しかし、発電量の全量の強制買い取りの政策にせよ、前提条件を伴う保障的買い取りの政策にせよ、「再生可能エネルギー法」及びこの改正案が記載した再生可能エネルギー電力の買収に関する法律条文は、理想的な規定であるが、現実に執行する過程で、執行の困難が現れた。それゆえ、中国政府と専門家は、再生可能エネルギー電力の買い取りに関する政策の進歩と改善を持続的に推進するために、「前提条件を伴う保障的買い取りの政策」の代わりに、再生可能エネルギー電力の「割り当て量の政策」を検討するようになった。

「発電機会の均等」を押しつける「計画発電量」と「電力割り当ての従属性」という電力体制の欠点の存在により、「省エネ型発電と給電に関する方法（試行）」が今まで一部の省（市）で試行されただけで、全国範囲での推進はまだなされておらず、また、「前提条件を伴う保障的買い取り」の政策も実行しにくいのが現状である。

なぜ、風力発電優先購入（給電）に関する積極的政策とか法律の条文は、現実には実行しにくく、建前になってきたのか。筆者は、下記のような二つの要因があると考ええる。

あ) 「発電機会の均等」や「計画発電量」や「電力の割り当ての従属性」などという既存の電力管理体制の特徴は、上記のような風力発電の優先購入（給電）や買収の政策や法律と、矛盾している。さらに、既存の電力管理体制は、伝統的エネルギー電力とグリーンエネルギー電力に巨大かつ重要な影響を与えたが、風力発電の優先購入（給電）や買収に関する政策と法律は、電力系統の小さな部分であるグリーンエネルギー電力の領域という局部的変革にかかわるもので、そこでの努力を通じて、既存の電力体制の全体という大局的変革まで実現することは、現実には、難しい。

い) 今日の中国は、法に基づいて、国を治める

という法治精神が足りない国家とか社会であるという特徴が根深く存在する。それゆえ、後進的な電力管理体制と風力発電優先買い取りに関する先進的な政策・法律との矛盾とか衝突が、起きたときに、「旧式」の電力管理体制が、風力発電優先買い取りに関する先進的な政策・法律を退け埋没させることになった。

要するに、電力管理体制の欠陥を大局的に改革しなければ、電力系統の小さな部分にとどまるグリーンエネルギー電力の領域だけを局部的に変革しても、風力発電の優先購入（給電）に関するよい政策とか法律条文の執行は、現実には推進されにくい。

3-4 風力発電優先購入に対する送電網会社の積極性を妨げる「構造化された場」

上記のような3-3の内容を纏めよう。電力管理体制の欠陥と風力発電優先購入（給電）政策の失敗との関係に注目すれば、電力管理体制の欠陥が、よい政策の実行の妨げになっていることが分かる。しかし、このような分析は、電力管理体制の欠陥や優先購入（給電）政策の失敗などの客観的条件についての視点だけからのものなので、問題解明の限界がある。

実は、送電網会社という主体の視点から分析すれば、風力発電の消費と受け入れに関する難題についても、風力発電優先購入に対する送電網会社の行為の積極性或いは消極性という問題が浮上する。このような組織構造を前提にしての諸個人の主体的行為の展開という基本的な組織イメージを前提にした時、組織社会学の一理論としての「戦略分析」が組織現象の解明に有力となる（船橋, 2012）。とくに、「戦略分析」の鍵概念としての「構造化された場」は、風力発電優先購入に対する送電網会社の行為の消極性という組織現象の解明に有力である。「組織の中での諸個人の行為は、「構造化された場」の中で行われるのであり、さまざまな制約条件を被っている。比喩的に言えば、人間は、完全な自由を有する神ではない」（船橋, 2012）。では、風力発電優先購入に対する送電網

会社の行為は、「構造化された場」の中で行われるのであるが、どのような制約条件を被っているのだろうか。

風力発電優先購入に対する送電網会社の行為の積極性を妨げる利害状況とか制約条件は、それぞれ、どのようなものであろうか。つまり、本節では、利害状況とか制約条件の視点から、風力発電優先購入に対する送電網会社の「動機」分析を展開する。筆者が注目するのは、社会的責任と経済的要求と政府の作用という三つの論点である。

あ) 大手国営企業の社会的責任としての風力発電優先購入

中国における送電網会社は、すべて、国家が唯一の出資者の会社であるから、中国政府の戦略的新興産業の一つである風力発電の大規模な発展を支持しなければならず、手を尽くして、風力発電の受け入れと購入を優先しなければならない。このことは、大手で国営の送電網会社の社会的責任である。

例えば、送電網会社は、風力発電の不安定な出力を予報する装置を備え、風力発電の不安定な出力を調整するために、インテリジェント送電網を建設し、最も広い範囲で異なる省の間での遠距離の風力発電の発電と消費を実現するために、特高圧（UHV）送電技術を使用すれば、風力発電の出力の不安定な欠点が克服でき、風力発電の受け入れと購入の優先が実現できる。

それゆえ、社会的責任を果たしたければ、送電網会社は、風力発電の不安定な出力を予報する装置とインテリジェント送電網の建設と特高圧（UHV）遠距離送電技術に対する巨大な投資の設置を通じて、風力発電の受け入れと購入を優先すべきである。

い) 大手国営企業にとっての利潤率に関する経済的要請

同時に、中国における大手国営送電網会社は、正常な経営を維持するために、利潤率を追う会社である。中国国営資産管理委員会は、2013年4月に、国営企業に、政治的任務としての「中央政府直轄レベルの国営企業における利潤の成長率は

10%以上に達しなければならない」という経済的要請を提出した。

しかし、送電網会社が、風力発電の不安定な出力を予報する装置とインテリジェント送電網の建設と特高圧（UHV）遠距離送電技術に対する巨大な投資の設置を通じて、風力発電の受け入れと購入と給電を優先するという100%の社会的責任を遂行しようとするのであれば、10%以上の利潤率の実現という経済的責任を果たすのは困難となる。

だが、送電網会社は、上記のような社会的責任と経済的責任の両方に配慮しなければならない。最終的には、送電網会社が風力発電の受け入れと購入（給電）を優先するという社会的責任については、その一部が果たされただけという結果になった。

う) 社会的責任と経済的責任が矛盾した時の政府の介入の欠如

上記の（あ）と（い）の記述のように、送電網会社が負った社会的責任と経済的責任が矛盾した時、送電網会社は、風力発電優先購入（給電）の社会的責任の一部しか果そうしない。風力発電優先購入に対する送電網会社の態度は消極的であり、そのような姿勢は、風力発電の消費をめぐる難題を引き起こした。

もし、政府部門が、送電網会社に対して、風力発電を購入したときに、通常エネルギー電力を超えるようなコストと損失については政府の補助金で補償するという奨励政策を打ち出せば、風力発電優先購入に対する送電網会社の行為は、ずっと積極的になっていくはずである。

つまり、送電網会社が負った風力発電優先購入（給電）の社会的責任と経済的責任が、矛盾している時、政府の介入作用を発揮すべき状況が出現する。送電網会社に、風力発電の購入を優先する際の経済的損失を政府の補助金で補償すれば、送電網会社は、社会的責任と経済的責任の両立が実現できる。しかし、中国政府は、今まで、このような政策を打ち出していない。

上記の内容を纏めると、次のように言える。中

国における送電網会社は、利潤についての要請に規定されて、目下、風力発電優先購入（給電）の社会的責任を十分に果たす形での風力発電優先購入（給電）を有効に実行できていない。

4. 送電網会社の独占的な経営と風力発電の接続の困難

4-1 独占された送電網建設と風力発電の「物理的接続の困難」

電力管理体制の欠陥として、独占された送電網建設は、「建設資金の不足・高いコスト」と「建設の遅いスピード・低い効率」という二つの困難を直接に引き起こしたが、送電網の建設に関するこの二つの困難は、風力発電の「物理的接続の困難」を生んでいる。つまり、電力管理体制の欠陥としての独占された送電網建設と風力発電の「物理的接続の困難」との関係は、下記のように分析できる。

（あ）送電網建設の資金不足と高いコスト

送電網会社が外部につながる風力発電の輸送電線をより積極的に建設するために、国家は、再生エネルギー発電プロジェクトの送電網接続に際して、工事投資と運行維持費用に対して、送電網に入る電気量によって、一定の補助金を与えている。補助基準の設定については、輸送電線の長さが50キロメートル以内の場合には、1キロワット時ごとに0.01人民元を、50-100キロメートルの場合には、1キロワット時ごとに0.02人民元を、100キロメートル及びそれ以上の場合には、1キロワット時ごとに0.03人民元を補助することになっている（国家エネルギー局、2012）。しかし、国の設定した送電網建設のこのような補助基準が低すぎるので、この補助基準によっては、送電網会社がより積極的に送電網を建設することはできない。

（い）独占された送電網建設——送電網建設の遅いスピードと低い効率

国有企業が送電網の建設を独占しているため、風力発電の送電網の建設スピードが遅くなり、効

率が低くなっている。送電網の建設主体が単一の国有企業で、競争がない場合、国有企業の送電網建設の任務があまりにも重くなり、また送電網を建設する時の姿勢が消極的になるので、最終的に送電網の建設スピードに影響を与えざるをえない。風力発電企業が超スピードで拡張する場合、送電網企業も超スピードで発展しなければならないのであり、このようにしてこそ、風力発電企業と組み合わさる送電網の両者の発展の足並みが一致することになる。

総合的に見れば、電力体制の改革を推進することによって、送電網建設の国有企業独占という局面を破り、民営企業が送電網を建設することを許可し、民営企業と国営企業が送電網建設の分野で競争を行うことが大切である。このようにすれば、送電網の建設コストを下げることができ、また送電網建設の投資を増加することができ、さらに送電網の建設速度と品質を高めることができるので、一石三鳥の結果になり、風力発電を送電網につなげる問題が早く解決することに役立つはずである。

4-2 「VRT 機能検査」の独占と風力発電の「技術的接続の困難」

2011年2月から2011年4月までの間に、中国における風力発電の送電網の大規模な遮断事故が頻発した。それに対し、中国政府は、2011年5月5日に公布した「風力発電所の安全のための監督管理を確実に強化し、風力発電の送電網の大規模な遮断の事故の頻繁な発生を有効に抑制することに関する通知」で、多数の風力発電機がLVRT機能を備えていなかったことが遮断事故の重要な原因になったと指摘し、「送電網の遮断事故」¹⁰⁾の防止策として、「作り上げた風力発電所の風力発電機はLVRT機能の検査を受けなければならないし、風力発電機がLVRT機能を備えていない場合、そのための機能を追加しなければならないし、これから先、建設を準備する風力発電所には事前にLVRT機能を備えなければならない」という強制的規定を提出した。つまり、こ

の強制的規定により、LVRT機能の検査を受けない場合やLVRT機能の検査をパスしない場合は、既に作り上げた風力発電所でも、発電が禁止されることになった。

そして、国家送電網会社の直轄機関としての中国電力科学院は、2013年までに、LVRT機能の検査資格を有する唯一の機関になった。そのため、関連する技術的検査を担う機関の少なさと検査すべき風力発電機の数量の巨大さとの矛盾が生じた。LVRT機能の検査の「需給」が不一致という実情があるので、既に完成した風力発電所で設置された風力発電機でも、送電網に接続できず、発電できず、さらに、並んだまま、半年間、関連する技術的検査を受けることを待っていなければならない。つまり、LVRT機能検査の独占は、送電網会社によって独占された送電網の建設とは別の送電網会社の独占的な経営の新形式になった。さらに、そのような独占的な経営の新形式としてのLVRT機能検査の独占は、風力発電の「技術的接続の困難」を引き起こした。

さらに、国家送電網会社の直轄機関としての中国電力科学院は、LVRT機能検査の独占を通じて、高利潤を獲得するようになった。中国電力科学院は、2011年の後半年だけで、LVRT機能の検査権を独占することにより、少なくみても、1億人民元を超えた利潤を得た。つまり、一方では、送電網会社がLVRT機能の検査権の独占によって、高い利潤を獲得し続け、他方では、大量の風力発電所が、発電できず、並んだまま、長時間、LVRT機能の検査の受付を待っているという状態であり、巨大な経済的損失が生じている。

4-3 独占的な送電事業組織における役割遂行を規定していたミクロ的「利害関心」

ある組織の役割遂行の実際は、組織の特性としての経営目的、経営方法、経営計画によって、左右される。一般に、組織の担い手の有する問題解決に対する価値合理性と競争意識は、これらの改善に寄与する。しかし、独占状態での競争意識の欠如と、価値合理性の欠如は、これらの洗練の不

足をもたらすであろう。その結果は、「適正な対処原則」と「役割担当主体としてのミクロ的利害関心」が相剋したとき、前者を犠牲にしながら、後者を優先するという行為パターンが繰り返されるであろう。

では、風力発電の送電網の接続問題においては、送電会社という特定の組織の中で、役割遂行を規定していた典型的な「役割担当主体としてのミクロ的利害関心」として、どのようなものが見いだされるであろうか。ここで、そのような利害関心として注目したいのは、「対立、競争の回避」、「高利潤の追求」、「正当性イメージの維持」という三つの要因である。

「対立、競争の回避」とは、社会過程において他の主体との対立関係や競争関係、或いは利益争奪を避けようとする利害関心である。例えば、送電網会社が送電網の建設を独占し、送電網の建設の遅い速度と高いコストを直接的に引き起こし、風力発電において「送電網の物理的接続問題」を間接的に引き起こした過程には、この要因が見いだされる。また、例えば、送電網会社が風力発電機のLVRT機能の検査を独占したために、風力発電において「送電網の技術的接続問題」を引き起こした過程にも、この利害関心が作用していた。

「高利潤の追求」とは、企業がさまざまな経営方法を通じて、自社の「利潤の追求」の目的をより高度にはたそうとする利害関心である。この「高利潤の追求」という利害関心は、送電網会社が風力発電機のLVRT機能の検査において、独占経営を維持する動機となっている。また総合的に見るように、「高利潤の追求」は、風力発電の送電網への接続が、送電網会社の独占経営のために、送電網の建設についても、LVRT機能の検査についても見出される「送電網会社依存の状況」を形成する深層の経済的原因となっている。

「正当性イメージの維持」とは、政府や民間会社などのほかの主体から、国営送電網会社の独占経営が破られないようにすること、そのために正当なしかたで役割遂行をしているというイメージをつくりだそうとすることである。正当性イメー

ジの維持が独占経営のもとでの役割遂行という実質に支えられていけばよいのだが、実際には、独占経営のもとでの役割遂行が欠如した状況でイメージづくりの利害関心が正当な競争無しで、弊害を引き起こしている。

以上の三つの利害関心は、送電網会社の役割遂行を規定する要因になった。これらは、風力発電の送電網の接続問題を引き起こした過程に再三登場する。送電網会社が、自分にとってのミクロ的利害関心を優先するあまり、風力発電の送電網の接続のための「適正な対処原則」を犠牲にするという形で「競争意識の欠如」を示す時、優先されているのは、これらの利害関心なのである。

5. まとめ

中国の電力体制は、現在のところ、「発電機会の均等」と「電力の割り当ての従属性」という二つの欠陥がある。さらに、この二つの欠陥は、風力発電の発展に悪い影響を与えている。「発電機会の均等」に関する電力体制の欠陥は、風力発電の発電量の減少を引き起こしたが、「電力の割り当ての従属性」に関する電力体制の欠陥は、風力発電への差別的な取引を生んでいる。「発電機会の均等」と「電力の割り当ての従属性」という電力体制の欠陥は、送電網会社の差別的な風力発電の扱いを引き起こしたが、送電網会社による差別的な風力発電の扱いは、政府の提唱する風力発電優先購入政策の実施を困難にするという結果をもたらした。さらに、風力発電優先購入政策の実施し難さは、直接に風力発電の消費の困難を引き起こした。つまり、そこには、電力体制の欠陥が風力発電の消費を制約し困難にしたという関係がある。

また、送電網会社が風力発電機のLVRT機能の検査を独占したために、風力発電において「送電網の技術的接続問題」が引き起こされた。送電網会社が送電網の建設を独占していることが送電網の建設速度が遅くコストが高いという事態を直接的に引き起こし、また、風力発電における送電

網の「物理的接続の困難」を間接的に引き起こした。

要するに、風力発電システムは、旧式の電力管理体制の欠陥に由来するいろいろな制約条件を被っている。風力発電の発展のためには、風力発電に直接に関連する政策や制度から成る風力発電システムの変革だけでは、不十分であり、全体としての電力管理体制の欠陥を変革しなければ、風力発電の「消費の困難」と「接続の困難」を実質的に克服することはできないと考えられる。

謝辞

本稿を執筆するにあたり、法政大学大学院公共政策研究科船橋晴俊教授に多くの貴重な助言と丁寧な指導をいただきました。厚く御礼申し上げます。

付記

筆者は、中国政府派遣留学生として、法政大学大学院政策科学研究科博士課程後期に在籍しています。本稿準備にあたり中国国家留学基金の助成をいただきました。

注

- 1) 「風力発電機の LVRT 機能」とは、送電網側とか風力発電所側での故障のために、風力発電所がつながっている送電網の系統電圧が低くなっていたときに、送電網の系統電圧の低下した一定の範囲の内で、間断なく、風力発電機が、送電網につなげたまま、運転し続ける機能である。この「LVRT 機能」は、英語で Low Voltage Ride-Through (LVRT) であり、日本語で、「低電圧を乗り切る機能」である。
- 2) 「政・企分離」とは、電力産業における政府管理と企業経営の機能の分離を指している。
- 3) 主補の分離とは、電力系統の主要な事業と補助的事业との分離を指している。国家電力網会社と南方電力網会社が管轄した探査設計会社や火力発電・水力発電の施工会社や電力補修会社は、電力補業の範疇に属する。
- 4) 中国における将来の電力の移動の経路は、発電所—送電(網)会社—配電会社—売電会社—消費者という順である。発電価格は、発電所が送電網会社に電力を売る価格である。
- 5) 小売価格は、売電会社が消費者に電力を売る価格である。

- 6) 送電価格は、送電(網)会社が配電会社に電力を売る価格である。
- 7) 配電価格は、配電会社が売電会社に電力を売る価格である。
- 8) 送配電価格は、まだ未分化な送電価格と配電価格を統合した現在の名称である。
- 9) 中国政府は、2005年2月28日に、「中華人民共和国再生可能エネルギー法」(略称「再生可能エネルギー法」)を公布したが、この「再生可能エネルギー法」は、2006年1月1日に、実施し始めた。
- 10) 風力発電の「送電網の遮断」とは、ある故障のゆえに、風力発電機がつなげる送電網の系統電圧が低くなっていたときに、LVRT機能を備えていなかった風力発電機が、低電圧を乗り切ることができず、送電網につなげたまま、運転し続けることができなかったために、最終的に、送電網を解列し、送電網の遮断の事故を引き起こしたことである。

参考文献

- 船橋晴俊, 2012, 「社会学をいかに学ぶか」, 弘文堂
- Erhard Friedberg, 1972, *L'analyse Sociologique des Organisations*, GREP (= 船橋晴俊, クロード・レウィアルウェアレス(訳), 2010年, 「組織の戦略分析—不確実性とゲーム社会学」, 新泉社,)
- 傅玥雯, 2012年a, 「解困電力須走改革之路——訪國務院研究室總合同副司長范必」, 「中国能源報」
- , 2012年b, 「解困電力須走改革之路——訪國務院研究室總合同副司長范必」, 「中国能源報」
- Jingyi Han, 2009, Onshore wind power development in China: Challenges behind a successful story, *Energy Policy, Volume 37, Pages 2941-2951*
- Joanna I Lewis, 2011, *Green Innovation in China: China's Wind Power Industry and the Global Transition to a Low-Carbon Economy*, Columbia University Press
- 李志東 a, 2012, 「低炭素社会に向けた風力発電開発と関連産業の動向」, OHM, 99(12), P52-56
- 李志東 b, 2012, 「中国新疆ウイグル自治区における風力発電に関する計量経済分析」, 『エネルギー・資源』33巻第7号
- 李俊峰等編著, 2007, 「中国の風力発電の発展に関する年次報告 2007」, 中国環境科学出版社
- 李俊峰等編著, 2008, 「中国の風力発電の発展に関する年次報告 2008」, 中国環境科学出版社
- 李俊峰等編著, 2010, 「中国の風力発電の発展に関

<投稿論文>

- する年次報告 2010」, 海南出版社
- 李 俊峰等編著, 2011, 「中国の風力発電の発展に関する年次報告 2011」, 中国環境科学出版社
- 李 俊峰等編著, 2012, 「中国の風力発電の発展に関する年次報告 2012」, 中国環境科学出版社
- 李 俊峰等編著, 2013, 「中国の風力発電の発展に関する年次報告 2013」, 中国環境科学出版社
- Michael B. McElroy, 2009, *Potential for Wind-Generated Electricity in China*, *Science*, VOL325, P1378-1380
- 和田 武, 2000, 「中国・内蒙古自治区における再生可能エネルギー—導入状況と今後の利用可能性—」『立命館産業社会論集』第 36 巻第 3 号
- 和田 武, 2002, 「中国・内蒙古自治区における小型風力発電と太陽光発電の導入による牧民家庭の電化」『立命館産業社会論集』第 37 巻第 4 号
- Xiliang Zhang, 2012, *Renewable energy in China: An integrated technology and policy perspective*, *Energy Policy*, Volume 51, Pages 1-6
- Xiaoli Zhao, 2012, *Large-scale utilization of wind power in China: Obstacles of conflict between market and planning*, *Energy Policy*, Volume 48, Pages 222-232
- Xiaoli Zhao, 2013, *To what extent does wind power deployment affect vested interests—A case study of the Northeast China Grid*, *Energy Policy*, Volume 63, Pages 814-822
- 国家エネルギー局, 2012, 「可再生能源电价附加补助资金管理暂行办法」
- 国家电力监督管理委员会, 2012, 「重点区域风电消纳监管报告」

高 瑜 (コウ・ユウ)

法政大学大学院政策科学研究科博士後期課程

『サステナビリティ研究』 投稿規定・執筆要領

2010年5月1日施行
2010年7月20日改訂
2013年7月31日改訂

1. 学術誌『サステナビリティ研究』について

本誌は横書き・B5サイズの体裁をとり、i) 編集委員会の企画によるもの、ii) 投稿論文からなるもの、の二部構成をとる。前者(i)は主に“特集論文”の形式をとり、編集委員会が執筆を依頼するものや、「サステナビリティ研究教育機構」が主催するシンポジウムなどの記事などが収録される。後者(ii)は、“投稿論文”の形式をとる。

2. 投稿論文について

a) 投稿条件

投稿論文の著者に関する条件は、特に設けない。

b) 投稿可能な記事区分

①研究論文

「研究論文」とは、“サステナビリティ”に関わる研究をまとめた論文である。研究の目的、方法、結果などが明示され、学術的価値あるいは応用的価値が高く、記事に実証性や獨創性が認められるものとする。

②総説論文（レビュー）

「総説論文（レビュー）」とは、“サステナビリティ”に関わる知見をまとめた論文であり、議論の前提、論理展開、結論が明示されたものである。その対象は学術論文のみならず、特定の課題に対する研究・政策の動向、市民活動や地域の動向なども対象とする。

③研究ノート・報告

「研究ノート」、「報告」とは、“サステナビリティ”に関わる学術研究、調査、技術開発、計画・設計、社会的実践などを、必ずしも学術的記述にとらわれず自由なスタイルで展開するものである。これらは研究や実践の中間報告、あるいは構想段階での問題提起の性格を有し、記事に獨創性や将来性が認められ、速報することで学術的、社会的意義を伴うものとする。

c) 投稿記事の執筆に際しての注意

投稿については特に分野の制限を設けないが、本誌が“サステナビリティとは何かを考究する”という学術誌として、多様な人々に幅広く読まれることを想定した執筆を求める。

また「サステナビリティ研究教育機構」では、ニュースレターやワーキングペーパーも発行している。内容に応じて、これらの媒体の利用も検討されたい。

3. 投稿要領

a) 提出方法

法政大学「サステナビリティ研究教育機構」の編集委員会事務局（sus.edit@ml.hosei.ac.jp）宛に Eメールで提出すること。図表などの情報量が多い場合は、ファイル転送サービス等の利用も検討すること。

b) 投稿期限：9月30日

期限までに投稿された原稿でも、審査の結果次第では収録が見送られる可能性がある。

c) 提出物

以下、3点の提出を求める。

① 投稿論文

※ Microsoft 社の Word で提出すること。Word で提出できない場合は、編集委員会に相談すること。

※ 英文要旨は、英語に長けた者のチェックを受けること。

② 図・表・写真

※ レイアウトは印刷業者が行うため、十分な解像度と画質を持ったオリジナルファイルも提出すること。

※ 図、表、写真のファイル名は、“図1（著者名）”、“写真1（著者名）”などとする。

※ 図、表、写真は、Jpeg、Ai、Psd など汎用性の高いファイル形式（拡張子）で提出すること。

これらに変換ができない時は、編集委員会に問い合わせること。

③ 投稿者情報カード

※ 「サステナビリティ研究教育機構」のホームページに掲載されたフォーマットに記載すること。

d) 査読プロセス

編集委員会が選定した査読者2名が査読を原則2回行い、査読結果に基づいて編集委員会が採録を決定する。採録決定後は内容の変更は原則的に認めず、誤植の修正程度にとどめる。

4. 投稿における諸注意

a) 二重投稿の禁止について

投稿は未発表のものに限る。また他の学術雑誌で査読中であるものの投稿を禁ずる。ただし以下(①-③)については、投稿記事とともに、それに関わる一連の発行物を提出した上で、編集委員会の判断により投稿を認める。

① 他学会、各種シンポジウムや研究発表会、国際会議などで発表されたもので、査読付きでないもの。

② 大学の紀要、研究機関の研究所報告など、部内発表されたもの。

③ 国、自治体、各種団体における委託調査・研究の成果報告書として発表されたもので、かつ著作権上支障がないもの。

b) 論文の採否について

原稿の採否は、本誌の編集委員会が選定する審査員の査読を経て、編集委員会が決定する。

c) 著作権について

掲載論文の著作権は原著者が保有する。他の媒体に転載（外国語訳を含む）する時は編集委員会に連絡すること。

d) 論文の別刷りについて

著者グループに別刷りは30部を進呈する。なお増刷には応じない。

5. 執筆要領

a) 書式

本文は横書きとする。1頁は40列×25行（1頁：1000文字）とし、本文は、図、表、写真、参考文献、注釈を含めて20頁（20,000字）以内とする。

b) 論文構成

論文構成は“節・項”立てとし、半角数字を用いて、見出しを付けること。

c) 投稿論文の頁構成

1頁目）「和文タイトル」、「著者名」、「著者の所属機関」、「e-mail アドレス」を記載する。

「謝辞」を載せる場合は、本文に記載せず、1頁目の末尾に入れる。

2頁目）「英文タイトル」、「英文要旨」（300語程度）、「英語キーワード」（5個まで）を記載する。

3頁目）「和文タイトル」、「和文要旨」（600文字程度）、「和文キーワード」（5個まで）を記載する。

4頁目）「本文」は4頁目から記し、本文は20頁以内（23頁目まで）とする。

d) 表、図、写真について

※ 図、表、写真は、それぞれ“通し番号”と“タイトル”を付ける。表では“上”に明記し、図、写真で“下”に明記する。

※ 図、表、写真のファイル名は、“図1（著者名）”、“表1（著者名）”、“写真1（著者名）”などとする。

※ 本版は通常モノクロ・B5サイズで刊行されることを留意し、解像度、白黒の濃淡、コントラストなどに注意する。

※ なお写真や図表のカラー出力を希望する場合は、編集委員会と問い合わせること。カラー印刷に伴う費用、著者に実費程度の負担を求める。

※ 図、表はモノクロで提出する。

※ 写真はカラーで提出すること。写真のモノクロ化・調整は印刷業者が行う。

e) 脚注について

脚注は章毎に分割せず、論文末尾で一括して記載し、1)、2)…と通し番号をつける。

f) 文献の引用について

本文中での引用文献は、“著者名（年号）”と記すこと。ただし文末に引用する場合は、“本文（著者名，年号）句点”とする。同一著者の文献は、刊行年順に並べ、同じ年号の引用文献が複数ある場合は、“著者名（年号 a）”などと小文字のアルファベットを補うこと。

文献リストは和洋混在の形式とし、著者のファミリーネームの“アルファベット順”とする。和文文献のみ の場合は、“あいうえお順”とする。

g) 引用文献のまとめ方

①論文の引用文献の書き方

【海外文献】著者名, 発行年, “論文名,” 掲載雑誌名(イタリック体), 巻(号): 掲載開始頁 - 終了頁.

- Nishiumi, H. and T. Kubota, 2007, "Fundamental Behaviour of Benzene-CO₂ Mutual Diffusion Coefficients in the Critical Region of CO₂," *Fluid Phase Equilibria*, 261: 146-151.

【和文】著者名, 発行年, 「論文名」『掲載雑誌名』 巻(号): 掲載開始頁 - 終了頁.

- 牧野英二, 2006, 「カントと崇高の哲学」『思想』 990: 4-29.

②著書の引用文献の書き方

【海外文献】著者名, 発行年, 書名(イタリック), 出版都市名: 出版社名.

- Kawamura, Tetsuji, 2010, *The Hybrid Factory in the United States The Japanese-Style Management and Production System under the Global Economy*, New York: Oxford University Press.

【和文】著書名, 発行年, 『書名』 出版社名.

- 陣内秀信, 1992, 『東京の空間人類学』筑摩書房.

③単行本に収録された論文の引用文献の書き方

【海外文献】著者名, 発行年, “論文名,” 編著者名 ed., 書名(イタリック), 出版都市名: 出版社名, 掲載開始頁 - 終了頁.

- Nagata, T., F. Kumagai, and T. Sano, 2001, “The regulation of the cell cycle in cultured cells,” Francis, D. ed., *Plant Cell Cycle Interface*, Sheffield: Sheffield Academic Press, 74-86.

【和文】著者名, 発行年, 「論文名」編者名編『書名』 出版社名, 掲載開始頁 - 終了頁.

- 船橋晴俊, 1999, 「環境問題の社会学的研究」飯島伸子・鳥越皓之・長谷川公一・船橋晴俊 編著 『講座環境社会学 第1巻 環境社会学の視点』有斐閣, 29-62.

④インターネットの情報の引用の仕方

【外国語サイト・和文サイト】著者・サイト運営者名, 最新更新年, 「記事のタイトル」, サイト名, (参照年月日, URL)

- 法政大学サステナビリティ研究教育機構, 2010, 「設立記念シンポジウム サステナビリティ 研究のフロンティア」, 法政大学サステナビリティ研究教育機構のホームページ, (2010年5月11日参照, <http://research.cms.k.hosei.ac.jp/sustainability/node/86>).

6. 付則

a) 投稿規定・執筆要領の改訂について

本投稿規定は、法政大学「サステナビリティ研究教育機構」の編集委員会の審議に基づき、改訂することができる。

b) 問い合わせ先

本投稿規定・執筆要領について問い合わせ事項がある場合は、法政大学サステナビリティ研究教育機構の編集委員会事務局 (sus.edit@ml.hosei.ac.jp) に問い合わせること。

投稿規定・執筆要領 2010年5月1日施行
2010年7月20日改訂
2013年7月31日改訂

編集後記

『サステナビリティ研究』は、法政大学サステナビリティ研究教育機構の査読つき定期学術刊行物として2010年に創刊されました。3号まで発行した後、同機構は2013年3月に閉鎖となりましたが、2014年8月に設立されたサステナビリティ研究所が本誌を引き継ぎ、第4号を発行することができました。本号の刊行にあたり、関係者の方々のご協力に深く感謝いたします。

本号には、一本の投稿論文と二つの特集が収録されています。

一つ目の特集では、当研究所がメインテーマとして取り組んでいる再生可能エネルギー問題の特集としています。東日本大震災から三年の歳月を経過した現在、被災地において取り組まれてきた「再生可能エネルギー事業」について、これまでの課題とこれからの展望について、5人の執筆者が多角的に論じました。

二つ目の特集は、「地域を支える暮らしの共同、女性と生活の持続性」として、地域社会の安定・安心な暮らしの実現のために下支えしてきた女性たちの活動（福祉、介護、自給などサブシステンスな部分）に、学際的な視点から焦点を当て、7人の執筆者が論じています。核心的であるがゆえに、あるいは経済的価値が低かったがために、見逃されて来たそれらの活動の価値、意味をしっかりと再吟味し、そのうえで、矛盾や制度的に求められるもの等を検討しようとするものです。

『サステナビリティ研究』は、サステナビリティ研究所の定期学術刊行物として、今後も継続刊行していきます。学際的な観点からの論文の、皆様からの積極的な投稿を期待しています。

2014年3月25日 編集委員会一同

『サステナビリティ研究』編集委員会

委員長：西城戸 誠（法政大学人間環境学部 教授）

事務局：吉野 馨子（サステナビリティ研究所 研究支援者）

守屋 貴嗣（サステナビリティ研究所 リサーチアシスタント）

投稿論文・査読者

（投稿論文が1本のみだったため、査読者の名前の掲載は控えました）

ISSN 2185-260X

サステナビリティ研究
Vol.4

2014年3月15日 発行

発行 法政大学サステナビリティ研究所 所長 福田好朗

編集 法政大学サステナビリティ研究所 編集委員会事務局
〒194-0298 東京都町田市相原町 4342
法政大学 多摩キャンパス 図書館・研究所棟（3号館）5階
sus.edit@ml.hosei.ad.jp（担当：吉野馨子、守屋貴嗣）

印刷 朝川印刷株式会社